

# 「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）」に関する 意見募集（パブリックコメント）の結果

平成31年 4月19日 内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局



ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）について、平成31年3月7日（木）から平成31年3月26日（火）まで御意見を募集したところ、913者の方から御意見をいただきました。

頂いた全ての御意見について、内容ごとに42の項目に分類・整理し、それぞれの項目について考え方をまとめております。

なお、頂いた御意見について、同一の御意見であっても提出者が異なる場合は、複数回掲載しております。

御協力いただきありがとうございました。

# 項目一覧

- (1) 「はじめに」に関する御意見
- (2) ギャンブル等依存症の定義に関する御意見
- (3) ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づく対策の対象に関する御意見
- (4) ギャンブル等依存症対策の推進体制に関する御意見
- (5) ギャンブル等依存症対策の予算に関する御意見
- (6) PDCAサイクルの推進に関する御意見
- (7) 関係事業者の取組全般に関する御意見
- (8) 関係事業者における広告・宣伝の抑制に関する御意見
- (9) 関係事業者における普及啓発の推進に関する御意見
- (10) 関係事業者における本人・家族申告によるアクセス制限に関する御意見
- (11) 20歳未満の者の購入禁止の強化に関する御意見
- (12) インターネット投票に関する御意見
- (13) 関係事業者におけるATMの撤去に関する御意見
- (14) 関係事業者における相談・治療につなげる取組に関する御意見
- (15) 関係事業者における従業員教育の推進に関する御意見
- (16) ぱちんこにおける取組全般に関する御意見
- (17) ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方に関する御意見
- (18) ぱちんこにおけるアクセス制限に関する御意見
- (19) 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施に関する御意見
- (20) ぱちんこにおけるATM等の撤去等に関する御意見
- (21) 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入に関する御意見
- (22) ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組に関する御意見
- (23) ぱちんこにおける依存症対策の体制整備に関する御意見

- (24) 全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備に関する御意見
- (25) ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化に関する御意見
- (26) 相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成等に関する御意見
- (27) 治療支援に関する取組全般に関する御意見
- (28) 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援に関する御意見
- (29) 就労支援に関する御意見
- (30) 依存症の理解を深めるための普及啓発に関する御意見
- (31) 学校教育における指導の充実に関する御意見
- (32) 各地域の包括的な連携協力体制の構築に関する御意見
- (33) 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等の養成に関する御意見
- (34) ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援に関する御意見
- (35) ギャンブル等依存症の治療プログラムに関する御意見
- (36) 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握に関する御意見
- (37) 関係事業者による実態把握に関する御意見
- (38) 貸付自粛制度に関する御意見
- (39) 民間金融機関団体との連携促進に関する御意見
- (40) 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化に関する御意見
- (41) その他のギャンブル等依存症対策推進基本計画案に関する御意見
- (42) 本ギャンブル等依存症対策推進基本計画案に係る事項以外に関する御意見

## (1) 「はじめに」に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

いただいた御意見も踏まえ、第一段落の記載を、以下のとおり修正いたしました。

「我が国では、多くの人が競馬などの公営競技やばちんこ等を健全に楽しんでいる。その一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合がある。」

### 意見

1ページ はじめにの冒頭

その一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせている人がいる。この「生じさせている人がいる」とい表現は、偏見助長になります。「生じさせる場合がある」に訂正してください。これは非常に重要です。

1ページ はじめにの冒頭

我が国では、多くの人が競馬等の公営競技やばちんこ等を健全に楽しんでいる。その一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせている人がいる。「人がいる」とすると、偏見助長になります。以下に訂正してください。これらのギャンブル等にのめり込むことで、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合がある。

1ページ はじめにの冒頭

我が国では、多くの人が競馬等の公営競技やばちんこ等を健全に楽しんでいる。その一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせている人がいる。「人がいる」とすると、偏見助長になる。以下に絶対に訂正すべきである。これらのギャンブル等にのめり込むことで、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合がある。

冒頭はじめに…のところですが、

我が国では、多くの人が競馬等の公営競技やばちんこ等を健全に楽しんでいる。その一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせている人がいる。これは偏見です。多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があるという文章に変更してください。

「重大な社会問題を生じさせている人がいる」という表現は、病気の人が割るようなニュアンスが含まれているので、別な表現に直してください。

## (2) ギャンブル等依存症の定義に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症の定義については、昨年7月に成立し、10月に施行されたギャンブル等依存症対策基本法第2条において、「「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。」と規定されております。

なお、この基本計画は、関係事業者に求める取組や行政機関による取組を記載しているものであり、新たな規制を設けるものではありません。

意見
そもそも依存性の定義も定かでない
そもそもギャンブル依存性の定義は何なんでしょうか？時間？お金？何をもって依存性なのか曖昧過ぎるかと思います。
ギャンブル依存症という明確な定義も無いままの基本計画に大変不安を覚える。そもそもギャンブル依存症は世界では病理認定されていない。日本を代表的する脳科学者の研究によれば、日本では「依存」と「依存症」が混同されているが、英語では“Dependence(依存)”と、“Addiction(依存症、中毒)”とで明確に扱いが違う。“Dependence(依存)”は医学的な病気ではないので殆ど研究対象とされていない。一方で、“Addiction(依存症、中毒)”は“Addiction is a brain disorder. (中毒は脳障害である)”と定義されている。中毒と依存を混同した結果、趣味としてパチンコを楽しんでいた善良なファンも、ギャンブル依存症の言葉の一人歩きのお蔭でホールに足を運び辛い現状がある。
依存症が明確になってないため反対します
依存症が病気と確立されてないのに、ギャンブル自体がいけないとなるのはおかしいと思います。反対します。早急にギャンブル依存の定義を決められる事を望みます。
病気だと決まった訳ではないのにギャンブル依存性と決めつけるのは良くないと、ギャンブルをする人もそれがひとつの楽しみになっているとおもいます。なので、反対です。
そもそもギャンブル依存症の定義が明確でないという基本的な問題を認めているのに、なぜ規則が論じられているのか理解できません。
ギャンブル依存性の定義はどこが基準なのでしょう？
ギャンブル依存症の定義が定まらないことを認めているにもかかわらず、規則が定められることへの理解ができません。
ギャンブル依存症ってどこまでが依存なんですか？わかりません。
ギャンブル依存症について定義が曖昧なのにそれに対して規制することについて反対します。
ギャンブル依存性に対する明確な定義が示されていない。明確な定義を示さず、庶民の娯楽を奪うような法案には反対します。
『ギャンブル依存症』と称しているが定義や根拠が曖昧で、どこからが依存症に当たるのか線引きが難しいと思います。あやふやなまま、規制だけ厳しく取り締まっても意味が無いと思います。
ギャンブル依存の定義がよくわからない。小遣い内でよく遊びに行っているの自分も対象になってしまいそうで不安。
依存症の定義が不明確でありながら規制ばかり進んでいることがおかしい。
依存症の定義をしっかりと決めて対策すべき。曖昧なままだと何も決まらず、いい加減な対策、法律が決まってしまう。
依存症について定義が曖昧であり、その曖昧なものに対して規制をすることが意味不明です。なので、法案に対して反対します。
ギャンブル依存症というものの定義が曖昧なままである為、当然その調査内容や結果についても曖昧なままである。推進基本計画云々の前に、対策を講じなくてはならないものについて明らかにしていかななくては行なっても只のパフォーマンスであって、意味が無い。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)の中にある課題と対策について、既に先進的に取り組んでいるものがほとんどであり、依存症者の定義が曖昧である為、基本計画に基づき取り組みを強いることは不当であり、業界の自主的な取り組みに任せるべきだと考えます。

依存性の定義が曖昧だと思う。

まずは依存症の基準を明確にすることが必要

ギャンブル等依存症の定義がされていないので、対象となる人が特定出来ない。規制を強制すると不当な扱いを受ける人が出てくると思う。

ギャンブル等依存症の定義がなされていないので、対象となる人が特定できない。規制を強制すると不当な扱いを受ける人が出てくると思う。



### (3) ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づく対策の対象に関する御意見

#### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の「第二章 取り組むべき具体的施策」に掲げる「Ⅰ 関係事業者の取組」では、ギャンブル等依存症の予防に資する事業の実施という観点から、最近の実態調査や国会での議論等を踏まえ、競馬などの公営競技やぱちんこ等の実施に係る事業者を「関係事業者」として、その取組を対象としております。ただし、この対象については、今後、基本計画に基づき実施される実態調査等を踏まえ、必要な見直しが行われ得るものであると考えております。

また、同章に掲げる「Ⅱ 相談・治療・回復支援」、「Ⅲ 予防教育・普及啓発」、「Ⅳ 依存症対策の基盤整備」、「Ⅴ 調査研究」、「Ⅵ 実態調査」及び「Ⅶ 多重債務問題等への取組」は、その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策としております。

さらに、ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、例えば、医療提供体制の整備や相談支援において相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をすることとしております。

#### 意見

宝くじ等の規制は無いのでしょうか？

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局にて、公営ギャンブルと一緒にパチンコが入っているが、パチンコ事業は国から認められていないはずですが、内閣官房は、パチンコをギャンブルと認めたという事なのか？

宝くじなど身近でいつでも買えるのはパチンコ・パチスロと同じなのに、宝くじはテレビコマーシャル「何億円当たる・・・」などと宣伝している実態をどのようにお考えなのか。

それと素朴な疑問ですが、ギャンブル等にはスマホのゲーム(ガチャなど加金するもの)は含まれますか。これはスマホを持っていれば年齢に関係なく誰でもできます。実際に現金が動かない分、問題が深くなる前に手立てを考えるべきだと思います。

宝くじやカジノについても規制対象に加えるべき。

宝くじやカジノについても対象に加えることが必要。

宝くじやカジノについても規制対象に加えるべきである

連日CMでは宝くじで数億円当たると煽りまくっていますが競馬や競艇、オートレースとモーターボートとパチンコではそんなCM見たことがありません。一方で依存症対策として規制を掛けるのに同様の事象を黙認するのは不公平であり、この計画には問題があります。反対します。

本基本計画案では、宝くじ、スポーツ振興くじ等公営くじが除外されているが、公営くじは刑法で禁じられている賭博の一種の富くじであり、ギャンブルであることは法的にも歴史的にも世界的にも明らかであるから、これらを基本計画の対象ギャンブルに含め、実態調査や対策の対象とすべきである。

宝くじに関して全く対策が行われていない

<p>公営くじもギャンブルとして対象ギャンブルに加えるべきである  本基本計画案においても、宝くじ、スポーツ振興くじ等公営くじが完全に対策の対象外とされている。  本基本計画案第一章「1 ギャンブル等依存症対策の現状」3に記載された疫学調査を受託実施した独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターのウェブサイトにおいても、「…公営ギャンブルや、宝くじ、スポーツくじ、ぱちんこ、スロットの遊技などがギャンブルにあてはまるでしょう」と紹介されているとおりであり、国が管理するこれら公営くじも、基本計画の対象ギャンブルに加え、実態調査や対策の対象とすべきである。  具体化しつつあるカジノについて実効性ある依存症対策を求めるべきである  2018年7月20日、特定複合観光施設区域整備法（以下「整備法」という。）が成立し、現在国は施行令の策定やカジノ管理委員会設置準備などカジノの実施に向けた準備を進めている。しかるに、本基本計画案には、カジノにおける依存症対策に関する記述が全く見当たらない。  この点、例えば、2017年決定においては「資金調達制限」としてATMの撤去等により、ギャンブル場内でのキャッシングサービスの利用による資金調達を防止する方策が提示されており、本基本計画案でもこれが取り上げられている。しかし、整備法によれば、カジノ事業者が、カジノ利用者に対し直接ギャンブル資金の貸付を行うことが予定されており（特定資金貸付業務）、本基本計画が指向する制限とは矛盾したシステムが生まれつつある。カジノにおけるギャンブル依存症対策だけはカジノ管理委員会に委ねるとして沈黙するのであれば、ギャンブル等依存症対策推進本部は、とても「ギャンブル等依存症対策の司令塔」（本基本計画案4頁「推進体制」）とは言えない。  具体化しつつあるカジノの制度設計についても、ギャンブル依存症を予防する立場から随時検討を加え、対策を求めていくべきである。</p>
<p>パチンコ店は店舗数が減って、ぱちんこ人口も減っています。規制も入って宣伝広告も変わりました。全てが良くなっているはずなのに、お金の問題はつきません。携帯ゲームなどの射幸心を煽る課金制度・ソーシャルネットワークの投げ銭やスーパーチャットと呼ばれる課金コメントなど新たなエンターテインメントが出てきており、そこで行き過ぎたお金により自制を聞かない方が自らを不幸にしているのではないのでしょうか？</p>
<p>携帯の課金ゲームの方がウエイトは高いと思います。</p>
<p>ギャンブル等の対象にぱちんこは入っているが、宝くじはなぜ入っていないのか。  また株やFX、暗号通貨などは入っていないようですが、パチンコよりも時間当たりの投資金額が多く、獲得する金額の高いものが対象外になる事は理解できません。</p>
<p>最後に今の日本は人材不足で海外からの就労者を招き入れようとしています、その前に、課金ゲーム依存のニートを親の依存から脱却させる法案を作られてはいかがでしょうか？</p>
<p>依存症は基本計画に出てくるギャンブル等のみの話ではなく特に最近では スマートフォンの課金ゲームでお金をつき込む人も出てきている。自己解決できない金額の借金があるにもかかわらず消費がやめられない依存も見られる。狭義でのギャンブル等の対策も急務であるが強度の依存というのは消費のどのようなことにも当てはまる。その規模が小さい、件数が少ないなどから目立たないだけである。</p>
<p>公営クジはギャンブルではないのか？公営クジ 宝くじ・ロト・BIG等にも依存症対策は必要不可欠である！  何故法案に公営クジが盛り込まれて無いか？国民に対し全てのギャンブルを盛り込む姿勢が必要不可欠</p>
<p>ギャンブル等依存症対策としては、パチンコ業だけでなく公営ギャンブルやネットゲーム、FX等においても同じように対応が必要なのではないでしょうか？</p>
<p>今回の対策法には、パチンコや公営ギャンブルについては記載されているが、宝くじやゲームアプリによく搭載されているガチャについて記載がない。このことについて強い疑問を感じる。特に、ガチャについては、まだ分別がつかない子供が手を出してしまう可能性があり、18歳にならないと遊戯できないパチンコや公営ギャンブルと比べ、危険であると考えられる。18歳を超えていても依存症になる可能性があるのに、18歳未満の子供に対して迫る脅威に対応しようとしていない政府や行政にはあきれられるしかない。</p>
<p>平成30年07月05日に執り行われた参院内閣委員会による矢田わか子議員の質疑および、それに対する法案発議者となる榎屋敬悟議員による答弁において：  矢田議員：オンラインカジノあるいは課金ゲーム等において、ギャンブル依存症あるいはゲーム依存症と言われるものが大勢発生しております。特にオンラインカジノは違法であって、表には出てきていないんですけども、その被害も大きいと言われております。最近では仮想通貨で賭けるケースも増えて、そのため全体像やその被害状況がつかめないという状況にあります。一般のサラリーマンでも、こういったオンラインカジノにはまって多額の借金を抱えている、そして解雇されるというふうな、そんな報道もあります。  こうしたギャンブル依存症の対策として、今後はこのゲーム依存症、それからインターネットによるギャンブル依存症も当然視野に入れていくべきというふうに思いますが、発議者それぞれ、この課題について御見解があれば伺いたいと思います。  榎屋議員：先ほども議論がございましたけれども、今御指摘のゲーム依存症あるいはインターネットによる依存については、これは必ずしも全てがギャンブル等依存症に該当するものではないと考えておりますけれども、御指摘があったようなケース、オンラインカジノとか課金ゲームにつきましては、技術の進歩に応じて新しい形態が生じることも想定されまして、本法案に言うギャンブル等に該当するものもあり得るというふうに考えてございます。  との質疑／答弁が行われた記録が残っているが、本ギャンブル等依存症対策推進基本計画案においてはゲーム依存症、およびインターネットによるギャンブル依存症に関する対策は一切見られない。政府としては、法案発議者が「本法案に言うギャンブル等に該当するものもあり得る」と答弁を行ったゲーム依存症、およびインターネットによるギャンブル依存症に対する対策は講じるつもりがないという認識で良いか。</p>

#### (4) ギャンブル等依存症対策の推進体制に関する御意見

##### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の委員には、ギャンブル等依存症対策基本法第33条第2項に基づき、「ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者」、「関係事業者」及び「ギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者」が適切に選任されています。

その上で、関係者会議においては、幅広い観点から検討が行われ、基本計画案に対する意見が取りまとめられたものと認識しております。

また、基本計画の案の作成及び実施に関する事務等は、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、内閣に新設されたギャンブル等依存症対策推進本部がつかさどることとされ、さらに、同本部に関する事務は、同法第34条において、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理するものと規定されており、必要な対策を実施するため、適切な体制を整備しております。

##### 意見

パチンコ・スロット、競馬、競輪、競艇などで日本全国でたくさんの方がギャンブル依存症を発症し、家族や友人が巻き込まれて悲惨な状況になっているにもかかわらず、まったく依存症対策がなされてきませんでした。当事者や家族の本当のニーズにこたえるためにも関係者会議のメンバーに入れ、時間をかけて現状の把握、問題解決のための課題の明確化、予防教育、当事者家族支援を含めた依存症対策を作ってほしいです。まだまだ社会資源が不足しています。関係者会議メンバーに民間の支援団体が入っていないのは問題である。日弁連からもメンバーに入っていないのはおかしい。会議日程がアルコール健康障害対策基本法の時と比較して著しく少ない。

政府がお考えのきっちりとは当事者やその家族の意見を吸い上げてその上で動かれているかという事に疑問を感じます。現状を理解しどこが問題なのかどうすれば対策として意味を成すか？その地点に立って初めて仕事になるのではないですか？ろくに調べもせずきれいごとではギャンブル依存症の対策等出来ませんし本当に困っている人を救う事は出来ません

夫がギャンブル依存症です。問題が起き始めて10年、やっと依存症を自覚するまでに至りましたが、まだまだ苦しんでいます。家族も苦しみながらも、自助グループで生き永らえている状況です。関係者会議のメンバーにギャンブル産業寄りの偏りがあるのでは？という印象です。ギャンブル依存症は存在します。苦しんでいる人がいます。ギャンブル依存症を無いもののようにおっしゃる方がメンバーに居て、きちんとした対策ができるのでしょうか。あるものとして、ではどうしたらいいのかという話し合いを、もっと現場で活躍しているしている人や、広く公平に意見を吸い上げてほしいと思います。

関係者会議の人選が不適切である

ギャンブル依存症に関しての知識を持った専門機関とかの意見が取り入れられているとは思えません。ギャンブル依存症はお金が絡む問題なのでその家族や親せき、友人などみじかな人たちが巻き込まれて問題は深刻です。

私は、ギャンブル依存症者を、家族に持つ者です。対策計画をお願いします。やはり、現場に居る人の声、当事者、家族、支援者の声を拾い上げてほしいです。ギャンブル依存症は、残酷な病気です。命に直結しています。現場で、日々ギャンブル依存症と関わっている、いちばん知っている人達の声の聞いて、対策を練り上げてください。より良い対策になることを、期待しています。

<p>「ギャンブル等依存症対策基本法」は、あれだけ鳴り物入りで「しっかりやる！」と叫び続け、その一辺倒でごり押しした内閣官房だが、この法案の最も重大な課題は、「カジノを推進する内閣官房が、ギャンブル依存症対策も行う」という矛盾にあります。しかもこの二つの法律は、ほぼ同じメンバーが策定に関わっています。IRカジノ法案が通過した今となっては、あの「しっかりやる」はすっかり反故にされてしまった気がしています。重要な対策は「検討する」。もしくはやるように見せかけて、自分たちの都合のよい人とお金を循環させるだけ。そして、全国の問題を津々浦々まで見てきた当事者・家族の団体は完全排除し、ギャンブル産業の既得権を守る。そして本質に踏み込んだ話し合いができないよう、関係者会議をわずか4回で終わらせ、しかも趣旨説明に殆どの時間を割く。ここまで露骨にギャンブル等依存症対策をないがしろにしてくるとは夢にも思いませんでした。パチンコ、パチスロ、競輪、競馬、競艇、日本はギャンブル大国でありながら、何の対策もせず、やっと対策がされると思いきや、こんなひどい状況とは、現在ギャンブル依存症で苦しんでいる当事者、家族への裏切り行為としか思えません。今すぐ、関係者会議に、家族の会のメンバーを入れ、現場の声を反映させたものを作るべきです。</p>
<p>関係者会議にギャンブルの予防啓発、相談支援を全国にわたって活動している当事者・家族の会の団体参加を認めていないことは大きな問題と思います。最大の課題・課題は、「カジノを推進する内閣官房が、ギャンブル依存症対策も行う」という矛盾。しかもこの二つの法律は、ほぼ同じメンバーが策定に関わっている。</p>
<p>内閣官房が強行突破させた「ギャンブル等依存症対策基本法」この法案の看過できない矛盾が、「カジノを推進する内閣官房が、ギャンブル依存症対策も行う」という点。しかも同じようなメンバー構成で策定されているとは、言語道断である。</p>
<p>そして、連携し全国の問題に自費で取り組んでいる当事者・家族団体を完全排除した上、踏み込んだ話し合いができないよう趣旨説明に殆どの時間を割き、驚くことに、あれだけ「しっかりやる」と言っときながら関係者会議をわずか4回で終わらせる愚行。この全くの期待外れのギャンブル等依存症対策が、近い将来、大きな損出を生み出すモンスターになると断言しておく。</p>
<p>内閣官房はIRカジノ法案を通す時、ギャンブル依存症対策をしっかりやると公言しておられた。それなのにギャンブル等依存症対策基本法策定時の関係者会議に当事者、家族の団体を完全に排除したうえ、会議を4日で終わらせてしまった。これはただただギャンブル産業の既得権を守るだけだと思えない。</p>
<p>対策基本法に「当事者・家族の代表に意見を聞く」という文言があるのに、当事者・家族の予防啓発、相談支援を行なっている団体を排除したのは、なぜか。一個人の当事者、家族を入れてお茶を濁しているようにみえる。個人からだけでは、問題の本質は見えない。また、ギャンブル産業側(パチンコ・競馬・競艇)から3名もが会議のメンバーとなり、二つのギャンブル依存症の回復施設もメンバーに入っているが、著しく公平性を欠いている。会議の日程も、時間も著しく少なく、アリバイ作りの感を否めない。</p>
<p>具体的にどのような指向性を持って、どのような成果を上げ、その成果をどのように評価するのか、対策の各論は達成目標と評価・検証を担う独立した組織が必要ではないだろうか。海外の情報を参考に断片的に取り組みではなく、シンガポールがIR開設の前に設置したような、世界の対策の実務者・研究者の協力を得た対策タスクフォースを設置し、将来に役立つ世界水準の構造化された対策の実施と検証を行っていく組織をつくるべきである。</p>
<p>ギャンブル依存症対策基本法の関係者会議に、全国にわたるギャンブル依存症の当事者、家族の相談支援を行っている団体を排除して現状の問題も課題も解決できるはずがない。逆にギャンブル産業とパチンコの団体から支援されている施設、ギャンブル管轄省庁が会議に参加して、ギャンブル依存症対策を進められるとは到底思えない。受益者負担により依存症問題に取り組むという姿勢をみせてほしい。</p>
<p>関係者会議の議事録を読みました。ギャンブル産業の方が、我々はこんな対策をしていますといった事例をいろいろ挙げていますが、それらの対策はほとんど効果を発揮していないのが現状です。ギャンブル依存症の当事者や家族を全国規模できめ細かく支援している団体のメンバーが関係者会議に入っていないので、現場の真実を伝えることができていません。このままでは、実効性の期待できないギャンブル依存症対策法ができてしまいます。今からでも、じっくりと法案作りに取り組んでいただきたい。形だけの会議を数回して、効果のない対策法を作るような内閣官房なら、信頼できません。</p>
<p>私自身も母のギャンブル依存で20年以上苦しみました。今回のギャンブル依存症対策推進計画には、とても期待していたので、本当にがっかりです。まずなにより、民間のギャンブル依存症支援団体が会議のメンバーに入っていない事。実状もわからずに、何の対策ができますか？</p>
<p>3年ごとに改善等行うとあるが、誰が、どのように検証して効果があつたかを測定し、誰がどのような権限を行使して、ギャンブル依存症対策を改善するのか明記してほしい。</p>
<p>すべてのギャンブルを包括して監視監督できる独立機関を設けるべきである。</p>
<p>残念ながら依存症対策としては効果が薄い、中身の伴わない内容が散見される。よって再度、有識者のみならず、業界関係者も含め意見交換出来る場を設け議論を行い、再考することが、依存症対策への近道であると確信する。そのことが、日本経済への発展にも繋がっていくと考える。</p>
<p>依存防止対策を進めるための「有識者会議」には、ぱちんこ営業所経営者や一般のぱちんこ遊技者も含めるべきだと思います。ぱちんこを肯定的に捉える立場の意見を含んでいればこそ、建設的かつ現実的な「依存防止対策」の進め方が検討できると思います。</p>
<p>「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」に業界関係者が多すぎます。当事者や支援者、司法書士や日弁連などこれまで取り組みを進めてきた方々を携わらせるべきです。</p>
<p>ギャンブル等依存症対策基本法の基本理念の中には、「ギャンブル等依存症である者及びその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。」という文言があるが、その当事者・家族の代表となるべく全国を縦断的に網羅した、当事者・家族の団体を、関係者会議から除外し、言い訳的に一個人のみを参加させたことは、内閣官房にギャンブル依存症対策の理念を完遂させようという気はなく、全てのカジノ開設に向けたうまい訳程度おざなりな取組みとしか言いようがない。ギャンブル依存症者の当事者・家族の要望啓発・相談支援に関わってきた民間団体を排除した明確な理由と、ギャンブル産業側からは3名もの代表者を委員に選んだ理由を公表すべきである。そもそも「カジノ管理委員会」の管轄をする、同じ部署の人間が「ギャンブル等依存症対策基本法」をも管轄するのは矛盾がある。別の部署、もしくは別の省庁が管轄すべきである。関係者会議がわずか4回しか開かれず、アルコールの関係者会議は30回以上およそ2年がかけて実施されたことを鑑みると、あまりにおざなりである。参考人も呼ばれず、ワーキンググループも開催されていない。内閣官房はカジノ法案を通過させる際に、「ギャンブル依存症をしっかりやる！」と連呼し、ごり押ししたがたつた4回の関係者会議のどこが「しっかり」なのか？アルコールとの関係者会議と比較して回答を公表すべきである。</p>

関係者会議がわずか4回しか開かれず、アルコールの関係者会議は30回以上およそ2年がかけられて実施されてことを鑑みると、あまりにおざなりである。参考人も呼ばれず、ワーキンググループも開催されていない。内閣官房はカジノ法案を通過させる際に、「ギャンブル依存症をしっかりとやる！」と連呼し、ごり押ししたがたった4回の関係者会議のどこが「しっかりと」なのか？アルコールとの関係者会議と比較して回答を公表すべきである。

ギャンブル等依存症対策基本法の基本理念の中には、「ギャンブル等依存症である者及びその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。」という文言があるが、その当事者・家族の代表となるべく全国を縦断的に網羅した、当事者・家族の団体を、関係者会議から除外し、言い訳的に一個人のみを参加させたことは、内閣官房にギャンブル依存症対策の理念を完遂させようという気はなく、全てのカジノ開設に向けた言い訳程度おざなりな取組みとしか言いようがない。ギャンブル依存症者の当事者・家族の要望啓発・相談支援に関わってきた民間団体を排除した明確な理由と、ギャンブル産業側からは3名もの代表者を委員に選んだ理由を公表すべきである。  
そもそも「カジノ管理委員会」の管轄をする、同じ部署の人間が「ギャンブル等依存症対策基本法」をも管轄するのは矛盾がある。別の部署、もしくは別の省庁が管轄すべきである。  
関係者会議がわずか4回しか開かれず、アルコールの関係者会議は30回以上およそ2年がかけられて実施されてことを鑑みると、あまりにおざなりである。参考人も呼ばれず、ワーキンググループも開催されていない。内閣官房はカジノ法案を通過させる際に、「ギャンブル依存症をしっかりとやる！」と連呼し、ごり押ししたがたった4回の関係者会議のどこが「しっかりと」なのか？アルコールとの関係者会議と比較して回答を公表すべきである。

対策基本法において ギャンブル依存当事者、要望支援、相談に係ってきた民間団体を排除して基本法など決めるのは机上での考えであって、現場の状況など本質とははずれた基本法になる。  
当事者、係ってきている民間団体も参加させること、せつに願っております。

ギャンブル等依存症対策基本法の基本理念の中には、「ギャンブル等依存症である者及びその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。」という文言があるが、その当事者・家族の代表となるべく全国を縦断的に網羅した、当事者・家族の団体を、関係者会議から除外し、言い訳的に一個人のみを参加させたことは、内閣官房にギャンブル依存症対策の理念を完遂させようという気はなく、全てのカジノ開設に向けた言い訳程度おざなりな取組みとしか言いようがない。ギャンブル依存症者の当事者・家族の要望啓発・相談支援に関わってきた民間団体を排除した明確な理由と、ギャンブル産業側からは3名もの代表者を委員に選んだ理由を公表すべきである。  
そもそも「カジノ管理委員会」の管轄をする、同じ部署の人間が「ギャンブル等依存症対策基本法」をも管轄するのは矛盾がある。別の部署、もしくは別の省庁が管轄すべきである。  
関係者会議がわずか4回しか開かれず、アルコールの関係者会議は30回以上およそ2年がかけられて実施されてことを鑑みると、あまりにおざなりである。参考人も呼ばれず、ワーキンググループも開催されていない。内閣官房はカジノ法案を通過させる際に、「ギャンブル依存症をしっかりとやる！」と連呼し、ごり押ししたがたった4回の関係者会議のどこが「しっかりと」なのか？アルコールとの関係者会議と比較して回答を公表すべきである。

関係者会議の人は不適切である

ギャンブル依存症で苦しんでいる人が沢山存在します。当事者の話、苦しみを聞かず、話を進めないでください。何の意味もない対策になってしまいます。  
アルコール依存症対策の時のように、当事者など交え、しっかりとじっくり話し合いをしてください。どうか、よろしくおねがいします。

私はギャンブル依存症の夫を持つ妻であり、ギャンブルに7年通っている立場として、パブリックコメントを投稿する。  
ギャンブル等依存症対策基本法の基本計画について、結論から申し上げますと、このような法案のもとでのカジノ建設は時期尚早である。  
カジノ建設を推進する部署と、ギャンブル依存症対策を行う部署は別の省庁、部署で行うべきである。

関係者会議の人の選について、ギャンブル産業側から全国規模の3名の代表者が参画しているのに対し、当事者・家族は一般人1名ずつとは、まったく納得できない。関係者会議の人の選を見直し、今後も議論を続けるべきである。また、人の選について疑問に思う理由は下記の通りである。基本計画のうち、具体的な対策として、下記のような案が明記されているが、依存症者の家族として全く意味をなさない。  
基本理念「ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援」に基づいた実効性のある計画を策定するためには、多数の当事者、家族、または民間団体の意見を取り入れるべきであり、またその選定理由についても明らかにするべきである。しかしながら、上記のように実効性のない対応策が問題意識もなく通ってしまうということは、基本理念に沿った計画とは言えない。関係者会議メンバーを見直し、深く議論できるよう整えるべきと考える。

この依存症対策ですが真剣に依存症のことを考えているとは到底思えません。全国のパチンコ依存症者はやめたくてもやめれず借金に苦しめられていますよ。  
もつとくるしんでいる当事者やその家族の話聞いてください。一度家族会や相談会に来てみたらどうですか？毎月ひどい状況の家族がたくさんやってきますよ。いい加減な対策しかないなら死ぬ人がどんどん増えますよ。そうになったらそれはあなたたちの責任ですよ。人殺しになりたいのですか？依存症に苦しむ人たちに死ねというんですか？今からでも遅くありません。このうえ適当な依存症対策でお茶を濁し、カジノでもっと苦しめるつもりですか？

ギャンブル依存症当事者家族として「ギャンブル依存対策基本法」のことは、少なからず注目していた。関係者会議の委員にギャンブル産業側から3名選び、当事者、家族の支援団体が入っていないのは理解できない、理由を公表するべきである。

ギャンブル等依存症対策基本法の関係者会議の開き方、酷すぎる  
関係者会議のどこが問題か  
会議を突然、公開の通知もなく行う  
会議参加メンバーに関して…ギャンブル等依存症対策基本法にもIR(カジノ)法案にも「当事者・家族の代表に意見を聞く」という文言があるにも関わらず、当事者・家族の全国を縦断する予防啓発、相談支援を行っている団体を排除(法律無視wで、言い訳的に一個人の当事者・及び家族をメンバー入りさせる姑息すぎる手段、恥ずかしいわ)、それでいてギャンブル産業側からパチンコ、競馬、競艇の団体の長、合計3名もメンバー入り？馬鹿なの？そしてギャンブル依存症の回復施設も2つ入っているが、そのうちの1つはパチンコ団体からの支援を受けている団体ですか。そうですか。  
1回の会議が2時間、それを4回やって会議終了って…やる気ないやん(5月のギャンブル依存症啓発週間に間に合わせる)とか言い訳してるところも恥ずかしいw)  
そもそもギャンブル等依存症対策基本法案の根本的な課題…  
カジノを推進する内閣官房が、ギャンブル依存症対策も行うという矛盾。ギャンブル産業の既得権を守り、ここまで露骨にギャンブル等依存症対策を粗末に扱うとか…依存症対策やる気ないなら正直に言ったほうが良いと思う。やり方が汚くて、品性が下劣なんだな、と普通に思います。  
以上の理由で、現在のギャンブル等依存症対策基本法案は、新たなギャンブル産業カジノをはやく許可したい一部の人間による予定調和の茶番劇であると思います。  
もっとちゃんと「ギャンブル等依存症対策」をやれ！たぶんこんな意見書いても予定調和の茶番劇を通すつもりか。  
でようやく「ギャンブル等依存症」について知ってくれ！対策ちゃんとやったら絶対ものすごい経済効果あるし。  
まあ、そんな興味ないだろうからこのへんでやめとく。この予定調和の茶番劇考えた奴ら、精神病みすぎ。

ギャンブル依存症によりたくさんの大切な者、物を失った当事者と家族の声です！なんの手立ても加えずしてこの問題を国が放置すれば必ずやこの国の犯罪、自殺、などはますます増える一方だと断言できる！  
ギャンブル等依存症対策基本法の基本理念の中には「ギャンブル等依存症である者及びその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。」と文言があるが、その当事者・家族の代表となる全国を縦断的に網羅した当事者・家族の団体を関係者会議から除外し、言い訳的に一個人のみを参加させた事は、内閣官房にギャンブル依存症対策の理念を完遂させようという気はなく、全てのカジノ開設に向けた言い訳程度おざなりな取組みとしか言いようがない。ギャンブル依存症者の当事者・家族の要望啓発・相談支援に関わってきた民間団体を排除した明確な理由と、ギャンブル産業側からは3名もの代表者を委員に選んだ理由を公表すべきである。  
そもそも「カジノ管理委員会」の管轄をする同じ部署の人間が「ギャンブル等依存症対策基本法」をも管轄するのは矛盾がある。別の部署、もしくは別の省庁が管轄すべきである。  
関係者会議がわずか4回しか開かれず、アルコールの関係者会議は30回以上約2年がかけられて実施された事を鑑みるとあまりにおざなりである。参考人も呼ばれず、ワーキンググループも開催されていない。内閣官房はカジノ法案を通過させる際に「ギャンブル依存症をしっかりとやる！」と連呼し、ごり押ししたがたった4回の関係者会議のどこが「しっかりと」なのか？アルコールとの関係者会議と比較して回答を公表すべきである。

ギャンブル等依存症対策基本法の基本理念の中には、「ギャンブル等依存症である者及びその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。」という文言があるが、その当事者・家族の代表となるべく全国を縦断的に網羅した、当事者・家族の団体を、関係者会議から除外し、言い訳的に一個人のみを参加させたことは、内閣官房にギャンブル依存症対策の理念を完遂させようという気はなく、全てのカジノ開設に向けた言い訳程度おざなりな取組みとしか言いようがない。ギャンブル依存症者の当事者・家族の要望啓発・相談支援に関わってきた民間団体を排除した明確な理由と、ギャンブル産業側からは3名もの代表者を委員に選んだ理由を公表すべきである。  
そもそも「カジノ管理委員会」の管轄をする、同じ部署の人間が「ギャンブル等依存症対策基本法」をも管轄するのは矛盾がある。別の部署、もしくは別の省庁が管轄すべきである。  
関係者会議がわずか4回しか開かれず、アルコールの関係者会議は30回以上おおよそ2年がかけられて実施されてことを鑑みると、あまりにおざなりである。参考人も呼ばれず、ワーキンググループも開催されていない。内閣官房はカジノ法案を通過させる際に、「ギャンブル依存症をしっかりとやる！」と連呼し、ごり押ししたがたった4回の関係者会議のどこが「しっかりと」なのか？アルコールとの関係者会議と比較して回答を公表すべきである。

内閣官房はカジノ法案を通過させる際に、「ギャンブル依存症をしっかりとやる！」とおっしゃっていたが、関係者会議がわずか4回しか開かれず、アルコールの関係者会議は30回以上おおよそ2年がかけられて実施されてことを鑑みると、あまりにおざなりである。参考人も呼ばれず、ワーキンググループも開催されていない。たった4回の関係者会議のどこが「しっかりと」なのか？アルコールとの関係者会議と比較して回答を公表すべきである。関係者会議には当事者・家族の団体を関係者会議から除外し、一個人のみを参加させただけで、ギャンブル産業側からは3名もの代表者を委員に選んだ理由を公表すべきである。

ギャンブル等依存症対策基本法の基本理念の中には、「ギャンブル等依存症である者及びその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。」という文言がありますが、その当事者・家族の団体を、関係者会議から除外しているのはなぜでしょうか。ギャンブル依存症者の当事者・家族の要望啓発・相談支援に関わってきた民間団体を排除した理由、ギャンブル産業側からは3名もの代表者を委員に選んだ理由を公表していただきたく思います。  
関係者会議がわずか4回しか開かれず、アルコールの関係者会議は30回以上おおよそ2年がかけられて実施されてのにこの差は何なのか分かりやすく公表していただきたく思います。  
ギャンブル依存症対策に関して1番詳しい人間はギャンブル依存症本人です。どんなに関係者が話し合ってもギャンブル依存症本人はいたくもかゆくもないと思われま。もし本気で国がギャンブル依存症に対して対策を考えるならば回復し続けているギャンブル依存症本人の声をもう少し取り入れて頂きたいです。回復施設のスタッフはほぼギャンブル依存症本人さんです。  
どうか現場の声をもう少し聞き入れてください。今のままではギャンブル依存症家族としてはこの対策、国に対して残念の一言しかありません。

内閣官房はカジノ法案を通過させる際に、「ギャンブル依存症をしっかりとやる！」と言いながら、たった4回の関係者会議と「ギャンブル依存症はそれほどいない」などというギャンブル産業の民間団体でどんな依存症対策をしようというのですか？私はギャンブル依存症の家族です。自助グループで23年やってきました。何も分かっていない人たちが勝手にやっていると思えない。

<p>ギャンブル等依存症対策基本法の基本理念の中には、「ギャンブル等依存症である者及びその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。」という文言がありますが、その当事者・家族の代表となるべく全国を縦断的に網羅した、当事者・家族の団体を、関係者会議から除外し、言い訳的に一個人のみを参加させたことは、内閣官房にギャンブル依存症対策の理念を完遂させようという気はなく、全てのカジノ開設に向けた言い訳程度おざなりな取組みとしか言いようがないと史料。ギャンブル依存症者の当事者・家族の要望啓発・相談支援に関わってきた民間団体を排除した明確な理由と、ギャンブル産業側からは3名もの代表者を委員に選んだ理由を公表すべきである。</p> <p>関係者会議がわずか4回しか開かれず、アルコールの関係者会議は30回以上およそ2年がかけられて実施されてことを鑑みると、あまりにおざなりです。参考人も呼ばれず、ワーキンググループも開催されていないというのはなぜか。内閣官房はカジノ法案を通過させる際に、「ギャンブル依存症をしっかりとやる！」と言っていたが、たった4回の関係者会議のどこが「しっかりと」なのか？アルコールとの関係者会議と比較して回答を公表すべきです。</p>
<p>参考人など、家族の意見を聞いてほしい。このままでは依存症が増えるばかりです。自助グループの意見も聞いてください。</p>
<p>関係者会議が4回それも短期間でしか開かれず、参考人も呼ばれていない。また、全国的に活動している当事者・家族の団体を、関係者会議から除外し、一個人のみを参加させている。あまりにおざなりである。内閣官房はカジノ法案を通過させる際に、「ギャンブル依存症をしっかりとやる！」と言っていたがとてもそうとは思えない。</p>
<p>ギャンブル等依存症対策基本法の基本理念の中には、「ギャンブル等依存症である者及びその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。」という文言があるが、その当事者・家族の代表となるべく全国を縦断的に網羅した、当事者・家族の団体を、関係者会議から除外し、言い訳的に一個人のみを参加させたことは、内閣官房にギャンブル依存症対策の理念を完遂させようという気はなく、全てのカジノ開設に向けた言い訳程度おざなりな取組みとしか言いようがない。なぜギャンブル依存症者の当事者・家族の要望啓発・相談支援に関わってきた民間団体を排除したのか明確な理由と、ギャンブル産業側からは3名もの代表者を委員に選んだ理由を公表すべきである。</p> <p>「カジノ管理委員会」の管轄をする、同じ部署の人間が「ギャンブル等依存症対策基本法」をも管轄するのは意味がないと思う。別の省庁が管轄すべきである。</p> <p>関係者会議がわずか4回しか開かれず、アルコールの関係者会議は30回以上およそ2年がかけられて実施されてことをみるとあまりにおざなりである。参考人も呼ばれず、ワーキンググループも開催されていない。内閣官房はカジノ法案を通過させる際に、「ギャンブル依存症をしっかりとやる！」と連呼し、ごり押ししたがたった4回の関係者会議のどこが「しっかりと」なのか？アルコールとの関係者会議と比較して回答を公表すべきである。</p> <p>きちんと現場の意見を聞いて上部だけではなく本気で取り組んでいただきたいと思います。ギャンブル依存性が病気ではないというなら私たち家族や当事者は何故こんなに追い詰められ苦しむのでしょうか？これから先の子供たちや青年の未来を真剣に考えて利益優先ではなく一人一人の人生、人間を大切にす日本の政治をやっていただきたいです。</p>
<p>当事者家族の意見を取り入れてください。家族がどれだけの悲しみを抱えているか当事者でないといわれないことがたくさんあります。これ以上苦しむ人が増えないように、ぜひお願いします。</p>
<p>1.ギャンブル等依存症対策基本法の基本理念の中には、「ギャンブル等依存症である者及びその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。」という文言がありますが、その当事者・家族の代表となるべく全国を縦断的に網羅した、当事者・家族の団体を、関係者会議から除外し、個人だけが参加しているのは甚だ疑問を感じる。これは、内閣官房にギャンブル依存症対策の理念を完遂させようという気はなく、全てのカジノ開設に向けたおざなりな取組みとしか言いようがない。ギャンブル依存症者の当事者・家族の要望啓発・相談支援に関わってきた民間団体を排除した明確な理由と、ギャンブル産業側からは3名もの代表者を委員に選んだ理由を公表すべきだ。</p> <p>2.「カジノ管理委員会」の管轄をする同部署の人間が「ギャンブル等依存症対策基本法」をも管轄するのは矛盾がある。別の部署、もしくは別の省庁が管轄すべきでないか。</p> <p>3.関係者会議がわずか4回しか開かれないことは、アルコールの関係者会議が30回以上およそ2年がかけられて実施されてことと比して、あまりにも少ないと感じる。</p> <p>参考人も呼ばれず、ワーキンググループも開催されていない。内閣官房はカジノ法案を通過させる際に、「ギャンブル依存症をしっかりとやる！」と連呼していた。4回の関係者会議は「しっかりと」とは感じられない。アルコールの関係者会議と比較して、極端に開催が少ない理由を公表すべきである。</p>
<p>ギャンブル等依存症対策基本法の基本理念の中には、「ギャンブル等依存症である者及びその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。」という文言があるが、その当事者・家族の代表となるべく全国を縦断的に網羅した、当事者・家族の団体を、関係者会議から除外し、言い訳的に一個人のみを参加させたことは、内閣官房にギャンブル依存症対策の理念を完遂させようという気はなく、全てのカジノ開設に向けた言い訳程度おざなりな取組みとしか言いようがない。ギャンブル依存症者の当事者・家族の要望啓発・相談支援に関わってきた民間団体を排除した明確な理由と、ギャンブル産業側からは3名もの代表者を委員に選んだ理由を公表すべきである。</p> <p>そもそも「カジノ管理委員会」の管轄をする、同じ部署の人間が「ギャンブル等依存症対策基本法」をも管轄するのは矛盾がある。別の部署、もしくは別の省庁が管轄すべきである。</p> <p>関係者会議がわずか4回しか開かれず、アルコールの関係者会議は30回以上およそ2年がかけられて実施されてことを鑑みると、あまりにおざなりである。参考人も呼ばれず、ワーキンググループも開催されていない。内閣官房はカジノ法案を通過させる際に、「ギャンブル依存症をしっかりとやる！」と連呼し、ごり押ししたがたった4回の関係者会議のどこが「しっかりと」なのか？アルコールとの関係者会議と比較して回答を公表すべきである。</p>
<p>ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の委員15名の選定は偏頗である。</p> <p>パチンコ、競馬、競艇の3業界から委員が選ばれているが、この3委員はギャンブルを専ら推進し利益を得る側の立場であり、現状の不十分な対応を肯定している者らである。</p> <p>委員らは、そもそもギャンブルの害、依存症についてどれだけの見識があるのか、どう考えているのか、その立場が不明である者が多い。</p> <p>もとより依存症経験者というだけで正しい対策への意見が開陳されるかはわからない。以上の点からすれば、結局、ギャンブル推進に差支えない範囲で対策を取ろうという会議事務局案の追認になる心配が高い。</p>

本基本計画案では、ギャンブル等依存症対策として、ギャンブルにおけるアクセス制限、ギャンブル資金調達制限、射幸性の抑制といった問題について、「Ⅰ 関係事業者の取組」の中に位置付け、競馬、競輪・オートレース、モーターボート競走、ぱちんこという各ギャンブルの種類ごとに個別に検討するとされているが、そのみでは不十分である。ギャンブル等依存症対策は、全てのギャンブルを包括して行われるべきであるとともに、全体としての理念や方針を明確にし、それらを総合的に促進する独立・強力な司令塔の役割を果たす機関の設置を検討すべきである。

本基本計画案は、「はじめに」において、政府は「ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築するため、地方公共団体や関係機関・団体、事業者等と密接に連携を図りつつ、必要な取組を徹底かつ包括的に講じていくこととする。」としており、この点は一定の評価ができる。

ギャンブル等依存症への対策として、真に必要な取組を、徹底かつ包括的に講じていくためには、従来のように、各関係省庁に分断された縦割り行政の中で、各関係事業者の取組として、競馬、競輪・オートレース、モーターボート競走、ぱちんこという各ギャンブルの種類ごとに、個別に対策を検討していくことだけでは不十分であり、「(ギャンブル等対策推進)本部をギャンブル等依存症対策の司令塔として位置付け、本部長のリーダーシップの下、関係省庁が一体となって、基本計画案の作成及び実施を始めとする必要な施策を着実に推進していく」ことが必要である。

ところが、本基本計画案は、ギャンブル等依存症対策のうち、「第二章 取り組むべき具体的施策」に掲げる「Ⅱ 相談・治療・回復支援」、「Ⅲ 予防教育・普及啓発」や「Ⅳ 依存症対策の基盤整備」、「Ⅴ 調査研究」、「Ⅵ 実態調査」、「Ⅶ 多重債務問題等への取組」は、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策である。」としているものの、他方で、ギャンブルにおける「アクセス制限」や「資金調達の制限」「射幸性の抑制」といった問題については、「Ⅰ 関係事業者の取組」の中に位置付け、競馬、競輪・オートレース、モーターボート競走、ぱちんこという各ギャンブルの種類ごとに、個別に検討するにとどまっている。

これでは、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築するために、真に必要な取組を、徹底かつ包括的に講じていくことはできない。

上記のような様々なギャンブル等依存症対策を包括的に講じるためには、全体としてのギャンブル等依存症対策に関する理念や方針を明確にして、それらを総合的に促進する独立・強力な司令塔の役割を果たす機関の設置を検討すべきである。そして、その機関には、医療機関、福祉関係機関等に加え、弁護士を含む法律専門家なども加わえ、相互の連携協力体制の整備を図る必要がある。

当事者や家族支援を行ってきた、民間団体を今からでも、関係者会議に参加させ、回復支援策を充実させてほしい。

ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の委員構成は偏向している。依存症対策の専門家、医療関係者、さらにはギャンブルを批判的に捉えている評論家などをもっと選定すべきであった。パチンコ屋モーターボートなどの団体からの参加は排除すべきである。また、選定されたそれぞれの人物の詳細な紹介、さらには選定のプロセスが不透明である。

このままですとますますギャンブル依存症は置いてきぼりになります。アルコールは当事者と業界が手を取り合って基本法を策定しました。ギャンブルは業界一倒の様な気がしてなりません。ギャンブル業界とつながりのある人達で話し合うのではなく、現状の問題に理解のある方の意見もどうか取り込んで頂きたいです。

今回の会議のメンバーに、全国的に回復支援の為に活動をしている団体のメンバーが、全く入っていないのは、ギャンブル依存症の問題について、本気で対策を練る気があるのかと思ってしまう。形だけの会議で終わる懸念が大きい。カジノ誘致地近辺の問題はもとより、日本の若者、日本の将来が心配だ。



## (5) ギャンブル等依存症対策の予算に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策に関する予算については、平成31年度においては、昨年成立したギャンブル等依存症対策基本法の趣旨を踏まえ、平成30年度に比べて約2億円増の約8.2億円を計上しております。今後も、必要な施策がしっかりと講じられていくよう、取り組んでまいります。

意見
ギャンブルを推進するようになるのだとしたらやはり国で責任を取るために、病気になってしまった人達同様に支援してくための予算をきちんと立てるべきだと思います。
カジノ関連に予算に約29億円もの資金を投入している中、依存症対策だと高らかに謳っている割には対策費は約8億円だとも聞く。大きく資金を投入する事で、早期解決に繋がるとは考えないが、余りにも予算格差があり過ぎる。
「ギャンブル等依存症対策費の予算の確保」はどうなったのか？ カジノ管理委員会の平成31年度予算29億円に対して、依存症対策予算はアルコール・薬物・ギャンブルをあわせて8億円ある。予算確保が全くできていない。
「ギャンブル等依存症対策費の予算の確保」はどうなったのか？ カジノ管理委員会の平成31年度予算29億円に対して、依存症対策予算はアルコール・薬物・ギャンブルをあわせて8億円ある。予算確保が全くできていない。
「ギャンブル等依存症対策費の予算の確保」はどうなったのか？ カジノ管理委員会の平成31年度予算29億円に対して、依存症対策予算はアルコール・薬物・ギャンブルをあわせて8億円ある。予算確保が全くできていない。
「ギャンブル等依存症対策費の予算の確保」はどうなったのか？ カジノ管理委員会の平成31年度予算29億円に対して、依存症対策予算はアルコール・薬物・ギャンブルをあわせて8億円ある。予算確保が全くできていない。
「ギャンブル等依存症対策費の予算の確保」はどうなったのか？ カジノ管理委員会の平成31年度予算29億円に対して、依存症対策予算はアルコール・薬物・ギャンブルをあわせて8億円ある。予算確保が全くできていない。
財源をどうするのか。 ギャンブル等依存症対策費の予算の確保」はどうなったのか？ カジノ管理委員会の平成31年度予算29億円に対して、依存症対策予算はアルコール・薬物・ギャンブルをあわせて8億円です。予算確保が全くできていないです。
ギャンブル依存症の予算を確保して下さい。
「ギャンブル等依存症対策費の予算の確保」はどうなったのか？ カジノ管理委員会の平成31年度予算29億円に対して、依存症対策予算はアルコール・薬物・ギャンブルをあわせて8億円ある。予算確保が全くできていない。
「ギャンブル等依存症対策費の予算の確保」はどうなったのか？ カジノ管理委員会の平成31年度予算29億円に対して、依存症対策予算はアルコール・薬物・ギャンブルをあわせて8億円ではない。予算確保をしっかりと行うべきだ。
「ギャンブル等依存症対策費の予算の確保」はどうなったのか？ カジノ管理委員会の平成31年度予算29億円に対して、依存症対策予算はアルコール・薬物・ギャンブルをあわせて8億円ある。予算確保が全くできていない。
ギャンブル依存症対策費の予算確保はどうなったのか？

## (6) PDCAサイクルの推進に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策の目標は、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築することであり、対策の実効性を最大限に確保するためには、徹底したPDCAサイクルにより計画的な取組を推進することが重要です。

このため、基本計画に定める施策の目標については、適時に、その達成状況を調査し、基本計画の進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、依存症対策の対象も含め、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

### 意見

魅力のないものは禁止と変わりません。  
今、国が管理統制できているギャンブル人口の減少・パチンコ店の減少をちゃんと直視してください。不幸な人は減りましたか？経済は良くなりましたか？やったことの効果検証は？  
賢明な対応と方針を期待しております。

PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進の施策の中に3年ごとにギャンブル依存症問題の実態調査を行うとあるが、基本計画に定める施策目標の達成状況を適時に調査する上で、3年という調査間隔は適時というには長すぎるのではないか？

対策は必要ですが、しすぎるとその業界が衰退してしまわないでしょうか？そのまま衰退すると、そこで働く人が働けなくなる。そこまで考えて取り組まれているのでしょうか？  
計画的に検証、検討をお願いします。

現状提案されている諸対策についても適切な指標でCheck、より適切で役立つActionへと進化させていく、その不断の取組の宣言は心強い限りです。たとえば、ばちんこでは、広告規制、啓発活動、自己申告・家族申告プログラムの実施、18歳未満の身分証明書の提示、ATMの撤去、自助グループ等への経済支援、射幸性抑制などが取り組むべき具体的施策として第二章で提案されていますが、これらの施策についての効果もギャンブル等依存症疑い率、ユーザーやユーザー家族のQOLなど適切な指標で評価し、ブラッシュアップや見直しを不断に行ってもらいたいと思います。

ギャンブル等依存症の自然回復または流動性がばちんこでは極めて高く8割にも及ぶことが明らかになっているので、これを越える成績が認められるのかは、この国独特の課題として調べていく必要があると思います。ちなみに、パチンコユーザーでギャンブル等依存症疑いと非疑いを有意に分かつ項目として以下が上がっています。カッコ内は効果量と有意確率、現役は現役プレイヤーの中央値、61点以上は依存症疑いの人の中央値です。

結婚の経験があるが離死別なし(.09\*)、現役プレイヤー51%、61点以上29%

離婚の経験がある(.12\*\*)現役15%、61点以上38%

配偶者と同居(.10\*)現役72%、61点以上50%

祖父母と同居(.12\*)現役5%、61点以上19%

遊興費(-.15\*\*\*)現役プレイヤー2-3万、61点以上4-5万

世帯の預貯金(-.20\*\*\*)現役200-300万、61点以上50万未満

ギャンブルやパチンコ・パチスロによる借金(-.35\*\*\*)現役ない、61点以上10-20万

債務整理体験(.41\*\*\*)現役ない、61点以上ある

ストレス解消に家族と過ごす(-.10\*\*\*)現役よくした、61点以上少しした

最高使用額(-.18\*\*\*)現役2-4万、61点以上4-8万

友人やあなたにとって大事な人がギャンブルの問題(.15\*\*\*)

上限を決めている(-.15\*\*\*)現役いつも、61点以上ときどき

上限に達したら控える(-.26\*\*\*)現役いつも、61点以上そうではない

自由時間以外しない(-.28\*\*\*)現役いつも、61点以上いつも

時間が来たらやめる(-.22\*\*\*)現役いつも、61点以上ときどき

遊技時間(-.17\*\*\*)現役3-4時間、61点以上5-6時間

月使用額(-.21\*\*\*)現役1-2万、61点以上4-8万

月負け額(-.26\*\*\*)現役5千-1万、61点以上4-8万

パチンコ・パチスロ比(-.17\*\*\*)現役主にパチンコ、61点以上主にパチスロ

遊技時間(-.09\*\*\*)現役減った、61点以上変わらない

使うお金(-.10\*\*\*)現役減った、61点以上変わらない

これらのうち、効果量が小さくない(0.25以上)項目のみで重回帰分析を行うと、以下が13点以上で依存疑いが生じます。

1.5 \* (月負け額・万)+9.2 \* (債務整理体験あり1点)+8.9 \* (ギャンブル借金あり、1点)-4.0 \* (いつも上限でやめる1点)-11.2 \* (自由時間だけする1点)

ロジスティック回帰では、債務整理体験があるとオッズは26倍、ギャンブル借金ありの影響は消え、4万以上負けで4.6倍、いつも自由時間だけしていると0.2倍(8割減)、いつも上限でやめると0.09倍(9割減)です。

これらは相関研究に過ぎませんが、現状のエビデンスからは、債務整理体験の人を特にケアし(といっても、債務整理体験があっても依存疑いなく遊技している人が36万人いるので、排除すればいいわけではなさそう)、自由時間だけ遊技する、いつも上限でやめる、といった健全遊技の推進が依存対策の中核になりうると推測されます。

ぜひ、科学的で適切なCheckを行い、実効性ある依存症対策を推進していただきたいと思います。

## (7) 関係事業者の取組全般に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策基本法第7条において、関係事業者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努めなければならない旨が、規定されており、第15条においては、国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする旨、規定されております。ギャンブル等依存症対策推進基本計画の「第二章 取り組むべき具体的施策」に掲げる「I 関係事業者の取組」に関しては、これらを踏まえ、基本計画において、広告・宣伝の在り方から、アクセス制限、相談・治療につなげる取組、依存症対策の体制整備まで、必要な施策を講ずるものとしております。

具体的には、例えば、競馬等においては、広告・宣伝を行うに当たり、その内容が射幸心をあおるものとならないよう、広告・宣伝に関する全国的な指針を策定することとしており、同指針の中には、テレビコマーシャル等で、注意喚起標語を視聴者が十分に視認できるよう、一定の文字の大きさと秒数を確保するなどの広告における注意喚起等について盛り込むことを検討することとしております。

また、本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施することとしております。

さらに、自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援やモーターボート競走関係団体によるギャンブル等依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に取り組むこととしております。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

意見
売り上げの総量規制の導入
ギャンブル依存症について、営業時間の短縮や土日休みにするなど依存症を減らす対策を提案致します
事業者・従業員自らのギャンブルは禁止するべきである。
わが国は諸外国と比べてギャンブル等依存症の有病率が高いと言われている。これにはギャンブルへの敷居が低く、安易に手を出し、日常化しやすいという背景もある。まずは、法による強制的規制を図れるよう、総量規制を導入すべきである。
そもそもギャンブルを成長産業とすべきでない。他に使われるはずだった国民の財産がギャンブルに流れることは日本経済・地域経済にとってマイナスである。韓国が実施しているように、ギャンブル産業ごと及び全てのギャンブル産業対の売上の総量規制(対GNP)の導入を検討すべきである。
全てのギャンブル産業全体及びギャンブル産業ごとの売上の総量規制の導入を検討すべきである 本基本計画案においても、ギャンブル産業の売上の総量規制への言及はない。 ギャンブル利用者を拡大促進しギャンブル産業を大きくしようとすればするほど、ギャンブル依存症対策は緩められ、ギャンブル依存症が増加する。ギャンブルは、地方財政の健全化や税収の増加、公益事業の財源、地域活性化拠点として利用促進すべきものでないことを明確にし、ギャンブル産業全体及びギャンブル産業ごとの売上の総量規制(対GDP比)の導入が検討されるべきである。
売り上げの総量規制をすべき。
パチンコなど遊技場(賭博場)を減らす。
入場者に銀行口座手続きを必須とし、換金は月末に銀行振り込みとする。これを行うことにより、カジノや競馬、競輪等の周辺に風俗店などがなくなり(勝ち金をすぐに使えなくなるため)地域の環境も良くなると思います。また銀行口座を持ってない訳ありな人の入場制限もできると思います。
関係機関にもう少し客の立場に立った営業を行なう指導、監督を要望します。 取りとめのない内容となりましたが、内閣官房長官もパチンコの健全化を会見でお話されていましてので安心して、楽しく遊戯できる環境にして頂きたく失礼ながら、お手紙しました。
「多くの人が競馬等の公営競技やばちんこ等を健全に楽しんでいる。」とする。 しかしながら、競馬等の公営競技は、公営とはいえ遊戯ではなく「賭博」なのであり、「賭博」を「健全に楽しむ」ことがありうるのか、はなはだ疑問である。
公営と言われている競艇、競馬も十二分にのめり込みしている人がいるのは、理解しているのか？
射幸性の抑制をパチンコ以外でも行うべき。
射幸性の抑制について、パチンコ以外でも検討が必要(宝くじ当選金の制限やこWIN5をはじめとした射幸性の高い馬券の見直し)
公営競技に関しての問題として、購入する各種投票券の単価が高い事が根底にあると考えられる。100円単位でなく10円単位の投票権も設ければ、多重債務に陥る可能性も大きく下がると思われる。
ギャンブル等依存症への対策は、従来のように、各関係省庁ごとに分断された縦割り行政の中で、各関係事業者の取組として、競馬、競輪・オートレース、モーターボート競走、ばちんこという各ギャンブルの種類ごとに、個別に対策を検討していくのでは不十分であり、「(ギャンブル等対策推進)本部をギャンブル等依存症対策の司令塔として、本部長のリーダーシップの下、関係省庁が一体となって、必要な施策を着実に推進していく」ことが必要である。このような観点からすれば、ギャンブルにおける「アクセス制限」や「資金調達制限」「射幸性の抑制」といった問題についても、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として検討すべきである。本基本計画案では、パチンコにおける施設内の取組として、遊技機の射幸性が過度に高まることを防止するための、いわゆる出玉規制について、言及されている。しかし、ギャンブルにおいて、著しく射幸心をそそるおそれを払拭するために、どのような対策がとられるべきかは、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置づけるべきである。したがって、ギャンブルにおける射幸性の抑制についても、パチンコに限らず、既存のギャンブルやカジノも含めて、検討すべきである。
本基本計画案では、パチンコにおける施設内の取組として、遊技機の射幸性が過度に高まることを防止するための、いわゆる出玉規制について、言及されている。しかし、ギャンブルにおいて、著しく射幸心をそそるおそれを払拭するために、どのような対策がとられるべきであるかは、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置づけられるべきである。したがって、ギャンブルにおける射幸性の抑制についても、パチンコに限らず、既存のギャンブルやカジノも含めて、検討すべきである。

ギャンブル等依存症への対策は、従来のように、各関係省庁ごとに分断された縦割り行政の中で、各関係事業者の取組として、競馬、競輪・オートレース、モーターボート競走、ぱちんこという各ギャンブルの種類ごとに、個別に対策を検討していくのでは不十分であり、「(ギャンブル等対策推進)本部をギャンブル等依存症対策の司令塔として、本部長のリーダーシップの下、関係省庁が一体となって、必要な施策を着実に推進していく」ことが必要である。このような観点からすれば、ギャンブルにおける「アクセス制限」や「資金調達制限」「射幸性の抑制」といった問題についても、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として、検討すべきである。本基本計画案では、パチンコにおける施設内の取組として、遊技機の射幸性が過度に高まることを防止するための、いわゆる出玉規制について、言及されている。しかし、ギャンブルにおいて、著しく射幸心をそそるおそれを払拭するために、どのような対策がとられるべきであるかは、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置づけられるべきである。したがって、ギャンブルにおける射幸性の抑制についても、パチンコに限らず、既存のギャンブルやカジノも含めて、検討すべきである。

パチンコ、パチスロで射幸心をそそる行為をことごとく禁止しているにも関わらず、公営ギャンブルのみ射幸心を煽り続けている。先にこちらを対処すべきでは。

他のギャンブルにはなくパチンコなどの出玉の総量規制があるのはよくわからない。規制がかかるのなら他のものも規制するべきではないか？

遊技とされるパチンコと比較して、ギャンブルへの規制や負担が甘過ぎるのではないか。

もし、抑制するのであれば、ギャンブルの種類をとはず共通して抑制するべきであり、そうでないのであれば、抑制するべきではない。

競馬や競輪の競艇などは未対策なのが納得出来ません。やるならそれらも対策をするべきだと思います。

パチンコ以外のギャンブルの規制が甘いと思います。

パチンコ以外のギャンブルへの規制が緩いと思います  
平等であるべきではないのですか？

パチンコはギャンブルでないので今回のギャンブル依存症対策でパチンコだけを大きく取り上げるのであれば競馬競艇オートレース等も含めギャンブル等依存症対策をする必要があると思います。

ぱちんこのみならず、ぱちんこ以外のギャンブルについても、共通して射幸性の抑制が図られるべきである。

パチンコ業界にだけ依存性とか問題視しすぎだと思う。動く金額にしたら競馬など公営ギャンブルの方が大きいし依存性も高いと思うので、まずは公営ギャンブルから対策して下さい。

競馬、競輪、カジノ等は出玉規制を強化した遊技機の普及のような規制があるのでしょうか？

どうしても規制を厳しくするのであればギャンブルである他の競馬やボートなども厳しくするべき。パチンコだけというのはおかしい。

ぱちんこ店の規制よりその他の公営ギャンブルの規制の方が必要だと感じる。

競馬だけでなく、JKA、ボートレース等に関しこれまで自治体がしてきたようなお粗末な対応では話にならない。

全てのギャンブルにおいて射幸性の抑制を求めるべきである  
本基本計画案においても、ぱちんこ以外のギャンブルについて、射幸性の抑制についてそもそも全く言及がない。  
射幸性の増大はギャンブル依存症を増加させる要因とされており、ぱちんこのみならず、公営競技・公営くじについても射幸性の抑制を求めるべきである。

射幸性の抑制については、ぱちんこに限らず、公営ギャンブルやカジノも含めて検討すべきである。

他の公営ギャンブルも同様にしないとパチンコ業だけ敬遠されるようになってしまいます。

射幸性の抑制をパチンコ以外にも導入すべき

公営競技は、既存省庁、自治体の権益となっており、構造上、実施主体は売上を伸ばそうとする。  
公営競技は、法律で縮小、廃止を目指すことを義務づけるべきである。一方で売上を伸ばそうという圧力がある限り、これと依存症対策とは相容れることはない。場外券売場を禁止すべきである。

ギャンブル等依存症への対策は、従来のように、各関係省庁ごとに分断された縦割り行政の中で、各関係事業者の取組として、競馬、競輪・オートレース、モーターボート競走、ぱちんこという各ギャンブルの種類ごとに、個別に対策を検討していくのでは不十分であり、「(ギャンブル等対策推進)本部をギャンブル等依存症対策の司令塔として、本部長のリーダーシップの下、関係省庁が一体となって、必要な施策を着実に推進していく」ことが必要である。このような観点からすれば、ギャンブルにおける「アクセス制限」や「資金調達制限」「射幸性の抑制」といった問題についても、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として、検討すべきである。本基本計画案では、パチンコにおける施設内の取組として、遊技機の射幸性が過度に高まることを防止するための、いわゆる出玉規制について、言及されている。しかし、ギャンブルにおいて、著しく射幸心をそそるおそれを払拭するために、どのような対策がとられるべきであるかは、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置づけられるべきである。したがって、ギャンブルにおける射幸性の抑制についても、パチンコに限らず、既存のギャンブルやカジノも含めて、検討すべきである。

ギャンブル等依存症への対策は、従来のように、各関係省庁ごとに分断された縦割り行政の中で、各関係事業者の取組として、競馬、競輪・オートレース、モーターボート競走、ぱちんこという各ギャンブルの種類ごとに、個別に対策を検討していくのでは不十分であり、「(ギャンブル等対策推進)本部をギャンブル等依存症対策の司令塔として、本部長のリーダーシップの下、関係省庁が一体となって、必要な施策を着実に推進していく」ことが必要である。

このような観点からすれば、ギャンブルにおける「アクセス制限」や「資金調達制限」「射幸性の抑制」といった問題についても、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として、検討すべきである。本基本計画案では、パチンコにおける施設内の取組として、遊技機の射幸性が過度に高まることを防止するための、いわゆる出玉規制について、言及されている。しかし、ギャンブルにおいて、著しく射幸心をそそるおそれをおそれるために、どのような対策がとられるべきであるかは、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置づけられるべきである。したがって、ギャンブルにおける射幸性の抑制についても、パチンコに限らず、既存のギャンブルやカジノも含めて、検討すべきである。

パチンコが射幸性を煽るギャンブルであるという前提で押し進められている感じを受けるが、還元率や配当金などを鑑みるに曰く公営ギャンブルの方が余程射幸心を煽っているのではないかと。そういう面から考えるとこの計画案に正当性はあるのか疑問である。

公営ギャンブルではないパチンコスロットには何故規制や内規、縛りが厳しいのでしょうか？パチンコ屋さんで1日10万円負ける事は難しいが宝くじ、競馬、競艇、競輪はものの数分で何十万、youtubeを見ると何百万円も賭けて負けている動画がよく見られます。公営ギャンブルをもっと取り締まる方がギャンブル依存者の方が少なくなるのではないのでしょうか？パチンコは行かないと遊技出来ない上限も決まっているのに少し厳し過ぎるのではありませんか？

パチンコだけどんどん規制が厳しくなっていますが宝くじや競馬も射幸心を十分あおっていると思います。

競輪や競艇よりもパチンコ業界のほうが規制が厳しいのではないかと思います。

競馬や競艇よりもパチンコ業界の規制が厳しいと思います

競輪 競馬など他のギャンブルと比較し、ぱちんこに対する規制の比重が大きいと感じます。様々な依存対策をこじっている中、他のギャンブルは比較して対策が甘いにも関わらずこのような規制が設けられるのは平等性を欠くと感じられます。

すべてのギャンブルについて射幸性の程度を抑制する施策を設けるべきである。

ぱちんこが「平成31年度中に助成を行うなどの取り組みを進める」とあるのに対して、競馬が「33年度に開始する」とし、競輪が「補助事業としての周知を図る」に止まり、競艇が「他競技と連携して競技会の枠組みでの支援を検討する」としており、取り組みが消極的でばらつきが大きい。本来、公営が先行して民間が後続するべきところ、これでは理解が得られないのではないかと。できるところから支援を開始すべきとは思いますが、今後、足並みをそろえて、依存症対策自体に公平に支援が行き届くよう、統一的な体型・ルールが必要ではないかと思われる。

競馬が日本の軍馬から競馬に代わりました。船舶振興会やオートレースの収益が災害や障害者福祉の増進に使われている点は、素晴らしいと感じています。歴史もギャンブル収益が公益活動に使われていることも十分承知しております。その点は高く評価をしています。ギャンブルに反対している訳ではありません。

依存症対策としての、調査、相談/治療、予防教育/普及啓発、事業者の取り組みなどそれぞれの角度から対策(案)が網羅されているが、ザルに近いような対策案が多く、おそらく実質的な効果を生むとは思えない内容だ。そもそも、ギャンブル依存症はそれを生み出さない抜本的な、根源的対策が必要であるにも関わらず、対策(案)は世界一と言えるギャンブル依存症を生んでいる現体制、現環境を存続させた上で、小手先の改善策を提起しているに過ぎない。ギャンブル依存症を生ませない最良の、そして最も効果のある対策はつまるところ、それを生むギャンブル事業の縮小、廃止/禁止することである。依存症を作り出す構造を放置しておいて、治療その他の対策に無駄な知恵、人、金などを注ぎこくのは本末転倒もいいところである。警察とパチンコ業界との癒着が問題視されて久しいが、それだけに止まらず、広く監督省庁の役人の公営ギャンブル事業主への天下りといった癒着体質も広く知られているところである。対策(案)にはこうした視点が全く欠落しており、結局は公営ギャンブルによる収益と癒着構造の温存を前提にしていると見ざるを得ない。

各公営競技においても、第三者機関が介入し、依存症防止対策に係る適切な評価提言を行うことで、よりPDCAを回しやすくなると考えます。また、第三者機関に当たる専門性を持った機関の新設は、効率・運用面を考えると各事業者毎ではなく公営競技市場全体を管轄するような組織体の方が有効であると考えますが、そのようなご検討はされておりますでしょうか？

単に賭博罪の適用をしていくべきでないのではないかと考える。パチンコ賭博も含めて、ちゃんと賭博罪の適用をしていってはどうだろうか。それをせずに厚生労働省と問題ある者達周辺の金をばらまきたい、というのが丸見えなのが国施策なのであるが、刑法により罰していけば(軽度な初犯であれば起訴猶予処分でもよいのであるが)、早期に、そして廉価に、社会におけるギャンブルはもっと減っていくのではないかと考える。高い診療報酬を設定したり、あるいは支援団体？に金を出したりせず、まずは賭博罪の適用、そして認められる賭博である公営賭博における購入の制限などを導入して、それらにによっての廉価な社会風紀の維持向上を行っていきようしていきたい。

## (8) 関係事業者における広告・宣伝の抑制に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策基本法第7条において、関係事業者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努めなければならない旨が、規定されており、第15条においては、国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする旨、規定されております。

広告・宣伝の抑制については、ギャンブル等依存症対策推進基本計画においては、例えば、競馬等において、広告・宣伝を行うに当たり、その内容が射幸心をあおるものとならないよう、広告・宣伝に関する全国的な指針を策定することとしており、同指針の中には、テレビコマーシャル等で、注意喚起標語を視聴者が十分に視認できるよう、一定の文字の大きさと秒数を確保するなどの広告における注意喚起等について盛り込むことを検討することとしております。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

### 意見

すべてのギャンブルについて厳格な広告規制や未成年者のアクセス規制が不十分である。

特に子どもへの影響が懸念される。子どもをギャンブルに触れさせないように、一切の広告を禁止するべきである。

そもそも競馬、競艇、宝くじなどあたかも健全なイメージでCM等流れていることの方が余程不健全だと感じる。

基本計画案が示す広告規制は、いずれも、ギャンブル事業者の業界団体が自主的に全国的な指針を策定すること及びギャンブル依存症の注意喚起(「ほどよく楽しむ大人の遊び」等)を行うことを挙げるのみで、全くもって不十分であるばかりか、積極的なギャンブルの広告・宣伝となっており、有害というほかない。未成年者も目にする広告を野放しにすべきでなく、厳格な規制を設けるべきである。

依存対策をすることは有意義と考える。しかし、広告規制とか自己プログラムとか違うと思う。まず、依存する結果、生活のうえで何が問題となるのか、さまざまあると思う。金銭的な問題、ギャンブル場へ入り浸り、家にいない、または仕事をしない。こうしたことを防ぐには、過度にやりすぎるとこうなりますという宣伝広告を義務付ける、たばこのように。

競馬の大胆なテレビCM、ラッピング電車、やめて貰いたい。海外にこのような国はない。その電車を通学に使うなど配慮してほしい。公共機関は禁止など。

本来、賭博は広告宣伝して勧誘するようなことは許されない。特に、テレビ、新聞、雑誌、インターネット等、未成年を含む相手方への無差別広告宣伝は禁止すべきである。依存症への啓発も、現状のような賭博案内と同時にし、誤魔化すものであってはならない。ギャンブルは本来、刑法に定める犯罪であり禁止されている。誰にも依存症等の弊害をもたらすものであることを明記すべきである。人気タレント等を使ったりギャンブルを楽しむ様を描くような広告は禁止すべきである。



<p>このたび提示された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)」について、主催者団体の自主性を尊重し、自由な広告宣伝活動を阻害することのないよう慎重な検討を求めます。新聞各社はそれぞれ広告掲載基準を定め、過度に射幸心をあおりかねない広告表示への対応を長年にわたって自主的に行っています。新聞は責任ある広告媒体として、すでに対策を講じています。また、公営競技は収益の一部を社会に還元するなど、地域振興に大きな役割を果たしており、主催者による広告出稿はそれを支える重要な活動です。さらに依存症対策の推進においては、各メディアに掲載される広告も予防・啓発の面で有効な手段といえます。基本計画の策定に当たっては、メディア側の自主的な取り組みや広告の役割をご理解いただき、対策を有効にする観点から、主催者団体の自主性を尊重し、自由な広告宣伝活動を損なうことのないよう慎重な検討を要望します。</p>
<p>ギャンブルの広告宣伝は原則として、Internetを含むすべてのマスメディアで禁止すべきである。</p>
<p>現状の対策として、広告内容が射幸心を煽るものとならないように実施し、注意喚起を視認できるようにするなどされている。しかし、ギャンブル事業者は利用者のギャンブル行為による損失によって利益を得る仕組みであるところ、射幸性を煽る広告を認めること自体がギャンブル等依存症を増やす原因となることが分かっているので、一切認めるべきではない。 射幸性を煽る内容でない広告であっても、親しみやすいイメージ広告のように、ギャンブルへの心理的な障壁を下げ、ギャンブル等依存症を増やすことになるため、広告は認めるべきではない。</p>
<p>ネット馬券を中心に、いくら以上購入するとポイントが3倍になる、10倍になる、〇〇が当たるといったイベントをやっています。特にSPAT4では、そのポイントは現金に返還できることにもつながります。〇〇円以上購入したらという、射幸心をあおりギャンブル投資金額をさらに上回らせるような販促を規制してほしい。イベントやっているから〇〇円つぎこもう、このレースも対象だから購入しようと、ギャンブル好きの心に火をつけてしまいます。販促もいくらまでなど制限を付けてほしいと思います。</p>
<p>宣伝の抑制について、注意喚起標語の視認性向上など、全く効果のない取り組みを進めようとしている。 事業者は、利益を上げることが目的であるため、利益相反的な方針となっている。依存症者は、ギャンブル関係の刺激に触れただけで反応してしまうのであるから、注意喚起などで防ぐことは不可能である。</p>
<p>注意喚起はむしろ人々の意欲を促進している。禁止されるものほどやりたくなる心理が働く。</p>
<p>何故、テレビでCMを何度も何度も行えるのでしょうか？</p>
<p>競馬場や場外馬券売場に行っても、既に行われている施策として挙げられている、「本人申告・家族申告による競馬場等への入場規制」「本人申告や家族申告によるインターネット投票の利用停止措置」「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターの設置」などの広告、広報等を目にするのはまったくといってよいほどありません。 中央競馬会は、これまでも、ギャンブル等依存症対策推進関係関係会議が、「キャッシングによる資金調達制限」を問題としたところ、クレジットカードにしか触れられていなかったことを理由に、クレジットカードによるキャッシングだけを停止し、銀行によるカードローン、キャッシングATMを野放しにし続けるなど、「できれば規制を行いたくない。最低限の規制でお茶を濁したい」という姿勢は顕著に表れている。 周知、広報関係の施策についても、ファンの目に届かないところでひっそり行い、「取り組んでいる」と主張だけはするということを許さないよう、周知広報関係については、施策の取り組み団体に対し、ギャンブル場の場内などでファンやその家族を対象に各種施策の認知率の調査を継続的に行わせ、「いつまでに認知率何割」という数値目標を定めさせた上で、目標達成に必要な広報体制の策定を義務付けるべきであると考えます。</p>
<p>どんなに「良い人」でも、依存症にはなるのです。病気のですから重要なのは教育でもなければ広報でもありません。病原菌からの隔離と、清潔な環境です。 アクセス制限と、賭博広告の完全禁止の2つは絶対に必要であると、ギャンブルに家族を壊された一人として強く求めます。</p>
<p>競馬 広告宣伝を行うに当たり、その内容が射幸心をあおるものとならないよう・・・とあるが、TVCMでは重賞レースについての広告をおこない、競馬TV番組では露骨に投票に対する金額を放送し、バラエティー番組等では芸能人が1Rで稼いだ最大金額を発表し、その金額は何千万円とも放送されている。ものの数分で何千万円にもなる表現となっている。その他のギャンブル等についても同じであるが、広告については格差を感じる。 各業界の広告を規制、制限することも大切であるがギャンブル等に依存している本人は自らの状況が見えていない、依存と思っていないから改善が困難と思われる。家族に対して相談窓口を広く開くための広告、CMが必要である。いくら努力しているようでも周知されていないのでは意味がない。相談拠点を増やすことも大切であるが、TVCMも有効に活用すべき。</p>
<p>ギャンブル産業側の広告宣伝費にたいして、依存症対策費は殆ど拠出されていない。また、新聞の一面広告や、地方のTV局では朝からおかまいなしにばちこホールでの宣伝が流され、青少年に対する依存症への配慮が全くなされていない。青少年に対する広告の配慮、時間帯などの取り決め、及び広告費の抑止についても検討ではなく、削減目標のパーセンテージを明記すべきである。また、ギャンブル広告費の一部を、ギャンブル依存症の啓発広告費に回すことを取り決めるべきである。</p>
<p>ギャンブル産業側の広告宣伝費にたいして、依存症対策費は殆ど拠出されていない。また、新聞の一面広告や、地方のTV局では朝からおかまいなしにばちこホールでの宣伝が流され、青少年に対する依存症への配慮が全くなされていない。青少年に対する広告の配慮、時間帯などの取り決め、及び広告費の抑止についても検討ではなく、削減目標のパーセンテージを明記すべきである。また、ギャンブル広告費の一部を、ギャンブル依存症の啓発広告費に回すことを取り決めるべきである。</p>
<p>広告宣伝については、もっか都道府県単位で足並みが揃っている。追加で指針の必要性は余り感じない、</p>
<p>ギャンブル産業側の広告宣伝費にたいして、依存症対策費は殆ど拠出されていない。また、新聞の一面広告や、地方のTV局では朝からおかまいなしにばちこホールでの宣伝が流され、青少年に対する依存症への配慮が全くなされていない。青少年に対する広告の配慮、時間帯などの取り決め、及び広告費の抑止についても検討ではなく、削減目標のパーセンテージを明記すべきである。また、ギャンブル広告費の一部を、ギャンブル依存症の啓発広告費に回すことを取り決めるべきである。</p>
<p>広告・宣伝の抑制についての取り組みに反対致します。地域性による広告の仕方などもあり、全国で統一させるとそういった違いを出すことも難しくなると思います。なので反対致します。</p>
<p>全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制について広告・宣伝と依存症との因果関係を究明したうえで行われるべき。</p>
<p>「全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制」について、広告・宣伝と依存症との因果関係を究明したうえで行われるべき。</p>
<p>ギャンブル依存性対策において行き過ぎを感じる。広告宣伝の規制においては既に取り組んでおり、折り込みチラシ等でも掲載している。これ以上の規制は過剰だと思われる。</p>

反対 既に取り組んでいるから
反対 既に取り組んでいます。
「全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制」について、広告・宣伝と依存症との因果関係を究明したうえで行われるべきだと思います。
反対 既に取り組んでおり、依存症の定義及び実態把握が未了のため。
新聞の一面広告や、地方のTV局では朝からおかまいなしにぱちんこホールの宣伝が流され、青少年に対する依存症への配慮が全くなされていない。青少年に対する広告の配慮、時間帯などの取り決め、及び広告費の抑止についても検討ではなく、削減目標のパーセンテージを明記すべきである。
「全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制」について、広告・宣伝と依存症との因果関係を究明したうえで行われるべき。
全国的な指針の策定による広告宣伝の抑制について反対です。理由についてはすでに取り組んでいて依存症の定義及び実態把握が未了であるからです。
広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、平成33年度までに公表する。この指針に、テレビだけでなく交通広告も入れてください。酒類の広告・宣伝及び種類容器の表示に関する自主基準
各都道府県で差があるのは不公平であり、全国で同じ指針を決めるべき。
広告・宣伝の規制については、各組合や企業毎にガイドラインを作り、射幸心を煽らない取組みを行なっていると思います。条例や各所轄の判断で規制を行うことで、充分ではないかと思います。
競馬は、言わずもがな公営賭博なのであるから、「遊び」という文言は止め、全て「公的賭博」に改めるべきである。
ギャンブルの広告も一切禁止すべきである。一方でギャンブルに参加するよう勧誘する広告を流しながら、他方で依存症に注意せよという宣伝をするのは欺まんである。とくに若年者については、広告がギャンブルに手を染めるきっかけとなるおそれがあり、一切の広告を禁止すべきである。
広告・宣伝を全国的に規制しても、実際に依存性の実態が解明されていない状態で、どれほどの効果があるのか分かりません。
広告・宣伝の抑制に反対します。依存症の定義が不明確なため。
全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制について、依存症の定義及び実態の把握が不完全なため、反対。
公営の競馬や競輪はTVのCMをバンバン流しているが、パチンコ店はCMでパチンコ店をアピール出来ない。1日に使える金額の上限が無い、競馬や競輪がアピールする様なCMを流さない事こそ、依存を防ぐ為の第一歩なのでは無いでしょうか？
厳格な広告規制を行うべき。
厳格な広告規制を行う必要がある
広告規制についても条件が曖昧過ぎて何がしたいか分からないパチンコ業界だけ割を喰らっている。どうせならTVCM全部だめとかぐらい具体的に出して欲しい。
広告宣伝は現在も決められたルールの中で運用されており、競馬や競艇などと比べても限られたメディアで展開されています。新たな規制は必要無いと思います。
広告宣伝に関して、これまでも言われていますが、全国一律で公平に行わないと不公平になるので、統一した取り締まりをしてください。
全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制に反対 ・既に取り組んでいる。条例及び所轄官庁単位で取り組むべき。
全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制に反対 ・既に取り組んでいる。条例及び所轄官庁単位で取り組むべき。
ギャンブル産業側の広告宣伝費にたいして、依存症対策費は殆ど拠出されていない。新聞の一面広告や、地方のTV局では朝からおかまいなしにぱちんこホールの宣伝が流され。青少年に対する広告の配慮、時間帯などの取り決め、及び広告費の抑止についても検討ではなく、削減目標のパーセンテージを明記すべきである。また、ギャンブル広告費の一部を、ギャンブル依存症の啓発広告費に回すことを取り決めるべきである。
ギャンブル産業側の広告宣伝費にたいして、依存症対策費は殆ど拠出されていない。また、新聞の一面広告や、地方のTV局では朝からおかまいなしにぱちんこホールの宣伝が流され、青少年に対する依存症への配慮が全くなされていない。青少年に対する広告の配慮、時間帯などの取り決め、及び広告費の抑止についても検討ではなく、削減目標のパーセンテージを明記すべきである。また、ギャンブル広告費の一部を、ギャンブル依存症の啓発広告費に回すことを取り決めるべきである。
ギャンブル産業側の広告宣伝費にたいして、依存症対策費は殆ど拠出されていないと思います。また、新聞の一面広告や、地方のTV局では朝からパチンコホールの宣伝が流され、青少年に対する依存症への配慮が全くなされていないと思います。青少年に対する広告の配慮、時間帯などの取り決め、及び広告費の抑止についても検討ではなく、削減目標のパーセンテージを明記すべきです。また、ギャンブル広告費の一部を、ギャンブル依存症の啓発広告費に回すことを決定すべきです。
広告については、ネットでの広告も含んでください。

ギャンブル産業側の広告宣伝費にたいして、依存症対策費は殆ど拠出されていない。また、新聞の一面広告や、地方のTV局では朝から夜中までばちんこホールの宣伝が流され、青少年に対する依存症への配慮が全くなされていない。青少年に対する広告の配慮、時間帯などの取り決め、及び広告費の抑止についても検討ではなく、削減目標のパーセンテージを明記すべきである。また、ギャンブル広告費の一部を、ギャンブル依存症の啓発広告費に回すことを取り決めるべきである。

ギャンブル産業側の広告宣伝費にたいして、依存症対策費は殆ど拠出されていない。また、新聞の一面広告や、地方のTV局では朝からおかまいなしにばちんこホールの宣伝が流され、青少年に対する依存症への配慮が全くなされていない。青少年に対する広告の配慮、時間帯などの取り決め、及び広告費の抑止についても検討ではなく、削減の数値目標を明記すべきである。また、ギャンブル広告費の一部を、ギャンブル依存症の啓発広告費に回すことを取り決めるべきである。

「第二章 取り組むべき具体的施策」の中にある全国的な指針の策定による広告・宣伝の在り方について、競馬・競輪・モーターボートは31年度中に指針策定に着手し、33年度までに公表するという施策案ののに対し、ばちんこ業界のみ31年度中に策定し公表するとしている理由を教えてください。

依存症対策などで取り締まるのではなく広告宣伝などで、まだまだ違反してる店舗が多い。真面目にしてる所が損をするのは良くないので、まずはそういうのをキチンと取り締まって下さい。

ギャンブル産業側の広告宣伝費にたいして、依存症対策費は殆ど拠出されていない。また、新聞の一面広告や、地方のTV局では朝からおかまいなしにばちんこホールの宣伝が流され、青少年に対する依存症への配慮が全くなされていない。青少年に対する広告の配慮、時間帯などの取り決め、及び広告費の抑止についても検討ではなく、削減目標のパーセンテージを明記すべきである。また、ギャンブル広告費の一部を、ギャンブル依存症の啓発広告費に回すことを取り決めるべきである。

競馬の広告宣伝に関し「メディア側の基準を参考に、平成 31 年度中に、広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、平成 33 年度までに公表」とあるが、この「広告・宣伝」に関する全国的指針の対象に、競馬の施行主体「自身」が提供、もしくは資金拠出を行い放送がなされる「番組の形態をとった広告」、いわゆるインフォーマーシャルも含めるべきである。また、もし現在策定が予定されている指針の対象にこれらインフォーマーシャル等が含まれるべきではないとする場合、何故その種の番組等をギャンブル等依存症対策の対象として規制対象に含める必要がないと考えるのか。性質的にどこが一般的な広告行為と違うのかをお答え頂きたい。

競輪およびオートレースの広告宣伝に関し「メディア側で策定・実施している広告指針等を参考に、平成 31 年度から、競輪については JKA 及び公益社団法人全国競輪施行者協議会（以下「全輪協」という。）、オートレースについては JKA 及び全国小型自動車競走施行者協議会（以下「全動協」という。）において、自主的に広告指針の作成について検討を開始し、平成 33 年度までに公表」とあるが、この「広告・宣伝」に関する全国的指針の対象に、競輪及びオートレースの施行主体「自身」が提供、もしくは資金拠出を行い放送がなされる「番組の形態をとった広告」、いわゆるインフォーマーシャルも含めるべきである。また、もし現在策定が予定されている指針の対象にこれらインフォーマーシャル等が含まれるべきではないとする場合、何故その種の番組等をギャンブル等依存症対策の対象として規制対象に含める必要がないと考えるのか。性質的にどこが一般的な広告行為と違うのかをお答え頂きたい。

モーターボート競走の広告宣伝に関し「メディア側の基準を参考に広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、平成 33 年度までに公表」において、自主的に広告指針の作成について検討を開始し、平成 33 年度までに公表」とあるが、この「広告・宣伝」に関する全国的指針の対象に、モーターボート競走の施行主体「自身」が提供、もしくは資金拠出を行い放送がなされる「番組の形態をとった広告」、いわゆるインフォーマーシャルも含めるべきである。また、もし現在策定が予定されている指針の対象にこれらインフォーマーシャル等が含まれるべきではないとする場合、何故その種の番組等をギャンブル等依存症対策の対象として規制対象に含める必要がないと考えるのか。性質的にどこが一般的な広告行為と違うのかをお答え頂きたい。

## (9) 関係事業者における普及啓発の推進に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策基本法第7条において、関係事業者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努めなければならない旨が、規定されており、第15条においては、国及び地方公共団体は、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする旨が、規定されております。

さらに、参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議第5項では、政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底した取り組むこととされております。

このため、ギャンブル等依存症対策推進基本計画においては、関係事業者において、SNS等も効果的に活用し、年間を通じて、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施するほか、平成31年度から、ギャンブル等依存症問題啓発週間に、注意喚起ポスター等の作成・掲示、新大学生・新社会人等を対象としたセミナーの開催などの取組を実施することとしております。

また、関係事業者のみならず、例えば、厚生労働省においても、シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的に普及啓発するほか、消費者庁においても特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供を行うこととしております。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

## 意見

施設にギャンブル依存症の体験談などもっと大々的に掲示をする。自分に当てはめてくれる人が少しでも増えると思います。

10年以上前にパチンコ店においてどのように考え行動してるかを聞かれて答え、相談者(伝播も含めて20人ぐらい)がセルフコントロールできるようになったので提案させて頂きました。数年後に聞いた話ではリラプスは0です。

相談者の特徴

- ・ギャンブルに対しての正確な論理的知識が少ない、もしくは無い人が多い。
- ・面倒なのでデータの記録をしない。

関係事業者の取組:基本法15条関係・アクセス制限、施設内の取組についての意見と提案

ギャンブル依存症と他依存症の相違性

ギャンブルは勝って儲けて精神的に満足するという明確な目的があり、勝ち負けの理屈が明確です。また、ギャンブル依存体質者が行為を行なった際の、勝ち負けの結果によって、結果因子も相反する二通り(二方向)が存在します。他の依存行為では依存体質者が行為を行なった際の結果、結果因子は一方向です。これにより、頻繁に負ける事が依存状態から脱出不能の発端であります。

プロと呼ばれる、極力負けないように行動できる確率論の正確な知識を有している者が存在し、この事から、確率論の正確な知識(独立試行、期待値等)自分が行っているギャンブルの知識を有している者は、動機因子、行動因子をコントロールできる者と認識できます。

結果によって結果因子が相反し、負け続けると障害の発端になるという事実。プロという極力負けないように行動できる、確率論の正確な知識を有している者の存在。この事実から導き出される答えは、罹患者は勝つ為の確率論の正確な知識、ギャンブルの知識を有していない。となります。言葉を知っているではなく、理解していないといけません。簡潔に言うと、やる・やらないの判断、続ける・続けないの判断を感情的ではなく、論理的にしようというものです。

- 1・各ギャンブルに関する総合的なポータルサイト、アプリの構築、運営。
- 2・小冊子、ウェブサイト、アプリ等を使って以下の事を説明する。

- ・パチンコ(パチンコとスロットの抽選方法・機種ごとの特性、確率論(独立試行と期待値等。換金ギャップに対する知識(持玉遊技の有利性、パチンコ店における立ち回り。))
- ・公営競技(平均払い戻し率(還元率)を明確に表示。払い戻し率(還元率)の論理的な説明。
- ・カジノ(ゲームごとのペイアウト、状況によって最適な選択が選べるようになる解説、確率論等。)

競馬やボートでの対策において予防セミナーとありますが、ギャンブル産業側から直接支援をもらっているものがセミナーするのは禁止にしてください。

依存症と認知している人はまだ大丈夫だと思うが、認知できていない人も多く存在している。

普及啓発の推進:なし

- ・既に取り組んでいる。

普及啓発の推進:なし

- ・既に取り組んでいる。

ばちんこに来られる方に少しでも依存症の存在を知って頂けるような依存症に関するイベントを開催する。

出入口にも案内POPを掲示して抑止力にもなっていますので特に必要は無いと考えますので、この案件については反対を致します。

ギャンブル依存症対策案としては、お客様に賭け事ですので必ずしも勝てる訳ではないという認識をしっかりとって頂くこと。

## (10) 関係事業者における本人・家族申告によるアクセス制限に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策基本法第7条において、関係事業者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努めなければならない旨が、規定されており、第15条においては、国及び地方公共団体は、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする旨が、規定されております。

また、ギャンブル等依存症は、ギャンブル等に必要な資金を得るために家族の生活費を使い込み、借金を重ねる場合も多く、ひいては家族との関係も悪化させ、本人のみならず、その家族の生活に多大な支障を生じさせることから、ギャンブル等へののめり込みによる被害から家族を守ることもまた社会的な要請であると考えております。

この点、ギャンブル等の利用者及びその家族を守るためには、本人の自己申告によるギャンブル等へのアクセス制限に加えて、家族からの申告によりギャンブル等へのアクセスを制限する仕組みを構築していくことが重要であると考えております。

このため、公営競技においては、本人・家族申告によるアクセス制限に関する取組を既に開始しており、ギャンブル等依存症対策推進基本計画においては、関係事業者による取組として、こうした取組の家族に対する周知を強化するとともに、家族を相談・治療機関につなげるための取組を実施することとしております。さらに、例えば、競馬主催者等においては、入場制限措置の支援ツールとして、平成31年度から個人認証システムの研究を開始し、3年を目途とした研究を踏まえその導入の可能性を検討するなどの取組を実施することとしております。

また、ぱちんこにおいても、平成31年度中に、のめり込みによる被害から家族を守るため、利用者本人の同意のない家族からの申告に基づく入店制限について導入を開始するとともに、自己申告プログラム・家族申告プログラムを導入している店舗を業界団体のウェブサイトに掲載し、依存防止対策が進んでいる店舗として情報発信するなど、両プログラムの普及に向けた取組を検討・実施することとしております。また、平成33年度までに、両プログラムへの申告に当たり、ウェブサイトから申込書の様式を入手できるようにすることや、複数店舗に申告する際の手続きに係る負担の軽減に資する取組を実施するとともに、顔認証システムの活用に係るモデル事業等、申告対象者の把握を容易にする取組についても検討することとしております。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

<b>意見</b>
依存症などの定義が曖昧な中、顔認証システムなどの高額なシステム導入は拙速だと感じます。
容易にギャンブルができるような環境にしないこと、
ギャンブル依存症に関してだが、カジノ、競馬や競艇の公営ギャンブル、パチンコ屋に関してはマイナンバーカードを必須として、事前に国の厳しい審査(年収証明書提出が必須。例えば、年収500万で、消費者金融の借金や他のローンが無いものに限り、カジノ、競馬や競艇、パチンコのトータル現金使用額が月2万まで)に合格した者のみに出来るようにすべきである。例えば競馬の競技場での購入に関しては、マイナンバーカードを必須として、事前に指紋認証して偽造を防ぎ、限度額以上は買えないようにすべきである。パチンコ店も同様である。現金の使用に関してだが、馬券が当たったりしたからといって、その配当で得た金を再度ギャンブルに投資できないように仕組みを作るべきである。あくまでも、掛け捨て保険ではないが現金の使用が月2万までは可能だが、それを既に越えている場合は不可。パチンコ店も同様で、換金は認めるにしてもいいが、換金して現金を得ても、現金の再投資出来ないようにして現金の使用に制限をかけるべきである。あくまでも2万は2万である。貯玉に関しては、制限なし。
全てのギャンブルを包括する実効性ある入場規制を実施すべきである カジノについては、整備法において、極めて不十分ながら入場回数・頻度の制限が定められたが、既存のギャンブルについての本基本計画案における対策は不十分である。 本基本計画案では、本人・家族申告によるアクセス制限対策あるいは未成年者の入場制限対策として個人認証や顔認証システムの研究・検討が挙げられているが、申告の有無にかかわらず、全てのギャンブルにおいてギャンブル場への入場回数・頻度の制限を実施すべきであり、かつ、全てのギャンブルを網羅する包括的な対策を策定すべきである。
ギャンブル依存症に認定された施設は全てにおいて、マイナンバーカードを必須として、事前に国の厳しい審査(例えば、年収証明書を提出し年収500万円で借金0円で現金使用が月2万円まで)を通した者がだけが利用できる施設にすべきである。
券購入のアクセス制限は、本人や家族の申入れではじめて行うのではなく、本来違法な賭博行為の事業者の責任である。賭博行為はマイナンバーやパスポートなどを提示確認した適法入場者・券購入者にのみ許される。そこで依存者や問題ギャンブルの者を除外し、スクリーニングした適格者のみを賭博行為の有資格者とすべきである。 案は、これまで事業者が、18歳、20歳未満の者でも「事業者がそれ未満と思われる」という主観的判断を基準にして、未満者の入場や券購入を許してきた事実に対し無反省である。 セルフチェックで自己抑制ができれば、現在のギャンブル依存等の問題は生じていない。ギャンブルは自己の日収、月収、年収の各10分の1以下の範囲で行い、それ以上は依存ないし障害として禁止すべきである。事業者は上記要件の者のギャンブル行為を中止、拒否するべきである。 賭けすぎたり問題となり得る客を完全排除するのであれば依存症は防げない。事業者の自主実施規定では結局、ギャンブル依存により本人、家族、社会への被害を防止できない。 入場者はパスポートやマイナンバーなどによって全人チェックを行うべきである。個人の顔認証システムは、国民全体の顔認証システムの導入につながり危険である。
馬券やパチンコ玉等を購入する際にカードを必須とし、依存症予防のために回数および金額の規制を設けるべきである。このことは、タバコの購入の際の個人識別カード(taspo)が普及していること、suica、ICOCA、PASMOなど競馬場等より大勢の人が利用する鉄道の駅等で入場時に混乱が生じていないことから、自動改札機のようなシステムを導入することで、実効性は確保できると考えられる。
「ギャンブル依存症なんでもものは、無い」と切り捨てられていた過去の状況からすれば大きな進歩だと思いますが、この政策にはいくつか問題点があります。一番の問題は、アクセス制限に関するものです。本人または家族からの申告によるアクセス制限の実績がほぼゼロであることから分かれるとおり、警備員が顔写真を見て記憶してその人物を見かけたら声をかける、などという現状のやり方は全く機能していないと考えるべきです。 ネガティブリストではなくポジティブリスト方式に転換しなければなりません。券を購入するためにはマイナンバーカード等と照合した個人の情報管理カードを使用し、申告があればそのカードを停止させることで購入そのものができなくなるようにする、などの抜本的な改革が必要です。
カジノについては、極めて不十分ながら入場回数・頻度の制限が設けられることになったが、既存のギャンブルにも設けるべきである。
公営ギャンブルやパチンコ店での入場規制、年齢制限が守られている実績が無く、未だ何をもって規制、制限なのか曖昧なままです。
「ICカード」を公営競技と共通化することも可能で、そうすることにより、公営競技を含めたより有効な対策をとることができる。 競馬場等、顔認証が有効なところでも、購入・払戻し状況を電子的に管理するためには、「ICカード」の併用が必要となるので、統一したカードにするメリットは大である。 遊技・競技のカードを共通化することで、管理に使用する端末、ソフトも一括開発することが可能で、コスト的にも導入しやすくなる。なお、この「ICカード」には、カジノでの導入が取り沙汰されている「マイナンバーカード」が活用できれば、カジノを含めた一体管理も可能となり、かつ、普及の一助ともなるのではないかと思われる。
ギャンブルにおけるアクセス制限として、全てのギャンブルを包括して、ギャンブル利用者の入場チェック、本人申告・家族申告による入場制限を検討すべきである。 カジノに限らず、既存のギャンブルも含めて、ギャンブル施設への入場回数の制限を検討すべきである。
入場規制をするのであれば、すべてのギャンブルに共通の入場カード等を作成し、入場口で規制する施策が必要である。
当事者や家族の申告によるアクセス制限も同様です。マイナンバーカードを使用するなどして、完璧な制限をかけてください。 ギャンブルをするためなら依存症者はどうやっても入場します。これは必ず実施してください。検討事項では困ります。
ギャンブル施設において、利用者の入場チェックと本人申告・家族申告による入場制限を適切に行うことは、極めて重要である。本基本計画案が、これらの取組を明記したことは一定評価できるが、それが、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置づけられておらず、関係事業者の取組として、各ギャンブルの種類ごとに、個別に検討されるにとどまっていることは、十分でない。 また、特定複合観光施設区域整備法では、カジノについて、日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限している。その内容は極めて不十分なものであるが、ギャンブル施設への入場回数制限も、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として、検討されるべきである。したがって、カジノに限らず、既存のギャンブルも含めて、ギャンブル施設への入場回数制限を検討すべきである。

<p>ギャンブル施設において、利用者の入場チェックと本人申告・家族申告による入場制限を適切に行うことは、極めて重要である。本基本計画案が、これらの取組を明記したことは一定評価できるが、それが、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置づけられておらず、関係事業者の取組として、各ギャンブルの種類ごとに、個別に検討されるにとどまっていることは、十分でない。</p> <p>また、特定複合観光施設区域整備法では、カジノについて、日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限している。その内容は極めて不十分なものであるが、ギャンブル施設への入場回数制限も、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として、検討されるべきである。したがって、カジノに限らず、既存のギャンブルも含めて、ギャンブル施設への入場回数制限を検討すべきである。</p>
<p>ギャンブル施設において、利用者の入場チェックと、本人申告・家族申告による入場制限を適切に行うことは、極めて重要である。本基本計画案が、これらの取組を明記したことは評価できるが、それが、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置づけられず、関係事業者の取組として、各ギャンブルの種類ごとに、個別に検討されるにとどまっていることは、十分でない。</p> <p>また、特定複合観光施設区域整備法では、カジノについて、日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限しているが、このようなギャンブル施設への入場回数制限も、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として、検討されるべきである。したがって、カジノに限らず、既存のギャンブルも含めて、ギャンブル施設への入場回数制限を検討すべきである。</p>
<p>顧客の個別管理システムは良いと思う。</p>
<p>顔認証システムは今までやったことのない試みなので良いと思います。ゴト師の警戒に繋がると考えます。</p>
<p>ギャンブル依存症の方の顔認証システムは、いいと思います。</p>
<p>個人認証システムを導入し、入場管理や依存対策に活用とあるが、費用負担も発生し、顔認証の精度もあまり高くなく、個人情報保護法の視点からみても、顔認証などで個人管理し運用していくのは適切でないと思います。</p>
<p>顔認証を導入したところでギャンブル依存を根本的に改善するとは思わない。またプライバシーにも反するので反対です。</p>
<p>規制の内容が少しズレている気がする。顔認証自体はとて面白いと思うのそれに伴う規制が急に厳しいのももう少し緩和するべき。</p>
<p>顔認証システムの誤りで第三者を対象者本人であると認識してしまった場合、トラブルに発展してしまうと思う。</p>
<p>平成31年度から個人認証システムの研究を開始し、3年を目途とした研究を踏まえその導入の可能性を検討。顔認証はマスクや眼鏡で変装すれば免れることができるのではありませんか？</p>
<p>顔認証システムを導入するのであれば、まずは確実に照合できるように政府が、行った上でやるべき。</p>
<p>‘顔認証システム’が新聞などでは、対策(案)の目玉の一つとして焦点化されているが、国民全体への導入に繋がる恐れがあり、危険である。別の方法で対応すべきである。</p>
<p>ICカード、FeliCa、マイナンバーカード(普及させたいのであれば)等による個人IDによる入場、遊戯、投票、プレイ規制。(不正使用防止の為に顔認証を取り入れる)。 これらが無いと遊戯、投票、プレイできない。未成年者対策。(パチンコは脱税、ゴト対策にも?)</p>
<p>競馬・ばちんこ等のギャンブル等依存症、アクセス制限の強化・未成年の利用者の入店の禁止・インターネットを通じた馬券等の購入禁止を行うことが事業者としても今後の重要な課題であると認識しております。今後、更なるアクセス制限の強化・未成年者の入店禁止・インターネットによる馬券購入等の制限を行うため、事前にスマートフォン等を通じて顔写真付本人確認書類・顔容顔画像を撮影し、インターネット利用登録を行ったユーザーのみに馬券等の購入を認めるなど本人確認義務付けの徹底を行うべきであると考えます。なお、このような限定された入場時の年齢確認の実施するには、コストを最小限に抑えた上で入場管理方法を検討することが必須であり、大手企業のみならずベンチャー企業・中小企業の技術の採用も検討した上で適切な事業者を公平に検討するべきであると考えます。</p>
<p>ギャンブル施設において、利用者の入場チェックと本人申告・家族申告による入場制限を適切に行うことは、極めて重要である。本基本計画案が、これらの取組を明記したことは一定評価できるが、それが、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置づけられておらず、関係事業者の取組として、各ギャンブルの種類ごとに、個別に検討されるにとどまっていることは、十分でない。</p> <p>また、特定複合観光施設区域整備法では、カジノについて、日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限している。</p> <p>その内容は極めて不十分なものであるが、ギャンブル施設への入場回数制限も、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として、検討されるべきである。したがって、カジノに限らず、既存のギャンブルも含めて、ギャンブル施設への入場回数制限を検討すべきである。</p>
<p>顔を目視で、年齢制限だとか入場制限だとか、ありません。しかもシステム化は検討だなどと実施でなくては意味がありません。</p> <p>これでは内閣官房は、ギャンブル産業と癒着しているのでは？と疑ってしまいます。もっと本気で依存症者と家族の苦しみを理解し、有効な対策を願います。参考にできる海外の対策があるはずですが。</p>
<p>入場管理方法の個人認証システムについて、ばちんこ含む全てのギャンブル入場時に必ず設置してほしい。検討するだけで、実施には至らないのでは困る。</p>
<p>顔認証システムは個人情報保護法に抵触するのではないかと。また、いくら顔にシステムの精度が昔より上がったとはいえ、マスク等を着用されると照合率は低くなるのではないかと。</p> <p>また、誤った照合により別人を認証した際、トラブルに発展するのではないかと。</p>
<p>ギャンブルへの資金投入は、自己の収入の一定割合以下に押さえるべきである。マイナンバーカードを活用するなどして、一定額以上の投票ができないような、強力な制限を加える必要がある。</p>
<p>マイナンバーの活用も視野にあるならその案も合わせて示すべき。事業者にとって段階的な追加設備の負担は避けたい</p>
<p>文中に大人が良識をもって楽しめる娯楽みtainな文面がありましたが、パチンコや競馬をしても問題のない人だけがすればいい。そんなシステムはできないでしょうか。</p> <p>年齢制限なし、債務なし、家族申告なし等条件クリアしないとパチンコ店に入れないようにできませんか、マイナンバーも利用できると思います。</p> <p>タスポができるならおなじようにできるとかさんがえてしまいます。ギャンブル依存症の家族を抱えてる者は本当に辛くて苦しいです。</p> <p>私もそうです。全てのパチンコ店に火をつけてなくしてしまいたいです。国や行政はもっとギャンブル依存症に対して危機感をもって取り組まないこの国はどうなってしまうんだろうと前途を危惧してしまう。</p>



競馬場、ポートレース場、競輪場、ぱちんこ店などギャンブル場への入場管理はたばこやお酒の購入制限のように法律で規制して、産業側に働きかけて欲しい。
<p>当面のギャンブル等依存症問題に対応するには、包括的な取組みよりも</p> <p>1)問題がある人はギャンブル等事業所への立入りを禁ずる旨を事業者へ義務付ける</p> <p>2)事業所内で問題がある人が起こした事案について、その責は本人・家族に帰する</p> <p>以上、2点を条文化する。これにより表面上、ギャンブル等依存症の人は表層部から少なくなるので、ギャンブル等依存症に限定した人は回復したことになると思います。</p>
日本人に対し住基カードを、外国人には入国ビザを入場許可書として使うのもありかと思ます
本人が自己申告することはないし、家族が申告すると、家族内の断絶など、深刻な新たな問題が発生する可能性が高く、有効な施策とは思えない。そもそも、自己申告をするくらいであれば、本人は自己制御できているのであるから、その時点で、既に依存症から抜け出せているのである。
入場規制を厳格にすべき。
ギャンブル施設において、利用者の入場チェックと、本人申告・家族申告による入場制限を適切に行うことは、極めて重要である。本基本計画案が、これらの取組を明記したことは評価できるが、それが、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置づけられず、関係事業者の取組として、各ギャンブルの種類ごとに、個別に検討されるにとどまっていることは、十分でない。これらの取組は、全てのギャンブルについて、行われるべきである。また、特定複合観光施設区域整備法では、カジノについて、日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限しているが、このようなギャンブル施設への入場回数制限も、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として、検討されるべきである。したがって、カジノに限らず、既存のギャンブルも含めて、ギャンブル施設への入場回数制限を検討すべきである。
各公営競技において、本人家族申請措置を実施しており、今後も引き続きアクセス制限を強化されていかれると思いますが、特に家族申請については、申請受付～受領まで個人の尊重・家族の保護の観点から、段階的なヒアリングや審査等といった、関係機関との情報共有が必要であると考えます。運用面についての具体的な指針はありますか？競馬及びぱちんこ施設における生体認証を用いた個人認証システムによる管理と同様に、競輪・オートレース及びモーターボート施設における生体認証を用いた個人認証システムをご検討されておりますでしょうか。また、どの程度の厳格性を求められておりますでしょうか？
重症度合いで対策はすべき。特に本人の望まないものは必要無いと思います。
本案は、日本国憲法第13条ならびに国際人権規約(A規約)に反する内容であり、賛成できません。個人の意思表示が、人権の大原則である以上、本人以外の者が「権利を制限する」ことは「即、違憲」であることは間違いないことです。このような問題は「後見人制度」による正しい手続きを踏み、導かれるものであり、個人の権利を制限する上で裁判所以外のところで判断がなされるものではありません。国民が「娯楽」に興じることは、「個人の意思」であり、尊重されるべきです。また、本案は「公共の福祉」にて判断される内容でもないため、やはり「日本国憲法第13条」ならびに「国際人権規約(A規約)」を尊重すべきであるゆえ、本案は「違憲に相当する」と解釈します。
本人家族申告によるアクセス制限も、年齢確認と同様、早急なシステム化が必須である。また、家族が申告しても、公営競技主催者側から申告が受理されない事例が発生している。しかも困り果てている家族の申告に対し、聞き取り等の調査もなく、一方的な判断で拒否の回答が送りつけられている。このようなことでは、単なる公営競技のアピールで実際にはこの制度は機能していないことになる。
本人家族申告によるアクセス制限も、年齢確認と同様、早急なシステム化を行うべきである。また、家族が申告しても、公営競技主催者側から申告が受理されない事例が発生している。しかも困り果てている家族の申告に対し、聞き取り等の調査もなく、一方的な判断で拒否の回答が送りつけられている。このようなことがないよう、公営競技の運営側に運用の徹底を求めるべきだ。
アクセス制限の仕組みについて、本人同意なしの家族申告への対応や、顔認証システムの活用検討など形式的な要件を提示されているが、個人情報保護の観点や個人の権利など、実施する上で検討すべき課題が残っているように思われる。また、本人の意思によらない制限について、本当にそれが最善の策であるかの判断は専門的知識を有しない事業者や家族にはできないと考えるため、再検討をお願いしたい。
家族申告による規制や、顔認証システムの拡大について、プライバシーを大きく侵害するものであると考えます。
本人家族申告によるアクセス制限も、年齢確認と同様、早急なシステム化が必須である。また、家族が申告しても、公営競技主催者側から申告が受理されない事例が発生している。しかも困り果てている家族の申告に対し、聞き取り等の調査もなく、一方的な判断で拒否の回答が送りつけられている。このようなことでは、単なる公営競技のアピールで実際にはこの制度は機能していないことになる。
情報の共有をしないと効果はないと思いますが、共有する場合は個人情報に係るかと思、問題に発展しやすいのではないのでしょうか？
本人家族申告によるアクセス制限も、年齢確認と同様、早急なシステム化が必須である。また、家族が申告しても、公営競技主催者側から申告が受理されない事例が発生している。しかも困り果てている家族の申告に対し、聞き取り等の調査もなく、一方的な判断で拒否の回答が送りつけられている。このようなことでは、単なる公営競技のアピールで実際にはこの制度は機能していないことになる。
本人への同意無しでの勝手な申請はやめるべきだと考えます。お客様、もしくはご家族の方とのトラブルにしかありません。
本人家族申告によるアクセス制限も、年齢確認と同様、早急なシステム化が必須である。また、家族が申告しても、公営競技主催者側から申告が受理されない事例が発生している。しかも困り果てている家族の申告に対し、聞き取り等の調査もなく、一方的な判断で拒否の回答が送りつけられている。このようなことでは、単なる公営競技のアピールで実際にはこの制度は機能していないことになる。
本人以外の者が入場を禁止するのは、行き過ぎた行為だと思います。

<p>制限申告の際の確認について、公的確認を発行する機関を指定し、一元管理する必要があると考える。          家族の申告のみで制限管理を行った場合、深刻な事態を招きかねないため、適正な医療機関や自治体・または類する機関による診断書を添付したうえで、申告を受理・管理するスキームを準備すべきではないか。競馬・パチンコ・カジノなどでシステムが別れるのではなく、一つのデータベース上で、情報管理されるものが望ましい</p>
<p>本人家族申告によるアクセス制限も、年齢確認と同様、早急なシステム化が必須である。また、家族が申告しても、公営競技主催者側から申告が受理されない事例が発生している。しかも困り果てている家族の申告に対し、聞き取り等の調査もなく、一方的な判断で拒否の回答が送り返されている。このようなことでは、単なる公営競技のapelで実際にはこの制度は機能していないことになる。</p>
<p>本人家族申告によるアクセス制限も、年齢確認と同様、早急なシステム化が必須である。また、家族が申告しても、公営競技主催者側から申告が受理されない事例が発生している。しかも困り果てている家族の申告に対し、聞き取り等の調査もなく、一方的な判断で拒否の回答が送り返されている。このようなことでは、単なる公営競技のapelで実際にはこの制度は機能していないことになる。</p>
<p>家族からの入場制限要請もシステム化し、ギャンブル依存症本人が入場できない仕組みを早急に対策してほしい。</p>
<p>本人家族申告によるアクセス制限も、年齢確認と同様、早急なシステム化が必須である。また、家族が申告しても、公営競技主催者側から申告が受理されない事例が発生している。しかも困り果てている家族の申告に対し、聞き取り等の調査もなく、一方的な判断で拒否の回答が送り返されている。このようなことでは、単なる公営競技のapelで実際にはこの制度は機能していないことになる。</p>
<p>家族申告制度や個人認証システムの導入は控えるべきである。          なぜなら、これら制度は、本人のプライバシー権、自己決定権の侵害に繋がるものであり、本人の同意の必要のないこれら制度の導入は慎重であるべきである。なお、これら制度はギャンブル等による財産権の侵害を防ぐ趣旨と解するが、財産権とプライバシー権、自己決定権とを比較考量しても、その導入は慎重であるべきである。</p>
<p>本人同意が無い家族申告については家庭内のトラブル等がおきる可能性もあるのでそこまで関与するべきではないと思う。</p>
<p>家族の申告による規制、顔認証システムはプライバシーの侵害になると思いますので、自主的な取り組みとしては業界が既に取り組んでおり、計画にあえて盛り込む必要はないと思います。</p>
<p>年齢や家族の申告による入場制限を目視で行うことはあり得ないと思います。何かしらシステム化してからでないとやすくぐり抜けられます。</p>
<p>本人や家族からの申告に基づく入場規制の制度を設けるべきである</p>
<p>本人の自由の侵害、営業所へのトラブル等の懸念</p>
<p>家族に内緒で遊技しているユーザーの事も考えて欲しいです。プライバシーの侵害に該当するのではないのでしょうか？</p>
<p>「本人・家族申告によるアクセス制限を順次、実施してきた」とあるが、なぜこれらは各競技場別のものとなっているのか。本人もしくは家族申告によってアクセス制限の対象となった者が、当該制限を回避する為、他の競技場を訪問してギャンブル等を続けてしまう可能性を考えると、これらアクセス制限は公営競技場ごとに整備されるものではなく、全競技場を統合した施策でなければならない。また、これら各競技場のアクセス制限と一方で提供されているインターネット販売のアクセス制限が分離したのとなっている点も、同様にアクセス制限の実効性の面から見て問題がある。</p> <p>「競輪場・オートレース場及び場外車券売場においては、平成 29 年 10 月から本人申告、平成 30 年 10 月から家族申告によるアクセス制限(入場禁止)を実施」とあるが、なぜこれらは各公営競技場別のものとなっているのか。本人もしくは家族申告によってアクセス制限の対象となった利用者が、当該制限を回避する為、他の競技場を訪問してギャンブル等を続けてしまう可能性を考えると、これらアクセス制限は公営競技場ごとに整備されるものではなく、全競技場を統合した施策でなければならない。また、これら各競技場のアクセス制限と一方で提供されているインターネット販売のアクセス制限が分離したのとなっている点も、同様にアクセス制限の実効性の面から見て問題である。</p> <p>「全ての競走場及び場外舟券売場においてそれぞれの実態に即した場ごとの相談窓口対応マニュアルを策定(平成 29 年 12 月)し、当該マニュアルに基づく本人申告に基づく入場制限(平成 29 年 7 月)及び家族申告に基づく入場制限(平成 30 年 10 月)を実施」とあるが、なぜこれらは各競技場別のものとなっているのか。本人もしくは家族申告によってアクセス制限の対象となった利用者が、当該制限を回避する為、他の競技場を訪問してギャンブル等を続けてしまう可能性を考えると、これらアクセス制限は競技場ごとに整備されるものではなく、全競技場を統合した施策でなければならない。また、これら各競技場のアクセス制限と一方で提供されているインターネット販売のアクセス制限が分離したのとなっている点も、同様にアクセス制限の実効性の面から見て問題である。</p>

「競馬主催者等は、数万人という来場者の入退場時及び場内滞在時におけるスムーズかつ安全な導線の確保が可能な個人認証のための支援ツールとして顔認証システムの研究を開始する」とあるが、マイナンバーカードによる全利用者の入退場管理の検討を併せて行うべきである。2018年7月に成立したIR整備法では、我が国で運営されるカジノに対して依存症対策の一環としてギャンブル提供区域への全入場客を対象にギャンブル等依存症対策を目的としてマイナンバーカードによる個別認証を義務付けている。これは「マイナンバーカードは、氏名、住所、生年月日、顔写真が記載されているということ、それから、カードのICチップに格納されている電子証明書を用了公的個人認証を活用しますと、特定の個人について一貫して最新の情報を確認できるということから、本人確認及び同一の者の入場回数を管理する手段としては最もすぐれている」(衆 - 内閣委員会 平成30年05月30日)とする政府参考人答弁を前提として導入が決定したものである。同様のギャンブル等依存症対策の目的をもって公営競技に採用される認証方式の検討が、この様に国会においても「最もすぐれている」方式として定義されているマイナンバーカードによる管理方式を検討の対象とせず、より精度の低い顔認証の検討「だけ」を対象としている理由がない。

「JKA 及び全動協において、個人認証システムを含め、費用面でも競輪・オートレース事業の経営に大きな影響等を与えないようにしつつ、対象者特定の精度を向上させるような

入場管理方法の在り方について検討を実施」とあるが、本検討はマイナンバーカードによる全利用者の入退場管理のシステムを前提として行われるべきである。2018年7月に成立したIR整備法では、我が国で運営されるカジノに対して依存症対策の一環としてギャンブル提供区域への全入場客を対象にギャンブル等依存症対策を目的としてマイナンバーカードによる個別認証を義務付けている。これは「マイナンバーカードは、氏名、住所、生年月日、顔写真が記載されているということ、それから、カードのICチップに格納されている電子証明書を用了公的個人認証を活用しますと、特定の個人について一貫して最新の情報を確認できるということから、本人確認及び同一の者の入場回数を管理する手段としては最もすぐれている」(衆 - 内閣委員会 平成30年05月30日)とする政府参考人答弁を前提として導入が決定したものである。同様のギャンブル等依存症対策の目的をもって公営競技に採用される認証方式の検討は、この様に国会においても「最もすぐれている」方式として定義されているマイナンバーカードによる管理方式を採用しない理由がない。

「平成31年度から、対象者を特定する技術の先進事例を参考としつつ、ICT 技術を活用した入場管理方法についての研究を開始し、3年を目途とした研究を踏まえ、その導入の可能性を検討」とあるが、本検討はマイナンバーカードによる全利用者の入退場管理システム導入を前提として行われるべきである。2018年7月に成立したIR整備法では、我が国で運営されるカジノに対して依存症対策の一環としてギャンブル提供区域への全入場客を対象にギャンブル等依存症対策を目的としてマイナンバーカードによる個別認証を義務付けている。これは「マイナンバーカードは、氏名、住所、生年月日、顔写真が記載されているということ、それから、カードのICチップに格納されている電子証明書を用了公的個人認証を活用しますと、特定の個人について一貫して最新の情報を確認できるということから、本人確認及び同一の者の入場回数を管理する手段としては最もすぐれている」(衆 - 内閣委員会 平成30年05月30日)とする政府参考人答弁を前提として導入が決定したものである。同様のギャンブル等依存症対策の目的をもって公営競技に採用される認証方式の検討は、この様に国会においても「最もすぐれている」方式として定義されているマイナンバーカードによる管理方式を採用しない理由がない。

## (11) 20歳未満の者の購入禁止の強化に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策基本法第7条において、関係事業者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努めなければならない旨が、規定されており、第15条においては、国及び地方公共団体は、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする旨が規定されております。

各公営競技については、法律において、20歳未満の者は、馬券等を購入し、又は譲り受けてはならない旨が規定されており、20歳未満の者であることを知りながら、発売に係る行為をした場合の罰則も規定されております。このため、ギャンブル等依存症対策推進基本計画においては、関係事業者による取組として、例えば、各競馬主催者等において、警備体制の強化等により、20歳未満の者の馬券購入の禁止を徹底することとしているほか、競馬主催者等は、平成31年度から研究を開始する個人認証システムについて、3年を目途とした研究を踏まえ20歳未満の者の判定への応用可能性を検討するなどの取組を実施することとしております。

また、関係事業者において、SNS等も効果的に活用し、平成31年度から、啓発週間に、注意喚起ポスター等の作成・掲示、新大学生・新社会人等を対象としたセミナーの開催などの取組を実施することとしております。

さらに、ぱちんこ業界は、平成31年度中に、18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を原則として実施する方法について検討し、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に盛り込み公表することとしております。

加えて、基本計画においては、青少年等に対する普及啓発の推進、学校教育における指導の充実、各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進、金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発も実施することとしております。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

<b>意見</b>
すべてのギャンブルについて厳格な広告規制や未成年者のアクセス規制が不十分である。
現在、公営競技及び、ばちんこの年齢制限はいっこうに守られておらず、法律が遵守されていない状況である。「目視」での確認は対策を行っているとは言えない。にもかかわらず、入場時年齢確認をする個人認証システムをこれから3年もかけて検討することが基本計画にあるのは、実にギャンブル産業におもねった甘い措置である。「検討する」は計画にはならない。「実施する」と明記すべきである。
ギャンブル依存症の息子がいる母親ですが、街中に溢れるパチンコ、スロット店。余りにも安易に入れるギャンブルの場。目視のみで年齢などを確認するのは絶対無理だと思うが、年齢制限、入場規制のシステムは産業側に義務化する必要があるだろう。
「ファミリーで楽しくギャンブル」は日本以外どの国でも聞いたことがないくらい、有り得ないです。
現在、公営競技及び、ばちんこの年齢制限はいっこうに守られておらず、法律が遵守されていない状況である。「目視」での確認は対策を行っているとは言えない。にもかかわらず、入場時年齢確認をする個人認証システムをこれから3年もかけて検討することが基本計画にあるのは、実にギャンブル産業におもねった甘い措置である。「検討する」は計画にはならない。「実施する」と明記すべきである。
全てのギャンブルを包括する未成年者のアクセス制限を徹底すべきである。本基本計画第二章「1 関係事業者の取組」には、それぞれの関係事業者の取組として、「アクセス制限」の一環として「20歳未満の者の購入禁止」が記載され、基本的に、競技場や場外券売場での注意喚起や警備の徹底、インターネットの会員登録時の年齢確認や注意喚起等が挙げられているが、極めて不十分というほかない。まず、パチンコに関しては、その年齢確認の不十分さは2017年決定から何ら改善されていない。次に、競輪・オートレースにおいては、20歳未満の者の購入禁止の強化として個人認証システムを含む入場管理方法の在り方を検討するとしながら、わざわざ「費用面でも競輪・オートレース事業の経営に大きな影響等を与えないようにしつつ」と繰り返し明記され、実効性よりも事業者の経営を心配する姿勢が現れている。モーターボート競走においては、課題として「近年、競走場を地域活性化拠点として位置づけ、地域に開放し、地域社会のコミュニティづくりにも活用する取組を行っており、保護者同伴で20歳未満の者が来場する機会がある」との点が挙げられており、ギャンブルを「地域活性化」名目で推進し利用者拡大を目指す政策の矛盾が表れている。さらに未成年者のなりすましによるインターネット投票の危険性についても、何ら配慮されていない。未成年者の入場・購入制限はもとより、未成年者をギャンブルに慣れ親しませる効果を除去すべく、広告の在り方やインターネット投票の在り方、公営ギャンブルの在り方全般を抜本的に見直して、未成年者のアクセス制限を徹底すべきである。
年齢制限についても、昨今の公営競技はファミリー層をターゲットにしている子連れで遊べると大々的に広告をうっており、今の方法では、ますますギャンブル依存症者を生み出すことが危惧される。
ギャンブル障害は病気です。そして開始年齢が早いほど発症リスクが高まります。入場の年齢制限をきっちり守る仕組みをお願いします。目視では不可能です。公営競技ではファミリーで来てもらうべく宣伝していますが禁止してください。
未成年者のギャンブル 特に現在のJRAの販促は、家族や若者の取り込みに必死で新たなギャンブル好きをうんでいると思います。 特に問題なのは未成年を含む家族。家族で気軽に遊びに来れる反則や施設がある故に、子供がマークシートを塗りつぶす、子供が競馬新聞をよみ予想する。実際に購入に行くのは父親ですが、子供の参加が目立つ。子供といっても小中学生くらいです。そして何番と大声を出し応援し、当たると喜ぶ。馬券購入は親でも、予想から当たりまでを楽しんでる子供の姿はギャンブル好きそのものです。子供が直接馬券購入してないので、警備員がいても取り締まる対象にはならない。未成年者は保護者ありでもエリア規制をする、マークシート等も触れてはいけないなど厳しくしなければならぬと思います。警備員を増やしているという報告書の数字がありました。警備員増やしても無意味だと思います。高校生のような人が馬券購入しても注意しない、気づかないくらいですから。警備員人数は対策になりません。
未成年の制限についても、文面を見る限り券の購入のみを制限しており、ギャンブルが行われている場所への立ち入りは何ら制限されていないようです。これは諸外国の賭博場に関する規制と見比べると、非常識といって構わないレベルの話になります。 未成年はギャンブルが行われている場所への立ち入りだけでなく、そのそばに近寄ることすらできないように徹底的に排除されるのが世界の常識です。家族連れで競馬や競艇に行く、というような一見すると牧歌的に見える風景は、それこそが将来のギャンブル依存症患者を育成しているに等しいものです。 未成年者、および先述のアクセス制限を受けたものは、ギャンブルが行われている場所に立ち入ることそのものができないように徹底しなければなりません。 未成年の制限についても、文面を見る限り券の購入のみを制限しており、ギャンブルが行われている場所への立ち入りは何ら制限されていないようです。これは諸外国の賭博場に関する規制と見比べると、非常識といって構わないレベルの話になります。
ギャンブル依存症対策において、目視で年齢制限をするのは不可能だろう。 ギャンブル開始年齢が低いほど依存症の発症リスクが高くなるのだから、年齢制限も家族からのアクセス制限もシステム化は検討に留まらず実現することが必要だ。
年齢制限、入場規制など徹底していただきたい。

<p>未成年者の入場は取り締まると謳っているが、家族連れでの来場について何も触れていない。予防啓発を目標とする今回の基本法であるので、家族連れでの来場を促すような企画を制限するなど、子供のうちからギャンブルに触れさせる機会を減らすような取り組みも計画案に盛り込むべきである。実際私は、幼少時から松戸競輪の近隣に住んでおり、イベントでお菓子が配られるためよく足を運んでいた、ギャンブルと親和性のある家庭で育った。このため、ギャンブルする夫にたいし何も危機感を感じなかったという経験もしている。</p> <p>公営競技場への未成年の入場者について、警備員の巡回を徹底するとあるが、システム化は急務であり、明確な目標値を示すべきである。未成年者の入場者数〇〇パーセント減、など。</p>
<p>競馬場等が子連れ入場を促進しているのが大きな問題です。若年で馴染むほど、依存症のリスクが高まるので、子連れ入場を推奨するのはやめることを明記してください。</p> <p>主催者は、警備体制の強化等により、入場制限者を確実に把握し、入場制限を実施とあるが、警備員を増やしても現実的に確実に把握するのは不可能ではありませんか？可能なのであれば、どういうノウハウで把握するのかぜひ示してください。20歳未満についても、ID提示を求めなければ、声かけだけでは意味がありません。</p>
<p>公営競技の子連れ入場を促進は重大な問題。若年で馴染むほど、依存症のリスクが高まると研究結果が出ている。子連れ入場を推奨するのはやめるべきである。</p>
<p>公営ギャンブル(競馬や競輪、競艇等)とパチンコ店の18歳未満の完全入場禁止ができていない。タバコの自販機購入のカードのようなシステムを早急に取り入れ、入場制限を厳格化することを対策に具体的に盛り込むことを要望します。カード発行のシステムが無理ならQRコード決済や顔認証システムのようにどのギャンブル場にも共通のものを導入し、本来の目的である遊行にのみ生かされる仕組み作りを、いつまでにどんな仕組みで行うか法案の中にしっかりと盛り込むことが抜けています。子連れでギャンブル場なんて世界から見たら相当遅れている。それは虐待にあたるし、リスクを教えていない年齢から入場することは選択できない子供にとっての人権が守られていないこととなります。子供にタバコを吸わせたり酒を飲ませるのと同じです。</p>
<p>未成年者のアクセス制限が極めて不十分である。</p> <p>そもそも地域活性化名目でギャンブルを活用すべきでなく、厳格な広告規制、インターネット規制、入場規制により、そもそも未成年者をギャンブル場やギャンブルに近づけるべきでない。</p>
<p>早い段階でゲーミングを始める未成年者は、後年になってギャンブル等依存症の問題を発症しやすいという研究結果が出ており、公衆衛生や法令順守の観点から、ギャンブルが行われているエリアに未成年者を入場させないことが極めて重要となっております。</p> <p>このため、ギャンブル施設における実効性のある身分証明書確認を、特に未成年者に対し徹底することを求めます。例えば、米国で一般的に行われているように、30歳未満に見える顧客には一律身分証明書の提示を求めるなど、具体的な方針を定める必要があると考えます。</p>
<p>基本計画では、競馬等において20歳未満と思われる者を確実に把握し、購入を制限する体制を維持するとなっているが、20歳未満の者が購入できないのにも関わらず、「20歳未満と思われるものを把握」する目的は不明である。</p>
<p>券購入のアクセス制限は、本人や家族の申し入れではじめて行うのではなく、本来違法な賭博行為の事業者の責任である。</p> <p>賭博行為はマイナンバーやパスポートなどを提示確認した適法入場者・券購入者へのみ許される。そこで依存者や問題ギャンブルの者を除外し、スクリーニングした適格者のみを賭博行為の有資格者とすべきである。</p> <p>案は、これまで事業者が、18歳、20歳未満の者でも「事業者がそれ未満と思われる」という主観的判断を基準にして、未満者の入場や券購入を許してきた事実に対し無反省である。</p> <p>また、窓口において逐一年齢確認を求めることを徹底し、それを窓口に表示させるべきである。</p>
<p>年齢制限が守られていない。依存症研究ではっきりしていることは「開始年齢が低ければ低いほど、依存症リスクは高まる。」であるのに、基本計画では今後「検討します。」が対策案として認められようとしている。</p> <p>年齢制限、アクセス制限を基本としてのシステム化を実施しなければ効果は危ぶまれる。</p>
<p>若年者は特にこれによって守られなければならない。より若くからのギャンブル経験開始が依存症発症の確率を上げることは様々な研究で明らかになっている。</p>
<p>未成年者のアクセス制限を行うべき。</p>
<p>20歳未満は投票券購入不可とあるが、20歳未満が投票券を購入したことが明らかになった際は競走場への処分はないのか？</p>
<p>未成年者のアクセス制限を行うべきである</p>
<p>ギャンブルを行う場に子どもを入場させることを禁止すべき。カジノでもキッズルームを設けているから、同様の施設の設置を義務付けるべき。</p>
<p>現在、公営競技及び、ばちんこの年齢制限はいっこうに守られておらず、法律が遵守されていない状況である。「目視」での確認は対策を行っているとは言えない。にもかかわらず、入場時年齢確認をする個人認証システムをこれから3年もかけて検討するということが基本計画にあるのは、実にギャンブル産業におもねった甘い措置である。「検討する」は計画にはならない。「実施する」と明記すべきである。</p>
<p>現在、公営競技及び、ばちんこの年齢制限はいっこうに守られておらず、法律が遵守されていない状況である。「目視」での確認は対策を行っているとは言えない。にもかかわらず、入場時年齢確認をする個人認証システムをこれから3年もかけて検討するということが基本計画にあるのは、実にギャンブル産業におもねった甘い措置である。「検討する」は計画にはならない。「実施する」と明記すべきである。</p>

<p>現在、公営競技及び、ばちんこの年齢制限は一向に守られておらず、法律が遵守されていない状況である。「目視」での確認は対策を行っているとは言えない。にもかかわらず、入場時年齢確認をする個人認証システムをこれから3年もかけて検討することが基本計画にあるのは、実にギャンブル産業におもねった甘い措置である。「検討する」は計画にはならない。「実施する」と明記すべきである。</p>
<p>現在、公営競技及び、ばちんこの年齢制限はいっこうに守られておらず、法律が遵守されていない状況である。「目視」での確認は対策を行っているとは言えない。にもかかわらず、入場時年齢確認をする個人認証システムをこれから3年もかけて検討することが基本計画にあるのは、実にギャンブル産業におもねった甘い措置である。「検討する」は計画にはならない。「実施する」と明記すべきである。</p>
<p>現在、公営競技及び、パチンコの年齢制限はいっこうに守られておらず、法律が遵守されていない状況です。「目視」での確認は対策を行っているとは言えないです。にもかかわらず、入場時年齢確認をする個人認証システムをこれから3年もかけて検討することが基本計画にあるのは、実にギャンブル産業を優遇するような甘い措置です。「検討する」は計画にはならないです。「実施する」と明記すべきです。</p>
<p>現在、公営競技及び、ばちんこの年齢制限はいっこうに守られておらず、法律が遵守されていない状況である。「目視」での確認は対策を行っているとは言えない。入場時年齢確認をする個人認証システムを3年もかけて検討することが、人による入場時のチェックなどは即、実施可能なことである。年齢確認を義務づけることを今すぐ実施するべきである。</p>
<p>「20歳未満の者と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び年齢確認を行い、20歳未満の者による馬券の購入及び20歳未満の者のみによる場外馬券売場への入場を防止してきた」とあるが、この「疑いのある者に声かけをする」という方式では未成年者による投票券購買を完全に防止することは不可能である。未成年者の投票券購買を確実に防止する為には、投票券購買エリアおよび券売機の設置エリアを他のエリアから完全に分離し、当該エリアへの全入場者の年齢確認を入口で行うことで管理するしかない。当該施策は、前項の本人・家族申告によるアクセス制限の面からも非常に有効な施策となる。</p> <p>「車券を購入しようとする20歳未満の者と思われる者に対して警備員による声かけ及び年齢確認を行っている」とあるが、この「20歳未満の者と思われる者に声かけをする」という方式では未成年者による投票券購買を完全に防止することは不可能である。未成年者の投票券購買を確実に防止する為には、投票券購買エリアおよび券売機の設置エリアを他のエリアから完全に分離し、当該エリアへの全入場者の年齢確認を入口で行うことで管理するしかない。当該施策は、前項の本人・家族申告によるアクセス制限の面からも非常に有効な施策となる。</p>

## (12) インターネット投票に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策基本法第7条において、関係事業者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努めなければならない旨が、規定されており、第15条においては、国及び地方公共団体は、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする旨が規定されております。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画においては、各公営競技のインターネット投票サイトにおいて、本人が購入限度額の設定を望む場合に対応する措置（購入限度額設定システム）を導入することとしております。特に、競馬主催者等及びモーターボート競走関係団体においては、当該システムの導入を、これまでは、次期システム改修に合わせ、遅くとも平成34年度を目標として、システム仕様等について検討を行ってきたところ、平成32年度に前倒することを目指すこととしております。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

### 意見

マイナンバーによる投資額上限の設定(年収があがるほど投資できるようにする)

インターネット投票に関して、経験から言えば、現状の依存症対策はざる状態である。本心はやりたくないということが見え見えである。少なくとも、生活等に利用している金融機関口座の利用は禁止すべきで、まずは専用の金融機関口座を利用者に作ってもらう。当然金融機関の協力は必須であるが、ギャンブル専用金融口座を設定することが義務づけられれば、それだけで依存症対策に直結する。これができないというのは、口では依存対策といながら、本心はやりたくない、ポーズと思われてもしかたがない。専用口座にすれば、1日の利用限度額の制限や履歴も透明化して、事前の対策も可能になる。

公営ギャンブルには何故賭け金に上限が無いのでしょうか？  
公営ギャンブルはネットからの投票でワンクリックで幾らでも賭けられます。しかも全国各地のギャンブル場に。

個人IDに期間(月間・年間など)による負債の限度額を設定する。限度額に達すると設定した期間中は(個人申告、家族申告よっても)入場、遊戯できない。  
個人IDに紐付けした遊戯・投票等のプレイデータの可視化  
収支、個人の払い戻し率、大当たり確率等、的中率等、自分の予想方法ごとの収支、個人払い戻し率。  
遊戯・投票等のプレイデータをウェブサイト、スマホアプリ等のモバイルデバイス等で閲覧できるようにする。期待値を計算できるアプリも。

年齢層を見ると、高齢の方も多数いらっやって、収入源が年金や貯金なことが多く、これから働くことも難しいため金額に限度があるが、その限界いっぱい使ってしまうと、生活が苦しくなるため、毎月ギャンブルの元手に使える金額を設定する等の対応があると良いと思う。

賭け金額の上限の定めや、賭けに参加する前に自ら設定した上限額に達した場合は、以後の賭けに参加できなくなるといった制度(プリコミットメント)についても検討すべきである。



ギャンブルの性質上、過度にのめりこんでいくギャンブル利用者が必然的に生み出されるおそれがあることからすれば、賭け金額の上限の定めや、賭けに参加する前に自ら設定した上限額に達した場合には、以後の賭けに参加できなくなるといった制度(プリコミットメント)についても、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として、検討すべきである。
インターネット等での購入は一切禁止すべきである。競技場にも行かぬインターネット依存の者に投票をさせるなど違法である。
馬券のネット購入に関しては、マイナンバー入力を必須として、登録者名義と相違無いか確認すべきである。また、例えば、車の運転免許同様、年に1回の更新制にすべきである。(再度、年収証明書提出が必須で、許可が出ても、借金してギャンブル依存症になるのを防ぐため。)
競馬等のネット投票はマイナンバーを紐付けさせる必要あり。また、競馬等の馬券が大当たりしても、当たった配当で再度再投資できない仕組みにすべきである。要は、掛け捨ての保険のような仕組みにすべきである。
インターネットでの購入は一切禁止すべきである。競馬場等に足を運ばずに投票できる環境は、ギャンブルへの障壁を著しく下げ、依存症を誘発する危険性を増大させる。ギャンブルへの資金投入は、自己の収入の一定割合以下に押さえるべきである。マイナンバーカードを活用するなどして、一定額以上の投票ができないような、強力な制限を加える必要がある。
ギャンブルの性質上、過度にのめりこんでいくギャンブル利用者が必然的に生み出されるおそれがあることからすれば、賭け金額の上限の定めや、賭けに参加する前に自ら設定した上限額に達した場合には、以後の賭けに参加できなくなるといった制度(プリコミットメント)や連続滞在時間の制限についても、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として、検討すべきである。
ギャンブルの性質上、過度にのめりこんでいくギャンブル利用者が必然的に生み出されるおそれがあることからすれば、賭け金額の上限の定めや、賭けに参加する前に自ら設定した上限額に達した場合には、以後の賭けに参加できなくなるといった制度(プリコミットメント)についても、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として、検討すべきである。
インターネットは、いつでもどこでも誰でもギャンブルにアクセスできるツールであり、物理的・心理的近接性を著しく高めギャンブル依存症の危険を高めている。ギャンブル広告やギャンブル投票の制限そのものが検討されるべきである。
全てのギャンブルを包括するインターネット投票の制限を検討すべきである 本基本計画第二章「関係事業者の取組」には、それぞれの関係事業者の取組として、「アクセス制限」の一環としてインターネット投票におけるアクセス制限が記載され、本人・家族申告によるアクセス制限や本人申告による購入限度額の設定等が挙げられているが、インターネット投票の可否そのものについては問題意識がなく言及もないという点は、改善がみられない。 ギャンブル依存症発症の環境要因の一つと指摘されている近接性(物理的近接性・心理的近接性)を著しく高めているインターネット投票自体の制限が検討されるべきである。
現在はオフィシャルサイトのみ、購入限度額設定機能の導入を検討されておりますが、その他民間運営サイトへの対応も順次検討されますでしょうか？対応される際、対応時期はいつ頃を想定されておりますでしょうか？
Internetによる券購入をいっさい禁止するべきである。
金銭を儲けに来る意識を遊戯に来る意識に改善しなければならない。その為には使用する金額の上限や会員制の導入も検討するべき。
インターネット投票を制限すべき。
インターネット投票は20歳未満の使用を禁止することを徹底できるのか？
ギャンブルの性質上、過度にのめりこんでいくギャンブル利用者が必然的に生み出されるおそれがあることからすれば、賭け金額の上限の定めや、賭けに参加する前に自ら設定した上限額に達した場合には、以後の賭けに参加できなくなるといった制度(プリコミットメント)や連続滞在時間の制限についても、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として、検討すべきである。
インターネット投票の制限をすべき
ギャンブルの性質上、過度にのめりこんでいくギャンブル利用者が必然的に生み出されるおそれがあることからすれば、賭け金額の上限の定めや、賭けに参加する前に自ら設定した上限額に達した場合には、以後の賭けに参加できなくなるといった制度(プリコミットメント)や連続滞在時間の制限についても、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として、検討すべきである。
入場前に使用金額の上限を設定を義務付ける。

### (13) 関係事業者におけるATMの撤去に関する御意見

#### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策基本法第7条において、関係事業者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努めなければならない旨が、規定されており、第15条においては、国及び地方公共団体は、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする旨が規定されております。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画においては、例えば、各競馬主催者において、海外発行カード専用ATMを除き、平成31年度から順次、競馬場及び場外馬券売場に設置されているATMを撤去する、などといった取組を実施することとしております。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

#### 意見

手持ちの資金がなくなった場合にギャンブル資金を貸し付けていつまでもギャンブルができるようにすることは、利用者に借金を取り戻すため勝つまでギャンブルを続けさせ過度なめり込みを誘発する危険がある。ATMの撤去のみならず、資金調達制限自体を全てのギャンブルに導入すべきである。この点、カジノ特定資金貸付業務はまさに危険な資金調達を可能にするものであり、少なくとも厳格な制限を設けることを推進本部として求めていくべきである。

ATM撤去について、依存症人には無意味と感じます。私もですがATMのない店舗や競馬場の場合、近所のコンビニATMまで走った経験があります。施設内ATM撤去だけでは効果はほとんどなく、最低限半径何キロ圏内のATM撤去や、近隣のATMでは払い出し金額上限設定くらいまでやらなければ効果は薄いのではと感じます。

ATMを撤去するだけなら意味がないと思います。ATMを設置できる場所は、ギャンブル場から1キロ以内には設置させないと言うようなもっと厳格なルールを定めてください。その場所からATMが撤去できても、ATMが近くにあれば引き出し可能では意味がありません。また、現金が引き出せなくても高級腕時計など金目のものが、交換できる質屋みたいなものも、1キロ以内に作らせてはいけないと思います。ATMの撤去と共に検討してください。別に私は1キロに拘っているわけではありませんが、日本は狭いので、5キロ、6キロとすると実現ができないかなとただけです。特に、IRをこれから全国で3カ所整備すると伺いました。北海道、大阪、長崎ぐらいになるのでしょうか。具体的にはわかりませんが、広い土地があるところであるなら、ATM、質屋の設置のキロ数はもっと広げてもいいかもしれません。

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)」において公営競技、つまり「三競オート」における「競走場・場外券売場のATMの撤去」について、実効性が非常に疑わしいばかりか多くの利用者にとって施設の利便性を下げる「だけ」の結果になってしまうことを危惧しています。

要旨としては全公営競技場および場外発売所に設置されているATMの全撤去を要請する内容となっていますが、全国ありとあらゆる場所に存在し、特に各鉄道路線の駅前に多くあるパチンコ店と、公営競技場および場外発売所とはその立地についてあまりにも大きな差があり、その差について考慮が全くなされておられません。

全国24箇所が存在するポートルース場を例に取りますと、競技の性格上、騒音など近隣の環境に配慮された結果、繁華街からは離れた水辺に多く存在しています。これはおのずと銀行、コンビニエンスストアからも離れた立地に存在するという事であり、ATM撤去は一般利用者(非・ギャンブル依存症者)にとってはただただ不便でありメリットがありません。

遠方からポートルース場に遊びに来た利用者(所謂「旅打ち」)にとっては土地勘が無く、場内にATMがあれば近隣の銀行やコンビニエンスストアを探す必要が無いということになり、安心感にも繋がるものとなります。

そしてATMで引き出す資金の利用についてです。パチンコ店舗におけるATMはほぼ100%が賭博遊戯に利用されていますが、公営競技場には食堂があり、あるいは有料席(特別観覧席)があり、場によってはグッズなども販売されており、いわゆる賭博行為に使用する以外の用途が多数存在します。それら用途の全てで「原則・現金決済」の場においてATMの撤去は利用者にとって不便を強いるものであります。

調査によればギャンブル依存症の割合は約9割がパチンコ・スロットによるものであり、割合として遥かに少ない公営競技と同じ枠組みでATM規制を考えるべきではないとも考えております。既設のATMをキャッシング不可としたことで対策としては十分であるとも考えます。ATMで利用する銀行口座側で引き出し不可にするなど、ギャンブル依存症者の利用に歯止めをかけることが可能だからです。

- まとめますと、
- ・公営競技場はパチンコ店とは立地／アクセス性が大きく異なる
  - ・公営競技場のATMはパチンコ店のATMでは利用傾向が異なる
  - ・ATMにおける対策は既に十分なされている
- 以上の理由により
- ・公営競技場・場外券売場におけるATMの撤去は不要であると考えます。

2章のATM撤去については、どのような効果があるのか評価はできない状態でも意味がないと考えます。むしろ、キャッシング機能がなく預金の範囲内で利用制限もあるのであれば、ギャンブル依存症の抑止効果になっている可能性もあります。業界の厳しさの中で、適切な対策をして顧客の利便性を高め雇用を守ろうとする企業努力は評価できると考えます。昨今、どこにでもコンビニがありATMが置かれている便利な世の中になっています。その為、娯楽施設を一步出ればキャッシング/カードローンが使えるATMが目前にあるような環境がそこかしこにあります。このような状況で娯楽施設内のキャッシング/カードローンが使えないATMのみを撤去してもあまり意味がないことは誰の目にも明らかです。まずは、娯楽施設の半径数百m(頭を冷やすのに不十分な距離)に設置しているATMをどうすべきかを検討すべきです。とはいえコンビニのATMは、すでに社会インフラとして必要とされている状況でもありますし、適度に遊ぶ依存症でない人にとっては娯楽施設内、及び周辺のATMの撤去は利便性を損なうものでしかありません。そういった意味では、政府が十分と考える規制の機能のあるATMのみ、娯楽施設内及び、周辺数百m以内の設置を認めるようにすべきと考えます。是非、業界関係者に過度な不利益をもたらさない配慮の上での実のある依存症対策を進めていただきたいと思います。

依存症の方々が求めている事とはかけ離れた施策もあり、ATMの撤去等効果の定かでない施策は依存とは関係ないと思われる。今回を機に依存で苦しんでいる方々が少しでも救われる施策が行われる事を望みます。

競技場内はもとより、競技場からすぐに寄れる外部300m以内でのATM設置は禁止すべきである。

#### ギャンブル資金調達制限について

ギャンブルへの過度ののめり込みを防止するために、ギャンブル利用者へのギャンブル資金の貸付をできるだけ認めないようにすることは、過度ののめり込みを防止するギャンブル等依存症対策として、極めて重要である。この点、本基本計画案が、ギャンブル施設におけるATMの撤去等の取組を明記したことは評価できるが、それが、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置づけられず、関係事業者の取組として、各ギャンブルの種類ごとに、個別に検討されるにとどまっていることは、不十分である。このようなギャンブル資金の調達制限は、既存のギャンブルに限らず、カジノも含めて、検討すべきである。

ATMは、周りにコンビニはないので意味がないと思います。

ATMの撤去について。客の利便性があるだけ、無かったらコンビニに行くまで。依存症とは何ら関係ない。

全てのATMで、1日の利用回数上限をきめたらいいと思います。

パチンコ店や場外馬券場などから、一定範囲内の銀行やATMの設置を禁止にしたらいいと思います

ATMはインフラのひとつで、撤去すると不便なので今のままがよい。

依存症の方がキャッシング出来ないシステムとかが出来たら救われる方も増えるかな？と思います。

施設内のATMの撤去は早急に行うべきだと思います。ユーザーからすると、店内でお金を下ろせるのと、一旦店外に出ないといけなのでは、少しだけでも抑止に繋がる事があるからです。

「ATMの撤去」について、公営競技、及び場外投票券売り場と遊技場の全てのATMのクレジットカードによる(外国人を除く)キャッシングサービス機能の廃止又はATMの撤去する方針とありますが、ギャンブルが行われない影響のない場所は除外されると認識しています。それとも、すべての売り場や遊技場からATMを撤去するのでしょうか。

ATMなどのお金を引き落とし出来る機械の設置しないようにすれば、対策になると思います。
公営ギャンブルやパチンコ店でのATMの設置を無くすべき。
ATMを撤去したら頭が冷えていいのではないのでしょうか？
お金を借りる機能が除外されているATMを使用しても、依存症とは言えないと思うなあ。
ATMの撤去をしても効果はないと思います。
賛成。ATMは撤去するべきだと思う。
依存は簡単に治らない ATMを無くしてもどこかで引き出すでしょう
ATM撤去というが、ギャンブル場から目と鼻の先にくらでもあるので、全く意味がない。要是依存しても、生活に支障がなければ問題となるものではない。
ATMは、コンビニ等周辺にありふれている物であり、撤去しても、なんら対策とはならない。
ATMの撤去について、コンビニでも簡単に引き落としができるので依存症対策にはならないのではないか。
ATM撤去についてパチンコ店と公営ギャンブル場への設置の違いについて明確でなさすぎる。 単にパチンコ店で使わさない目的にしか見えない。するならば公営ギャンブル場からも撤去せよ。
ATMを撤去しても、依存者との因果関係は不明確です。しっかりと調査した上で行うべきです。
ATMの撤去と依存症の関連性がないと思う。単なるこじつけではないのか。
atmを撤去してもギャンブル依存対策にはならないと思います。
ATM撤去についてパチンコ店と公営ギャンブル場への設置の違いについて明確でなさすぎる。単にパチンコ店で使わさない目的にしか見えない。するならば公営ギャンブル場からも撤去せよ。
ATM撤去しても依存症に影響はない。
場外券売場を禁止し、競技場内はもとより、競技場からすぐに寄れる外部300m以内でのATM設置は禁止すべきである。
「ATMの撤去」について、公営競技、及び場外投票券売り場と遊技場の全てのATMのクレジットカードによる(外国人を除く)キャッシングサービス機能の廃止又はATMの撤去する方針とありますが、ギャンブルが行われない影響のない場所は除外されると認識しています。それとも、すべての売り場や遊技場からATMを撤去するのでしょうか。
ギャンブルへの過度ののめり込みを防止するために、ギャンブル利用者へのギャンブル資金の貸付を可能な限り認めないようにすることは、過度ののめり込みを防止するギャンブル等依存症対策として、極めて重要である。 この点、本基本計画案が、ギャンブル施設におけるATMの撤去等の取組を明記したことは評価できるが、それが、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置づけられず、関係事業者の取組として、各ギャンブルの種類ごとに、個別に検討されるにとどまっていることは、不十分である。このようなギャンブル資金の調達制限は、既存のギャンブルに限らず、カジノも含めて、検討すべきである。
ギャンブルへの過度ののめり込みを防止するために、ギャンブル利用者へのギャンブル資金の貸付を可能な限り認めないようにすることは、過度ののめり込みを防止するギャンブル等依存症対策として、極めて重要である。 この点、本基本計画案が、ギャンブル施設におけるATMの撤去等の取組を明記したことは評価できるが、それが、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置づけられず、関係事業者の取組として、各ギャンブルの種類ごとに、個別に検討されるにとどまっていることは、不十分である。このようなギャンブル資金の調達制限は、既存のギャンブルに限らず、カジノも含めて、検討すべきである。
資金調達制限について、場内からのATM撤去以外にも踏み込むべき。
ギャンブルへの過度ののめり込みを防止するために、ギャンブル利用者へのギャンブル資金の貸付をできるだけ認めないようにすることは、極めて重要である。 この点、本基本計画案が、ギャンブル施設におけるATMの撤去等の取組を明記したことは評価できるが、それが、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置づけられず、関係事業者の取組として、各ギャンブルの種類ごとに、個別に検討されるにとどまっていることは、十分でない。このようなギャンブル資金の調達制限は、既存のギャンブルに限らず、カジノも含めて、検討すべきである。

ATM撤去の推進に関して、現金が飛び交う現場が射幸心を煽り、依存症を促進するのではないかと懸念される。むしろキャッシュレス化(ただし100%管理できるシステムを導入)により、入場制限、利用制限(金額・入場等)が可能になり結果的に飲め饅込み予防策に寄与できると考えられる。ATM撤去が依存症対策になるというのは、「このように対策をしていますよ。」という言い訳であり(ポーズ・自己満足)、むしろ解決策の弊害になると考えられる。むしろ、現金をギャンブル等の現場から無くすことの方が優先されるべき。クレジットカードや消費者金融カードの利用停止や、出金上限金額を登録したカードを活用する ことで使いすぎを制限、また賞金(カードに記録された)は、全てATMで口座振替することしかできない。それによりマネーロンダリングの対策につながる。公営施設の大口賞金交換所の窓口などで現金が渡されるなど、射幸性の最たるもの。ばちこホールなどのATMのように徹底した規制や運用により、かえってのめり込み防止、マネーロンダリングの防止が可能となる。

全てのギャンブルにおいて実効性ある資金調達制限を実施すべきである  
2017年決定において公営競技について共通して記載されていた「資金調達制限」の項目が、本基本計画案では「ATMの撤去」の文言に入れ替わり、いわば矮小化されている。手持ちのギャンブル資金がなくなったギャンブル利用者に対し、ギャンブル資金の貸付がされると、利用者は借金を取り戻すために勝つまでギャンブルを続けようとし、過度ののめり込みを誘発する危険がある。ATMの撤去は、こうしたギャンブル資金の調達制限の一環であり、ATMの撤去を含む資金調達制限は極めて重要である。そして、全てのギャンブルについて、実効性ある資金調達制限が実施されるべきであるが、カジノにおける特定資金貸付業務はこの資金調達制限と深刻な矛盾を来すことになる。カジノにおける特定資金貸付業務の詳細は施行令やカジノ管理委員会規則で具体化していくところ、のめり込みを予防する資金調達制限の趣旨に鑑み、実効性ある対策を求めていくべきである。

ATMを撤去する事は良いと思います。

ギャンブル依存症を防ぐ意味において、施設内のATM撤廃は賛成である。

ATM撤去は意味がないのでは。

新たに依存症対策として行うのであればテナントとして出店しているコンビニに利用制限をかけるほうが適切ではないかと思われる。

お金を借りる機能が除外されているATMを使用しても、依存症とは言えないと思います。

お金を借りる機能が除外されているATMを使用しても、依存症とは言えないと思います。

そもそも、施設内のATMの設置を禁止した所で、その他にいくらでもおろせる所はありますし、制限を強化すればする程、違法な所でお金を借りてしまい、むしろ逆効果になるのは必然です。

敷地内のATM設置(コンビニ併設などによる)の撤廃

ATMについては、敷地内にコンビニがあるところにATMはあると思いますので、営業所内にあっても良いと思います。

ギャンブルへの過度ののめり込みを防止するために、ギャンブル利用者へのギャンブル資金の貸付を可能な限り認めないようにすることは、過度ののめり込みを防止するギャンブル等依存症対策として、極めて重要である。この点、本基本計画案が、ギャンブル施設におけるATMの撤去等の取組を明記したことは評価できるが、それが、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置づけられず、関係事業者の取組として、各ギャンブルの種類ごとに、個別に検討されるにとどまっていることは、不十分である。このようなギャンブル資金の調達制限は、既存のギャンブルに限らず、カジノも含めて、検討すべきである。

#### (14) 関係事業者における相談・治療につなげる取組に関する御意見

##### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策基本法第7条において、関係事業者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努めなければならない旨が、規定されており、第15条においては、国及び地方公共団体は、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする旨、規定されているほか、附帯決議第4項において、「関係事業者は、その事業活動を行うに当たっては、ギャンブル等依存症の予防等に可能な限り配慮すること」とされております。

このため、ギャンブル等依存症対策推進基本計画においては、関係事業者による取組として、例えば、専門スタッフ（臨床心理士）がカウンセリングを行う「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」における相談窓口の周知を強化するとともに、「ギャンブル依存症予防回復支援センター」の相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討への着手することとしております。また、セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入、ギャンブル等依存症対策最高責任者等の新設、自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援について、効果的かつ公平な実施の観点を考慮した支援方法等の検討等の取組を実施することとしております。

さらに、基本計画においては、厚生労働省において、ミーティング会場の提供など、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族が互いの悩みの共有や情報交換ができる交流活動の支援や、自助団体に対する相談技術の援助、相談活動の会場提供など、ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動の支援に関して、事業の活用を促進することとしております。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

<b>意見</b>
18歳未満入場禁止アナウンスや貴重品などのアナウンスみたいに休憩などのアナウンスを入れてみてはどうか。休憩を挟んで過熱したギャンブル熱を冷ます、ボルテージを静めさすなど。
各業界団体において、相談窓口やばちんこアドバイザーの設置などが計画案にあがっているが、元より依存症の根源となった業界団体への不信任は強く、相談窓口が機能する可能性は低いといえる。
利用者のうちギャンブル依存の可能性がある0.9%のために専門スタッフを公営競技場内又は場外に設置しているのでしょうか。
利用者のうちギャンブル依存の可能性がある0.9%のために専門スタッフを公営競技場内又は場外に設置しているのでしょうか。
公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターについて、このセンターのみが、依存症カウンセリングを行える機関のような誤解を与えてしまう。また、特定の公的団体のみが依存症を扱えるような取り組みでは、依存症者の支援としては不十分である。あくまで、主体は民間団体であり、公的機関は、民間団体を支える組織であって欲しい。民間団体であるからこそ、切磋琢磨して、より技術を磨いてゆき、レベルを上げて行けるのであり、公的機関であったり、特定の民間団体のみが依存症治療を引き受けるようになってしまうと、とりあえず治療に通ってもらえればよい、とか、とにかく課題をこなすだけ、といった対応になりやすいので、注意が必要である。
全ギャンブル産業から「自助グループと民間団体等に対する経済的支援」とあるが、いくつかの問題がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内にあるギャンブル依存症の自助グループで最大のGA及びギヤマンは、外部からの寄付は一切受け取らない。よって実際の支援策にはならない。</li> <li>・民間団体が直接ギャンブル産業から支援を受けたのでは、利益相反問題となる。</li> <li>・ある組織の医者や研究者らが殆ど全てのギャンブル産業と結託してしまっているようだ。さらに、「ギャンブル依存症という病気はない」「ギャンブル依存症になる人は、そもそもその人に発達症がなどの問題がある」「ギャンブル依存症はそれほどいない」などと依存症者側を根拠なく見ていること。</li> </ul>
自助グループ等への支援について どの民間団体に支援するのか、特定の民間団体のみに支援し、その他の民間団体へ支援しないとすると、その根拠はどこにあるのか、など、特定の民間団体への利益供与となりかねない、新たな問題が発生する。また、支援されなかった民間団体は、何らかの問題がある民間団体ではないかと見られかねず、特定の民間団体を優遇し、それ以外の民間団体を排除してしまうことにつながり、かえって支援態勢が減ってしまうことにならないか。
自助グループへの経済的援助でも、予後の検証は重要でしょう。
啓発団体が税金を使って誤ったギャンブル依存のステレオタイプを作り上げて、罹患者の増大を図り、適応性を全く考慮せず低回復な自助グループ等に誘導して誤った必要性を説き、業界から強制的に経済的支援をさせ、天引き先を作りたい、収益を増大させたいだけではないのか。また、罹患者が生きる気力を失ったり、投薬により自殺願望を持つ危険性を考慮してないのではなからうか。
回復支援施設への金銭的援助については問題ないと思われませんが、自助グループへの金銭的援助については自助グループの「伝統」に抵触するおそれがあります。 (参考 GAの伝統7 すべてのGAグループは外部からの寄付を辞退し、完全に自立するべきである) 詳しくはGA日本などに問い合わせの上、ご検討いただければと思います。
ギャンブル依存症の家族の自助グループに通っている者です 基本計画(案)の民間団体支援について自助グループへの経済的支援とありましたが、自助グループはすべてのギヤマングループは、外部の寄付を辞退して、完全に自立しなければならない。という伝統ののっとなって活動しております。 それはギャンブル依存症本人の自助グループやアルコール、薬物の依存症の自助グループにおいても同様です。これは基本中の基本です。そもそも自助グループとはなんぞやというところが理解されていないのではないですか？自助グループを全くご存知ない方々がこの案を考えているということが良くわかります。このような案で本当に依存症対策は大丈夫なのでしょうか？疑問です。 これは「国は依存症対策を考えてます」、的なポーズでしかなく依存症対策を本気で考えられているとは到底思えません。 自助グループは効果があります。 ぜひ一人でも多くの依存症者やその家族が自助グループに速やかに繋げることができるような支援ができるように自治体、病院、国民への依存症の知識の周知、対策の周知に予算をつかって下さい。 そして民間団体への支援ですがきちんとした支援体制や治療効果のあがっている団体を見極めて経済的支援を行ってほしい。
私はアノニマス自助グループのメンバーです。しかし「沈黙は死を意味する」ということがわかり、仕事以外の時間は民間団体でのボランティア活動として家族支援を行っています。この活動はメンバーの寄付金と一部の助成金で成り立っています。民間団体が直接ギャンブル産業側から支援を受けることはできませんから、国がギャンブル産業の負担した依存症対策費を吸い上げて、透明性・質を担保した民間団体に分担してください。
民間団体等への経済的支援についてですが、どういった団体が対象になるのでしょうか？ギャンブル依存は貧困や虐待にも深く関わる深刻な病です。資金が偏らぬよう、また資金提供を受けた団体が適切な活動内容、ボリュームを行なったかなど、一般に向けて透明性が確保される必要があると思います。

一見すると良いことに見えるが実は大きな問題をはらんでいるのが、自助グループや治療支援団体へ、業界団体から直接支援を行うことになっている点です。お金を出す側・貰う側になるということは、必然的に上下関係が生まれます。「明らかに依存の兆候があり、すぐにもギャンブルから引き離さなければならない」という人物がいたとして、その人物はギャンブル業界からすれば「これからたくさんのお金を落としてくれる良いお客さん」であり、引き離されては困る存在です。本質的に利害が対立する存在に対し、業界団体が「お金を出す側」になることにより、自助グループが治療支援団体が実際の被害者ではなく、ギャンブル業界側を慮った行動しか取れなくなる危険が多分にあります。

自助グループ・治療支援団体への補助は、業界団体が直接行うのではなく、特別税などの形で行政が一旦資金を吸い上げ、業界とは関係のない立場から助成を行うべきです。依存症患者を増やし困り込むことで利益が得られる業界団体と、それを減らし引き離すことを目的とする団体が直接の利害関係を結ぶことの危険性を理解していないとは思えません。「団体による直接の支援」そのものを禁止しても良いくらいです。

自助グループ・治療支援団体への補助は、業界団体が直接行うのではなく、特別税などの形で行政が一旦資金を吸い上げ、業界とは関係のない立場から助成を行うべきです。

簡単になりましたが以上です。末尾に余計なことを付け足しますが、私の兄は結婚後に競馬にハマリ、借金を繰り返して職も友人も失い、離婚により家族も失い、精神を病み、現在は一人暮らしをしながら社会復帰へ向けて治療を続けています。以前は私よりよほど朗らかで人当たりが良く優しい兄だったのですが、競馬で身を持ち崩してからはお金を借りるために平気で嘘を付き、時には暴力まで振るう全くの別人になってしまいました。当時はギャンブル依存症などという言葉すら知られておらず、「競馬にハマることで本性を表した」としか思ってもらえず、私以外の誰も治療を受けさせようなんてことは言い出さず、ただ周囲から非難され、罵られ、距離を置かれるばかりだったようです。

基本計画案には、全ギャンブル産業から自助グループと民間団体等に対する経済対策とあるが、そもそも自助グループは外部からの寄付は受け取ってはいけないうことになっている。

このことから、自助グループについて理解していないことが明白だ。

うがった見方をすれば、自助グループへの支援と歌えば、支持されるだろうとあざとさしか感じられない。

また、民間団体が直接ギャンブル産業から支援を受けると、利益相反問題となり、ギャンブル産業から圧力を受け、遠慮されるものが言えなくなる恐れがある。ギャンブル産業側について医者や研究者が存在し、ギャンブル依存症に苦しむ当事者や家族の窮状を助けるどころか、さらに苦しめている現状をご存知ないのだろうか。

あまりにも現実と乖離した内容だ。

ギャンブル産業からの経済支援は、民間団体に直接するのではなく

国が公平に透明性をもって利害を目的としていないかを査定していかなくてはならないと思う。そうでないと、産業側は通り一辺倒な対応をしかねない気がする。

自助グループへの経済的な支援とありますが、アノニマス系自助グループは金銭を受け取ることは無いと思います。もし、自助グループへ支援と言うのであれば、安心してミーティングを行える場所を提供いただければと思います。この場合も無償ではなく安価且つ有料で。例えば、1部屋2時間で500円くらい。

自助グループや民間団体の経済的支援について書かれているが、国内にある最大の自助グループ、GA・ギヤマンは、12ステップグループと呼ばれるもので、経済的支援など受けないがその旨理解されているか？

また、民間団体が直接ギャンブル産業から支援を受けたのでは、利益相反問題となりギャンブル産業側からの圧力を受けたり、ギャンブル産業側への忖度が発生する。ギャンブル産業側が依存症対策費を負担することは当然であるが、その方法は「ギャンブル依存症対策費」を国で吸い上げ透明性・公平性を担保したうえで分配すべきであり、その制度を早急に確立すべきである。

現在最大の懸念事項となっているのが、この利益相反問題である。利益相反問題など一切気にせずギャンブル産業側と手を結んでしまふ、医者や研究者がいるがこういう研究者らはギャンブル産業に忖度し、当事者・家族との連携を拒否「ギャンブル依存症という病気はない」「ギャンブル依存症になる人は、そもそもその人に発達症などの問題がある」「ギャンブル依存症はそれほどいない」などと依存症患者側にレッテル貼りしている。

この「民間団体支援」は下手をすれば、ギャンブル産業がお金を出し、ギャンブル産業の息のかかった民間団体だけを支援して「支援しています」とアリバイを作り、ギャンブル等依存症対策を停滞させることになりかねない危険性を秘めているのである。利益相反にならぬような仕組みづくりが必要である。

自助グループや民間団体の経済的支援について書かれているが、国内にある最大の自助グループ、GA・ギヤマンは、12ステップグループと呼ばれるもので、経済的支援など受けないがその旨理解されているか？

また、民間団体が直接ギャンブル産業から支援を受けたのでは、利益相反問題となりギャンブル産業側からの圧力を受けたり、ギャンブル産業側への忖度が発生する。ギャンブル産業側が依存症対策費を負担することは当然であるが、その方法は「ギャンブル依存症対策費」を国で吸い上げ透明性・公平性を担保したうえで分配すべきであり、その制度を早急に確立すべきである。

自助グループや民間団体の経済的支援について書かれているが、国内にある最大の自助グループ、GA・ギヤマンは、12ステップグループと呼ばれるもので、経済的支援など受けないがその旨理解されているか？

また、民間団体が直接ギャンブル産業から支援を受けたのでは、利益相反問題となりギャンブル産業側からの圧力を受けたり、ギャンブル産業側への忖度が発生する。ギャンブル産業側が依存症対策費を負担することは当然であるが、その方法は「ギャンブル依存症対策費」を国で吸い上げ透明性・公平性を担保したうえで分配すべきであり、その制度を早急に確立すべきである。

現在最大の懸念事項となっているのが、この利益相反問題である。利益相反問題など一切気にせずギャンブル産業側と手を結んでしまふ、医者や研究者がいるがこういう研究者らはギャンブル産業に忖度し、当事者・家族との連携を拒否「ギャンブル依存症という病気はない」「ギャンブル依存症になる人は、そもそもその人に発達症などの問題がある」「ギャンブル依存症はそれほどいない」などと依存症患者側にレッテル貼りしている。

この「民間団体支援」は下手をすれば、ギャンブル産業がお金を出し、ギャンブル産業の息のかかった民間団体だけを支援して「支援しています」とアリバイを作り、ギャンブル等依存症対策を停滞させることになりかねない危険性を秘めているのである。利益相反にならぬような仕組みづくりが必要である。

自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援は既に取り組んでいるため反対します。



<p>自助グループや民間団体の経済的支援について書かれているが、国内にある最大の自助グループ、GA・ギャマンは、12ステップグループと呼ばれるもので、経済的支援など受けないがその旨理解されているか？また、民間団体が直接ギャンブル産業から支援を受けたのでは、利益相反問題となりギャンブル産業側からの圧力を受けたり、ギャンブル産業側への忖度が発生する。ギャンブル産業側が依存症対策費を負担することは当然であるが、その方法は「ギャンブル依存症対策費」を国で吸い上げ透明性・公平性を担保したうえで分配すべきであり、その制度を早急に確立すべきである。</p> <p>現在最大の懸念事項となっているのが、この利益相反問題である。利益相反問題など一切気にせずギャンブル産業側と手を結んでしまう、医者や研究者がいるがこういう研究者らはギャンブル産業に忖度し、当事者・家族との連携を拒否「ギャンブル依存症という病気はない」「ギャンブル依存症になる人は、そもそもその人に発達症などの問題がある」「ギャンブル依存症はそれほどいない」などと依存症者側にレッテル貼りをしている。</p> <p>この「民間団体支援」は下手をすれば、ギャンブル産業がお金を出し、ギャンブル産業の息のかかった民間団体だけを支援して「支援しています」とアリバイを作り、ギャンブル等依存症対策を停滞させることになりかねない危険性を秘めているのである。利益相反にならぬような仕組みづくりが必要である。</p>
<p>ギャンブル利用者を拡大しギャンブル事業の収益を上げようとしているギャンブル事業者は、ギャンブル依存症者や家族の利益と相反するのであり、ギャンブル事業者やその業界団体が直接資金を提供して設置・運営する団体が依存症の相談や支援を行うべきでない。こうした相談・支援の取り組みは認めるべきでなく、国や自治体が責任をもって実施すべきである。</p>
<p>自助グループ等の民間団体の支援は、違うと思う。</p>
<p>現在最大の懸念事項となっているのが、利益相反問題である。利益相反問題など一切気にせずギャンブル産業側と手を結んでしまう、医者や研究者がいるがこういう研究者らはギャンブル産業に忖度し、当事者・家族との連携を拒否「ギャンブル依存症という病気はない」「ギャンブル依存症になる人は、そもそもその人に発達症などの問題がある」「ギャンブル依存症はそれほどいない」などと依存症者側にレッテル貼りをしている。この「民間団体支援」は下手をすれば、ギャンブル産業がお金を出し、ギャンブル産業の息のかかった民間団体だけを支援して「支援しています」とアリバイを作り、ギャンブル等依存症対策を停滞させることになりかねない危険性を秘めているのである。利益相反にならぬような仕組みづくりが必要である。</p>
<p>・回復等をめざす当事者家族の参加する自助グループ等民間団体への経済的支援が盛り込まれているが、もっとも一般的で全国的な団体であるGA、ギャマンは自立を貫くため、外部からの寄付は受けない。これらのみに参加している家族や当事者は支援から漏れてしまう。これについて議論が全くされていない。</p> <p>自助グループまたは民間団体への経済的支援について、ギャンブル産業側が直接支援するという対策には誰の目で見ても利益相反の問題が生ずると思う。</p> <p>ギャンブル産業側からの吸い上げは国が行い、民間団体などへは国から支援すべき。</p>
<p>民間団体等に対する経済的支援には反対です。現在も取り組んでいる内容、更なる負担を強いるのは行き過ぎているように感じる。</p>
<p>ギャンブル等依存症対策基本法の中身の問題点 現在のギャンブル等依存症対策基本法のどこが問題か ・“全ギャンブル産業から「自助グループと民間団体等に対する経済的支援」”について ギャンブル産業側と手を結んでしまう、ある組織の医者や研究者らが殆ど全てのギャンブル産業と結託してしまっている事実を考慮に入れていない。 「ギャンブル依存症対策費」を国で吸い上げ透明性・公平性を担保したうえで分配すべき</p>
<p>自助グループや民間団体の経済的支援について書かれているが、国内にある最大の自助グループ、GA・ギャマンは、12ステップグループと呼ばれるもので、経済的支援など受けないがその旨理解されているか？また、民間団体が直接ギャンブル産業から支援を受けたのでは、利益相反問題となりギャンブル産業側からの圧力を受けたり、ギャンブル産業側への忖度が発生する。ギャンブル産業側が依存症対策費を負担する事は当然で、その方法は「ギャンブル依存症対策費」を国で吸い上げ透明性・公平性を担保したうえで分配すべき！その制度を早急に確立すべきである。</p> <p>現在最大の懸念事項となっているのが、この利益相反問題である。利益相反問題など一切気にせずギャンブル産業側と手を結んでしまう、医者や研究者がいるがこういう研究者らはギャンブル産業に忖度し、当事者・家族との連携を拒否「ギャンブル依存症という病気はない」「ギャンブル依存症になる人は、そもそもその人に発達症などの問題がある」「ギャンブル依存症はそれほどいない」などと依存症者側にレッテル貼りをしている。</p> <p>この「民間団体支援」は下手をすれば、ギャンブル産業がお金を出し、ギャンブル産業の息のかかった民間団体だけを支援して「支援しています」とアリバイを作り、ギャンブル等依存症対策を停滞させることになりかねない危険性を秘めているのである。利益相反にならぬような仕組みづくりが必要である。</p>
<p>自助グループや民間団体の経済的支援について書かれているが、国内にある最大の自助グループ、GA・ギャマンは、12ステップグループと呼ばれるもので、経済的支援など受けないがその旨理解されているか？また、民間団体が直接ギャンブル産業から支援を受けたのでは、利益相反問題となりギャンブル産業側からの圧力を受けたり、ギャンブル産業側への忖度が発生する。ギャンブル産業側が依存症対策費を負担することは当然であるが、その方法は「ギャンブル依存症対策費」を国で吸い上げ透明性・公平性を担保したうえで分配すべきであり、その制度を早急に確立すべきである。</p> <p>現在最大の懸念事項となっているのが、この利益相反問題である。利益相反問題など一切気にせずギャンブル産業側と手を結んでしまう、医者や研究者がいるがこういう研究者らはギャンブル産業に忖度し、当事者・家族との連携を拒否「ギャンブル依存症という病気はない」「ギャンブル依存症になる人は、そもそもその人に発達症などの問題がある」「ギャンブル依存症はそれほどいない」などと依存症者側にレッテル貼りをしている。</p> <p>この「民間団体支援」は下手をすれば、ギャンブル産業がお金を出し、ギャンブル産業の息のかかった民間団体だけを支援して「支援しています」とアリバイを作り、ギャンブル等依存症対策を停滞させることになりかねない危険性を秘めているのである。利益相反にならぬような仕組みづくりが必要である。</p>
<p>自助グループ等の民間団体等に対する経済的支援策の検討を開始とあるが、ギャンブルの自助グループは12ステップ系なので、寄付や支援は受けられません。どのような民間団体を想定しているのでしょうか。ギャンブル業界がからんで設立した団体に資金を入れるのでは、民間団体支援にはなりません。ギャンブル産業が直接、民間団体を支援するのではなく、売上から一定額を依存症対策に振り分ける制度を作り、それを国またはギャンブル産業と一切関係のない第三者機関に集めて、民間団体に分配するべきです。真剣に活動している家族会や支援団体に継続的な運営資金が回るような支援をお願いします。</p>

<p>自助グループや民間団体の経済的支援について書かれているが、国内にある最大の自助グループ、GA・ギヤマンは、12ステップグループと呼ばれるもので、経済的支援など受けないがその旨理解されていますか？また、民間団体が直接ギャンブル産業から支援を受けたのでは、利益相反問題となりギャンブル産業側からの圧力を受けたり、ギャンブル産業側への忖度が発生します。ギャンブル産業側が依存症対策費を負担することは当然ですが、その方法は「ギャンブル依存症対策費」を国で吸い上げ透明性・公平性を担保したうえで分配すべきであり、その制度を早急に確立すべきです。</p>
<p>自助グループや民間団体の経済的支援について書かれているが、GA、ギヤマンなどは経済的支援など受けないことが理解されているの疑問である。民間団体が経済的支援を受けることは、ギャンブル産業側からの圧力を受けたり、忖度が行われたりということが非常に懸念される。</p>
<p>自助グループや民間団体の経済的支援について書かれているが、民間団体が直接ギャンブル産業から支援を受けたのでは、利益相反問題となりギャンブル産業側からの圧力を受けたり、ギャンブル産業側への忖度が発生する。ギャンブル産業側が依存症対策費を負担することは当然であるが、その方法は「ギャンブル依存症対策費」を国で吸い上げ透明性・公平性を担保したうえで分配すべきであり、その制度を早急に確立すべきである。現在最大の懸念事項となっているのが、この利益相反問題である。利益相反問題など一切気にせずギャンブル産業側と手を結んでしまう、医者や研究者がいるがこういう研究者らはギャンブル産業に忖度し、当事者・家族との連携を拒否「ギャンブル依存症という病気はない」「ギャンブル依存症になる人は、そもそもその人に発達症がなどの問題がある」「ギャンブル依存症はそれほどいない」などと依存症者側にレッテル貼りしている。この「民間団体支援」は下手をすれば、ギャンブル産業がお金を出し、ギャンブル産業の息のかかった民間団体だけを支援して「支援しています」とアリバイを作り、ギャンブル等依存症対策を停滞させることになりかねない危険性を秘めているのである。利益相反にならぬような仕組みづくりが必要である。</p>
<p>公営ギャンブルをはじめとした他業種においても同じようにするべきではないでしょうか？団体への経済的についてはパチンコ業界としては結構行っていると思います。</p>
<p>自助グループや民間団体の経済的支援について書かれているが、国内にある最大の自助グループ(全国45都道府県188グループ)のGAIは、12ステップグループと呼ばれるもので、経済的支援など受けない。その旨を理解されているのか？また、民間団体が直接ギャンブル産業から支援を受けたのでは、利益相反問題となりギャンブル産業側からの圧力を受けたり、ギャンブル産業側への忖度が発生する。ギャンブル産業側が依存症対策費を負担することは当然であるが、その方法は「ギャンブル依存症対策費」を国で吸い上げ透明性・公平性を担保したうえで分配すべきであり、その制度を早急に確立すべきである。現在最大の懸念事項となっているのが、利益相反問題である。利益相反問題など一切気にせずギャンブル産業側と手を結んでしまう医者や研究者がいるがこういう研究者らはギャンブル産業に忖度し、当事者・家族との連携を拒否「ギャンブル依存症という病気はない」「ギャンブル依存症になる人は、そもそもその人に発達症がなどの問題がある」「ギャンブル依存症はそれほどいない」などと依存症者側にレッテル貼りしている。この「民間団体支援」は下手をすれば、ギャンブル産業がお金を出し、ギャンブル産業の息のかかった民間団体だけを支援して「支援しています」とアリバイを作り、ギャンブル等依存症対策を停滞させることになりかねない危険性を秘めている。利益相反にならぬような仕組みづくりを検討すべきだ。</p>
<p>依存症対策を確実に実行するために、ギャンブル産業からの対策費拠出が必須であり、何%なのかどのように使われるのか等を明確に打ち出す必要があると思います。</p>
<p>自助グループや民間団体の経済的支援について書かれているが、国内にある最大の自助グループ、GA・ギヤマンは、12ステップグループと呼ばれるもので、経済的支援など受けないがその旨理解されているか？また、民間団体が直接ギャンブル産業から支援を受けたのでは、利益相反問題となりギャンブル産業側からの圧力を受けたり、ギャンブル産業側への忖度が発生する。ギャンブル産業側が依存症対策費を負担することは当然であるが、その方法は「ギャンブル依存症対策費」を国で吸い上げ透明性・公平性を担保したうえで分配すべきであり、その制度を早急に確立すべきである。現在最大の懸念事項となっているのが、この利益相反問題である。利益相反問題など一切気にせずギャンブル産業側と手を結んでしまう、医者や研究者がいるがこういう研究者らはギャンブル産業に忖度し、当事者・家族との連携を拒否「ギャンブル依存症という病気はない」「ギャンブル依存症になる人は、そもそもその人に発達症がなどの問題がある」「ギャンブル依存症はそれほどいない」などと依存症者側にレッテル貼りしている。この「民間団体支援」は下手をすれば、ギャンブル産業がお金を出し、ギャンブル産業の息のかかった民間団体だけを支援して「支援しています」とアリバイを作り、ギャンブル等依存症対策を停滞させることになりかねない危険性を秘めているのである。利益相反にならぬような仕組みづくりが必要である。</p>
<p>自助グループや民間団体に普及啓発、相談をさせ、そのために税金の公費を出すというのは、依存症の生産者責任、有責者責任の原則から許されない。自助グループへの支援は、全て透明化されるべきである。特に、事業者、事業者団体、関係団体からの経済財政支援は、ヒモツキとなり、「美名」の対応の隠れ蓑になってしまう。公的団体、福祉団体といえども、ギャンブル事業との利益相反が全くないことを示す透明性の確保が必要である。治療体制も事業者が全額自己責任で回復させる体制でない。</p>

自助グループに対する経済的支援はすべきではない。  
自助グループの団体であるGA日本によれば、「私たちは自分たちの献金だけで自立している。GAは、いかなる宗教、宗派、政党、組織、団体にも縛られていない。また、どのような論争や運動にも参加せず、支持も反対もしない。」とし、GAは何者からも影響を受けず、自立した団体である。国が経済的支援をすることになれば、この自立した団体に国が口出しを許すことに繋がることを恐れる。また、自助グループに国が経済的援助をすることになれば、その援助に群がるGAまがいの団体が必ず現れ、経済的基盤の弱いGAが駆逐されることになりかねないが、国はそれを望んでいるのか。自助グループの数は、ギャンブル等依存症者の数に比べて格段に少ないが、その数を増やすには、会場の確保の問題がある。国、地方自治体は、金銭的支援ではなく、会場確保に向けての支援をすべきである。

ギャンブル等依存症の疑いがあるプレーヤーは、ギャンブル種別を横断してプレイするため、ギャンブル等依存症対策も種別横断的に行うべきと考えます。  
基本計画案においてはギャンブル等の種別ごとに個別の資金拠出の仕組みを導入することとなっていますが、公営競技や遊技等を包含した種別横断的な資金拠出の仕組みを構築すべきと考えます。  
また、当該資金拠出においては、個別の運営会社や業界組織からの自発的資金拠出を受け付けながらも、公営競技からの売上収益金や、政府・自治体からの公的資金により賄われるべきと考えます。  
なお、弊社が施設運営する海外の各地域において、ギャンブル等依存症問題対策のための基金は、行政からの公的資金により賄われており、個別のギャンブル種別ごとの基金は設置をしていないと認識しております。

世界に最も展開しているGamblers Anonymous (GA)やGam-Anonなどの「12ステッププログラム」をベースとした自助グループは、当該グループが遵守する「12の伝統」の中で、「すべてのGAグループは、外部からの寄付を辞退して、完全に自立すべきである」と規定しております。  
本基本計画においては自助グループへの経済的支援を規定しておりますが、自助グループ自体が資金援助を受け付けないことから、これら団体への直接的な経済的支援にとどまらず、自助グループの認識や理解を促進する活動等の支援も行うべきと考えます。

その回復支援の費用は、ギャンブル産業側から拠出し、いったん国などが吸い上げた上で、回復支援の費用として、分配すべきだ。また、回復支援のための費用を自助グループなどの民間団体に配分することになっているが、自助グループの中には、援助を受け取らない決まりがあるところもある。回復支援費用をどのように役立てるのか、具体案がなすすぎる。

自助グループなど民間団体に対する経済的支援は、すべて完全に透明化されないといけない。

ギャンブル産業の既得権を守るべく、都合のよい人とお金を循環させようとする企みが透けて見え、噴飯ものである。

自助グループ始めとする団体への経済的支援の内容が薄すぎてよくわからない。どの団体に、どの程度、どういったルートで、またその団体が何に使うのか用途までをはっきりさせてほしい。

ギャンブル依存症者の治療費と、ギャンブルに起因する債務整理、破産申し立て等の費用は、全額ギャンブル事業者に負担させるのがよい。とくに、ばちこ事業者については、高率の税金を課し、これらの費用をその税込でまかなうべきである。

依存症本当につらいです  
カジノの売り上げやパチンコ競馬の売り上げで回復施設作ってください

依存症回復施設への予算

(15) 関係事業者における従業員教育の推進に関する御意見

【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策推進基本計画においては、関係事業者による取組として、従業員教育の推進、依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程・依存問題対策要綱の整備、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化等を実施することとしております。

こうした取組を通じて、関係事業者の依存症対策の体制整備が図られることになると考えており、基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

意見

ギャンブル依存症とはどのような状況があつて認められるのかという部分が明確でなく、規制をされても対象が良くわからない状態ではこの計画について現場が混乱するだけと考えます。

ギャンブル等依存症の定義がされていないので、対象となる人が特定出来ない。

ギャンブル等依存症の定義がされていないので、対象となる人が特定出来ない。規制を強制すると不当な扱いを受ける人が出てくると思います。

そもそも、自己で抑制が出来ないのであれば、家族や友人等の第三者が介入して抑止する事が大切で、そういった場の経営者や従業員が関与する事は、難しいと考えます。もし、関与を可能にしたいのであれば、それなりのお墨付きをまず法整備することが先と思います。

負けてしまうと、やけになるのでスタッフの接客で、良いケアが出来るのが大切だと思います。

仕事を疎かにしないようにする。これは、関係者が入り浸っている者のデータを一元管理して、大丈夫ですかと声掛けするようになれば何をやっても意味がない。

依存に対する専門知識を備えた人の増員とそれに向けた教育の場の提供が急務。専門家1人で賄える依存者人数は少ない。

ギャンブル事業者・従業員の教育については、それによって行われるギャンブルへの注意が、例えば酒を勧める店や店員が「酔いすぎないでね」と声をかけるレベルであれば、有害且つ依存防止への実効性もない。

公営競技やばちんこ産業の職員研修については、どのような内容の研修をするつもりであるのか？一定の型にはまった研修も確かに必要であるが、ギャンブル依存症の回復のプロセスは、当事者の置かれている環境や当事者の特性などにより10人10様と言われており、型にはまった研修をしたからといってそれで十分というものではない。殊に発達障害とギャンブル依存症、知的障害とギャンブル依存症、精神障害とギャンブル依存症といったいわゆる重複障害の方への対応の仕方については、事例の蓄積も少なく、型にはまらない臨機応変な対応が求められるのである。型にはまるような研修で十分と考えてしまうと、職員が研修で習った型にはめて支援しようとするあまり、逆に回復を妨げることに繋がる恐れもある。研修という事実を作つて満足するのではなく、その内容の充実を求めたい。

該当企業の社長含む全ての社員、従業員に依存症についての徹底した指導教育を行う。

利用者の相談に対して、相談窓口にいる従業員や相談員を研修しているようですが、どのような資格が必要でしょうか。

## (16) ぱちんこにおける取組全般に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

ぱちんこ営業は、客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業であるとの認識のもと、遊技者が健全にぱちんこを楽しみ、依存症で不幸な状況に陥ることのないよう、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に沿って適切な施策を講じるとともに、その実施状況を適切に評価するなどして、PDCAサイクルに基づき、計画的に取組を推進していくことといたします。

### 意見

公営ギャンブルという明確にギャンブルと定義されたものについての規制に比べて、ぱちんこ・スロットに対する規制が厳しいと感じる。

国営だからか競輪・競馬は規制緩めだが、大衆娯楽であるパチンコ店は負担の大きさが違う気がする。

賭博や競馬の規制よりパチンコの規制がどんどん厳しくなっていると思う。楽しく遊戯できなくなっている。4号機とかがあった頃の方が良かった。

また、「多くの人が」「健全に」とするが、その根拠はどこにあるのか。平成29年の疫学調査で、ギャンブル等依存症の疑いのある者は、過去1年間に限っても70万人もいると言われている。他方、レジャー白書2018によれば、2017年のぱちんこ参加人口は900万人である。仮に、ギャンブル等依存症の疑いのある人口のほとんどがぱちんこ参加者だとすると(基本計画案でも「最もよくお金を使ったギャンブル等は、ぱちんこ・パチスロが最多であった」とのことであるから、その可能性は低くはないはずである。)、ぱちんこ参加人口に対するギャンブル等依存症者の人口割合は8%弱ということになる。この数字を看過しているのではないかと感じる。ぱちんこの問題は、射幸性の問題もあるが、一番の問題は三店方式にあるのは明らかであるから、三店方式を撤廃せよ。

私はパチンコ遊戯愛好者です。この法案はそもそも間違っていると思います。

パチンコ遊戯の立ち居地はどこでしょうか。大衆娯楽です。

パチンコ遊戯は大衆娯楽でありギャンブルではありません。そんな場所を提供しているパチンコ店は悪でしょうか。

高齢者の方々の社交の場を創出し、俺俺詐欺の撲滅運動をし、学生の奨学金制度を作りその他多くの社会貢献をしている個人企業が多い遊戯業界は悪でしょうか。

私は時々ですが遊戯場に足を運びます。足を運ぶ理由は何も考えず忙しい日々を忘れることができる時間を提供してくれているからです。

パチンコを打ちたいから仕事をしようディズニーランドにいきたいから仕事をしようこれの何が違うのでしょうか。

現在ぱちんこ業界に勤めるものです。今回の基本法案には、「ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為」と明記され、公営ギャンブルと同列に表現されております。我々の業界はギャンブルではないという前提の元、様々な施策を遵守し今日まで営業しております。依存に関する事項も、積極的に取組み、その取り組みへの姿勢は公営ギャンブルの比ではないと考えております。その状況があるなかで、今回の法案では公営ギャンブルと同列に表記されており、これは国民の誤った認識を招くのではとの危惧があります。また依存からの脱却率も公営ギャンブルと比較すると雲泥の差があると聞いております。今回の対象はあくまでも公営ギャンブルのみとし、必要があればその他の法案として提案して頂く事を希望します。

公営競技とぱちんこを同一のギャンブルと記載されているが、ぱちんこはあくまでも技術を介入させる遊技であり公営競技とは根本的に違う。

そもそもパチンコは青天井で賭けられる競輪・競馬・ボートレースとは異なる性質なので同じ取り組みを講じる必要を迫られるのか疑問である。

ギャンブル、即ち賭博行為は刑法第185条で禁じられているものの、競馬、競輪、競艇、オートレースはそれぞれ法律が定められ、刑法第35条の正当行為とされている。一方でぱちんこ遊戯はこれに相当する法律はなく、即ちぱちんこ遊戯はギャンブルには当たらない。ギャンブルに当たらないものをギャンブル対策として一様に対策を講じるのは適当では無い。

一方でぱちんこ遊戯はギャンブルたらしめる要素があることも事実であり、刑法の賭博罪に抵触しうるぱちんこ遊戯を対策するのであれば、賭博罪の適用によるホールの摘発、三店方式による特殊景品の現金化対策として古物営業法の厳格適用など、すべきことは山ほどある。

公営競技が一日12レースしか賭事機会がないのに対し、ぱちんこ遊戯のそれはホールの開店から閉店まで継続して得られている。ギャンブル対策としてより深刻なのはぱちんこ遊戯であるので、公営競技の健全な振興を図る一方で、ぱちんこ遊戯の徹底的な規制、排除を望むものである。

パチンコはギャンブルではなく遊戯の為、取り除いてほしい。

パチンコばかりのめり込みを言われているのはおかしい。

ばちんこがその対象となることも賛成できません。
今回のギャンブル等依存症対策推進基本計画案についてばちんこにおける取り組みの内容がありますが今までばちんこはギャンブルではなく大衆娯楽と位置づけられていたのに公営ギャンブルと一緒に枠の中に入れるのはおかしいのではないかと。今回の基本計画の中にパチンコを入れるのであればパチンコもギャンブルとして認めるべきである。
パチンコ遊技の1回あたりの、平均消費金額は2890円と言われているなか、娯楽として適当だと思う。ギャンブル等依存症対策推進基本計画の対象にする必要はないと思う。
ばちんこ業界だけアミューズメントという立ち位置なのに明らかに厳しすぎだと思います。
ばちんこがその対象となることも賛成できません。
ばちんこがその対象となることも賛成できません。
ばちんこは射幸性の低い娯楽であるのにギャンブル等依存症対策推進基本計画の対象になるのは間違っているとのおもう。
ばちんこが対象となることで、営業の自由も制限され、ばちんこユーザーの娯楽も制限されることになり不適切。
ばちんこは射幸性の低い娯楽であるのに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の対象になるのは間違っていると思います。
ギャンブル依存症基本計画に対して反対します 理由はパチンコをしますか現状楽しく遊んでいますし私の回りの人も適度に楽しんでいて、依存症になってる人は居ないからです
反対 そもそもパチンコはギャンブルではないはずだから
そもそもパチンコやスロットはギャンブルじゃないので、ギャンブル依存症の方はいないと思います。
パチンコはギャンブルではないのに規制はおかしい。
反対です。国営ギャンブルはどうなんですか？パチンコは娯楽であって、ギャンブルではないと思います。
反対です。パチンコは娯楽であってギャンブルではないと思います。
ギャンブル依存症と言われてますが、いまのパチンコは遊戯性も安定しているのでギャンブルといえないと思う
パチンコに関してはそもそもギャンブルから除外すべき。その他のギャンブルと比べても還元率や使用金額からしても桁が違う。
ばちんこ遊技の1回あたりの平均消費金額は2,890円と言われているなか、娯楽として適当だと思う。ギャンブル等依存症対策推進基本計画の対象にする必要はないと思う。
ばちんこがその対象となることも賛成できない。
ばちんこは射幸性の低い娯楽であるのにギャンブル等依存症対策推進基本計画の対象になるのは間違っていると思います。
パチンコ店において依存症を訴えている人へのコールセンターの掲示物がよくありますが、そもそもパチンコ店においてギャンブルをしていることを政府が認めて行かなければ政策は進まないと思う。しっかりとパチンコスロットがいかにギャンブル性を秘めているのか、パチンコ店はどのくらい儲かっているのか、依存性が高いのは公営ギャンブル。パチンコは娯楽
公営ギャンブルと比べてもばちんこ業界は配当等の観点からしても娯楽の範囲であると思います。メディアの情報により、ばちんこ業界=悪いものというイメージが非常に強くなっています。ギャンブル依存という括りに対して考える前に、まず業界のイメージや認識の改めが必要なのではないでしょうか。
低貸も増えておりパチンコはギャンブルに値しない
最近の台はマックスタイプも無くなり、適度に遊べるよう低貸も増えてきているのでギャンブル依存には値しないと思う
パチンコはギャンブルではないです。楽しく遊んでいるのに、規制で楽しくなくなるのではないかと不安になります。私の趣味をとらないでほしいです。
ばちんこは射幸性の低い娯楽であるのにギャンブル依存症対策推進基本計画の対象となるのは間違っている。
ばちんこが対象となる事で、営業の自由も制限され、ばちんこユーザーの娯楽も制限されることになり不適切。
ばちんこがその対象となることも賛成できない。
ばちんこが対象となることで、営業の自由も制限され、ばちんこユーザーの娯楽も制限されることになり不適切。
ばちんこ遊技の1回あたりの平均消費金額は2,890円と言われているなか、娯楽として適当だと思う。ギャンブル等依存症対策推進基本計画の対象にする必要はないと思う。
ばちんこにおける取組【警察庁】に記載されている事項で、合理性のない行き過ぎた規制はやめるべきだと思う。
ばちんこにおける取組【警察庁】に記載されている事項で、合理性のない行き過ぎた規制はやめるべきだと思う。
ばちんこがその対象となることも賛成できない。
ばちんこが対象となることで、営業の自由も制限され、ばちんこユーザーの娯楽も制限されることになり不適切。

<p>ぱちんこがその対象となることも賛成できない。</p>
<p>パチンコは遊技であるため、ギャンブルには当てはまらないため取り除いてほしい。</p>
<p>ギャンブル等は違法ではなく娯楽の提供という側面もあるし、多くの雇用を抱えている産業です。ここ数年はパチンコ店の経営難が著しく倒産する法人も多数発生しており、周辺産業の業績等に影響あることも想像できます。過度な規制で経営を圧迫し、倒産や雇用整理を誘発することはそこで働く人の職を奪い生活を壊していることに他ならない側面があることも考慮されるべきです。調査による各種数値は、私の想像より非常に小さく、ここ数年の規制強化で倒産した法人の雇用の喪失の影響の方が余程大きいのではないかと感じます。</p>
<p>IR推進法によってカジノ解禁の流れにともない、大衆娯楽として長年楽しまれてきたぱちんこやゲームセンターは明らかに衰退してきており、傍目からみても危機的状況に見受けられます。その状況を省みるに、依存症に悩まされる人間に取っての受け皿も減っており、これ以上の不要な規制は必要がないように思われます。</p>
<p>このような法案で依存症対策の成果が出るとは考えにくい。パチンコなど法の下ではギャンブルではないという見解だがギャンブルとして一括りにするのであればその他の公営ギャンブルと同様にすべきだと思います。</p>
<p>トイレを借りに立ち寄り客がいるのであれば断れば良い、それくらいゾーニングが徹底してこそギャンブルは大人の娯楽になり得ると思います。</p>
<p>パチンコ、パチスロの対策を早急をお願いします。今回の件でも取り上げられた通り、パチンコ、パチスロは遊戯ではありません。立派なギャンブルであり、三店方式は明らかに問題があります。実際に合法だと納得している人などいるのでしょうか？可能ならば、三店方式を含む換金行為を完全に禁止するか、公営ギャンブルとして法整備しきちんと国で取り締まって欲しいと思います。</p>
<p>一番何が多いのか？(種類は?)なぜか？を考えればパチンコ(店)のギャンブル依存性問題が一番の深刻だと思う。パチンコは根元絶たないと無理。 もし、本当に取り組みたいなら民間人を委員会に入れて実際の声を聞くべき。また、パチンコユーザーにアンケートなどで今の声を聞いてみると見えてくると思いますよ。パチンコ業界がなぜやらないか？→皆同じような回答になるのが見えているから(間違いなく、詐欺・イカサマ・遠隔の回答しかない)。とにかく、もはや日本においてギャンブル依存性=パチンコ依存性なのは明確なのだから答えは決まっていると思いますが。パチンコの景品、特殊景品って不思議ですよ。パチンコ店だけに認められた景品、また、パチンコ店のすぐ外にある古物商でしか買取ってくれない。自分の意見としては、パチンコを廃止出来ないなら換金を廃止にすれば解決すると思いますが。パチンコやる人っていうのは目的はこれだけなので。ちなみに、パチンコ店もデフォルトで特殊景品を渡してきますけどね(特にこちらからこれに変えないと言わない限り)。 今のパチンコは偽りの数値を公開し、稼働だけは何とか取りたいイカサマギャンブル。パチンコ店の中身を調べた方がいいと思いますがね。今の対策と呼ばれるものは表面上だけで、全く意味がない。むしろ中身を(本質に)触れていないので、客は減っているがパチンコ業界(店)はやりたい放題やっている。 あとは、台の仕様。射幸心を抑えた台といって現在ホールに出回っている台は、射幸心抑える=当たらない。</p>
<p>パチンコをやっている人はゲームを楽しむのではなく、勝って元手を増やしたい、負けを取り戻したいというギャンブルをしている人がほとんどです。 パチンコの依存症をなくすには、換金できないのが一番手っ取り早いです。</p>
<p>公営ギャンブルより大衆娯楽であるパチンコ規制が厳しいのはおかしいのではないのでしょうか。</p>
<p>公安・政治含めてすべてが現状に疎く愚かです。結局は規制規制でギャンブルを魅力のないエンターテインメントにしてしまい、人が離れていっております。せっかく管理できるシステムを多くの人達が努力で作成、築き上げてきたのに無意味にしているかと思えます。パチンコだけでなく競馬も宝くじもそうですが魅力がなくなって廃らして、管理も出来ない新たなエンターテインメントが出てきて無規制のまま多額のお金を使うようなものが存在して結局は不幸な人が多く出てくる。 よく、禁酒法の話がですがまさしくそうなのではありませんか？ちゃんと考えてやるべきです。今のぱちんこ人口の減り具合、パチンコ店の潰れる量は異常です。減った分その人たちは救われたのでしょうか？結局はより見えない方に行ってしまうのではないのでしょうか。</p>
<p>さらに、パチンコは人をダメにする違法賭博と考える。早くパチンコを消せ。</p>
<p>ギャンブル依存性というか、パチンコ依存性ですよ。韓国みたいにパコメー斉廃止出来ないのであれば換金禁止にすれば、それだけで解決する。そもそも、今のパチンコは換金が出るから客がいるだけで、換金禁止にすればすべて解決する。また、現状射幸心をそそるような台は禁止とかで、メーカーやホールが詐欺(イカサマ)に走らなくても良くなる。ちなみに、少し前まであった爆裂機と呼ばれる機種も換金できなければ問題なく設置できると思いますが。とりあえず、射幸心を抑える業界(台)にした結果、今はイカサマ(詐欺)が当たり前になったパチンコ(業界)を取り締まるべき。</p>
<p>パチンコ店の新規許可を認めない ・既得権のみ ・法人譲渡は可 ・増改築は現行の建築、都市計画、風営法内で 換金行為を抑制するために、アマゾンや楽天等での景品交換を可とする 換金行為に関しては、一回の換金に対して3%の税を課す</p>
<p>貯玉再プレイに関しましても現在は手数料の徴収が認められておりませんが、この状況を利用した一部の遊技客が集団となり一人の貯玉を複数人で利用して再度貯玉を行う事を繰り返すといった行為が横行しています。もちろん再プレイ促進は歓迎すべきものですが、こういった状況の為再プレイ玉数(枚数)に上限 を設けている営業所が多数あるのが実情です。手数料の徴収が認められれば上限 を設ける必要も無くなるのではないのでしょうか。</p>
<p>交換が低くなればもっと必要と思われるが、貯玉再プレイの手数料は認めてほしい。以上</p>
<p>パチンコを無くせば解決する。</p>

<p>本題ですが、いい加減に換金行為を規制するべきです。これが唯一で最善の依存症対策です。違法ではないなどと答弁している政治家もいるようですが、身分証の提示もなく特定のパチンコ屋の景品を専門に買い取る業者の存在が違法です。少なくとも換金性の高い景品と交換することを一切禁止するべきです。人々の人生よりも献金や天下り先の方が大事だと言うのであれば、せめて煙草のタスポのように免許制にして一日に使用できる金額の上限を設けてください。その方が新たな利権が出来てあなた方にもメリットがあるでしょう。その結果、パチンコ関連の雇用が失われるとの懸念もあるでしょうが、その分、人手不足の業界に人が回れば一石二鳥ではないでしょうか。パチンコがどれだけの人とその周囲の人の人生を破壊しているのか理解して欲しいです。両親も依存症で昔から喧嘩が絶えない家庭でした。休みの日はパチンコのことしか考えずに家族で旅行さえ行ったこともありません。私自身も依存症になってしまい、やりたくない気持ちはあるものの抑えることができません。私の人生は終わったも同然ですが、今後も同じような人を一人でも出さないように、まだ若い人の将来を潰さないようにしてください。どうか一日でも早い規制を切にお願い致します。</p>
<p>パチンコ、スロットも消費税表示を義務付けるべきです。たとえば、4円(税込)パチンコ、20円(税込)スロットという風にです。店内でも、広告でも消費税表示が必要です。客は出る、勝つが前提で利用していますので、消費税を意識していません。10月から消費税が10%になりますが、それでも消費税を表示しないのは認められません。消費税表示がギャンブル依存の特効薬になると確信しています。来年4月から受動喫煙防止法でタバコも吸えませんが、この2つでかなりのギャンブル依存対策となり、これ以上の対策は業界の衰退にもつながると思います。</p>
<p>パチンコやパチスロにばかり規制をかけようとする政府の姿勢には疑問を感じております。パチンコファンとしては身近な楽しみを奪ってほしくありません。</p>
<p>オープンしてから、20日通って17日負けてます 低賃し店なのですが、20万円位負けてます、悔しくて、自傷行為を店にわかるようにやりました 確率以上で当たっても続かないそんなことばかりで、警察関連に店にわかるように意見をたくさんしました その結果さらになくなりました 負債は、増えるばかりです 結局操作できるんだったら、換金できないようにしてください</p>
<p>ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)は政府の国策に逆行していると思います。 国の施策として宝くじ10億円・TOTO6億円等々こちらもギャンブル要素が過大であり、庶民のギャンブルが過熱する中なぜパチンコが依存症に入るのか。 ギャンブル依存症として長年大衆娯楽としてあったパチンコが枠にはいって行くと言う事も理解できずその点も考えをお示しいただきたい。やはり民間経営のパチンコ業は叩き易いものなののでしょうか。 最後に日本国だからこそ、日本国民だからこそパチンコという娯楽が根ざっていたのは国民のモラルが高く、犯罪等が少ない国で本物の娯楽だからこそ60年の歴史が築けたと思います。いつしかパチンコ＝国民の娯楽がパチンコ＝悪という風潮になってしまったのはなぜなのでしょう。その裏にある利権こそが本当の悪ではないでしょうか。国民とともに歩んできたパチンコをいきなりこのように扱うことをパチンコファンの皆さんは望んでいるのでしょうか。娯楽を国民が自由におこなえる国を創って欲しいと思っています。 時代は携帯電話の普及などで人々の対話が少なくなっていると思います。 またいつの日か人々が遊技台を通し顔と顔を合わせ笑顔で人と人が繋がりが、世界一の安全であり自由の国日本になっていくことを私はこの国に目指して欲しいと思っています。</p>
<p>小生が言うのも何ですが、パチンコ店が多いことも問題だと思います。許可要件を今まで以上に厳格化・高度化させ、会社合併等による名義変更も禁止にし、5,000軒以下に減らしていただきたいと思っています。</p>
<p>逆に効果が認められなかった場合、娯楽、趣味としてのぱちんこの魅力を低下させ、広く一般のぱちんこファンから楽しみを奪い、ぱちんこ参加人口を著しく減少させた責任について、どのようにお考えか、お示し願いたい。</p>
<p>パチンコ業界は家族も含めると50万人も居る従業員達の雇用、莫大な金額の国への納税、そして日本の文化。これら全てが失われる事となるが、その時はどの様な「責任」を取ってくれるのか？</p>
<p>ぱちんこならば総付景品規制やドリンクバーなどのサービス販売アマゾンカードなどの販売 または5円スロット・1円ぱちんこには昔の旧基準の設置を当面緩和など。 不勉強なわたしの意見ですがご一考いただければ幸いです。</p>
<p>一方で、朝早くからパチンコに並んでいる高齢者が少なくありません。ギャンブル依存症のまま認知症となる事例や、認知症の人の配偶者がギャンブル依存症で配偶者の年金を使い込む経済的虐待の事例もあります。計画の中に、高齢者への対応の視点がさらに盛り込まれるようお願い致します。</p>
<p>遊技機の規制も強化されて行くなかで、日本固有の文化でもあるパチンコの灯がきえることのないようにバランスをとって進めていけるものであればよいのですが。</p>
<p>遊技台の規制なども昔と比較すると厳しくなり、ハイリスクハイリターンな遊技台が減ったことで、多重債務者は全盛期と比較すると減っているのは確かだと思います。カジノなどは認可するのに、パチンコ業界にだけ着目し、厳しくするのは納得いかないのが正直なところです。パチンコは日本を代表する大衆娯楽であり、規制が厳しくなり、過度な遊技が減り、年々、遊技人口が減ってっているなか、これ以上どう厳しくするのか基だ疑問しかありません。今、標的になっているパチンコ業界には、店舗・メーカー・下請け・設置業者・機器関係など、非常に多くの方々職を置いてらっしゃいます。パチンコ業界で働いている人たちの今後の生活を保障してくれるなら、納得もいきませんが、ただ駄目だからという理由だけで、その現場の人たちに目を向けずに施工するのは、楽観視、客観視であり、他人事という認識で捉えられている感じが否めず、無責任だと思います。離職して再復帰が難しい方だっというらっしゃると思います。その方々のアフターケアを視野に入れ、それなりの施策をとってくれるのであれば、甘んじてこの法案は受け入れられるものなので感じます。</p>



<p>今日も、茨城県にあるパチンコ店にて、このところ20円、5円、2円すべてにおいて負け続けています  いろいろ腑に落ちないこともあり警察関連に店にわかるように意見したら、余計ひどくなりました  負けているのが悔しくて、通ってしまい、金を使い過ぎてしまい、悔しさの捌け口として、自傷行為をしてしまいます  操作とかもう関係ないです、違法でも勝ちたいと今は、思っています  店側には、ちょっとしたことかもしれませんが、換金できるだけでこれだけ人は、おかしくなります  ギャンブル中毒を何とかしたかったら、換金できないようにしてください</p>
<p>今回の案に関しては納得できないと考えます。パチンコ業界においては、ここ数年において、積極的な改善を行い、努力してきました。その代償として、休業・閉店をやむなく選択した店舗もあります。今後これ以上の規制を進めることは、業界の大幅な縮小を加速させ、多くの失業者を生み出しかねません。現場で働く家族のことも少しは考慮願います。</p>
<p>パチンコやスロットも同様、換金は認めるにしても、換金して再度現金投資できないようにすべきある。あくまでも現金投資の上限額が2万までの話である。</p>
<p>依存症もそうですけど、店のサクラは、どうするんですか？勝てない台を打たされて、借金して、だから中毒になるんじゃないですか？それなのに店の人間は、サクラを使って儲けるそれも管理できるようにできませんか？</p>
<p>社会奉仕などと言って遊技場へ呼び込まない。特に障害者や高齢者(60歳以上)を対象にしたもの。</p>
<p>パチンコ業界としては依存症対策に積極的に取り組んでいると思うので、これ以上の規制はもはや対策というより業界への圧力ではないかと感じます。  そのため、対策は現状のままで十分であり、これ以上の規制は必要も意味もないと思います。</p>
<p>何故、パチンコ業界に対してばかり規制が厳しくなっているのか疑問です。</p>
<p>私はパチンコ業界人です。色々グレーで辻褃が合わない事は十分承知していますが、単にパチンコ業を叩く杓子定規な括りな印象です。  そもそも論です。  パチンコは風俗業として管理され「遊技」と定義されているはずなのに、[ギャンブル依存症]と一括りにされる辻褃の合わない法の整備が依存症対策よりも前に来るべきじゃないですか？多重債務の件は貸金業者が根本なので無いでしょうか!?それをパチンコが元凶と言うのはこじつけでは無いですか!?  我々業界も社会的立場を理解して、社会貢献をし、認められる努力を継続してきています。人として当たり前だからです。我々業界よりもよっぽど何も考えてない業界は少なく無いですが、それを差し置いて我自由な経済活動を制限されているのはイジメ、今風で言うところのハラスメントかもしれません。  我々もこの商売で家族を養ってます。悪い事はしていません。色々決めてお役所判断をしないで頂きたいと思えます。</p>
<p>色々規制が厳しくなって、打ちにくい面白さがなくなる。規制をして、ギャンブルを依存がなおるとは思わない。逆に犯罪が増えそう。</p>
<p>関係事業者の取組:基本法第15条関係について  本来、ギャンブルは刑罰を以て禁止される犯罪である。公営ギャンブルについては、例えば競馬であれば、「馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るため」として例外的に許容されているに過ぎない。民営のギャンブルであるばちんこには、このようなギャンブルを正当化するための根拠は何もないのであって、本来、全面的に禁圧すべき対象である。</p>
<p>日本各地に根付いた安心、手軽な遊びと娯楽であるパチンコに対する様々な規制強化は、業界の衰退と今後の日本経済低下に資すると考えています。  取組としては件名(ギャンブル等依存対策推進基本計画)の趣旨に沿った内容であると理解できるが、はたして顧客(お客様)、遊技ファンに対して件名に沿った解決が出来る問題であるのかどうか疑問であると考えています。  日本におけるパチンコ産業の貢献は多大であります。売上規でH27 23.2兆、H28 20.4兆、H29 19.5兆円規模、全日本社会貢献団体機構はパチンコ業界団体が設立した地域貢献団体ですが、同機構によるとH27 15億、H28 17億、H29 14億円もの金額を毎年社会貢献活動として拠出しています。また、各都道府県組合、各地域組合単位でも収益の一部を地域貢献活動を行っています。日本経済においては、納税、労働雇用、技術(遊技機開発等)、他国にはない遊び(娯楽)の文化等、主管官庁の天下り(OB受け入れ)貢献などパチンコ業界ではなく、パチンコ産業として日本に寄与しているからこそ、主管官庁の警察庁にはパチンコ業界の発展と繁栄をもう少し考えて頂きたい。出玉は玉貸し業(パチンコ商売)の根幹をゆるがすものであります。ギャンブル依存出玉規制の根拠とするのは止めて頂きたいし、これからの業界の未来においては警察庁の責任は大きいと思えます。</p>
<p>パチンコ業界は、近年遊技機の射幸性を下げた規則改正を行っており、その効果検証も行われる事なくATM撤去等の新たな依存対策が行われ様としています。  国による過度な規制が立て続けに実施される事には反対です。</p>
<p>パチンコについて。今回の意見募集においては、パチンコをギャンブルと位置付けている。しかし、管轄する警察においてはギャンブルと位置付けていない。  まずは三店方式を禁止し、パチンコは完全な遊戯施設としてしまうことで抜本的なギャンブル依存対策としていただきたい。</p>
<p>ギャンブル依存に対してパチンコ業界に規制をかけ続けても意味が無いと思います。</p>
<p>パチンコの規制に関しては過度な規制はしなくても良いのではないかと思います。もちろん借金をしてまでパチンコやスロットを打つことは好ましく無いと思います。  自分で遊技出来る金額内でパチンコやスロットをやっている方も大勢いるのでそういう人たちが楽しく遊技出来る環境も守って頂きたいと思えます。</p>
<p>現状射幸性を抑えた遊技機に移行している最中、パチンコ業界の規模は縮小の一途の状況。さらに業界や一般の遊技者に負担のかかる法改正は如何なものかと思えます。</p>
<p>昨年の法改正で依存対策は十分だと思う。過度に規制する事は個人の楽しみを阻害すると思えます。</p>
<p>射幸心を煽っているギャンブルがパチンコ店以外にも他にもあるとおもいます。他にも射幸心を煽るものがあるのにパチンコ店のみ規制はおかしいと思えます。</p>

<p>現在パチンコもパチスロも出玉規制を進めている中で、さらに規制を強くする事に意味があるのか疑問に感じます。依存症と呼ばれない範囲でパチンコ・スロットを楽しんでいる人や業界で働く人に対して考えられていない事が残念です。</p>
<p>ごく少数の依存症とされる人達のために、健全に遊技を楽しんでいる人が規制のため制限を受けるのはフェアでは無いと思う。必ずしもギャンブルが良いとは思わないが、ちょっとした息抜きや暇つぶしのためには必要なのではないかと思う。現に自分もパチンコや競馬のユーザーですが、特にパチンコに関しては年々遊技台のスペックの低下のため、昔に比べ遊技回数や時間が減っている。今後も規制が強化されていくのなら、企業としてやっているパチンコ店は衰退し、多数の職を失う人が増える方が問題ではないかと思えます。</p>
<p>私はパチンコ屋で働らいていますが、遊技側としても、店員側としても、やり過ぎなのでは、ないかと思えます、パチンコ業界が厳しくなったら、働く場がなくなるので、やめてほしいです。</p>
<p>パチンコ、パチスロはギャンブルではなく娯楽だと考えているので、そこまで規制する必要があるのでしょうか？</p>
<p>パチンコ店が閉店に追い込まれている昨今。市場規模が軒並み低下していることはご存知だと思いますが、その背景のことはお考えでしょうか？店で働くスタッフには家族があり、生活があります。失業者に対する法律にも関連付け、改正を求めます。</p>
<p>カジノのためにパチンコ店の締め付けが厳しすぎると感じます。依存症と言われる人のために周りを巻き込むのは違うと思います。そういう人はこの世からパチンコ店やギャンブルが失くならないと変わりません。一部の人の為に真面目に働いている人が職を失ったりするのはおかしいと思います。もう少し働く側の事も考えて欲しいです。</p>
<p>現在、大衆娯楽としてパチンコは親しまれて来てます。これ以上規制がかかると、沢山の方が楽しめなくなると考えます。</p>
<p>この基本計画案については、パチンコ事業者の営業またユーザーの娯楽を制限する内容になっており、依存症対策の対象とするにあたっての確実な根拠が示されておらず、過剰な規制としか受け止められないので、賛成出来ない。</p>
<p>パチンコスロットは、公営ギャンブルと比較しても、消費金額、配当金額も大衆娯楽と呼べる誰しもが楽しく遊べる業態であり、年々のめり込み対策などとして、規制強化していますが、妥当でなく、ユーザーの客離れに拍車をかけ、業界も衰退の一途をたどる結果になっていると思います。大衆娯楽として、皆に親しまれる業界として、規制緩和の実現もあわせて希望します。</p>
<p>そもそも、パチンコが娯楽という考え自体無理があるのでは？そのように考えているユーザーは少なく、業界側のただの自己満足的思考に過ぎないと思います。また、そういった考えが業界を衰退させている大きな原因になっていると思います。理由は、ユーザーの求めるパチンコと業界の向かっている方向が正反対だからです。パチンコをギャンブルとすれば、法令や規則等も変わり、その2つが同じベクトルに沿うのではないのでしょうか？</p>
<p>パチンコ業界は依存症に対して、色々なことを取り組んできています。どうしてこの業界ばかり問題視されるのでしょうか？結局は個人の問題でし、買い物依存症等、他にもたくさん問題視しなければならないこともあると思います。</p>
<p>パチンコ業界は社会貢献活動も盛んに行われているなかでこのような計画案が先行されるのは反対です。</p>
<p>ぱちんこ業に関して、ギャンブル依存対策は他の業以上に取り組んでいると思う。</p>
<p>計画案には反対です。自分がパチンコユーザーですが、一部のユーザーの為に偏った規制改変を行うのはおかしいと思います。そういった施設で働いている人も迷惑を被るのではないのでしょうか。</p>
<p>競馬や競艇などギャンブルは多数ある中でなぜパチンコ業界ばかりが締め付けを食らわなければならないのでしょうか。</p>
<p>パチンコ、スロットを本当に楽しむのであればこれ以上規制をしてはいけなと思う。前回規制された時から時が経ちましたがあの頃が良かったという声を沢山聞きます。</p>
<p>パチンコ業だけがそのように規制が厳しくなるところは改善が必要と思います。</p>
<p>計画案に対しては反対です。ユーザーやパチンコ店が減り、働く側が減ってしまい困ります。</p>
<p>計画案は反対です。対策案は依存症の人だけではなく、すべてのユーザーがパチンコ離れする原因になると思います。パチンコ店が多く潰れると職を失う人が多くなり国にとってもマイナスではないでしょうか。</p>
<p>パチンコ店などで働いて生計を立てている人達の負担がさらに増えるような計画は反対です。</p>
<p>規制が厳しくなるばかりで遊技する気になりません</p>
<p>国民の娯楽産業であるパチンコばかり厳しくするのは賛成出来ないです。</p>
<p>私はパチンコのヘビーユーザーです。最近は規制が厳しいので面白く無くなったのだ残念です。友達はパチンコおわだwと(T ^ T) もっと楽しみたい。ゆるめて欲しい。</p>
<p>ほかに比べてパチンコに対する規制が厳しいと思います。</p>
<p>パチンコは大衆に根付いているギャンブルになってます。パチンコだけを規制しても未だに遊技人口は一定以上へっていないのに、これ以上規制する意味は無いと思います。</p>
<p>やめさせる事ばかりになり、パチンコ店では客が減っている。やめさせる事ばかりではなく、程よく遊べる事にもう少し力を入れるべき。</p>
<p>パチンコが規制されると大変困ります。</p>
<p>のめり込みを完全制御をするには入口での個人情報(年齢確認やのめり込みに対する情報)を読み込み、遊技台も同様のシステム。指定金額に達したら何が何でも遊技続行不可能。システムや設備投資に莫大な費用がかかることが懸念される。そこまで政府ができますか？</p>
<p>パチンコが規制されるとこのままでは非常に困ります。規制緩和をして欲しいです。</p>
<p>パチンコ、スロットがこのままでは非常に困るので規制を緩和して欲しい。</p>

パチンコが規制されるとこのままでは困ります。緩和してほしいです。
パチンコが規制されるとこのままでは非常に困ります。
パチンコ店ばかりに締め付けばかりするのはおかしいです。
風営適正化法に処罰規制まであり、既に取り組んでいる。
パチンコ業界だけ厳しいと思います。
規制ばかりかけても、依存対策には繋がらないと思います。大衆娯楽である、パチンコスロットは誰にでも楽しめる物だと思います。
一部の自己抑制が出来ない人の為に、普通に遊技を楽しんでいる人が被害を被るのは間違っていると思います。
遊技のパチンコが厳しすぎる。他のギャンブルとのバランスが取れていないと感じるので、見直す必要がある。
パチンコファンです。厳しすぎると思います。
ギャンブル依存対策は既にパチンコ業界で行なっております。
パチンコがこのまま規制されたら困ります。規制緩和して欲しいです。
風営適正化法に処罰規定まであり、既に取り組んでいる。
パチンコ業界にさらなる費用負担を強いるものであり行き過ぎた規制である
カジノとばちんこと一緒に扱われて規制されるのがおかしいと思う。
ばちんこにおける取り組み[警視庁]に記載されている事項で、合理性のない行き過ぎた規制は行うべきではないと思います。
日本人は一人で楽しむ娯楽を好む中でこれ以上ばちんこ業界の規制は営業の自由も制限さればちんこファンが減るので止めて下さい！！
ばちんこが対象となってユーザーもだが、店を営業している人や中に働く人が大きな打撃をうけて職がなくなるのではないかと思います。
パチンコの規制を緩和しないと皆潰れて行くと思います。
計画案に対しては反対です。規制が厳しくなると、台を作る企業、運営するホールが厳しくなります。厳しくなるということは、新たに雇用を別の分野で作る必要性があります。今のパチンコ業界のような業界は作りにくいので規制は若干緩める事が妥当ではないでしょうか。
パチンコ業界にさらなる費用負担を強いるものであり行き過ぎた規制である。
ばちんこ業界にさらなる費用負担を強いるものであり行き過ぎた規制である。
ばちんこ業界にさらなる費用負担を強いるものであり行き過ぎた規則である
パチンコがこのまま規制されたら困ります。規制緩和して欲しいです。
パチンコパチスロという大きな業界が規制で衰退することによって、パチンコ店の従業員、メーカーの社員が生活できなくなることは考えられているのでしょうか。
企画案に反対です。楽しみに遊技しにきてるのに、一部の人の為に規制をすることに対して考え直すべきではないでしょうか？
ギャンブルではないのにパチンコばかり縛りすぎるのはおかしいのではないかな。なので反対です。
パチンコスロットの規制を強めてもギャンブル依存者が減るとは考えにくいです。結局今まで打ってきた人は打つと思いますし、規制ばかり強めずに他の方向性で出来ることを考えて行って欲しいです。
パチンコはギャンブルではないのに縛りすぎるのは反対です。
パチンコ屋ばかり厳しくするのはおかしいと思います。
パチンコ、スロットのみにギャンブル依存症というのは間違いだと思います。公営ギャンブルもギャンブルになり、こちらに依存する方も多いと思います。お金という価値観だけの話でギャンブル依存症は語れないと思います。パチンコ、スロット店はどこにでもある気軽に遊べる娯楽です、誰でも気軽に遊べるからこそ価値があるものだと思います。法律でギャンブル依存症を厳しくしても、パチンコ、スロットを打ちたいという人は多々います。
ギャンブル依存性は問題ではあるが、パチンコ業界の雇用が悪化し、失業率の増加につながる。
競馬等は平成33年までにのめり込みなどの規制対策をするのに対して、パチンコ、スロットに対する規制が多すぎると思います。
パチンコがこのまま規制されると困ります 緩和してほしいです
規制ばかりかける事は娯楽であるパチンコ、パチスロの楽しみを減少させてしまいます。

依存症の方は規制をしてもパチンコ店に来るので善良なパチンコファンばかりが減って、結局善良なパチンコファンばかりが減って行くことになるので規制には反対です。
パチンコがこのまま規制されると困ります。緩和してほしいです。
カジノを作ることパチンコ店を規制で締め付けられると、パチンコ店で働いている身として困ります
パチンコがこのまま規制されると困ります。緩和してほしいです。
店の売上げが減り、働いてるスタッフが仕事なくなるので締め付けることはやめてほしい。
反対です。普通に打っている人が損をするだけです。趣味を取らないでください。
依存症の方は規制をしてもパチンコ店に来るので、善良なパチンコファンばかりが減って行くことになるため、規制には反対です。
パチンコこのまま規制されると困ります、規制を緩和してほしいです
賛成。しかし、パチンコ店舗により取組の進捗に配慮して頂きたい。
1円パチンコや5円スロットなどの低料金で遊べる遊技が主流でゲームセンターより安価に遊べる点も強調すれば良いと思いました。
パチンコに関する依存問題に関しては今一度正しいエビデンスに基づき見直すべき。
依存症がいるという仮定の段階で台の規制・パチンコ屋の規制をするというのは短絡的だと思います。
パチンコが対象になることが営企業の妨げになってしまうつづれて働く場所がなくなったら困る
競馬や競艇などは限られた場所にしかないのでパチンコ業界だけが強く取り締まられるのは仕方ないと思います。
生活に支障のない程度で遊技出来るように規制する。生活の為にパチンコ店で働いてる人達や、年配の方の娯楽の場をなくさないでほしいです。
パチンコ店だけ厳しいと思いますよ！文言や物の高さなど。
パチンコ店が潰れて行っている中で、失業者も増えていると思いますので、その事も考えて規制をこれ以上強めないで欲しい。
パチンコはあくまで遊戯なので規制を緩和してもいいと思います。
何処でもいつでも開いている店に遊戯の一環として私は行くのでユーザーが年々減ってはいますがそれでも根強いファンは居ますのでこれ以上の規制はやめてほしい。
新規のお客様からすると良いかもしれないが、長年のパチンコファンからすると面白くなり過ぎて業界も従業員も減って行くと思います。
ぱちんこ業界に対する計画について、いわゆる依存症対策は風適法に基づいて管轄である警察も含めて十二分に検討された上で実施中であるが、それに加えての対策案は店舗の負担が増える一方なので現実的ではないと考える。
パチンコ、スロット業界が生き抜いていくには依存症とどう向き合っていくかが大事になってくると思います。
パチンコ以外にもギャンブルは数多くあり、他のギャンブルに対して依存症対策を行っていないなかパチンコにだけ依存症対策を求めるのは筋違いではないかと感じます。不当に取組を強要しているように感じる内容が多いので、業界の自主制に任せて依存症対策に取り組んで行けば良いと考えます。
私はパチンコ・スロットをするのですが、趣味として金額を決めて遊んでいます。依存症、のめり込み等社会からの批判があるのは分かりますが、18歳以上からの遊びですので、自己責任だと思います。これから遊技機の規制が更にあるようなので、楽しみが減ります。規制緩和の検討もして頂きたいです。
パチンコ、パチスロなど、国内で長年親しまれてきた業界に様々な規制が掛けられるのは理解に苦しみます。正しい判断を求めます。
依存の根幹になる射幸性に関して遊技機の性能による規制が行われた直後で、それ以上の対策は現状は必要無いと思います。
規制続きでは健全に楽しんでいる人間、またその業界に従事している人間にも影響を及ぼすことになり悪影響でしかない。
後は少し先の話しになるかもしれませんが、お客様個人にクレジットカードの様なものを所持して頂き、作際の年齢確認、月額の限度額の設定などをしてあるカードを通してからでないとパチンコ、スロット等が出来ないようにすると言うのはいかがでしょうか。
パチンコ店の取り扱い景品の種類を減らせば射幸心を抑える事が出来ると思います。
他のギャンブルと比べても規制の差があり不公平であり、見直しが必要。
依存性の定義が曖昧だと思う。そんな中でパチンコ業界にだけ依存性対策しろと言うのはちょっと無茶苦茶な感じがする。
パチンコ依存に対しては、個人の問題であってパチンコ業界の問題ではないのではないかと。実際に、パチンコ依存の対策として、パチンコ業界も自己申告プログラム等の取組を行っている。また、この法案が可決されると、パチンコ業界の多くの企業の倒産に繋がり、現在パチンコ業界で働いている人々の生活も不安定なものになり、ゆくゆくは増税に繋がるのではないだろうか。
規制に関してはしても良いと思うが、パチンコの業界も大きいので厳しいものだと倒産してしまし、働く人も困るので、業界から提示してもらった内容で規制をするが良いと思う。
ぱちんこにおける取組【警察庁】に記載されている事項で、合理的のない行き過ぎた規制はやめるべきだと思う。
パチンコの依存対策は業界あげてしていると思う。他の業種にもっと目を向けてほしい。私の周りにパチンコ好きでしているが借金や依存している人なんていない。

<p>そもそも、カジノとパチンコ業界は少し違うと思う、ひとまとめに規制するのは賛成できない。</p>
<p>ばちんこにおける取組【警察庁】に記載されている事項で、合理性のない行き過ぎた規制はやめるべきだと思う。</p>
<p>ばちんこにおける取組【警察庁】に記載されている事項で、合理性のない行き過ぎた規制はやめるべきだと思う。</p>
<p>現在のばちんこ機は出玉の上限も下限も規制しています。これ以上、ギャンブル依存症対策という名目で、規制を行う必要があるのでしょうか。</p>
<p>ばちんこ依存症の因果関係の度合いが明確でない状況で、むやみに規制を強化することで、闇スロや闇カジノに流れることが懸念されます。</p>
<p>今後、依存症対策として、一定の比率を抛出すとなれば、組合員と非組合員とで不公平が生じ、組合離れを加速することになりかねず、組合員が減ることによって、支援額も減少を来すことになる。非組合員に対しては、組合加入を義務付けるなど、業界が一体性と公平性を確保するための対策が不可欠である。          カジノの導入によって、ばちんこ産業の規制が強化され、その結果、疲弊し、縮小していくことは避けられないと思われる。かつて30兆円産業として、大衆娯楽のファンも多く、社会経済的にも、発展の一翼を担ってきたものと思われるが、これが衰退し、庶民の遊び場が奪われることは誠に忍びないことである。栄えればこそ、それだけ経済支援も強化できることとなるので、規制と併行して活性化を図り、くれぐれも、「角を矯めて…」の例えにならないよう、リードしていただきたいと思います。</p>
<p>闇の世界パチンコ          パチンコは公営の遊戯として換金もできる国家が許可したものです。          メーカーが製造し、保安通信協会が試験・審査し、その後国家公安委員会が許可した遊戯機が店舗に設置されると承知しています。          その許可をした規制によって、ギャンブル依存症が発生するのは、規制の一部に原因、また、組織の関係で生じているのではないのでしょうか。          国が許可したパチンコのことは、一体どこが本体となってギャンブル依存症対策に本気に対応してくださるのでしょうか。          パチンコの業界には、誰も口出しできる機関が存在しないのでしょうか。巷で、遠隔操作等と噂が立ちますが、素人の客に見破る手立てはありません。          店舗の従業員は、苦情を言ってもメーカーの設定であるから、店舗で出玉調整はできないと答え、メーカーに問い合わせると、「回答しません」とのこと。          このような現状では、ギャンブル依存症対策ができるはずがありません。</p>
<p>パチンコ店において景品交換所をなくして換金ができないようにすると良いかと思えます。</p>
<p>一定金額以上は、一般景品としか交換できないようにする。</p>
<p>眠たくなるほどの長文資料によるアリバイ作り、ご苦労様です。          もし本気で依存症対策をしたいということであれば、何か参考になる要素をお伝えいたします。          パチンコについてですが、以前広く調査取り締まりをされたという釘の違法調整、まるで改善されていません。ペース30という規制があったはずですが一般入賞口に入りづらいようしっかり広げてありました。無論、チャッカーによる抽選回数は1000円で15回を切っております。この状態で一般入賞口による戻しは5000円＝1250発打ち込んでも3回あるかないか。          これらの状況を1か月以上に渡って店舗にて実施、確認した画像を関係機関に送ったものの全く変わらず。恐らくメーカー出荷時から釘を曲げてあるため、警察も深く追求しないのであろうと思われます。さらに付け加えるならZENTという店舗では遊戯球そのものが細工しており、異常に滑り止めを利かせたものを使用しております。通常品だと強くつまめばつりりと滑り落ちるところをZENTの球は全く滑らず。遊戯中の打ち出しの際も皿の中で球同士がくっつくことで滑り止めが強まり、ダムのようにせき止められて打ち出しできなかつたり、盤内に打ち出されても風車に乗ったまま止まったりと今まで見たこともないような悪質な挙動をするようになりました。          そもそも球の作りの基準というものはないのでしょか？ただの金属球ならあとはどんな細工をしても認められるのでしょうか？このあたりの基準も客に知らせないのは、正直店と取り締まる側に不信感が募ります。          このような様々な手口で支払いに見合わぬ遊戯数しか提供しないのだから、いくら出玉規制をしたところで喜ぶのは店舗、メーカー側だけではないのでしょうか？そもそも保通協が取り締まりをしているところなんぞ店舗の客に公開しているわけでもないのだから信用しろというのが土台無理な話です。          実際情報を提供しても全く改善の様子が見られないのだから取り締まる側も共犯といわれても無理もない。投資のスピードはますます速まり、当たったときの出玉の支払いは渋る。あなた方は本当に店舗とメーカーの現状を調査、規制取り締まりを行っているんでしょうか？          改善に向け動いているというのなら目に見える形でかつ、顧客が体感できるよう行動をしてください。最低でも取り締まりの様子を各都道府県の市単位、出来れば店舗ごとに確認できるよう公開取り締まりの様子を現場や動画で公開してください。</p>
<p>今回の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)」について以下の事を考えて頂けたらと思い提出させて頂きます。現在パチンコ業界で勤務しておりますが業界の冷え込みは否めないものになってきており、この計画を行ったとして活性化や向上につながらないのではないかと考えます。</p>
<p>また業界を通して最近特に感じることは、高齢の顧客ユーザーが老後の生きがいとして利用して頂けている方が増えてきていると感じます。依存ではなく本来の娯楽として楽しめている顧客も多いのは明白です。これから高齢社会になり高齢な顧客ユーザーは増える一方であると感じます。また業界の縮小にも影響を及ぼすものにも感じます。多数の従業員を抱えており一人一人の生活の支え・また職としても減ってしましますと非常に困ります。是非見直しと人々が楽しめるものにしてもらいたいと感じます。</p>
<p>一度に使用する金額ではなく、遊技頻度の観点で依存(※この言葉は好ましくありませんが)を考えると、1円パチンコを遊技している人の方が間違いなく依存の危険性が高まります。          実際は、使用金額でもなければ、遊技頻度でもなく、依存自体の問題は本人をとりまく環境が一番の要因だと思うので、社会全体でフォローする必要があると思いますが…。</p>

<p>警察庁は、依存症は病気、ホールは依存症の温床という誤った認識を改め、予防と回復支援制度の充実を図りながら、高齢化社会の中で地域のコミュニティとしてのパチンコの役割を正しく機能させ、適度な射幸性ある娯楽としてのパチンコ産業の育成を課題とすべきと考える。</p>
<p>パチンコ人口減少に伴い、パチンコ業界自体の売上規模が縮小化されております。ギャンブル依存症への対策は必須とは考えますが、パチンコ産業が縮小化されないような法案を再度見直してもらいたいと考えます。</p>
<p>パチンコファンとして、反対ですよ</p>
<p>最近の台がつまらないから</p>
<p>ギャンブル依存対策として、規制を強めたとしても意味がない。周りにパチンコが好きな人は沢山いますが依存している人はいません。</p>
<p>規制を強めても依存対策にはならないのでは。自分の周りに好きでパチンコとかしてる人いますが、依存してるとは思えません。</p>
<p>もっと射幸心のあるパチンコが必要</p>
<p>反対です。パチンコ業界に従事するものとして、これ以上政府のかつてなつごうで締め付けるのはどうかと考えます。</p>
<p>反対です。これ以上パチンコをつまらなくしないでほしい。</p>
<p>日本人のギャンブル依存症が、パチンコ依存が大方であり、パチンコ業界関係者を利益造反的に政治側に参加、委員任命などやめて貰いたい。</p>
<p>依存対策の中で広告規制も実施している中で、依存する人は減ってきていると感じます。遊技機のスペックダウンもし出玉も減っている中で遊技人口自体が減っています。ゲームセンターで遊ぶなら1円ばちんこで遊ぶかなと言った方もいますので、減少に拍車をかける内容よりは管轄にて管理が望ましいと思います。</p>
<p>(なお、警察庁(東大法学部卒ばかりであるはずだが、一体どこで道を間違えてしまったのであろうか。))には概ねその全てについて指導が必要であるはずである。パチンコという遊戯については勿論遊戯であるので適切ならば行って構わないのであるが、組織的に(パチンコ遊戯を介する事よって)賭博の様態を示していれば(よくある事であるはずである。)、それは組織的賭博として処罰がなされるべきものとなるはずである。内閣府・内閣官房は、当たり前前の常識によって警察庁の目を覚まし、社会の風俗・風紀が適切に維持されるようにしていただきたい。今のままではあまりにだらしく、また法治国家として望ましくないのである。「あれは、パチンコ遊戯とそこでの景品を用いた賭博なのだよ。」と東大法学部卒に優しく論し、そこで非常に非常に多くの額のギャンブルが発生しており、そして周辺の方々からは北朝鮮等への多額の送金の資金源となっている事についても教えてあげていただきたい。どうやら、警察庁は、分かっていないようなので(とんだおぼちゃん共である。よほど育ちが良いのであろう。教授達も人を疑わない法務関係者を多数輩出してさぞかし鼻が高かろうかと思われる。))</p>
<p>「I-4 ぱちんこにおける取組」の「第3 ぱちんこにおける施設内の取組」の「2 出玉規制を強化した遊戯機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊戯機の開発・導入」とありますが、「出玉規制を強化した遊戯機の普及」という一文に20年来の遊戯を楽しむファンの一として、反対します。  何故ならば、「(1)現状」にある「ぱちんこへの依存問題に係る実態を踏まえ、客の過度な遊戯を抑制する為、出玉規制の強化等を内容とする」規則改正を制定したとありますが、そもそも「出玉」が、科学的にみても、これまでの回復事例から見ても、依存症の発症や進行の原因であるという根拠がないからであります。  仮に、依存症対策に効果があるとすれば、本規則改正により多様性が失われたという意味において、娯楽・趣味としてのぱちんこの魅力が低下した事による、遊技人口の減少であることは間違いなく、ぱちんこ遊技者人口の減少の内訳において、依存症者がその割合の多くを占めるという結果には至っていないという現状があるからであります。  このたびの基本計画(案)が、「出玉規制が依存症対策に効果がある」ということを前提にしているのであれば、下記の件についての返答を要望致します。  尚、その他の部分の基本計画(案)においては、異論が無いことを申し添えます。  1 「依存問題に係る実態」を踏まえた結果、「客の過度な遊戯を抑制する」必要性があるとした根拠をお示し願いたい。  2 ここでいう「過度」とは、何を「適度」とし比較した「過度」なのか、またそれを「過度」とした根拠をお示し願いたい。  3 さらに「客の過度な遊戯を抑制するため」に、「出玉規制の強化」に効果があるとした根拠をお示し願いたい。  4 仮に「出玉規制の強化」が依存症対策に効果があったとした場合、当然に、今後できるカジノのスロットマシン等においても区別する事無く出玉規制を設けるという事になるのか、お聞かせ願いたい。  また、逆に効果が認められなかった場合、娯楽・趣味としてのぱちんこの魅力を低下させ、広く一般のぱちんこファンから楽しみを奪い、ぱちんこ遊技人口を著しく減少させた責任について、どのようにお考えか、お示し願いたい。</p>

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律によるカジノの解禁のために、平成30年2月に施行された改正施行規則及び改正遊技機規則により、ぱちんこ業界は、顧客及び売上の減少に追い込まれて衰退し、正に危機的な状況に陥っている。それ故、同年10月に施行されたギャンブル等依存症対策基本法は、「ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為」をギャンブル等依存症対策の対象としているが、同法に基づく基本計画の策定にあたっては、ぱちんこ営業が戦後70年以上にわたって親しまれてきた国民的娯楽産業であることを前提に、特定複合銀光施設区域の整備の推進に関する法律によるカジノの解禁に引きずられた合理性のない過度な規制を新たに設けることは再考すべきであり、賛成できない。

基本計画案は、ぱちんこ事業者の営業の自由を制限し、ぱちんこユーザーの娯楽を制限することになるため、同案が許容されるためには、規制を必要とする確実な根拠が存在し(目的の正当性)、かつ、合理的で必要最小限度の規制(手段の合理性)である必要がある。しかしながら、基本計画案は、その実施を必要とする確実な根拠が存在せず、規制が不合理又は過剰であるため、賛成できない。

基本計画案による制約が比例原則に反すること  
仮に「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合が基本計画案に記載のとおり成人の0.8%であるとして、そのような割合をもって直ちに基本計画案に記載された取組をぱちんこ事業者に強制する必要があるといえるものではない。

かえって、基本計画案が求める各取組を執行するには、経済的に逼迫しているぱちんこ業界及び各ぱちんこ営業においてさらに多額の費用を負担せざるを得なくなり、営業の自由も制限されるうえ、ぱちんこユーザーの娯楽も制限されることになるのであり、比例原則に反しており不適切である。

また、相談者等が存在する以上、その多寡にかかわらず何らかの対策をとる必要性を否定するものではないが、ギャンブル等全体ではなくぱちんこ遊技に関連する割合がさらに少ないことも考えれば、あえて基本計画によりぱちんこ事業者の自由及びユーザーの娯楽を強制的に制限する必要がある数値であるとまでは思われない。

ぱちんこは射幸性の低い娯楽であること  
基本法及び基本計画案は、ぱちんこを「ギャンブル等」に含めて、公営ギャンブル等と一括りにして現状把握及び取組の検討を行っている。しかしながら、ぱちんこ営業における射幸性の基準は、風営適正化法第20条により「著しく客の射幸心をそそる恐れのあるもの」と規定されているとおり、「著しく」射幸心をそそるものが禁止されているに過ぎない。

これに対し、公営ギャンブル等は、下表のとおり、宝くじの当たり券の最高倍率は100万倍、競馬では471万倍、海外のカジノでは39万、9100倍にもなるものであるから、正に著しく射幸心をそそるものといえるものである。

このように、ぱちんこは公営ギャンブル等とは全く異なる娯楽であり、一括りにして現状把握及び取組の検討がなされるべきものではない。

すなわち出玉率は、  
ぱちんこでは下限値で33.3~50%、上限では133.3%~220%  
スロットでは下限値で33.3~60%、上限では115%~220%  
とされているのであって、最高でも220%(2.2倍)に過ぎないのである。

また、遊技機は、長時間(多数回)遊技する程に、出玉率の下限値が上昇し、上限値が下降するように設計することとされており、その点でも、公営ギャンブル等と異なる娯楽である。

なお、レジャー白書2018によれば、ぱちんこ遊技の1回当たりの平均費用(消費金額)は2890円であり、その点でも成人の娯楽として社会的相当性のある金額で行われる遊技であると評価されるべきものである。

(17) ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方に関する御意見

【御意見に対する考え方】

ぱちんこの広告・宣伝については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律において、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で行うことが禁止されており、こうした違法な広告・宣伝に対しては、引き続き、都道府県警察において厳正な指導・取締りを行ってまいります。

また、本計画においては、業界において、広告・宣伝がぱちんこへの依存問題の発生の抑止に資するものとなるよう、広告・宣伝に関する全国的な指針を策定し公表することとしており、同指針には、テレビ、ラジオ、新聞、折込チラシなどの各種媒体における広告・宣伝について、他の業界における自主基準等も参考として、注意喚起の文言を一般の方が十分に視認できるよう、一定の文字の大きさと秒数を確保するなどの表現方法の基準等について盛り込むことを検討することとしております。

意見

一昔前では大衆娯楽としてなりたっていたが、今は少数娯楽です。パチンコ業界の縮小は経済にも関わるので、広告規制の撤廃をすべき。

パチンコユーザーにとって、広告規制によりお店のおすすめの台など分からなくなり、打ちたい台が分からなくなりユーザーにとって不良なので、見直してもらいたい。

ギャンブル依存症者を夫に持つ一児の母です。依存症になる可能性は誰にでもあるにも関わらず、パチンコ店の広告が配られ、テレビでは競馬が楽しいものという側面だけで宣伝され、子どもが目にしてしまう現状に依存症対策はどこでなされているのかと疑問に思います。

パチンコ業界が対策としてリカバリーネットワークあげられるが、明らかな建前。そもそも、パチンコ店では案内しているが、本人は見ても意味がない。家族や知人に見せるか知らないと意味がないのに、パチンコ店でしか発信していない。なぜ、CMを使わないのか？本当にパチンコ依存性問題を解決する気があるならCMを使うはず。

パチンコの依存症対策案についての意見、要望です。「のめりこみに注意しましょう」との啓発ポスターですが、依存症の人がこれを見たところで何か意味があるとは思えません。

ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方について

表現や内容について各都道府県でのバラつきが散見される。RSN関連を盛り込んだ共通フォーマットを作成し、固定の事項に対する広告宣伝のみに行うことが必要ではないか。強く思うのは【各都道府県で共通】で取り組みを行う事がまず第一でしょう。現状では『オラが村』的な各都道府県の見解がバラバラすぎる。ここはパチンコ業界のみならず、行政側にも言えることではないか。

広告宣伝に関しては行政からの指導により以前と比べて風営法に沿った広告宣伝が行われていると感じます。しかし、企業によっては第三者広告を利用してあたかも一般市民がSNS等を利用して出玉の示唆を行っているような告知をしているケースが増えているように感じます。依存症対策として企業側の努力も引き続き実施しますが、行政側の取り締まりも強化して頂きたいと思います。

広告宣伝規制違反(風営法第16条)の取締りを強化していただきたい

パチンコ店経営者です。

駅ばりのポスターのような受動的に勝手に目に入る広告宣伝は一切禁止し、店内掲示・インターネット等の自分から広告を見ようとする能動的な広告だけで十分です。



ばちんこ事業に従事する者としての意見、要望

広告宣伝に関する指針を新たに作成するなら、併せて風営法16条関連の「ばちんこ営業における広告宣伝の適正化の徹底について」の通達(4度目)を現状に合った事例を明示して発出してほしい

パチンコユーザーから見て、RSKやアドバイザーの存在や活動内容の認知が薄いと思います。更に広い視野での告知や宣伝が必要に思います。

基本計画案を適正に実施していくためには、まず第一に今でも大手パチンコ店などが良く実施しているパチンコの射幸心を煽る、特定の〇〇の日というイベント広告の取り締まりを強化させることが必要である。宣伝広告と言っても今は巧みに第三者を用いる手法が取られている。インターネットでチューバーやラインを通じて競馬の予想新聞のような形態をとり、いつに出玉を出すか特定日を匂わすお店も多い。この場合風営法第16条を強化して第三者によるものでも徹底的に取り締まりをして重罰化すべきである。ホールは警察が動けば必ず言うことを聞く。

昨年より射幸心を高める恐れがあるとして、いわゆるパチンコライターの来店、店舗取材、企画が行政の助言のもとパチンコ業界団体の自主規制として広まってきました。

これは今回の懸案事項であるギャンブル依存症を誘発する可能性の高いものだと私も賛成します。

しかしながら現在の業界では「パチンコライター、有名人等」という括りで「芸能人」がホールへ来店するのを規制する動きが顕著です。

芸能人や有名人がホールへ来店してお客様と話をしたり、写真を撮ったりするのは、百貨店やショッピングモールへ芸能人が来店するのと何ら変わるものではありません。

悪質なライターや企画が「勝てるのではないか」と思って、ファンの来店を促し、ギャンブル依存症になる方を増やすことになる可能性はありますが、芸能人がお店に来ることでギャンブル依存症になる人が増えたり、射幸心が煽られる危険はありません。

極端な例になりますが、著名な有名人の例として、イチローさんがパチンコ店に来て射幸心が煽られますでしょうか？ギャンブル依存症の発症率が増えますでしょうか。

誰もがそれは無いだろうと言い切れると思慮します。「〇〇にイチローが来ていた」と店名が広まる宣伝効果をホールが一番に期待するはずですが。

むしろ有名人が「パチンコは適度に遊ぶ遊技です。のめりこみに注意しましょう」と店舗で啓蒙活動に取り組む方が良い良い形でホールが存続していくと愚考します。

今回の問題とは別ですが、依存症の方が招く不幸な事例として幼児を駐車場に放置して遊技に興じる惨事があります。

「お子様を駐車場に残しての遊技は絶対にダメ」と芸能人がイメージキャラクターに就任してポスターで宣伝するのは健全化が増すだけで、マイナスのことはありません。

店舗にこないタレントが二次元で何かを言うより、実際にお店へ来てそれを説明するのがより効果的です。

そうやって大衆娯楽としてパチンコが存続し、我々のような代理店、地道な営業を行っている芸能人の方々、遵法営業でホール経営をなさっている法人、週末にタレントと会えるのを楽しみにしてるライトなファンが悲しむことのない施策を講じて下さるのを心から望みます。

基本計画案の「現状」に記載されているとおり、風営適正化法第16条は、ばちんこ業者が、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告・宣伝をすることを禁止しており、ばちんこ業界においては、同法で禁止される広告・宣伝が行われないよう、広告・宣伝の内容に関する自主規制の策定等の取組を行っている(共通標語を営業所のチラシ等に掲載、「パチンコ店における依存(のめり込み)問題対応ガイドライン」、同「運用マニュアル」等)。

また、基本計画案の「課題」には、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくする必要性が指摘されていると記載されている。

しかしながら、ギャンブル等依存症及びばちんこへの依存者に係るデータは不明確であり、かつ、「生涯」を通じたギャンブル等の経験等を対象とした依存症が疑われる者の人数及び割合が、あたかも現時点における依存者の人数かの如く国民に誤解されてしまっているのである。基本計画によってばちんこ業界の取組を規制するのであれば、まずもってその誤解を解き、ばちんこへの依存者に係る実態を正確に把握し、広告・宣伝と依存症との因果関係を究明したうえで行われるべきである。さらに、基本計画案は、「業界において策定することとしているばちんこへの依存防止対策に係る実施規程において、広告・宣伝に関する全国的な指針を規定する。」としているが、広告・宣伝は条例ごとに規制されており、ばちんこ業界も県遊協単位で対応している。自主規制を推進している現状において、当該対応を超える全国的な指針を規定する必要があるとは思われない。

## (18) ぱちんこにおけるアクセス制限に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

ぱちんこ遊技者及びその家族を守るためには、本人の自己申告によるぱちんこへのアクセス制限に加えて、家族からの申告によりぱちんこへのアクセスを制限する仕組みを構築していくことが重要であると考えております。また、業界において、導入店舗数の増加も含め、アクセス制限の普及・拡充に取り組むことが必要と考えられます。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

### 意見

「ぱちんこにおけるアクセス制限」について、顔認証システムの誤りで第三者を対象者本人であると認識してしまった場合、トラブルに発展してしまう。

家族申告を行っても、別の店舗に行くだけで根本的な解決には全くなっていないと思います。

「本人の同意のない家族申告による入店制限を導入」を計画に入れているが、そもそも本人の同意がないという基本的人権を束縛する権利は国にはない。経済的自由権については合理性の基準に基づき、他者の権利侵害に配慮が必要であるが、精神的自由についてはより厳格な基準によらなければならないとする法理(二重の基準)から考えるに、本人の同意を必要としない入店制限は、「経済的に他者の権利を著しく侵害している度合いが大きい場合」に限られると解される。乱暴な計画に過ぎることから、より丁寧な検討が必要と考えられる。

各ぱちんこ店における取組みの枠を超えて、行うことは非常に難しい現状で、一つの店舗で規制を行っても、別の店舗で遊技が可能になってしまいます。ぱちんこ店全体を横断して、これに取り組むことは、法律や制度において新たな整備が必要であると共に、現状ギャンブル依存症に対する多くの自主的な取組みを業界として行っている中で、更に大きな負担を強いるのは如何なものかと思えます。

ぱちんこにおけるアクセス制限について。

自己申告プログラム自体は普及していると思うが公表されるのは加入者等の数字面だけで実際の様な行動がなされているのか分かりにくい。

ぱちんこ業界における自己申告プログラムにおいて、「本人同意のない入店制限」の導入は現場において人的トラブルが起こる事が容易に想像できる。具体的には本人が本人の意思で入りろうとしているパチンコ店にいつの間にか入れないという状況が起こればまずはその店舗に怒りを感じたり、クレームになる事が容易に想像できる。現場にその対処までも委ねられるというのは負担が大きすぎると考える。行政としてその対処も含めてさらに検討を行なうべきと考える。

ぱちんこ業界における自己申告プログラムにおいて、「本人同意のない入店制限」の導入は現場において人的トラブルが起こる事が容易に想像できる。具体的には本人が本人の意思で入りろうとしているパチンコ店にいつの間にか入れないという状況が起こればまずはその店舗に怒りを感じたり、クレームになる事が容易に想像できる。現場にその対処までも委ねられるというのは負担が大きすぎると考える。行政としてその対処も含めてさらに検討を行なうべきと考える。

家族申告による入店制限の導入は、本人の自由の侵害にあたるので反対です。

認証システムですが現在の状況だと役割として意味を成していません。これから導入店舗を増やすにしても費用や時間が大きくなってしまおうと思います。

認証システムですが現在の状況だと役割として意味を成していません。これから導入店舗を増やすにしても費用や時間が大きくなってしまおうと思います。

顔認証システムに関して依存の方が入店したらそのお客様がわかるようになるのは画期的だとは思いますが、全店導入ともなると店舗側のコスト面にも負担がかかる為、まずはいくつかの店舗で実験的に導入し、効果が現れるようでしたら展開していくのがいいと思います。

自己申告プログラムの徹底は継続して取り組む必要があると考えます。

自己申告プログラムの周知徹底については賛成です。

自己申告プログラムの周知徹底に賛成です。
ぱちんこにおけるアクセス制限において、顔認証システムの活用とありますが、マスクなどで適合率があまり高くないように思います。モデル事業とありますが、導入にあたっては莫大な金額になるので、現実的に難しいと思います。
パチンコ店へ監視カメラシステムを納めてきた経験からギャンブル依存症対策に顔認証を活用する案は大変良い着眼点だと思っています。タバコのタスポでは、中途半端な成人識別方式であったことで、未成年への貸し借りが水面下で行なわれていたことは周知の事実。本件では、通信ネットワーク環境を活用し徹底した生体認証システムと投資金額を把握でき、且つ利用制限を掛けられるシステムの構築を前提に、パチンコ及び公営競技統一のシステムとして作り上げる必要があると考えます。本件に関しては、個人名義で提出させていただきますが、所属会社での担当業務として企画していた開発案が、顔認証とナンバー認証を活用した、パチンコ店向けのギャンブル依存症対策及びギト師対策のシステム企画設計でした。個人的には、ぱちんこ業界が困っている課題をを考えて、提案し、解決策になればと企画をしておりました。完成させるには、様々な専門企業と協業し開発を行なう計画です。大規模なシステムになることは予想されますが、政府が中心となり社会貢献事業として開発することで、依存性者やそのご家族が助かり、喜ばれるのではと期待しています。
いち個人の考えですが、ぱちんこ店は全店会員制とし依存症の方については「自己申告プログラム」「家族申告プログラム」の活用で顧客管理(遊技時間・遊技回数・遊技金額の設定)で制限をする方法であれば、出玉情報等のシステム(精算機)にこれらの機能を追加することで解決できるのではないかと思います。「顔認証システムの活用」と一言でいってもかなりの経費がかかりますし、なるべく負担が軽減される方法を模索して欲しいです。
実際の店舗への入場時には登録されたユーザーのみに対する顔認証を行うことで、未成年者の入店禁止を行うべきであると考えます。ぱちんこ店等の店舗へのスムーズな入場を阻害しないことと、適切な形でのアクセス制限の強化を両立するため、入場時に限らず、出玉の購入や店内での出玉の景品への交換などのタイミングにおける顔認証による年齢確認の手法も検討すべきであると考えます。
顔認証システムなどの法案は、パチンコのファン離れにもつながるとも思います。スロット、パチンコ共に出玉規制した上で、このような法案を通してしまおうと、パチンコ店で働いているスタッフの雇用も難しくなるとも思います。
自己申告プログラムについては賛成です。
自己申告プログラムに関して、顔認証システムの導入は、コストパフォーマンスが悪いのではと考えます。依存症患者に情報を登録したICを配布し、所持を義務付け、所持の際は罰則とすれば、コスト面においても有益だと考えます。
警察庁が「違法」と解釈している「貯玉再プレイ手数料徴収」を「合法」に解釈を改めてほしい。警察庁が手数料を違法としてから、店舗側は貯玉再プレイ上限を定めるか、あるいは貯玉再プレイをやめるか、というお店が増えていくことから、会員管理率は伸び悩んでいます。そもそも会員管理未導入店ですと、少なくとも自己申告プログラムは機能しません。
ぱちんこにおけるアクセス制限～顔認証システムの導入 顔認証システムは、カジノへの導入については、外国人対策、暴力団対策、セキュリティ対策等のために、絶対に不可欠であると思われるが、ぱちんこ店への導入は不要と考えられる。カジノは、これから建設するに当たって、ゲートを設けるなど設置上に問題はないが、ぱちんこ店は、構造上、既に入り口が複数箇所あるのが通常であり、その各入り口に設置することは物理的にも困難であり、かつ、現下の厳しい財政状況の中で多額の出費を伴う対策は困難である。 店内の1か所にゲートを設けて、そこを必ず通過することにしても、各入り口からの動線を確保しなければならず、そのための施設・構造の改修と要員の配置が必要となり、現実的ではない。また、ぱちんこ店の場合、全店舗で実施しなければ、公平な営業が期待できなくなるので、大小事業者の混在するぱちんこ事業での全店実現は不可能に等しいのではないかと。また、実施に当たって、特定の店舗で試験導入するとしても、その段階で、その店舗が敬遠される可能性が高く、試験導入自体に無理があると考えられる。ぱちんこ店でのアクセス制限は、依存症対策・未成年者対策が主眼であると思われるので、身分証明と遊技履歴を管理できるような「ICカード」を開発すれば十分に可能であり、これを全店共通にすることで、全体的な管理が可能となる。個別には、「ICカード」で管理している店もあり、全店で統一して導入することには意義がある。
自己申告プログラムや家族申告による入店制限について企業によってはアドバイザーを設けて取組んでおります。しかし、非会員や会員カードを遊技サングに挿入しなければ使用金額の把握が出来ないため、全てのお客様に対応する事は出来ません。また、全国的に景品交換率を下げている傾向にあります。貯玉再プレーはパチンコ業界で言う等価交換で行われるため、貯玉再プレーをやめる企業が増えております。再プレーをやめると会員数も減りますので益々自己申告プログラムを波及することが難しくなります。できれば、以前のように再プレー手数料を取れるようにして頂きたいと思っております。自己申告プログラムや家族申告による入店制限を確立するためには会員比率を高めることが重要ですので、是非、再プレー手数料の再開を認めて頂きたいと思っております。
自己申告プログラム導入を営業許可条件として追加し、遵守しない企業からは営業許可取り消しをするべき。
ぱちんこにおけるアクセス制限の(1)にある顧客会員システムを活用してとあるが、会員システム未導入の店舗も数多くあり、その導入費用の負担が大きいと思われるが何か対策はあるか？また、(3)にある顔認証システムに関しても導入に多額の費用を要すると思われるが、導入費用が無い営業所へ何か対策はあるか？
遊技へのアクセス制限として自己申告、家族申告プログラムの周知とあるが、会員管理システムの導入が前提であり、未導入の事業所では2018年2月施行の規則改正に対応する機械入替費用を考慮すると負担が重過ぎるので、業界の実情を考慮して猶予期間が欲しい 自己申告プログラムとは別に平成33年度までに顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討するとしているが、最終的に求められるシステムはどのレベルなのか示して欲しい。
自己申告プログラムについては、店毎のシステムで実施が出来ない場合があるため努力義務にすべき。

自己申告プログラムに関してはまだ問題が山積です。個人情報の管理やプライバシーに関わる問題、自己申告プログラムを実施するための設備投資等。
自己申告プログラムについては賛成。ただし、ぱちんこ店舗により取組の進捗に配慮して頂きたい(会員システム等非導入店舗等)。  本人同意のない家族申告による入店制限の導入等 反対 ・本人の自由の侵害、営業所へのトラブル等の懸念。  複数店舗への申告に関する負担軽減策を実施。顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討 反対 ・顔認証システムの導入率が低く、多額の設備投資が必要であるが、照合率が低いため、費用に対する効果が低い。
自己申告プログラムについては賛成。 ただし、ぱちんこ店舗により取組の進捗に配慮して頂きたい(会員システム等非導入店舗等)。複数店舗への申告に関する負担軽減策を実施。顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討  本人同意のない家族申告による入店制限の導入等 反対 ・本人の自由の侵害、営業所へのトラブル等の懸念  複数店舗への申告に関する負担軽減策を実施。顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討 反対 ・顔認証システムの導入率が低く、多額の設備投資が必要であるが、照合率が低いため、費用に対する効果が低い。
ギャンブル依存性によって生活が出来なくなるのであれば店を出禁にすれば良いと思います
「ぱちんこにおけるアクセス制限」について、トラブルに発展するリスクがあり、そのリスクに対して対処する制度がないので問題だと思う。
顔認証機能等用いた依存症対策を追加することを提案いたします。
「ぱちんこにおけるアクセス制限」の中に、顔認証システム活用によるモデル事業の検討とありますが、とあるユニットメーカー製のCRユニットには顔認証カメラが内蔵しているものがあるってご存知ですか？一般的に知られている顔認証カメラは、出入口を写すセキュリティカメラを顔認証システムと連動させるイメージかと思いますが、その仕組みでは、ターゲットが認証できたとしても、その先のこと=どの遊技機で遊技しているのかきっちり追えるとは思えません。追えたとしても管理者の手間がかかってしまって、実運用には適さないものになってしまうでしょうね。やっていますよ！というポーズでよければ別ですが、そのユニットメーカーの顔認証システムは、ホールコンピュータと連動しているので、遊技台番との紐付けもリアルタイムで実現していると聞きます。本気で取り組むのであれば、そのシステムしかないだろうね。
パチンコ店にて本人が申告した金額に到達した場合店側から声かけて警告を行うとあるが、それで本人が退店するとは思えない。もし退店したとしても、別の店に行けばいくらでも遊戯は可能である。家族・当事者目線の対策とはいえ、ぱちんこ店が「うちの店はちゃんと警告をしています」と言いたいだけ、と思わざるを得ない。
「ぱちんこにおけるアクセス制限」について、顔認証システムの誤りで第三者を対象者本人であると認識してしまった場合、トラブルに発展してしまう。
「ぱちんこにおけるアクセス制限」について、顔認証システムの誤りで第三者を対象者本人であると認識してしまった場合、トラブルに発展してしまう。
「ぱちんこにおけるアクセス制限」について、顔認証システムの誤りで第三者を対象者本人であると認識してしまった場合、トラブルに発展してしまう。
顔認証システムについて現状のぱちんこ店のこれからを考えればそのような多額なシステム導入に耐えられる資金はない。環境を整えるためには多額すぎるシステムだ。
顔認証システムについて現状のぱちんこ店のこれからを考えればそのような多額なシステム導入に耐えられる資金はない。環境を整えるためには多額すぎるシステムだ。
顔認証システムについて現状のぱちんこ店のこれからを考えればそのような多額なシステム導入に耐えられる資金はない。環境を整えるためには多額すぎるシステムだ。
顔認証システムについて現状のぱちんこ店のこれからを考えればそのような多額なシステム導入に耐えられる資金はない。環境を整えるためには多額すぎるシステムだ。
顔認証システムの活用に係るモデル事業等の活用について複数店で情報共有することは多額の経済的負担になるとありますが、具体的にした方が分かりやすいと思います。
顔認証システムの活用に係るモデル事業等の活用について複数店で情報共有することは多額の経済的負担になるとありますが、具体的にした方が分かりやすいと思う。
顔認証については、そこまでやる必要があるのでしょうか？動く人を確実に認識するのは難しいので、着席をしてからでないと難しいと感じます。
依存性は周りが助けないと治らない。やるなら、絶対に本人の許可はもらわない！のだ！入店拒否に対しては本人に通知するべきやろ
本人の同意なくギャンブルなどの営業所についての立ち入り制限が出来るようにすることについては、営業所に具体的にどのような対応を求めているのか？顔認証システムを一例に挙げられているが、とても大きなコストが掛かる上、立ち入りを拒否すべき対象の個人情報の管理についてはどのようにするのか？推進案の内容ではトラブルの温床にしかならない上、対応全てを営業所に放り投げているとしか思えない。

<p>家族申告による入店制限の導入に関してあくまでも遊技する事に関しては個人の自由である。それを本人の同意が無いところで勝手に入店制限をかけられる事は反対です。</p>
<p>自己申告、家族申告のための顔認識システムについてモデル店舗での検討とあるがパチンコ店は大小様々な企業が経営しているなかで導入負担の大きなシステムについては企業側の判断にとどめ計画の中に入れるべきではないと思う。</p>
<p>本人同意のない家族申告による入店制限の導入とありますが、現実可能な店舗は全国でもかなり限られていると思います。システムの導入が義務化されると、企業側に大きな負担がかかると思うので、一定の配慮は必要だと思います。</p>
<p>本人同意なく家族申告による入店制限の導入は逆恨みなどによるトラブルに発展しかねないので反対です。</p>
<p>本人同意のない家族申告による入店制限の導入 本人の自由の侵害、及び営業所でのトラブルなどが懸念されるため反対です。</p>
<p>ぱちんこにおけるアクセス制限について本人の同意のない家族申告などは認められない。</p>
<p>「本人の同意のない家族申告による入店制限を導入」とありますが、本人同意なく家族が申告するプログラムを適用した場合、家庭内トラブル等の可能性も考えられるかと思えます。具体的には法的なサポート、店舗連携体制が必要と考えますが、その場合の対処・支援等についてはどのようにお考えでしょうか？</p>
<p>まずは本人の同意が必要ない家族申告によるの入店取り締まりについてを早めにも実施できるのであれば是非お願いします。本計画はまだまだ甘い部分が多いと感じますが、きちんと実施されれば、ギャンブル依存症やギャンブルに端を発する事故などの悲劇を防ぐ第一歩にはなるかと思えます。これを機にどんどん進めて欲しいと願います。</p>
<p>家族への申告が必要になり入店を制限することは自由に娯楽を楽しむ権利を奪っていると思います。</p>
<p>本人同意のない家族申告による入店制限の導入等 本人が知らない所で制限をかけると、トラブルに繋がる可能性が高いので、本人の同意を得た上で制限をかけるべきだと思う。</p>
<p>本人同意の無い家族申告による入店制限の導入等について 反対 営業所の立ち入れる範囲を越えている。トラブルの懸念</p>
<p>対策の中には多額の費用が掛かるが効果が期待されないもの、本人の自由を侵害、営業所でのトラブルが起こる可能性もあるものもあるため、強いることは不当である。</p>
<p>今回の基本計画(案)においては、顔認証システム導入での依存症対策推進とあるがシステム的な問題があげられる。 また、本人同意なしでの家族申告だけによる入店拒否などはトラブルにもつながりかねなく、まだまだ法案に対し、改善や準備期間は必要であると感じます。</p>
<p>遊戯するしないは個人の自由なので制限してしまえば個人の自由がなくなります。</p>
<p>「ぱちんこにおけるアクセス制限」について、国の施策で自由を制限することは、個人の尊重やプライバシー権等で問題だと思う。</p>
<p>「ぱちんこにおけるアクセス制限」について、トラブルに発展するリスクがあり、そのリスクに対して対処する制度がないので問題だと思う。</p>
<p>『ぱちんこにおけるアクセス制限』について、トラブルに発展するリスクがあり、そのリスクに対して対処する制度がないので問題だと思う。</p>
<p>顔認証システムの導入については、設置が店舗負担にならないよう配慮をお願いしたいと思います。 店舗負担になると設置の為に資金を捻出するのが難しい店舗も出て来るかと思えます。</p>
<p>顔認証しても、パチンコの客層は止める家族がいない人ばかりです。依存症対策になっていない。</p>
<p>「ぱちんこにおけるアクセス制限」の中に、顔認証システム活用によるモデル事業の検討とありますが、顔画像は個人情報の一つであり、肖像権の問題もあるため、セキュリティ目的とはいえ、同一法人やチェーン店で共有することもグレーな状況です。そこを、「本人の同意がなくとも顔認証データをホール法人が全国的ネットワーク上で情報共有している」と、内閣官房がお墨付きを出すようにするくらいでないと、思うような成果を上げることは難しいと思います。</p>
<p>ぱちんこにおけるアクセス制限に関し、平成33年度までに顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討とあるが、識別率が100%でない認証システムを検討する事は、他人と間違えて認識した場合の責任の所在が不明瞭になり、全くギャンブルに関わらない人を巻き込む事になるので、現段階で盛り込むのは時期尚早と言えます。 また、本人の同意を得ない顔認証システムは個人の尊厳を傷つける事であり断固反対します。</p>
<p>ギャンブル依存症対策推進基本計画(案)に対する意見募集について 本人に同意のない家族申告による入店制限について、 ・ホールでのトラブルの原因になり、その対応はホールスタッフに科されてしまう。 ・のめり込みの問題を抱えていないユーザーが家族申告によりプレーが制限されてしまう恐れもある。 ・精神的に不安定な方がパチンコを遊技することによって、バランスを保っている場合もある。その様な方が急にパチンコを制限されると、さらに不安定になってしまうことも考えられる。 本人に同意がない場合の入店制限は慎重になるべき</p>
<p>「家族申告プログラム」の導入店舗数を拡大させる施策は至極必要と感じます。実際に「依存性」が疑われるまでにぱちんこパチスロを好きな方が自身で「自己申告プログラム」制度を利用するとはとても思えないため、「家族申告プログラム」のほうがとても現実的な制度と感じます。 しかし、「依存性」を疑われる程度、家族が申告を決意する程度にまで、のめり込んでいるぱちんこファンとなれば、「家族申告プログラム」によって強制的に入店や遊技を止められた場合に、「怒」の感情がその家族に向いてしまう可能性が多いにあると思われます。そのため、「家族申告プログラム」を広く周知させる施策とともに、その当人の「怒」の感情が家庭内暴力、DV、虐待などに結びつかないようにする取り組みも並行して検討すべきだと思います。 また不幸にもそういった事態に発展しそうな場合には「民事不介入」の姿勢を取らず、ぱちんこ営業所側を取り締まる立場ではなく、警察が申告対象者の制限に介入できる制度であっても良いのではないかと考えます。</p>

本人の同意でない家族申告の入店制限については、店舗と本人とのトラブルが予測される為、反対します
パチンコ業界においては顔認証システムは導入費用もかかり現実的では無い。
基本的に賛成ですが、パチンコにおけるアクセス制限についての、顔認証システムを活用する為には全国のパチンコ店に導入する必要があると考えます。お店によってはコスト面で困難な店舗もあると思いますので、助成金制度を加えてはどうでしょうか？
顔認証システムですが現在の状況だと役割として意味を成していません。これから導入店舗を増やすにしても費用や時間が大きくかかってしまうと思います。
I-4 ぱちんこにおける取組に関して意見。 ギャンブル依存症は個人がギャンブルを止めたい、またはその家族が止めさせたいと思っているのに止められない場合が病気として該当すると思います。それを前提とした場合、「自己申告プログラムの周知徹底、本人同意のない家族申告による入店制限の導入等」については良いと思います。賛成です。
「複数店舗への申告に関する負担軽減策。顔認証システムの活用に係わるモデル事業等の取り組みを検討」 賛成。是非、全国のパチンコ店での情報提供ネットワークを作り、顔認証システムの構築を計って下さい。
ぱちんこに関する、顔認証システムの活用ですが、現状、導入店舗が少すぎるため、活用するためには多くの店舗に設備の導入が必要になります。その導入費用負担はどうするのか？
ぱちんこにおけるアクセス制限について 本人の同意のない家族申告による入店制限を導入とありますが、非現実的であり、プライバシーの侵害にあたると思います。
本人同意のない家族申告による入店制限については、本人の意思を無視した行為となりますので賛成出来かねます。
本人同意の家族深刻による入店制限の導入等に対して私も反対です。 理由の概要欄にもありますが、店舗でトラブルになる可能性があるため反対です。
顔認証システムを導入している店舗は現在少数であり更に導入店舗を増やす事は多額の経済的負担と時間を要する事になると思います
ギャンブルにぱちんこ、スロットが含まれている前提で話をします。入店規制に関しては、本人が自助団体や弁護士、医療機関などで辞めたいという意思を表明した場合にのみ対策を取るべきだと思います。また、規制者だという判断はどこで下すのでしょうか。課題があると思います。
本人同意のない家族申告による入店制限をすると、トラブルになる。自分はやりたいのに、拒否をすればお店とお客様で喧嘩になったり、家族とのトラブルにもなりかねないので、やめた方がいい。
本人同意のない家族申告による入店制限の導入等に賛成します 入店制限などによる若年層の入店には非行などの抑制にもつながると思います
本人同意のない家族申告による入店制限の導入等 近い人に迷惑をかけてまでギャンブルを行う事、また更なるのめり込みを防止するためにも賛成です。
使用限度額の設定ならびにATMの撤去は賛同できますが、家族の許可というは頂けません。最近の若者はパチンコをしない人間が増えている反面20代以上に需要がある所からストレスのはけ口や家庭のバランスを保つ上でパチンコをする者もいるはず。全てを公開するやり方よりも趣味として抑えられるような取り組みに力を入れてほしいと思います。
本人同意のない家族申告による入店制限の導入 お店と本人との間でトラブルの多発が予想されるため反対致します。
本人の同意のない家族申告による入店規制は、本人の自由を害するため反対です。
パチンコ店に遊びに行く際に家族への申告を必要とするのは、個人の娯楽に対する自由を剥奪しているものと思います。
ギャンブル依存対策として年度内に入店制限の導入等の取り組みは、いささか先走っている様に感じます。
『ぱちんこにおけるアクセス制限』について、顔認証システムの誤りで第三者を対象者本人であると認識してしまった場合、トラブルに発展してしまうと思います。
ぱちんこにおけるアクセス制限について 本人の同意のない家族申告による入店制限の導入は認められない。本人の同意はあるべきだ。 本人の自由の侵害、営業所へのトラブル等が懸念される。
ぱちんこにおけるアクセス制限について 本人の同意なく家族申告による入店の制限をするという内容は考えられない これを提案した人間の神経を疑うこれが通常に決定されるのであればすでに人としての権限はない。いや奪われたと言うべきだ。 これが通るならいざ本人の同意なく全ての店に入ることができないようにしてまっすぐ家に帰ってくるようにする法案も通ると同意である。アルコール中毒者にも同じことをするのか？ギャンブル依存性の者だけが異常扱いしている。じゃ読んでいるあなたは？異常者ではないのか？趣味であることも異常ととらえれば家族が勝手に制限していくならばさらに結婚などに縛られることを嫌い少子化が進むだろう。
それに対する対策も事業者とユーザーが負担する項目ばかりであり家族申告による入店禁止などトラブルになるのが目に見えています。
自己申告プログラムに関して、本人の同意のない家族申告による入店制限の導入に関しては、関係のない店舗を巻き込んでの人的トラブルに繋がりがねないと思います。 公営ギャンブルなどと比較すると厳しすぎると思います。
本人同意のない家族申告による入店制限の導入について反対。新たなトラブルの発生原因になる事は容易に想像できる。店側の負担も大きく、現実的ではない。

<p>ばちんこアクセスにおける制限について本人の同意ない家族申告による入店制限は本人の自由に配慮しているとは思えない。強制的に入店制限されるのは許されるものではない。</p>
<p>本人の同意がない入店制限は、トラブルが懸念される。</p>
<p>顔認証システムの活用に係わるモデル事業等の取り組みですが、多額の費用がかかるため反対します。</p>
<p>自助プログラムの計画案で、本人の同意なしで家族の申告が可能とあるが、ホールと遊技者本人との間でトラブルが発生することが予想される。その場所の責任所在などのように考えられているのか。目的を明確にしておくべきと考える。</p>
<p>ばちんこにおけるアクセス制限について本人の同意のない家族申告による入店制限の導入は認められない。 ばちんこユーザーの娯楽を剥奪する行為であり強制的に入店制限させるシステムは本人の自由に配慮許されていない。原則、本人の同意を得るべきである。</p>
<p>ばちんこにおけるアクセス制限について本人の同意のない家族申告による入店制限の導入は認められない。 ばちんこユーザーの娯楽を剥奪する行為であり強制的に入店制限させるシステムは本人の自由に配慮許されていない。原則、本人の同意を得るべきである</p>
<p>利用者本人の同意なく、利用者の家族からの申告に基づき、当該利用者の入店を制限する取組⇒これが実行されないと対策になりません。しかも、一店ではなく、すべての店で入場制限しないと意味がありません。</p>
<p>いつの間にか家族の申告で入店できなくなっていると確実にトラブルの原因となり、店側は対応に困るのではないかと。</p>
<p>お客様のプライバシーについて お客様に対して店外またはRSN等の支援機関以外への情報公開がないことを前提とした上で再発防止の為に従業員に個人情報(顔写真と嗜好機種程度の簡易情報)を周知させることへの同意が必要であると考えます。相談を受けた店舗は従業員にもお客様の個人情報を口外しないことを徹底させなければなりません。この場合もまた、大型で従業員多数の店舗の場合は難しい為、全体の従業員に周知させるのではなく、しっかりとした指導を受けた相談員にのみ周知させ、どの営業時間内でも相談員が必ず一人は在中しているといった環境作りが必要であると考えます。</p>
<p>「自己申告プログラム・家族申告プログラムを導入している店舗を業界団体のウェブサイトに掲載し、依存防止対策が進んでいる店舗として情報発信するなど、両プログラムの普及に向けた取組を検討・実施」とあるが、強制力のない制度の普及がこれの施策で進むのか? 「依存防止対策が進んでいる店舗として情報発信する」ことが逆に、アクセス制限の対象者が制度を導入していない近隣のパチンコ店を探し、またそれを利用することの促進になりはしないか。またそのことが、逆にアクセス制限を導入していない店にとっての集客、もしくは売上増進に繋がってしまい「依存症対策をしない者が得をする」状態を作り出しはしないか? その点を考えると「自己申告・家族申告プログラム」はやはり店舗や企業グループの垣根を超え、少なくとも地域単位で同一システム上で提供されることが必要であると考えます。 また「顔認証システムの活用に係るモデル事業等」を検討するとあるが、2018年7月に成立したIR整備法では、我が国で運営されるカジノに対して依存症対策の一環としてギャンブル提供区域への全入場客を対象にギャンブル等依存対策を目的としてマイナンバーカードによる個別認証を義務付けている。これは「マイナンバーカードは、氏名、住所、生年月日、顔写真が記載されているということ、それから、カードのICチップに格納されている電子証明書を用いた公的個人認証を活用しますと、特定の個人について一貫して最新の情報を確認できるということから、本人確認及び同一の者の入場回数を管理する手段としては最もすぐれている」(衆 - 内閣委員会 平成30年05月30日)とする政府参考人答弁を前提として導入が決定したものである。同様のギャンブル等依存症対策の目的をもってパチンコ店に採用される認証方式の検討は、この様に国会においても「最もすぐれている」方式として定義されているマイナンバーカードによる管理方式を採用しない理由がない。パチンコ店舗への入店もしくは、賞品提供時のどちらかにおいてマイナンバーカードを利用した全利用者の個人認証を行うことが最も実効性の高いギャンブル依存症対策となる。</p>
<p>顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組について 基本計画案は、顔認証システムの活用を求めているが、現状、同システムを使用している店舗は全国約1万店舗中約200店であり、複数店舗で情報共有することは多額の経済的負担と時間を要する。また、顔認証システムは、個人情報保護法等に抵触する恐れがあり、本人の同意なく家族申告により運用する場合にはその恐れは更に高まるため、基本計画をもって導入を求めるとは慎重な検討が必要である。 さらに、技術上の問題として、顔認証システムは、例えば出入国審査等で行われているように顔を正面から認証する場合は照合率が高いが、動いている人物やマスク・帽子・サングラス等を着用している人物を認証する場合の照合率は正面から認証する場合に比して劣る。そのため、実効性に疑問があるだけでなく、顔認証システムが照合を誤って、対象者本人であると認識できず入店や遊技を制限できなかった場合や、全くの第三者を対象者本人であると認識してしまった場合に、本人、家族又は第三者との間でトラブルに発展する恐れもある。</p>

## (19) 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により禁止されており、既に各店舗において必要に応じ年齢確認を実施していると承知しておりますが、18歳未満の可能性があると認められる者に対し、身分証明書による年齢確認を原則として実施する方法について、業界において検討し、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に盛り込むことにより、取組の更なる推進が図られるものと考えています。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

### 意見

このような愚策を行うよりも、18歳未満入場出来ませんと言った入場口の告知の義務化と同じように、ギャンブル依存症の方の入場は出来ません。と告知をするだけで余計な設備投資を省けます。

入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施  
店側が風営法に基づいて18歳未満を入店させないことは店側の義務であり、身分証明書による確認は必須であると考えられるため賛成とする。

問題者を作らない、金銭的なことを考えれば、納税者だけ入場させるとか、納税額で入場制限するとか、現在は18歳未満の確認もされていないと思う。まず入り口を徹底して確認すること。

年齢確認の強化はどのギャンブルにおいても必要だと思います。

ぱちんこ店では年齢確認はほぼ実施しておらず、万が一未成年で警察などの指導があった場合は「24歳くらいに見えた」と返答するようにマニュアルに書かれていました。

公営ギャンブルの参加年齢制限を20歳未満禁止としているが、パチンコの18歳未満と20歳未満では何が違うのか？18歳未満はのめり込むが、20歳以上なら健全に遊べるのか？

許可制ではなく、遊技を全て会員カード制にして現金制限だけ掛ければよいと思います。そうすれば18歳未満来店や未成年の喫煙の抑止力になると思います。

ギャンブル等依存症対策を実施するにあたり、同じギャンブル等として捉えているぱちんこ・パチスロについてのみ、入場年齢を18歳としている点については、他のギャンブルと同様に20歳未満の者の入場を規制すべきである。

「ぱちんこにおけるアクセス制限」の中に、身分証による年齢確認実施方法について検討とありますが、まさかマイナンバーカード管理を意識しているわけではないですよね。そんなことが国民に理解されるわけないですし、ぱちんこ店には誰も入店しなくなります。設備メーカーとしても大衆に支持されない仕組みの開発を手がけたくもありません。頑張っても会員管理です。その会員管理の普及率を上げるための施策の検討が必要です。

パチンコだけ身分証明書による年齢確認は他と比べて厳しいと思う。18歳以上の人間からしたら正直煩わしい。他の公営ギャンブルと同等の扱い(注意喚起・監視強化)にすべき。

「18歳未満の可能性があると認められた者」の年齢確認において、運転免許証等の有無をもった判断はいささか不明解と感じる。国民共通の証明書であるマイナンバー活用の確立が先ではないか。

依存症対策に関わる内容の中で、18歳未満の遊技を未然に防ぐ為、身分証明書の提示を義務化、拒む場合は退店を促すべきとあるが、この事は既にほとんどの遊技場が同対応を行っている。一部の遊技場、企業が徹底して行っていないに過ぎない。身分証明書の提示に関しては、大昔からある懸案事項。単なる確認事項として行うだけなら今までと変わるはずがない。遊技場への入店時には必ず身分証明書を提示しなければ入店出来ない等、法の整備も急務なのではないか？

入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施について、すでにぱちんこ業界では取組されていて、さらに規制する必要はないと思う。

入店した客に対する身分証の掲示は行き過ぎであり、年少者と思われる人物に関しては既に取り組んでいます。

身分証提示はとて素晴らしいと思う、逆にほかの規制はどうかと思うが健全な遊技場としてカジノと共存できると思う



<p>入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施について 風営法に基づき取り組んでいるので、反対。</p>
<p>入店した客に対する身分証明書による年齢確認は、既に実施しているため必要ないことだと思います。</p>
<p>遊戯客の年齢確認については既に風適法で処罰規定まである為、改めて本計画に盛り込む必要はないと思います。</p>
<p>入店したお客様の身分証で年齢を確認するのは不可能だし、管理ができないので、反対です。</p>
<p>18才未満への対策においては声かけ及び身分証明書の提示等で既に取り組んでおり、これ以上の規制は過剰だと思われる。</p>
<p>入店されるお客様の身分証を確認するのは出入り口が多く、手間がかかり、全員確認するには無理がある</p>
<p>パチンコ店で働いていますが、年齢確認をする際に身分証で確認出来ない場合は退店させています。新たに決めめる必要は無いと思います。</p>
<p>お客様の身分証明書の提示は反対です。明らかに手間がかかるのと、店内でのトラブルも起こる要因になりかねないため。</p>
<p>入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施について、すでにぱちんこ業界では取組されていて、さらに規制する必要はないと思う。</p>
<p>入店客に対する身分証明書による年齢確認 反対 既に取り組んでおり、改めて挙げる問題点ではない</p>
<p>18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢制限を原則化とあるが、前提として風適法に則って営業をしているぱちんこ店はこれを遵守しているので、依存防止対策に係る実施規定に含むのは見解が違ふと思います。</p>
<p>入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施 反対 ・風営適正化法に処罰規定まであり、既に取り組んでいる。</p>
<p>反対 ・風営適正化法に処罰規定まであり、既に取り組んでいる。</p>
<p>入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施は反対です。既に取り組んでいる内容であり、取り組みに問題はない為。</p>
<p>入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施については、現在においても身分証明書提示をお願いして年齢確認を行っており各店舗では常識的に運用をしております。</p>
<p>入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施について、すでにぱちんこ業界では取組されていて、さらに規制する必要はないと思う。</p>
<p>入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施について、すでにぱちんこ業界では取組されていて、さらに規制する必要はないと思う。</p>
<p>入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施について、すでにぱちんこ業界では取組されていて、さらに規制する必要はないと思う。</p>
<p>入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施について、すでにぱちんこ業界では取組されていて、さらに規制する必要はないと思います。</p>
<p>「平成 31 年度中に、18 歳未満の可能性があると認められる者に対し身分証明書による年齢確認を原則として実施する方法について検討」とあるが、この「18 歳未満の可能性があると認められる者に対し身分証明書による年齢確認を原則として実施」という方式では未成年者による遊技行為を完全に防止することは不可能である。未成年者の遊技行為を確実に防止する為には、パチンコ店舗への入店もしくは、賞品提供時のどちらかにおいて利用者全員に対して年齢確認を行うことで管理するしかない。当該施策を、前項の自己申告プログラム・家族申告プログラムに合わせて行えば、より実効性の高い依存症対策となる。</p>
<p>基本計画案が「現状」として記載しているとおり、風営適正化法第22条1項5号は、18歳未満の者をぱちんこ営業所に客として立ち入らせることを罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。同法第50条)をもって禁止しており、現に、従業員の巡回、監視カメラの設置、18歳未満の者と思われる者を把握した場合の年齢確認等が行われている。基本計画案の「課題」には、ぱちんこ業界が策定している依存(のめり込み)問題対応ガイドライン等において、客の年齢確認時の身分証明書の提示について明記されていないと指摘されているが、実際には、18歳未満の者と思われる者を把握した場合の年齢確認は身分証明書にて行われており、証明がなされない場合は当該客を退店させている。したがって、基本計画において当該取組をさらに規制することは必要のないことである。</p>

## (20) ぱちんこにおけるATM等の撤去等に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

「1 ぱちんこ営業所のATM等の撤去」につきましては、ATM等の設置が民間事業者間の契約関係に基づき行われているという現状を踏まえると、営業所の自主的な取組であること、ATM等の撤去のほかぱちんこへの依存防止対策につながる業界の取組が想定されることから、

「1 ぱちんこ営業所のATM等の撤去等」ということといたしました。

### 意見

今あるATMは制限が付いているので、適度に遊ぶにはたいへんいい仕組みだと思う。それに比べ、コンビニが隣接されている店では、制限なしで切りがなくなる。更に、食事もできるから、いくらでものめりこめるのではないですか。コンビニがない場合は、わざわざ車で移動して制限なしのATMでおろしてくるから、逆に面倒だと熱くなり交通事故に繋がるかも知れない。だから制限付きのATMは、無くさないでほしい。のめり込ませないでください。

#### ぱちんこ営業所のATM撤去

現在ATMは銀行・郵便局はもとより全国に5万件を超える店舗が存在し、その多くにATMが設置され24時間取引が可能です。しかも50万円～100万円／1日が引き出し可能で、ぱちんこ店設置のATM・3万円／日と比べるまでも無く、容易に多くの資金を準備する事が可能な状況でぱちんこ店設置のATMだけを撤去してどれ程の効果があるか疑問。

ATMの撤去を行うとのことですが、一步店を出れば銀行、コンビニ、スーパーなどあらゆる場所にATMがある現状では意味を成しません。

ぱちんこ店舗内のATMを撤去したところで、店舗を1歩でたらコンビニや銀行ATMが近隣にあるので全く意味がないと思います。それならばATMを活用した依存症対策を行うべきだと思います。

分かっているでしょうが店内のATMを撤去すると、敷地内や近隣にコンビニを作ってATMを置きます。

パチンコ屋さんにATMを置くなどか言われていますが1日に何十万円もおろしている人はいるのでしょうか？公営ギャンブルはネットからの投票でワンクリックで幾らでも賭けられます。しかも全国各地のギャンブル場に。パチンコは行かないと遊技出来ない上限も決まっているのに少し厳し過ぎるではありませんか？余暇が増えている中で減少傾向にある遊技場にもっと活性化して欲しいです。パチンコ屋さんは良き刺激を与え親交の深める良き場所となり老後の楽しみの一つであります。今後も無くなる事なく衰退する事なく全国運営して頂きたいと思います。

遊技場内に設置してあるATMの撤去問題も浮上しているが、そもそも遊技場内のATMは一日3万円、月8万円と制限を設けてあり、仮に撤去したとしても、周辺のコンビニ等のATMでお金をおろし遊技場へ向かうだけである。逆に近隣に銀行やコンビニのない地域では、遊技場内のATM設置が好意的に思われているケースも少なくない。地域経済と向き合っていくのならば、このような些細な事柄も綿密に調査した上で、英断を下すべきだ。

ATMの撤去については併設のコンビニなどいくらでも設置ができ、営業所内の撤去だけを行っても対策として効果がありません。それと共に撤去されると近隣にお金を下ろす場所がなくなって不便になるため反対です。

ぱちんこ店内ではクレジットカードやクレジットカードに紐付いた電子マネー、QRコードやバーコードなどでの決済ができないため、唯一のキャッシュレス決済が銀行カードに紐付いたデビット決済となります。政府の推進する「キャッシュレスビジョン」の実現の為に「キャッシュアウトの禁止」「貸し越しの禁止」「一日の利用上限の設定」の条件付きでデビットカードシステムの継続使用をお認め頂きたいと思っております。

ATMを店舗から無くしても、開発された土地であれば近隣にコンビニがあり、引き出すことは可能である為、必要ではないルールだと考えます。

ATMの撤去について 現状、既に利用制限が付いているので撤去の必要は無い。また、遊技客以外の利用もあるので設置したままで問題ないのでは。

店舗によっては、店内にATMを置いている店舗があると思いますが、それだけでものめり込む要因になると思うので、設置をなくした方が良いと思います。

#### 賛成

店内に遊びATMがあればまたおろせばいいやと言った繰り返しになり依存症になる可能性があるため賛成です。

ATM設置に対する意見と致しまして現状の上限では撤去するべきです。月の上限1万円です。

全国一律に遊技場からATMを撤去させる場合、その弊害は考えないのでしょうか？  
 現在、遊技場に設置されているATMは、1日の利用制限額や1ヶ月の利用制限額が設けられているだけではなく、回数制限、伝票裏での相談機関への告知など、ATMの使用自体が過度な遊技を思い留めさせています。  
 都市部における遊技場からATMを撤去した場合、現金を下そうとする遊技客は遊技場のすぐ近く、下手をしたら目の前や隣のコンビニ、銀行等のATMを利用するでしょう。それらATMは、実質制限無しで下すことができます。※1日の利用限度額が50万だったとしても、遊技機で1日50万を使用することは機械に設けられた規則上、不可能です。  
 また、都市部の店舗では周辺にカードローンの機械がある環境です。  
 都市部の遊技場におけるATMの撤去は遊技客が実質無制限で遊技代となる現金を得る事ができ、「のめり込み」を助長することになります。1,000台規模の無料駐車場を構える地方の遊技場からATMを撤去した場合、遊技客が現金を下そうとすると、駐車場に停めてある車を走らせATMのあるコンビニなどに行く必要があります。「そんな面倒くさいことをするくらいなら、今日はもうやめよう」と多くの遊技客はそう考えるでしょう。  
 しかし、そんな面倒くさいことをせずに現金を調達することが出来たら…。  
 ATM設置の無い地方の遊技場の駐車場は現在進行形でいわゆる闇金の出張所と化しており、「犯罪」という側面と「のめり込みの助長」という側面を見せているのが現実です。地方の遊技場におけるATMの撤去は「犯罪」を促進し、更なる「のめり込み」を生み出しかねません。  
 そもそも公営競技の施設内に設置してあったATMは市中のATMと同様に実質無制限であるだけでなく、ローン・クレジット機能までついた機械であり、TN社製のATMと同列に見る事はできません。遊技場からTN社製のATM撤去はまさに「木を見て森を見ず」と言わざるを得ません。

ばちんこ営業所内のATMの撤去とあるが、全国57000件あるコンビニエンスストア、その他至るところにATMは存在し、営業所内からATMを撤去したところで近隣のコンビニエンスストア等にてATMの利用ができる事から、実質的に意味を成さない施策に思える。また、1日の利用限度額が設定されている点を踏まえると、撤去するのではなく営業所内及び同敷地内(併設のコンビニエンスストア等)にあるATMまたはデビットカードシステム等の利用限度額の設定の推進または義務化を検討した方が依存症対策として効果的であると思うが、その点をどう考えているのか？

ATMの撤去はサービスを利用する本人の口座から直接資金を移動し利用することを禁止し、デビットカードの撤去はサービスを利用する本人の口座から決済代行業者を通じ資金移動を利用することを禁止することとなり、結果的に政府が推進しているキャッシュレスへの移行を大きくサマタが得ることとなる。パチンコ業界においてはキャッシュレスへの移行は必要がないとの考えなのか、その方向性を教えて頂きたい。

ATMの撤去の案は賛成です。店内にある必要は無いです。

ばちんこ営業所のATMは利用制限が設けられていて、浪費や借金による遊技は出来ないシステムになっているので、撤去の必要はない。

ATMは利用制限があるため、撤去したところで依存症対策にはならないと思います。

パチンコ店に置いてあるATMを無くせば、使用する金額に歯止めがかかるのではないのでしょうか。

ばちんこ営業所のATM等の撤去

反対

- ・店内ATMは利用制限やのめり込み対策の機能が付いているため撤去の必要性なし。
- ・使用方法により依存対策に資する可能性がある。

ATMは近くにいくらでもあるのでパチンコ店に規制をしても依存症対策にはならないのではないのでしょうか。

店内ATMの撤去は不要と思います。現状利用制限やクレジット機能はないので、設置しても、のめり込みの助長にならないと思います。

自分の預金からのみおろせるATMを撤去しても何も変わらぬと思う、撤去費用だけかかって無駄になる。むしろ営業時間が長いので遊技以外の人も逆に役立っている。

営業所内にあるATMについては、利便性が高いものであり、遊技の為に現金をおろす必要があれば外に下ろしに行くと思いますので、依存にはそこまで抵触しないのでは無いのでしょうか。

パチンコ店内でのATM利用の金額制限や廃止をしても、他のコンビニを利用するだけなので解決にならないです。

全国のコンビニATMを全て廃止すればギャンブル依存症は少なくとも少し減りますが、現実的ではありません。

店内のATMの撤去においては、金額や回数に上限を設けており、依存への対策は行われている。その上での規制は利便性を損ねるだけのものであり容認しかねる。

ギャンブル依存対策に、営業所のATMの撤去は意味がないと思います。営業所の近くにはATMがいっぱいあるため。もっと違う対策が必要だと思います。

ATMについてはもともと利用制限が設けられている。撤去ではなく、利用制限について精査をした方が良いのではないかと。

ATM撤去についてパチンコ店と公営ギャンブル設置の違いを明確にしていない。公平性を欠いたものである。

ATMは警察の許可を得て設置したものなのに明確な理由もなく撤去するのはどうなのか。

ばちんこ屋にATMを置かなくなると以下の懸念が想定されます。

1. 近隣のATMで制限無くお金を引き出してしまふ
  2. ばちんこ屋の売上金入金金をATMで出来なくなり、強盗などの被害に繋がる
- そのためATMはそのまま設置し

ばちんこ屋のATMを無くしても近くにコンビニがあり、ATMも設置されているのでATMやデビットカードを撤去しても効果が無いと思います。それならば近隣のATM全て撤去するか、出来ないならば機能を更に抑止すれば良いと思います。

ATMやデビットカードの撤去を求められておりますが、1日の上限金額や1か月の利用回数が制限されております。また利用の際には注意喚起も画面に表示され依存症対策は十分されていると思います。店舗近隣には銀行やコンビニなど、制限なく引き落としが可能な施設は多くありますので施設内のATM設備の撤去はあまり意味がないと思います。

<p>ぱちんこにおける施設内の取り組みATM撤去は当然のことだと思いますが、行政主導でATMの導入が進んだはずですが、導入せよ、撤去せよで振り回されるのは企業です。その責任の所在はどこにあるのでしょうか？</p>
<p>「ぱちんこにおける施設内の取り組み」の中に、営業所のATM撤去に向けた検討の着手と撤去の推進とありますが、そもそもATMやデビットカードに関してはのめり込み防止機能付き（引出し上限設定付）として警察庁のお墨付きの中で進められてきたもの。そのために会社が起業され、生計を立てている者もいる。雇用の喪失や経済的な後退を促すような施策はやめてほしい。</p>
<p>記載されている課題と対策が論理的では無く関係性が明確でない。また、撤去によるデメリットも考えられるが、一方の見方で対策を決めるのは疑問に思う。対策は、知見に基づいて決めるべきで、次のステップとしては根拠を究明すべきと考える。このため、少なくとも記述の訂正又は削除が必要と考える。</p> <p>1) ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)45ページ「1 ぱちんこ営業所のATM等の撤去」に記述されている「課題」―ぱちんこをすることが可能となっている―と有るが、「ぱちんこをすること」が課題であれば、ぱちんこ機を規制するのが本筋では無いのか？撤去による効果が不明確であり、根拠がない。</p> <p>2) ATMが無くなれば、お金を引き出しに近隣のコンビニ等や金融機関に行くことになる。そのような状況下で引き出しに行く人は行動心理として急ぐ傾向にある。移動手段が車やバイク、自転車の場合、事故が増える可能性がある。また、徒歩であっても車道を信号無視してわたる光景をよく目にするので、周辺の事故率は確実に上昇すると思われる。</p> <p>3) 銀行の支店や店外ATMは減少傾向にある。高齢者は移動する選択肢が少ないため、ホールに設置されているATMは、現金引き出しの社会的インフラとしても役立っている。</p> <p>4) 行動心理として、ATMが無ければ手持ち資金を多く準備して行く。その結果、多額の手持ち資金を全部使い切る事になる。逆にATMがあれば、多額の手持ち資金を準備する必要はなく、手持ちが無くなった時点で止める切っ掛けが生まれる。</p> <p>5) コンビニでもそうだが、ATMがあれば売上金を入金する事ができる。ATMが無ければ銀行の夜間金庫や店舗の一時的な金庫などに預けなければならない。強盗または窃盗事件が増える可能性がある。</p>
<p>平成31年度以降、店内ATM・デビットカードの撤去を推進について  現段階でどのくらいの取り扱い人数や金額が動いているのか。そこまで槍玉にあげる需要も供給も無いでしょう。地方部においてはコンビニエンスストアもなくATMがない事情などもあると思う。撤去を推進していくか否かは各営業所・各営業者の自主判断でよいし、その理由を明記して届ければよいでしょう。</p>
<p>パチンコ店内のATM撤去についても依存症対策という観点から浮いている。大半のパチンコ店の近隣にはコンビニATMがあるので、ホールATMを撤去したところで、ほとんど抑制にはならない(遊技を続けたい人はコンビニATMを利用する)。また、利用制限付き(1日3万円、月8万円、キャッシング等の機能なし)のホールATMを廃し、利用制限の無いコンビニ(あるいは銀行)ATMへ向かわせることが、なぜ依存症対策と言えるのだろうか。なるほど、ホールATMについては、以前より一部から苦言を呈されている。しかしながら、その撤去は、依存症の対策、根本的な解決策とはならないのであるから、この計画に含めてしまうのはおかしな話である。</p>
<p>ぱちんこ営業所のATM及びデビットカードシステムの撤去に関して、次の理由から反対します。課題として記載されている「ATM及びデビットカードシステムの利用によりぱちんこをすることが可能となっている。」について、根拠が全く記載がなく、何が課題なのか不明である。</p> <p>次に、ぱちんこ営業所のATM及びデビットカードシステムは利用制限が設けられ、1日または1ヶ月で利用できる金額上限があるが、これらのものが撤去された場合、ぱちんこ営業所に、ぱちんこ営業所のATMは、当該営業所の売上を入金できる機能を有しており、防犯対策として有効である。また、デビットカードシステムは現金装填、現金回収、現金管理が不要なため、防犯対策として有効である。業所以外に設置してある利用制限のないATMを利用する可能性は十分あり得る。利用制限を設けたATM及びデビットカードシステムを継続した方が依存症対策に有効である。次に、ぱちんこ営業所のATMは、当該営業所の売上を入金できる機能を有しており、防犯対策として有効である。また、デビットカードシステムは現金装填、現金回収、現金管理が不要なため、防犯対策として有効である。</p> <p>次に、国内において政府主導のもとキャッシュレス決済の推進を図っているが、キャッシュレス決済はぱちんこにおいても個人消費データの可視化が可能であり、依存症対策に有効である。ATMやデビットカードシステムの撤去は、政府のキャッシュレス決済の推進という方針に全く逆行している。また、キャッシュレス決済は現金を持ち歩かないため、有効な防犯対策でもある。</p> <p>以上の理由により、ぱちんこ営業所のATM及びデビットカードシステムの撤去に反対であるが、何も利用制限がされていない公営競技で利用できるATMと同様の扱いをすることは反対である。最後に、民間企業の経営に大きなマイナス影響を及ぼす恐れのある規制は市場の混乱を招きかねない。</p>
<p>ATMやデビットカードの撤去については、利用金額の上限がしっかりと守られていれば、郊外型のぱちんこ営業所の立地条件などからしても、メリットのほうが多く、のめり込みの助長につながるとは思えないので、「依存性」対策としての効果は薄いと思われます。「ATMが設置されている」「だから遊技以上の金額を遣い込んでしまう」というイメージの払拭のみで実効果は少ないと。</p>
<p>ATMの撤去に関しては、コンビニエンスストアなどを併設している店舗も多くあり、効果が出ないと考えます。  出金に関して制限や記録があり、管理が出来るため、ATMを撤去する必要はないと考えます。</p>
<p>ぱちんこにおける施設内の取組で、ATMの撤去とありますが、普通のATMと違い利用制限がかかっているため、必要ないと思います。  むしろ近隣で更に沢山のお金を降ろすことに繋がるとは思います。</p>
<p>ATM撤去に関して。現在パチンコ店に設置してあるATM機は立地的、地域的にお金を引き出すことの出来ない場所での設置店舗が多く、利用限度額も3万円までの上限額が決められています。依存に配慮してパチンコ店内でも上限を設け、ある一定の制約を受けながら適切に管理、運用を行いながら設置している状況です。顧客(お客様、ファン)も限度額での利用によって一度遊技を止める機会にもつながる効果もあります。利便性という部分においても効果が発揮されています。そのような現状において、主管官庁(警察庁)の撤去要請は、無理矢理にギャンブル依存対策に合わせて撤去という流れにしようとしていることが反対です。現在、ATM機は各店舗(各法人)毎に契約して設置をしています。ギャンブル等を推進して設置している訳ではなく、逆に利用上限を設けることで抑止に繋がっています。</p>

ぱちんこ営業所のATM等の撤去について  
特に憲法で保障された民間事業者である企業の事業活動、ここではATMサービスの提供を制限するに足るエビデンスは無い中でこれ以上の規制は行き過ぎである。更に、パブコメを求める基本計画案の同ATMの機能説明は不正確である。金額制限以外に様々な依存予防のための注意機能、相談先のお知らせ機能、そして引出し回数制限までである。他の公営競技に設置してあるキャッシング機能のみを廃止したATMや、ましてや遊技場近接のコンビニATM等の他のATMとは、似て非なるものである。従い、まずはエビデンスを積み上げることが業界に要請し、その結果を踏まえた対策を促すべきである。

【目標と具体的取組】

修正案  
ぱちんこ業界は、平成31年度以降、ぱちんこ営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの依存症との因果関係を調査研究し、その結果を踏まえ抑制機能・利用制限の適正化、又は撤去を検討する (2)課題  
修正案

ぱちんこ営業所のATM及びデビットカードシステムの利用により、のめり込み抑制機能・利用制限があるものの、ぱちんこをすることが可能となっている。現状ののめり込み抑制機能、利用制限が依存症予防に適切であるか、今後調査、研究を重ねその結果を踏まえた対応が必要である。

(3)対策修正案

ぱちんこ業界において、平成31年度中に、ぱちんこ営業所のATM及びデビットカードシステムの依存症との因果関係に関する調査研究の実行に向けた準備に着手し、その調査研究の結果を踏まえ順次のめり込み抑制機能・利用制限の適正化を図り、又は撤去を推進する。

パチンコホールでのデビットカード停止に伴う法的影響について

1デビットカードとは

(1)今般、政府が作成、提示したギャンブル依存症対策計画(案)の中で、パチンコホール内においてATMを設置することや、デビットカードが使用されることを廃止する方向が示された。

(2)ここで言うデビットカードとは、「ウイキペディア」によると、

預金口座と紐付けられた決済用カードであり、金融機関(一般的には銀行)が発行し、このカードで決済すると代金が即時に口座から引き落とされる仕組みと定義されている。(銀行法が根拠)

2パチンコ業界でのデビットカード、ATMの使われ方および廃止に至る背景

(1)パチンコホールで遊技をするには、全国ほぼ全てのホールで、前払い式のプリペードカードを使って行うことになる。

(2)デビットカードおよびホール内のATMは、この「前払い」のための決済方法の一つである。まず、ホール内でいつでも自分の預金口座から現金を引き出せ、プリペードカードに払い込める(決済)ことは、パチンコを行うユーザーにとって便利なサービスと言える。また、ホール内での現金引き出しと同様に、ホール内で自分の口座から直接プリペードカードに入金できるも、ユーザーにとっては大変便利な決済方法である。

(3)しかしながら、パチンコや公営ギャンブルのファンの中にはギャンブル依存症に陥る悲惨な例が報告されており、とりわけカジノの解禁と相まって、パチンコや公営ギャンブルに対する国民の目線が厳しくなるとともに、一層のギャンブル依存症対策の推進が求められている。

(4)上記のようにデビットカードやATMはユーザーにとって便利なサービスではあるが、過度な射幸性を抑えよとかギャンブル依存症対策を進める観点から、政策上の判断としてこれら手段の廃止の提案に至ったものと思われる。

3ホール内でデビットカードが使えなくなることの影響

(1)パチンコホールの収入の透明化、脱税、マネーロンダリングなどの不正行為の防止等の観点からプリペードカード(原則 資金決済法が根拠)が導入され約三十年が経過した。この業界では、プリペードカードが完全に定着しており、現在では、全国ほぼ全ての遊技機でこのカードなしには遊戯できない。

加えて、今政府が推進しようとしているキャッシュレス化の流れの中で、これまでプリペードカードを定着させてきた業界としては、次ぎは当然キャッシュレス化が期待されている。この場合、これまで培ってきたプリペードカードの技術を基盤にキャッシュレス化や依存症対策を進めることとなる。

(2)現在、パチンコホールでのプリペードカードへの払い込み(決済)は、ユーザーの手持の現金で行われるものが中心である。したがって、ホール内でデビットカードが使えない、またはATMが撤去されても、ユーザーは手持の現金や他の場所のATMから現金を引き出すこととなるので、これまでの決済の流れに大きな影響は無いものと思われる。

(3)ただし、今後 キャッシュレス化を進める上で、ユーザーの口座から直接払い込みができるような仕組みが不可欠である。例えばパチンコのプリペードカードもSuicaのようにユーザーの口座から直接払い込みできる仕組みができないか?

今回、この業界でデビットカードの使用が認められなくなると、今後キャッシュレス化に対応した新しいプリペードカードの実現に際して口座からの払い込む方式、機能をめぐる議論(デビットカードとは異なる点)が予想される。

そこで、この業界でもデビットカードとプリペードカードとは全く異なるものであり、今回のデビットカードの廃止が、キャッシュレス化の際の新しいプリペードカードに影響を与えない旨の行政当局の確認を求めたい。

一方で、このキャッシュレスに対応した新しいプリペードカードは、・パチンコプリペードカードの導入の意義、現況・パチンコ決済にキャッシュレスを導入する意義、必要性・ギャンブル依存症対策に資すること・プリペードカードを規制する資金決済法に従った決済方式などデビットカードとは異なったものでありこと強調して、賛同が得られなければならない。

パチンコ店、店内ATM撤去については、引き下ろし限度や回数の制限を既に設けており、撤去しなくても良いと考える。

パチンコ店に設置されているATMは撤去の必要なし。既に利用回数制限が設けられ対策されている。

コンビニとパチンコ店設置のATMは全て撤去したらいいと思います。

コンビニとパチンコ店設置のATMは全て撤去したらいいと思います

ATMの撤去については反対。現状のATMIには利用制限がついており、仮に撤去となった場合でも近隣のコンビニや銀行のATMIに行く事が予想される。ATMの撤去は依存性の問題解決には繋がらない。
ぱちんこにおける施設内の取組について「ぱちんこ営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの撤去を推進」について営業所内としか明記されておらずテナントとして入っているコンビニ等は対象外となってしまうため根本的な依存症対策となっていないのではないか。また現状の営業所内で設置されているATMにおいても通常のATMと比べ利用制限があるため依存症対策としては既に盛り込まれている。
パチンコ営業所の撤去に関して反対します ATMIには利用制限ありますので撤去する必要がないと思います
ATMIに関して、1回3万までや1ヵ月8万の利用制限があるため撤去は必要ないと感じる。
パチンコに関してまずATMIに関しては必要な人間は外に出てもお金を使うので、あまり意味を感じません。
店内ATMIは利用制限やのめり込み対策の機能があるので、撤去の必要はない。
パチンコ店のATMIは制限が付いているので撤去の必要は無いと思います。もし撤去する必要があるなら、パチンコ店の隣接するコンビニも制限をかけたり撤去する必要があるのでは無いかと思います。
「ATMの撤去」について賛成です。ぱちんこで稼ごうとする直ぐな考えの人が多く、ATMがあれば便利になってしまうためにますますのめり込みを助長してしまうと思う。
ぱちんこ営業所のATMIは利用制限が設けられていて、浪費や借金による遊技はできないシステムになっているので、撤去の必要はない。
出玉性はそのまま、ATMを店内に置かないようにする方が良いと思います。
店舗へのATM設置はしない方がいいと思います、いくらでもお金があるという状況はよくないと思います
パチンコを遊戯する際にATMを利用する事が何故問題になるか、依存性との関係が明確にされていない
遊戯する場所にATMがあることと重度ののめりこみは比例しない気がします。コンビニなど、近隣に設置されている場合が多いからです。
反対 利用制限を調整すれば撤去しなくても問題ないと思います
ATMの撤去ですが、パチンコ店内のATMIは既に利用の上限をする等、規制をしてありますし、パチンコ店の近隣にコンビニがある今の状況ではATMの撤去は意味がないと考えられます。
パチンコ営業店舗のATMを撤去するのは根本的な解決にはならないと思います。店舗から撤去しても近くのコンビニやスーパー等にもATMがあるため依存している方は少し時間が掛かるうともATMIに行きお金を下ろすからです。
ATMIに関してもパチンコが悪では無くして利便性を重視した機械ですのでお金を下ろす下ろさないわ個人の自由でパチンコ業界を規制するのでは無く別の所で規制しても良いのではないかと思います
既にぱちんこ店に設置されているATMIについては、利用制限が設けられて対策も進んでいます。致して計画に盛り込みギャンブル依存対策として、撤退するのであれば、ぱちんこ店の近くにあるコンビニなどに対しても利用制限を設ける必要があるため、現実的ではありません。
反対します。店内ATMIには利用制限が付いており、のめり込み対策の機能がついているため撤去の必要がないと思うから。
近隣のコンビニでも引き落としができる為、パチンコ店への規制はなんらギャンブル依存症対策にはならない。
近隣のコンビニでATMIにて引き落としができる為、パチンコ店への規制はなんらギャンブル依存症対策にはならないのではないのでしょうか？
スーパーやコンビニ等でも出金可能な為、パチンコ店への規制は、ギャンブル依存対策にはならないと思います。
ATMの撤去について撤去しても意味があるとは思えません。パチンコ店への規制はなんらギャンブル依存症対策にはならない。
パチンコ店に置いてあるATMを無くせば、少しは使う金額に歯止めがかかるのではないのでしょうか
ATMの撤去について近隣のコンビニやスーパーでも引き落としができる為、パチンコ店への規制はなんらギャンブル依存症対策にはならない。
ぱちんこ営業所のATMIは利用制限が設けられていて、浪費や借金による遊技はできないシステムになっているので、撤去の必要はない。
反対 ・店内ATMIは利用制限やのめり込み対策の機能が付いているため撤去の必要性なし。・使用方法により依存対策に資する可能性がある。
パチンコで遊ぶ人の利便性を考えると、店内にATMがあった方がいいと思います。依存症対策としては、利用制限を設けることで、対応できるかと思いますが、パチンコ店にあるATMIには限度額や回数制限がありますので、普通のATMよりも効果はあると思います。また最近ではリカバリサポートネットワークなど、相談先が裏面に印刷されたレシート出てきて、相談先が広く周知され、また、相談しやすくなったと思います。さらに対策を強化するのであれば、ATM自体に顔認証機能やタスポのように利用者を限定できる機能を追加すれば利便性は保ちつつ、対策強化出来ると思います。結論としましては、依存症対策機能を備えたATMであれば、パチンコ店に置くことは問題ないと思います。
ぱちんこ営業所のATMIは利用制限が設けられていて、浪費や借金による遊技はできないシステムになっているので、撤去の必要はない。
ぱちんこ営業所のATMIは利用制限が設けられていて、浪費や借金による遊技はできないシステムになっているので、撤去の必要はない。
ぱちんこ営業所のATMIは利用制限が設けられていて、浪費や借金による遊技はできないシステムになっているので、撤去の必要はない。
ぱちんこ営業所のATMIは利用制限が設けられていて、浪費や借金による遊技はできないシステムになっているので、撤去の必要はない。
ぱちんこ営業所のATM等の撤去のめり込みを防ぐため、機能を制限するだけでなく完全に撤去すべきだとかんがえる。

<p>店内ATMの設置に関して、店舗の現金を安全に保管する役割もあると聞いたので一概に悪いとは言えない。</p>
<p>「ばちんこ営業所のATM等の撤去」についての記述の削除又は変更  「ばちんこ営業所のATM等の撤去」については、削除するか試験実施程度にとどめるべきである。そもそもATM等の撤去が効果的かどうかエビデンスが示されていない。また、利用制限の設けられているばちんこ営業所内のATMなら、自己の預金の範囲で一定の歯止め効果が期待できるのに、店外のATMでは、キャッシング(借金)も自由で全く歯止めがない。最低限公営ギャンブルの実施の効果を見極めてから、検討すべきである。</p>
<p>ATM撤去に反対</p>
<p>パチンコ店内のATMも廃止して、ギャンブル依存症を出さない環境にすべきである。</p>
<p>店内にATM設置されているのは反対です。それこそ依存症の人の手助けになっていると思います。</p>
<p>反対です。使用制限が設けられ、のめり込みには直接関係ないと思う。お金をおろせる場所が店内にあつて便利だとおもう。なかったら他におろしに行くだけ。</p>
<p>ATMの撤去について  基本計画案は「課題」として、ばちんこ営業所のATMの利用によりばちんこをすることが可能となっているとだけ記載している。しかしながら、ATMの利用により預貯金を払い戻してばちんこをすることが可能であること自体が何故課題となるのか、ATMと依存症の因果関係等について説明がなされていない。むしろ、基本計画案が「現状」として記載しているとおり、ATMは、客の利便性向上等を図る観点から店舗内に設置されており、当該ATMについては、キャッシング機能やローン機能を有しておらず、1日3万円、1か月8万円の利用制限が設けられていることにより、浪費や借金による遊技ができないシステムになっている。また、預貯金の引き出しは通帳等の取引履歴に記録されるため、活用次第で、ばちんこユーザーが自身の遊技状況を管理することや、のめり込みの抑制にもつながると考えられる。  ばちんこ営業所のATM(平成31年3月1日現在)には、以下の機能・制限が備わっており、店外の通常のATMと比較して、のめり込み対策を盛り込んでいるものであり、設置を禁ずる理由はない。  (A) 普通預金残高の範囲内での引出しのみ可能。  (B) ATM取引の開始前へのめり込み注意を促し、依存相談機関の連絡先を表示して、客が確認してから取引画面に移行。  (C) 1日3万円、1か月8万円の利用制限に加え、1か月の累計4万円、6万円を超えての取引には月額累計を表示すると共に注意画面、警告画面を表示し、客が確認ボタンを押下げる必要がある。  (D) 1日の取引回数を2回までに制限。  (E) 1日2回目の引出しには、警告画面を表示し、客が確認ボタンを押下げる必要がある。  (F) レシートの裏面に依存相談機関等の情報を印刷(順次印刷済みレシートロールに入替中)。  平成30年7月17日参議院内閣委員会の特定複合観光施設区域整備法(以下「IR整備法」という。)の審議において、和田政宗議員(自由民主党)は、ばちんこ営業所のATM設置を禁ずべきか否かを質問した。これに対し、政府参考人の警察庁局長(当時)は、(A)営業所内において銀行ATMを客に利用させるサービスを提供することについて風営適正化法上規制はない、(B)ローンやクレジットカードの利用はできない、(C)利用額の上限を1日3万円、一か月8万円としている旨を答弁した。当該答弁を受けた和田議員は、現時点でATM設置を禁ずることは過度な規制になると理解され、今後知見が積み上がり依存の構造が明確に分かったならしつかりと対応しなければならぬと引き取られている。このように、国会での議論においても、ATMの設置は禁じられていないのであり、それにもかかわらず基本計画においてATMの撤去の推進を要請することは行き過ぎた規制である。なお、「お金を借りてまでギャンブル等を行うことが依存症」との国会質疑がなされたことがあったが、ばちんこ営業所のATMには当初よりお金を借りる機能が除外されている。  公営ギャンブル等の営業所に設置されているATMは、ばちんこ営業所のATMが備えている機能と全く異なるものである。また、公営ギャンブル等は、ばちんこと異なるものである。また、客がATM取引以外の方法により資金を調達することができる。例えば、掌認証で投票券を購入できる新システムの試験運用が平成30年9月に開始されていたり、インターネットで投票するサービスが提供されている。したがって、公営ギャンブル等のATM撤去と、ばちんこ営業所のATM撤去を同じ組上で迫るのは行政としての公平性を著しく欠くものである。基本計画に基づいてばちんこ営業店のATMの撤去を推進することは不合理で誤った規制である。</p>
<p>デビットカードシステムについて  基本計画案は「課題」として、ばちんこ営業所のデビットカードシステムの利用によりばちんこをすることが可能となっているとだけ記載しており、デビットカードシステムと依存症の因果関係等について説明がなされていない。むしろ、基本計画案が「現状」として記載しているとおり、デビットカードシステムも、客の利便性向上等を図る観点から店舗内に設置されており、当該デビットカードシステムについては、1日3万円の利用制限が設けられていることにより、多額の現金を持参する場合や、店舗外のATMを利用する場合と比較して、浪費や借金による遊技ができないシステムになっている。  デビットカードシステムを利用する場合、貸玉の売上に係るデータが集計会社に送られ、ばちんこ営業所も同一のデータを保有して売上高を正確に把握することができる。換言すれば、売上高の不正操作や不透明な現金流通を抑止する機能を有しているのであり、ばちんこ事業に係る適切な税収の確保に資する効果も有するものである。また、ばちんこ営業所としては、現金の装填・回収・現金管理・現金精算が不要になるため業務を効率化することができ、そのことは労働者人口減少への対策としても有効である。さらに、支払データの利活用による消費の利便性向上や消費の活性化等、国力強化につながる様々なメリットが期待できる。なお、経済産業省は、平成30年4月現在で18.4%である国内キャッシュレス決済比率を2025年までに4割程度にすることを目標としている。  ばちんこ営業店のデビットカードシステムについては、これまで国会や業界6団体14で議論されていない。また、デビットカードシステムの利用状況(利用者の属性や、1日当たり及び1回当たりの利用金額等)についての実態調査も行われていない。基本計画に基づいてばちんこ営業店のデビットカードシステムの撤去を推進することは不合理で拙速である。</p>

## (21) 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

改正後の規則に適合する遊技機への入替えについては、個々のぱちんこ営業所の取組のみで達成されるものではないことから、「(3) 対策」の記載を以下のとおり修正いたしました。

「各ぱちんこ営業所において改正規則の経過措置が終了する平成33年春までに、出玉規制が強化され射幸性が抑制された改正後の規則に適合する遊技機に全て入れ替えることに万全を尽くす。また、業界において、遊技機規則の改正により規格を追加した出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入に向けた検討を継続する。」

過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の改正規則を制定し、平成30年2月から施行いたしました。現在、改正後の規則に適合する遊技機への入替えが進められているところですが、その実施状況を適切に評価してまいります。

### 意見

ギャンブル等依存症対策推進基本計画案を読み、確かにパチンコ・スロットは公営ギャンブルに比べて著しく射幸心をそそるものではないと感じました。

パチンコについてお話をいたします。  
大衆娯楽であったパチンコがこのように変わってしまったことに驚いています。  
平成が始まった頃、パチンコ台は1台120000円程度、玉貸機は1台10000円前後でありました。  
今では1台500000円台のパチンコ機やスロット機も販売されています。  
しかもその遊技機は保通協と言う組織の検査を受けたあと各道府県の公安委員会の承認を経て販売可能となります。  
ここで遊技機の市場価格についてお話をさせていただくと、パチンコ特有の専門的または閉鎖的ないくつかのメーカーにより独占に近い形で製造販売されています。

一言で言うと「パチンコ店は許可を取った遊技機を購入し、お客様へ遊技を提供します」が、いま巷で言う「ギャンブル依存症」のギャンブル性についてその殆どがパチンコ店にあるとは思えません。  
「ギャンブル依存症」の方たちは、その遊技性能によって生まれてきており、またその遊技台価格やその閉鎖的な社会から製造される販売価格によって生み出されるものではないかと考えます。  
先程も述べたとおり、パチンコ店は承認が取れた遊技機のみ設置し、お客様へ遊技を提供できるものです。  
現在の「ギャンブル依存症」患者については現在できるこのような対策でいいと思いますが、これから将来「依存症患者」を生み出さないためにも、市場に出てくる遊技台の遊技性能と販売価格をコントロールすることが重要だと考えます。

ギャンブル性を下げられないと思います。貸玉料金を4円上限を2円にする、スロットメダル1枚20円を10円にするなどレートを下げる方法が一番です。換金後のリターンが少なくても、玉自体はたくさん出れば、純粋にゲームを楽しむ方向になっていくのではないのでしょうか。



信用度が薄く頻発する演出のめりこみの元。  
依存症がどうこという以前に、当たらないから、回らないから、出玉を削るから怒りが吹き上がりむきになるのです。激熱とかいういかにも当たりそうな表記のものはどんなに低くとも75%~80%以上の外れるほうが珍しいくらいの期待度に統一すべき。何が来ても当たらない、と思われるような作りでは客にストレスを与え、怒りを煽り、客に出費をかさませます。ほんやりながらもこれなら当たりそう、もしくは今日はだめだ、と悟らせるような作りになれば、己の懐を焼き尽くすほど熱くなる人は少なくなるでしょう。そのために演出の信頼度はしっかりと区分けする必要があります。  
議員さんたちは与野党かかわらずばちんこ屋と親しい方が多いとのことでしたから、こんな民草の意見なんぞどこまで参考にすべきかわかりませんが、今知りうることの多くの部分を書き記したのであとは適当にかいつまんで参考にすなり、省くなりしてください。  
違法釘、違法の疑いがある球、嘘大げさ紛らわしい演出の過多、いずれかの一つでも参考、追求し、のめりこみを減らす道筋を建てていただけるよう祈りながら文を締めさせていただきます。  
本当に少しは民間の現場に降りてきて直に現状を確認してくださいね？  
それでは。

まずはじめに、確率のハマリが多すぎるのが問題である。

#### パチンコ依存について

そもそもギャンブル(建前は遊技)である以上依存者が出るのはしょうがないと考えます。  
管轄している警察はいろいろ対策を考えているようですがそもそもやっている事が的外れで中途半端にかかわるから今おかしな状況になっています。

#### 出玉規制を設ける

確かに一撃の出玉が多ければそれをあてにして過剰に投資をするから大当たりの出玉を抑えましたってことですがそれなら玉を飲みこむほうも抑えないと永遠と打ち手は投資を強いられやと当たってもちよっとの出玉しか出ないのでまたすぐに投資を迫られます。

もちろん、少額で当たることもあるので一概には言えないかもしれませんが大多数の打ちては昔より使うお金は増えています。

お金を極端に使わせないとある程度出玉は出さないと話になりません。

ただし、上記に述べたような事を考え打ち手がお金に行き詰まり自殺するって事で依存症をこの世から無くすって言うなら一定数の効果はあるかと思われます。

実際、こんな人から意見を求めて頭で考えるより近くにあるパチンコ屋に行って自分のお金で打ってみたらどうでしょうか？

今のパチンコがどのくらい危険かを実感できると思います。

遊技機に関しては、時間や回数、日あたりの出玉上限のみ厳密に設定し、その範囲内であればおおむね自由な設計を可とする

出玉情報等を容易に確認できる遊技機に係る規格の追加には管理遊技機(コインレスパチスロ等も含む)が該当すると思われませんが、想定されている送信データは現状設置されている遊技機でも送信可能なデータばかりであり、管理遊技機にする必然性がなぜ有るのかの具体的理由が不明。

現状一物一価の原則にのっとり各営業所は営業していますが、昨今の遊技機の状況を見ると元々設定により出玉率の調整が可能であったパチスロに比べ出玉率の調整が困難なばちんこ機が苦境にあり、違法行為である釘調整を行い行政指導を受けている営業所も見受けられます。であれば、二物二価での営業を認めていただき、賞品の交換玉数を調整することにより釘調整に頼ることなく営業できる事の方が射幸性の抑制に繋がるのではないのでしょうか。

に現在の等価交換に合わせた遊技機の開発及びその等価にあわせたホールの営業が一番の依存者を産んでいる。

一昔前の全国的に賞玉4円で2.5円で景品交換していた時は遊技機の例えばパチンコのセブン機の確率は180分の1だった。

CR機登場後、つい最近までは大阪を抜かして殆どが等価交換に近い営業形態をとり、その上セブン機の確率は400分の1までになった。

これは一昔前の営業ではお客様が一日に最大限使うお金が平均一日に2万円だったが、現在のパチンコは5万も6万も使えるお金を用意しないとパチンコできない。

これは昔の交換率がお客様の投資金額の1.6倍の出玉を出してもお店は損益分岐点なので、機械の確率が甘くてもお客様に特賞回数を多く出して、営業できた。その結果、2万円負ける過程でも、大当たりを何回もかけながら負けるので時間もかかるし、特賞を何回もかけて負けるので、お客様の懐には優しいかった。これに対して現在の等価交換では利益を出すためには殆どのパチンコ店が投資金額の0.85倍の出玉しか出せない。それも確率が400分の1と荒い波を作っているため、殆どのお客様が大当たりが出ればなしで大勝するか、一回も大当たりがつかないで突っ込見続けることになる。

そこで、大勝する客を見てなんとか自分も一回あてれば、と強烈にのめり込んで行くのだ。やめ時がないのだ。

この等価交換のもとではいくら遊技機の確率を甘くしてもホールの利益を出すためには、出す日と出さない日の高低差を大きく営業しなくてはならず、余計にのめり込んでしまう客を増やすばかりである。現在保通協は300分の1まで射幸心を落としているつもりでも、昔に比べると射幸心は高い。特にまだ旧基準の撤去猶予された遊技機も多く存在する。

本当にお客様の懐に優しい娯楽の殿堂としてパチンコの依存症者を少なくするのは簡単である。現在の等価交換を警察の指導で強制的に2.5円交換スロット7枚交換にすればよい。

全国1軒残らず強制的にやらせる。それで、お客様の懐から出る使う金額は極端に少なくなる。

つまり本当の射幸心の低下につながる。もちろんメーカーに甘い確率の遊技機の開発を警察が指導しなくてはならない。

今の等価交換の下では保通協の短期間出玉や長期間出玉の制限や300分の1規制などでは、本当の懐の射幸心は高すぎるままである。

今日憂さ晴らしにホールに行きました。朝から20時までハズレっぱなしで15万使いました。4機種でハズレっぱなしで15万円負け。依存症対策で機種を入れ替えはじめて、パチンコ屋に行く回数が劇的に減っているのに、1回で負ける額が何倍にもなってます。依存症対策の名のもとにパチンコは1/399から1/319に入れ替えられているのに、1回当たるまでに必要な金額が逆に何倍にもなっている。依存症対策って何ですか？パチンコ業界の保護ですか？たかだか遊びなのに。15万のうち10万は1/319の機種を3機種打って、当たりは単発2回。

1回当たるのに5万。ホントに1/319ならあり得ない。1日15万円は人によっては自殺します。ホントに1/319で遊べるなら、釘曲げは営業取り下げにすれば、ATM廃止や顔認証の必要は無いですね。導入前の検査と導入後の検査(釘曲げやスペックの検査)を徹底すれば、いまのスペックなら依存症で本人や家族が困るほど負けない。そもそもパチンコやパチスロで1日に2万も3万も勝たなくて良い。同じく2万も3万も負ける機種を認可する必要ない。パチンコ屋のマシンの検査を徹底すれば良い。インチキしる店やメーカーは淘汰される。

依存症対策で入れ替えた機種が、出玉が減り継続率が下がるのではなく、1/399から1/319へ下げた初当たり確率が、実はパチンコ屋に設置されている機械は1回当たるまでに必要な金額が何倍にもなっている現実っておかしいでしょう。導入後にスペックが変わる事や釘曲げを野放しにするのは何故ですか？客が減る度に1回当たるまでの金額が何倍にもなってます。依存症対策などいいはじめてさらに高騰化している。パチンコ業界を保護しているのですか？パチンコ業界に自浄作用はないのでパチンコ屋への立ち入り検査を徹底して下さい。設置後のスペックや釘曲げを取り締まる方が先です。

長年パチンコやパチスロを楽しんでいる者として、意見します。すでに新しい基準のパチンコ・パチスロ台が店に設置されており遊んでいますが、以前の基準で作られた台と比べて、お金の消費スピードは格段にゆっくりとなりました。しかしながら、出玉が減りいわゆる射幸性が低くなったとは言え、これが即時に依存やのめりこみの解決につながるとは全く思えません。なぜなら出玉を押さえたことで逆に一発あたりの価値が上がり、また大当たりの回数が減ることで逆に夢中になって投資金額が増えることにつながるからです。

射幸性を制御する事が依存対策になるのか根拠を示していただきたい

パチンコ、スロットに関してだが、ギャンブル依存症対策に関してスペックの見直しがあるそうだが、短時間、中時間、長時間において、出玉の100パーセント越えを禁止して、最低出玉を引き上げるべきである。100パーセント越えを認めているから、パチンコやスロットの差益だけで社会に何も生産性の生計を立てる者がいる以上、厳しく規制すべきである。カジノのスロットが、出玉の100パーセント越えが禁止されているのに、日本のパチンコやスロットが出玉の100パーセント越えが認めているのが不思議である。

出玉規制にしても、出玉を規制することによって依存症が減少するという科学的・医学的根拠はあるのでしょうか？喫煙所を設置するのに行政からの補助金が出るのであれば、規制台を導入するのにも行政から補助金が出るべきでは。

「出玉規制を強化した遊技機の普及」に、20年来のぱちんこファンとして、反対します。  
なぜなら、「現状」にある「ぱちんこへの依存問題に係る実態を踏まえ、客の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を内容とする」規則改正を制定したとありますが、そもそも「出玉」が、科学的に見ても、これまでの回復事例から見ても、依存症の発症や進行の原因であるという根拠がないからであります。  
仮に、依存症対策に効果があるとすれば、本規則改正により、多様性が失われたという意味において、娯楽、趣味としてのぱちんこの魅力が低下したことは間違いなく、健全に楽しんでいた一般的なぱちんこファン人口の減少に比例して、依存症者も多少減少しているに過ぎないと考えるのが妥当であります。  
このたびの基本計画(案)が、「出玉規制が依存症対策に効果がある」ということを前提にしているのであれば、下記の件について要望いたします。  
なお、その他の部分の基本計画(案)には、異論はありませんので申し添えます。  
1 「依存問題に係る実態」を踏まえた結果、「客の過度な遊技を抑制する」必要性があるとした根拠をお示し願いたい。  
2 ここでいう「過度」とは、何との比較による過度で、また、それを「過度」とした根拠をお示し願いたい。  
3 さらに「客の過度な遊技を抑制するため」に、「出玉規制の強化」に効果があるとした根拠をお示し願いたい。  
4 仮に「出玉規制の強化」が依存症対策に効果があったとした場合、当然に、今後できるカジノのスロットマシン等に出玉規制を設けるということになるのか、お聞かせ願いたい。

「出玉規制を強化した遊技機の普及」に、現在趣味としてぱちんこをしている1人として反対します。  
なぜなら、「(1)現状」にある「ぱちんこへの依存問題に係る実態を踏まえ、客の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を内容とする」規則改正を制定したとありますが、そもそも「出玉」が、依存症の発症や進行の原因であるという根拠がないからであります。  
もし仮に、依存症対策に効果があるとすれば、本規則改正により、娯楽、趣味としてのぱちんこの魅力、多様性が失われたことは間違いなく、自分の趣味として楽しんでいた一般的なぱちんこファン人口の減少にがある為、依存症者も減少していると考えられます。  
このたびの基本計画(案)が、「出玉規制が依存症対策に効果がある」ということを前提に考えているのであれば、下記の件についての根拠、お考えをお示し願いたい。  
1 「依存問題に係る実態」を踏まえた結果、「客の過度な遊技を抑制する」必要性があるという事。  
2 ここでいう「過度」とは、何との比較による過度で、また、それを「過度」とした事。  
3 さらに「客の過度な遊技を抑制するため」に、なぜ「出玉規制の強化」に効果があるのかという事。  
4 今後できるカジノのスロットマシン等に依存症対策の為、出玉規制を設けるということになるのか、お聞かせ願いたい。  
5 逆に「出玉規制が依存症対策に効果がある」が認められなかった場合、娯楽、趣味としてのぱちんこの魅力を低下させ、一般のぱちんこファンから楽しみを奪い、ぱちんこ参加人口を著しく減少させた責任について、どのようにお考えか、お示し願いたい。

ぱちんこ店において平成33年春までに全ての遊技台を規制台の導入、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入、顔認証システムの活用等ありますが、これらの設備投資には莫大な経費がかかります。出玉規制が厳しくなればぱちんこ業界は減収となり、設備投資で経費増となります。その結果として考えられる状況は倒産→失業者→税収減です。資金調達しやすい環境・税制優遇など、出来る限り倒産・失業を回避する制度を整備してほしいと思います。

<p>「出玉規制を強化した遊技機の普及」に、30年来のぱちんこファンとして、反対します。</p> <p>なぜなら、「(1)現状」にある「ぱちんこへの依存問題に係る実態を踏まえ、客の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を内容とする」規則改正を制定したとありますが、そもそも「出玉」が、科学的に見ても、これまでの回復事例から見ても、依存症の発症や進行の原因であるという根拠がないからであります。</p> <p>仮に、依存症対策に効果があるとするならば、本規則改正により、多様性が失われたという意味において、娯楽、趣味としてのぱちんこの魅力が低下したことは間違いなく、健常楽しんでいた一般的なぱちんこファン人口の減少に比例して、依存症者も多少減少しているに過ぎないと考えるのが妥当であります。</p> <p>このたびの基本計画(案)が、「出玉規制が依存症対策に効果がある」ということを前提にしているのであれば、下記の4点について要望いたします。</p> <p>なお、その他の部分の基本計画(案)には、異論はありませんので申し添えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「依存問題に係る実態」を踏まえた結果、「客の過度な遊技を抑制する」必要性があるとした根拠をお示し願いたい。</li> <li>2 ここでいう「過度」とは、何との比較による過度で、また、それを「過度」とした根拠をお示し願いたい。</li> <li>3 さらに「客の過度な遊技を抑制するため」に、「出玉規制の強化」に効果があるとした根拠をお示し願いたい。</li> <li>4 仮に「出玉規制の強化」が依存症対策に効果があったとした場合、当然に、今後できるカジノのスロットマシン等に出玉規制を設けるということになるのか、お聞かせ願いたい。</li> </ol> <p>また、逆に効果が認められなかった場合、娯楽、趣味としてのぱちんこの魅力を低下させ、広く一般のぱちんこファンから楽しみを奪い、ぱちんこ参加人口を著しく減少させた責任について、どのようにお考えか、お示し願いたい。</p>
<p>平成33年度春までに、出玉規制が強化され射幸性が抑制された改正後の規則にある遊技機(以下改正後の遊技機という)に全て入れ替えるとあるが、遊技機の全国設置総台数は450万台、1営業所につき平均で約400台の遊技機が設置されており、新台にあたる改正後の遊技機の平均販売価格は約43万円であり、1営業所につき約1億8千万円前後の入替費用が発生する。平成33年度春までに全ての遊技機を改正後の遊技機に入れ替えるというスケジュールは急激な変化であり、営業所への負担は甚大であると思うが何か補助金や助成金等の対策はないのか？</p> <p>また現状の改正後の遊技機の販売台数を鑑みると、平成33年度春までに入れ替えるというスケジュールは入替が物理的に間に合わないと思うが、何か対策はあるか？</p>
<p>「旧基準機の経過措置が終了する平成33年の春までにすべての遊技機を新基準機に入れ替える」とあるが、市場への供給などの要因で物理的入替が困難と予測される際の対応策を事前に関係団体へ周知するの必要性を感じる。また、現在もまだ、各都道府県において「検定や認定」が切れた遊技機の設置が散見されているのは本案件に対し矛盾を感じる。</p>
<p>パチンコもスロットも出玉規制を行っているが、それが依存症対策にはならないと思います。何故なら依存症の人はそんなの関係なく打ちに行く時間を作ってパチンコ屋に行くからです。</p>
<p>射幸性を抑制することが依存症対策になると考えているのでしょうか。一般から見れば、玉が出ないほうが射幸性は落ちているのではないかと思われがちですが、遊ぶ方してみれば、大当たりというその事実が欲しくなって突っ込んでいってしまうのではないかという考え方もあります。ぱちんこは当たってなんぼ。短時間・少投資で当たる喜びを与えられるゲーム性こそ大衆娯楽としてのあり方と考えます。</p>
<p>ぱちんこ業界は、大衆娯楽としての地位を国民から得られるような努力をしている。大衆娯楽にはいろいろな押し付けや過度なシステムはいらない。</p> <p>遊技機費用の高騰やシステム使用料の負担増が予測される施策、すなわち管理遊技機やメダルレス遊技機構想について、うまくいくイメージがまったくない。</p>
<p>「出玉規制を強化した遊技機の普及」に、30年来のぱちんこファンとして、反対します。</p> <p>なぜなら、「(1)現状」にある「ぱちんこへの依存問題に係る実態を踏まえ、客の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を内容とする」規則改正を制定したとありますが、そもそも「出玉」が、科学的に見ても、これまでの回復事例から見ても、依存症の発症や進行の原因であるという根拠がないからであります。</p> <p>仮に、依存症対策に効果があるとするならば、本規則改正により、多様性が失われたという意味において、娯楽、趣味としてのぱちんこの魅力が低下したことは間違いなく、健常楽しんでいた一般的なぱちんこファン人口の減少に比例して、依存症者も多少減少しているに過ぎないと考えるのが妥当であります。</p> <p>このたびの基本計画(案)が、「出玉規制が依存症対策に効果がある」ということを前提にしているのであれば、下記の件について要望いたします。</p> <p>なお、その他の部分の基本計画(案)には、異論はありませんので申し添えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、「依存問題に係る実態」を踏まえた結果、「客の過度な遊技を抑制する」必要性があるとした根拠をお示し願いたい。</li> <li>2、ここでいう「過度」とは、何との比較による過度で、また、それを「過度」とした根拠をお示し願いたい。</li> <li>3、さらに「客の過度な遊技を抑制するため」に、「出玉規制の強化」に効果があるとした根拠をお示し願いたい。</li> <li>4、仮に「出玉規制の強化」が依存症対策に効果があったとした場合、当然に、今後できるカジノのスロットマシン等に出玉規制を設けるということになるのか、お聞かせ願いたい。また、逆に効果が認められなかった場合、娯楽、趣味としてのぱちんこの魅力を低下させ、広く一般のぱちんこファンから楽しみを奪い、ぱちんこ参加人口を著しく減少させた責任について、どのようにお考えか、お示し願いたい。</li> </ol>
<p>「出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入」とありますが、「出玉規制を強化した遊技機の普及」に、反対いたします。</p> <p>現状にある「ぱちんこへの依存問題に係る実態を踏まえ、客の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を内容とする規則改正を制定した」とありますが、出玉を規制することにより、依存症の発症や進行の抑制になるという根拠がないからです。客の過度な遊技を抑制するために出玉規制の強化が効果があるとした根拠は何なのでしょう？平成30年2月から施行された出玉規制に関する規則改正後、その辺りは検証されたのですか？もしされていないのに更に強化をしようというのであれば、1パチンコユーザーとして断固反対します。</p>

<p>出玉規制に関わる旧基準機の入れ替えについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも、出玉規制が依存の抑制になるかが不透明</li> <li>・昨今の遊技機は価格が高騰しており、入れ替える費用はホール負担。結局その負担はユーザーがすることになる。遊技機の検定が3年しかないのも問題で、検定・認定期間をもっと伸ばすべき。期間が過ぎると、著しく射幸心を煽る恐れが無いと考えられる遊技機も撤去しなければならず、入れ替えが必要になってしまう</li> <li>・保通協の検査適合率が低く、ユーザーが求めるような新台が出てこないのに、どうやって入れ替えるのか？</li> </ul>
<p>出玉感が減って寂しい気がします。</p>
<p>出玉規制等、庶民の娯楽を奪うことばかりで嫌気がさす。</p>
<p>ここからは、パチンコやスロットに関してだが、ギャンブル依存症においてスペックの見直しがあるそうだが、短時間、中時間、長時間共に出玉の下限を引き上げ、上限を100パーセント越えを禁止すべきである。下限出玉と上限出玉の幅をもっと少なくすべき。100パーセント越えを認めているからパチンコやスロットの差益だけで生計を立てる者が出るのである。社会に何も生産性の無い者が出るのである。貸し玉や貸しメダルの単価の問題もあるが、規則にて100パーセントを越える出玉を禁止したら、さすがにギャンブル依存症も青ざめるはずである。大体、カジノのスロットが、出玉100パーセント越えが禁止なのになのに、日本のスロットが100パーセント越えが認めていることが、おかしい話である。</p>
<p>「出玉規制を強化した遊技機の普及」に、15年来のぱちんこファンとして、反対します。</p> <p>なぜなら、「(1)現状」にある「ぱちんこのやりすぎに係る実態を踏まえ、客の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を内容とする」規則改正を制定したとありますが、そもそも「出玉」が、科学的に見ても、これまでの回復事例から見ても、ぱちんこのやりすぎや進行の原因であるという根拠がないからであります。</p> <p>仮に、ぱちんこのやりすぎへの対策に効果があるとするならば、本規則改正により、多様性が失われたという意味において、娯楽、趣味としてのぱちんこの魅力が低下したことは間違いなく、健康に楽しんでいた一般的なぱちんこファン人口の減少に比例して、ぱちんこのやりすぎの方も多少減少しているに過ぎないと考えるのが妥当であります。</p> <p>このたびの基本計画(案)が、「出玉規制がぱちんこのやりすぎの対策に効果がある」ということを前提にしているのであれば、下記の件について要望いたします。</p> <p>なお、その他の部分の基本計画(案)には、異論はありませんので申し添えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「ぱちんこのやりすぎに係る実態」を踏まえた結果、「客の過度な遊技を抑制する」必要性があるとした根拠をお示し願いたい。</li> <li>2 ここでいう「過度」とは、何との比較による過度で、また、それを「過度」とした根拠をお示し願いたい。</li> <li>3 さらに「客の過度な遊技を抑制するため」に、「出玉規制の強化」に効果があるとした根拠をお示し願いたい。</li> <li>4 仮に「出玉規制の強化」がぱちんこのやりすぎ対策に効果があったとした場合、当然に、今後できるカジノのスロットマシン等に出玉規制を設けるということになるのか、お聞かせ願いたい。</li> </ol> <p>また、逆に効果が認められなかった場合、娯楽、趣味としてのぱちんこの魅力を低下させ、広く一般のぱちんこファンから楽しみを奪い、ぱちんこ参加人口を著しく減少させた責任について、どのようにお考えか、お示し願いたい。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「依存問題に係る実態」を踏まえた結果、「客の過度な遊技を抑制する」必要性があるとした根拠をお示し願いたい。</li> <li>2 ここでいう「過度」とは、何との比較による過度で、また、それを「過度」とした根拠をお示し願いたい。</li> <li>3 さらに「客の過度な遊技を抑制するため」に、「出玉規制の強化」に効果があるとした根拠をお示し願いたい。</li> <li>4 仮に「出玉規制の強化」が依存症対策に効果があったとした場合、当然に、今後できるカジノのスロットマシン等に出玉規制を設けるということになるのか、お聞かせ願いたい。</li> </ol> <p>また、逆に効果が認められなかった場合、娯楽、趣味としてのぱちんこの魅力を低下させ、広く一般のぱちんこファンから楽しみを奪い、ぱちんこ参加人口を著しく減少させた責任について、どのようにお考えか、お示し願いたい。</p>
<p>「出玉規制を強化した遊技機の普及」という一文に20年来の遊戯を楽しむファンの一人として、反対します。</p> <p>何故ならば、「(1)現状」にある「ぱちんこへの依存問題に係る実態を踏まえ、客の過度な遊戯を抑制する為、出玉規制の強化等を内容とする」規則改正を制定したとありますが、そもそも「出玉」が、科学的にみても、これまでの回復事例から見ても、依存症の発症や進行の原因であるという根拠がないからであります。</p> <p>仮に、依存症対策に効果があるとするならば、本規則改正により多様性が失われたという意味において、娯楽・趣味としてのぱちんこの魅力が低下した事による、遊技人口の減少であることは間違いなく、ぱちんこ遊技者人口の減少の内訳において、依存症者がその割合の多くを占めるという結果には至っていないという現状があるからであります。</p> <p>このたびの基本計画(案)が、「出玉規制が依存症対策に効果がある」ということを前提にしているのであれば、下記の件についての返答を要望致します。</p> <p>尚、その他の部分の基本計画(案)においては、異論が無いことを申し添えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「依存問題に係る実態」を踏まえた結果、「客の過度な遊戯を抑制する」必要性があるとした根拠をお示し願いたい。</li> <li>2 ここでいう「過度」とは、何を「適度」とし比較した「過度」なのか、またそれを「過度」とした根拠をお示し願いたい。</li> <li>3 さらに「客の過度な遊戯を抑制するため」に、「出玉規制の強化」に効果があるとした根拠をお示し願いたい。</li> <li>4 仮に「出玉規制の強化」が依存症対策に効果があったとした場合、当然に、今後できるカジノのスロットマシン等においても区別する事無く出玉規制を設けるという事になるのか、お聞かせ願いたい。</li> </ol> <p>また、逆に効果が認められなかった場合、娯楽・趣味としてのぱちんこの魅力を低下させ、広く一般のぱちんこファンから楽しみを奪い、ぱちんこ遊技人口を著しく減少させた責任について、どのようにお考えか、お示し願いたい。</p>
<p>ぱちんこにおいて出玉規制が直接的めり込み防止につながっていない。</p> <p>出玉を抑えて時間当たりの消費金額を抑えてもそれがのめり込み防止に直接つながるとは思えない。</p>

依存症対策に資するという名目でパチンコ・パチスロに出玉規制が実施されました。しかし依存症と出玉率の因果関係については何ら科学的根拠はなく、このことは監督官庁の警察庁も認めているところです。また今回の依存症対策の策定にあたり、規制が発動されたのは唯一パチンコ・パチスロだけでした。高い配当が狙える三連単は規制されずに、なぜパチンコ・パチスロの出玉だけが規制されたのか。合理的な説明はまったく聞かれていないのが実態です。出玉規制はパチンコ・パチスロにとってきわめて大きな打撃となります。地域経済、雇用維持の観点からも影響は大きいと言えます。業界で働く人々の生活を考えるならまずは依存症と出玉率の因果関係を科学的に整理し、その上で、雇用維持との両立をめざした依存症対策のあり方を考えるべきです。業界の抱える雇用レベルは約30万人と認識されています。依存症対策が大量の失業問題を惹起することのないよう適切な対応を切に願います。

依存問題に係る実態を踏まえた結果、客の過度な遊技を抑制する必要性があるとした根拠をお示し願いたい。ここでいう過度とは、何との比較による過度で、また、それを過度とした根拠をお示し願いたい。さらに客の過度な遊技を抑制するために、出玉規制の強化に効果があるとした根拠をお示し願いたい。仮に出玉規制の強化が依存症対策に効果があったとした場合、当然に、今後できるカジノのスロットマシン等に出玉規制を設けるということになるのか、お聞かせ願いたい。また、逆に効果が認められなかった場合、娯楽、趣味としてのばちんこの魅力を低下させ、広く一般のばちんこファンから楽しみを奪い、ばちんこ参加人口を著しく減少させた責任について、どのようにお考えか、お示し願いたい。

パチンコの玉持ちをもっと良くして遊技時間を長くする基準にすれば使用する金額が減ると思います。

パチンコ業界に従事するものです。今、遊技業界が置かれている立場は重々承知しているので、概ね、取り組まなければならないことだと理解しています。ただし、出玉規制の点だけは承服しかねます。もちろん、行き過ぎた射幸性の遊技機があったことは認めます。ただし、その一方で、撤去する必要がなかった機械が多数あったのも事実です。今回の規制は、ほんの一部の機械のために、それ以外が巻き合いになった形です。また、著しく射幸心をそそる遊技機の基準とありますが、もはやそそる恐れどころか、単純に遊技自体を辞めさせる内容になっています。このようになってしまった背景には、依存と射幸性がセットになって考えられてしまったことが起因していると思います。

何度も言います。必要なのは射幸性を抑えることではなく、あくまでも適度な射幸性にする事です。そもそも、誰も遊技しないような機械であれば、今回のようなプログラムはほぼ必要なくなります。現状の仕様でも、自己の楽しみで遊技している方が多数いると言うことを何卒理解願います。

「2 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入」とあるが、依存症対策との相互関係をお聞きした。出玉の規制が必ずしも依存症対策につながると考えていない。出玉規制を推し進める中、依存症者減少に成果があったかは、どう検証するのか。また減少しなかった場合はどう責任を取るのか教えて頂きたい。本規制改正が多様性を失わせるものにならないか、今一度検討してもらいたい。

「射幸性」など、科学的かつ客観的検証可能な概念ではないものが、対策の中で大きな影響を持っていることも対策の課題と考えられる。射幸性と呼ばれるものに含まれる要素を同定し、分析し、再定義したうえで、依存問題との関連性を明らかにし、議論の中に再度生かしていくべきだと考える。

パチンコ施設における取り組み、第2出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入について意見したい。現在パチンコ・パチスロ機の最新台と呼ばれる遊技機は出玉性能が低く、たくさんのお金を使っても少ししか出ないような遊技台ばかりだ。話題の最新台導入といっても出玉性能が低くなってしまった遊技台は1週間も過ぎれば風景化してしまう。果たして遊技台の出玉に制限を設けることはギャンブル依存症対策としてふさわしいのか疑問である。私はこれ以上の出玉規制を止めていただきたい。今後、旧基準機と呼ばれる台がぞくぞくとホールからなくなっていくが、旧基準機の撤廃＝ファンの減少というイメージがどうしても付きまとう。出玉規制された遊技機の中でもメーカーの開発により、おもしろいと感じる遊技台は多くある。決まったからとにかくやれではなく、パチンコ、パチスロの規制を緩和したようにさらなる規制緩和を求めたい。まずはパチスロ機の有利区間制度の撤廃。一度に獲得できる枚数に制限を設けることは余計に取り返したいが取り返せない、まだ続けなくては・・・という心理になるのではないかと。娯楽産業といえど、お金を使うからには見返りを期待するものだ。見返りの限界が見える遊技台を誰が好んで打つものか。現在の制度はギャンブル依存症の対策としてではなく、パチンコ業界のファンを減少させるのが目的ではないかと疑ってしまうものである。今後のパチンコ業界が衰退していくのではなく、このタイミングを転機としてさらに発展にしていこうと今一度、検討していただきたい。

「出玉規制の強化」により遊技機の遊べる魅力が半減して健全なファンの失望を招いている。本当に「射幸性の抑制が依存症に資する」と言うのであれば、遊技機規制の改正ではなく、貸玉1個4円を交換時に2円換算とする規則にすれば射幸性は半減する。そしてファンも遊技性能を十分に楽しめるはずである。

普段からパチンコやパチスロを遊技している立場ですが…現在、警察庁の行っている依存症対策というものが本当に効果的であるのか自分は懐疑的です。遊技機が面白いから夢中になることを依存というのであれば依存症対策として効果が出ていると呼べるのでしょうか、単純に機械の射幸性を低下させてしまったことで娯楽として退屈なモノになってしまっている気がします。特に、今まで一番健全だと思われていた「ノーマル機」と呼ばれるジャンルの遊技機が全く試験に適合しない出玉試験というのはおかしいのではないかと。結果、遊技機の魅力が全く無くなってしまったことで「遊技機が売れない＝商売が成り立たない」という状態になってしまった結果、遊技機販売や開発に携わっていた知人が次々と解雇されている現状です。家庭が崩壊しそうな方もおり、これが国のやりたかったことなのか？と、疑問に感じることも多いのも事実です。射幸性を抑えるというのも確かに大事なのですが、その影響で仕事を失い路頭に迷っている人が多いことをもう少し考慮していただけると幸いです。

IR法案を通すための体裁の為に、遊技産業では廃業・失業を加速させています。特に必要以上の出玉規制には反対させていただきます。

<p>ギャンブルで一番身近なのはパチンコです。特に今のパチンコはレートが高く、何もなければ1万円は30分もかからずなくなります。そんな状況の中、パチンコやスロットにはまると確実に家計は圧迫されます。パチンコ&amp;スロットは腕ではなく運なのです。しかも勝つ確率は低いです。</p> <p>パチンコをギャンブルではなく遊技と言うのであれば、もっとレートを下げなければだめです。純粋に遊技を楽しめるようにし、勝った負けたという感覚ではなく、「楽しかった」と言われてるようなレベルまでレートを下げる。パチンコで負けている人というのは鬼気迫り乱暴になる人もいます。今の半分以下にレートを下げれば、遊技というレベルになり、パチンコを楽しむ人はいても、生活が成り立たなくなるようなことにはならないと思います。</p> <p>ギャンブル等依存症とパチンコ・スロットの出玉規制の関連性がいまいち理解できませんし、出玉が規制されていても投資金額が規制されているわけではないので上限のみを規制するだけだと不満のみが負け続ける事が増えて逆に取り返すために依存率が高まるのではないかと思います。</p> <p>次に、出玉規制の強化がギャンブル抑制につながる方針について。昔は、玉が床に多く落ちている光景を見かけていました。現在は玉は床に落ちている光景はありません。つまり、玉の価値が上がっている訳です。今後更に出玉規制によって獲得できる玉数が減ればさらに玉の価値があがることに繋がり、結果としてギャンブル依存抑制に繋がるのか疑問であります。逆に、出玉を多く獲得させることで遊びに幅を持たせること。出玉を多くすることで玉の価値を下げて遊んでもらうこと。この2つがパチンコ本来の遊びであり、強いては依存抑制に繋がるのではないのでしょうか？</p> <p>パチンコは確かに依存する遊びかもしれませんが、しかし、夢中になれる健全な遊び、日本唯一の娯楽でもあります。そこに特殊景品で交換できるところがギャンブル的要素に為るわけですが、依存とギャンブルの関係性から出玉規制の強化はギャンブル依存解決にはならないと考え反対をするのと同時に即時修正、改善を要望します。</p>
<p>全ての台を時短性にする</p>
<p>出玉情報等を容易に確認できる遊技機について、誰がどうやって確認をするのか、それがなぜ依存症対策となるのか不明確な計画です。根拠を示してください。</p>
<p>パチンコの出玉規制について、それで依存がなくなるとは到底思えないし、出玉率を下げる事で依存率が下がるという根拠が無い。</p>
<p>射幸心についても規制するならば何がダメで何が良いか全部出して欲しい、やったはいいが射幸心煽ってますよねだと見た方の主観に依存してしまう。</p>
<p>スロットの出玉規制が無駄だと感じます。結局使う金額が減るだけで依存症対策になるとは思えません。</p>
<p>出玉規制を強化する方針ではあると思うが、既に取り組んでいる内容であり、現状以上の規制をかける事はただ機械としておもしろくなく、ただファンを減らすだけではないかと思われます。そもそも公営ギャンブルに比べたらパチンコパチスロははるかに射幸心を煽っていない。</p>
<p>パチンコ、パチスロ出玉規制に関して、出玉規制をするよりかはユーザーが使うお金に上限を作ることの方がよっぽど規制対策になると思います。</p>
<p>出玉規制を緩和して下さい。カジノは良くてパチンコがダメな理由がわかりません。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の普及を反対致します。理由として、昔から親しまれているパチンコ業界が衰退してしまうため。</p>
<p>現在、パチンコやスロットにおいて出玉を抑制しようとする動きがあるが、各省庁が取り仕切っている競馬・競輪などの公営ギャンブルには配当金を抑えるような動きは起きていない。それどころか、宝くじにおいては年々一等賞金が上がっている。これは矛盾ではないのか。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の普及については既に強化されている。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の普及に反対します。パチンコスロットの遊戯性が面白くなってしまい、打ちたくないです。</p>
<p>パチンコの遊戯性が楽しくなくなってきてます。出玉規制を緩和して下さい。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の普及について反対です。既に取り組んでいる内容であり、継続率に対しての規制が緩和され、メーカーが試行錯誤して開発に取り組むことで、興味の出る台が増えると期待できます。今以上に規制が強化されると、遊技人口の減少に拍車をかけ、業界全体が先細りになると思われます。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の普及 現在既に取り組んでいる。その事により、パチンコファンが減っているのも事実です。パチンコファンの事を考えればこれ以上の出玉規制の強化は必要無いと思います。</p>
<p>出玉規制の低い機械の台がこれ以上だと嫌です。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機ばかりで遊びに行けません。</p>
<p>出玉が規制されることにより、お客様が遊技を楽しめなくなると思います。</p>
<p>パチンコ、スロットは演出や音量・音声が過剰すぎると思います。過剰な煽りを廃止して下さい。</p>
<p>出玉規制がきついので遊ぶ気にならない。</p>
<p>出玉規制がかかりすぎると全く面白くないので遊びに行く気になりません。</p>
<p>「出玉規制を強化した遊技機の普及」について 基本計画で示しているのはパチンコ業界に特化している規制ですが、例えばアメリカ、カナダ、オーストラリアの事例を挙げると、ギャンブル依存の対策として払い戻しの規制を取り入れましたが、効果的ではなかったことが証明されています。</p> <p>このような規制に効果がなかった要因としては、依存のあるギャンブラーに規制をかけると、かえってマイナスな行動に陥ることが多くなります。また、規制を避けるような方法を探そうとする傾向があります。依存のないギャンブラーも、規制をかけることによって不利感が生じ、全てを失うまでプレイするような行動を引き起こします。</p>
<p>出玉の規制がかかって、楽しくないです。</p>

出玉規制をかけ過ぎたら遊技が楽しくなくなる
出玉規制強化に反対致します。時間ばかり掛かり楽しさが欠ける為。
出玉規制強化に反対いたします
高射幸の機械の方が遊技時間が短くなる。依存症の方は遊技時間が長いから依存症。投資金が無ければ、スペック、レートを変えて、長く遊べるようにしたいと思います。
昔のパチンコ屋さんみたいに、2万円ぐらいで一日中遊べるような、交換率、遊技台が必要だと思います。ペースは下がり、短時間勝負の台が増えた。投資が増えて当然だと思います。
出玉規制のついた台が多くなり、ユーザー離れが加速しているので、これ以上規制のついた台の導入案は反対です。
パチンコパチスロ等の高度な射幸制というものは単に短期間の出玉の量に比例するのではなく総体としてのリスクリターンが強さが引き出すものであり単純な出玉規制は場当たりので口当たりの良いだけの対処療法でしかないと思います
出玉規制に合わせた遊戯台には賛成ですが、設定状況を示唆する演出は止めたほうがよい。
出玉規制を強化した遊技機の普及に関しては対策としては無意味だと思います。依存症に該当しない人(趣味として楽しめている)が大半であり、問題がある人達の入店自体を規制すれば事足りるからです。
パチンコ、スロットにおいて出玉を抑制しても依存性の抑制には繋がらないと思います。依存している方は、出玉と設定や確率を抑制した所で遊戯したいという欲を抑えられないので、無駄だと思います。
出玉規制を緩和して下さい。出玉規制してもギャンブル依存性は何も関係ないと思います
出玉規制を強化した遊技台の普及に反対です。
出玉規制をかけ続けることにより、出玉を獲得しても満足できないお客様が増え、その内に出なくなる時もあり、より多くの出玉を獲得したいと思うら、ようになり依存症が増えていくと思います。
出玉は少なくとも、いいので継続率が高い機種をいれて欲しいです。
出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入について、誰が何のために確認することを想定しているのか不明である。
出玉規制の強化がギャンブル依存症対策につながる根拠がない。
出玉規制してもギャンブル依存対策になるとは思えない。他のギャンブルや裏スロや裏カジノに流れ、暴力団の資金源になる可能性が高くなる。
出玉規制を厳しくするばかりで遊技性の低下が目立っています。規制をするだけではギャンブル依存症は減らないとおもいます。
自己申告である以上、ギャンブル依存症の方々が自分からやめたいと思わないといけなから台の規制を強めるのは分かりますが、メーカーが抜け穴を探して結局射幸性の高い台が出来ているので根本的な解決には繋がらない気がします。入店規制や会員制など、台以外での対策が必要ではないでしょうか。
今以上に出玉規制をすると楽しみがなくなる。
出玉規制をこれ以上すると楽しめなくなる
出玉規制を強化した遊技機の普及について 改正施行規制等の合法性に懐疑があるため、反対。
出玉規制を強化した遊技機の普及について、既に取り組んでいるのでこれ以上必要ないと思います。
これ以上出玉が減ったら面白くないと思います。
規制されすぎて楽しい機種が全然出てこないんで、規制をやめてください。
もう何度も規制が入ってるのに、これ以上出玉の規制はやめて欲しい。
出玉情報が容易に確認できる遊技機に変更するには多額の費用が必要になる。変更を促すなら費用の一部を負担すべき。
出玉規制を強化した遊戯機の普及は既に業界で取り組んでいることなので改正施行規制等の適法性に反対です。
20円スロット、4円パチンコを廃止して5円スロット、1円パチンコだけに絞る。そうすることで、負け額も自然と少なくなる上、パチンコ、スロット離れも進む可能性があると考えられる。
出玉規制を強化した遊戯機の普及については反対です。出玉が少ないとパチンコ店に悪影響がでてくると思います。
現行の遊技機の規制に関しては、疑問を感じます。リターンが少なく、結局貸玉の金額がかさむばかりです。 射幸心を煽るイベントはなしにしても、機械の規制はばちんこは499/1の世代、スロットは5号機と呼ばれる世代程度に緩めていただいた方が遊びとしては健全なのではないかと思います。
出玉規制を強化した遊技機の規制について 適合していない遊技機の撤去費用、適合機の設定費用を、一般パチンコユーザーへ負担を強いる事になるのではないかと。撤去期限、遊技機規則等、再考すべきである。
出玉情報等を容易に確認出来る遊技機の開発・導入においては、開発等での費用を販売業者から購入するホールが負担する事になり、そして最終的にはホールは機械代の回収の為に設定等を下げてユーザーに負担させる事に繋がり、費用の負担軽減の処置を考えずに実行することは遊びやすさから遠ざかる行為に繋がりが認めかねる。以上の再考を求める。
出玉情報等を安易に確認出来る遊戯機の開発・導入については反対です。何の意図をもって確認するのか意味がわかりません。

<p>出玉規制を強化した遊戯機の普及 反対 既に出玉の規制は行われており、パチンコ店は多く潰れてます。 これ以上の規制によりパチンコ店が潰れるとパチンコ業界に携わる多くの人が仕事を失い、日本の経済にも悪い影響が出ると思います。 出玉などを規制すると次で巻き返そうとよりお金を注ぎ込むこととなりますのでますますギャンブルに走ってしまう恐れがあると私は思いますので反対です。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機について遊技機の撤去料金、適合機の設置料金を、一般パチンコユーザーへ負担になっていないでしょうか？</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の規制について適合していない遊技機の撤去費用、適合機の設置費用を、一般パチンコユーザーへ負担を強いる事になるのではないかな。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の規制は適合していない遊技機の撤去費用、適合機の設置費用を、一般パチンコユーザーへ負担を強いる事になるのではないかな。撤去期限、遊技機規則等、再考すべきである。</p>
<p>規制規制で最近の新台幣はお金が更にかかり、余計に借金する人が増えてるのではないかな？</p>
<p>出玉規制強化した遊技機の規制について、撤去費用や設置費用をユーザーの負担を強いるのではないかな。期限、規制等再考すべき。</p>
<p>出玉を抑える等ではギャンブル依存症効果はない。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の普及について反対意見です。高射幸心のある機種を選択肢が狭まると思います。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の普及に対して、のめり込み防止になっているのか疑問である。</p>
<p>出玉の基準が新設され、その基準に則った遊技台も導入されてきているが、あまりギャンブル依存性の抑制にはならないのではないかなと思う。出玉規制を行っても依存性自体を無くすことは出来ないのではないかなと思う。</p>
<p>ギャンブル依存症はパチンコ業界だけでなく、競馬や競艇、競輪などもそうだと思います。どれかは必ず毎日やっています。 なので、月に何日か、年に何日か、すべてが休みの日を作ったら良いと思います。(ギャンブルが出来ない日を作ったら良いと思います)パチンコ業界の出玉規制は全く意味がないです。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の普及に反対です。</p>
<p>昨年に風営法の規則改正が行われたが、新規則に対する経過分析をせず、新たな規制を施行するのは如何なものなのか。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の普及 反対 ・既に取り組んでいる。 ・改正施行規則等の適法性に疑義がある。 出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入 反対 ・行政担当官等による警察行政目的のための設置費用をばちんこ業者とばちんこユーザーが負担することは妥当でない。 ・試験機関や検定申請費用等の大幅な削減についても検討した上で、本取組を検討すべき。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の普及 反対 ・既に取り組んでいる。・改正施行規則等の適法性に疑義がある。 出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入 反対 ・行政担当官等による警察行政目的のための設置費用をばちんこ業者とばちんこユーザーが負担することは妥当でない。 ・試験機関や検定申請費用等の大幅な削減についても検討した上で、本取組を検討すべき。</p>
<p>パチンコの出玉規制がなされましたが、これが何の為に行われなければならなかったのでしょうか？1500玉に引き下げた事が依存症の抑止につながるという科学的根拠もなされていません。その上、出玉情報を容易に確認出来る様にとは、誰の為にやるのか、甚だ疑問であります。今回の依存症対策に対して、今一度内容の精査をお願い致します。</p>
<p>趣味として楽しんでるのに出玉の規制とかいい迷惑です。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入について明らかに利権目当ての者達による、大きな解釈の間違いである、利権目当ての者達により必要のない、何の効果も見込めない機器の取り付けで、更に機械代の高騰に拍車を掛けているのです。本当に必要か否か再度検討をしてからでも良いと思いますので、反対を致します。 パチンコ台の釘の調整の禁止徹底(店により、日により、回る台や回らない台があること自体おかしくないでしょうか？負けて悔しいからまた行くようになると思います)</p>
<p>出玉規制強化した遊技機の普及に反対です。既に取り組まれていますし、よりのめり込みの可能性もあるかと思えます。</p>
<p>出玉規制に関しては、多少の緩和はありましたが、未だに厳しく感じる部分もあります。結局のところ入金する額はあまり変わらず還元される額が減少しただけとしか思えません。 国の意見等で規制するのも分かりますが、もっとユーザー自身の声にも耳を傾けてほしいです。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の普及に反対です。今でも十分出玉が少ないので必要ないと思います。</p>
<p>出玉規制を強化した遊戯機の普及は反対です。既に取り組んでいるからです。</p>



<p>出玉規制の強化により、パチンコもスロットも1回の大当たりの出玉が減っているが、ハマリに対する規制がないため、演出上いつまでも打ち続けなければいけないような状態に陥る。ハマリに対する規制を作り、当たりを体感させることで止めるための区切りをつける方が、依存症に対する効果があるのではないかと。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の規制について 規制にかからない遊戯台を導入したり、適応していない遊技機を撤去する事による費用がユーザーへの負担になるのではないかと 今一度、規制などを考えてみるべきだと思う</p>
<p>出玉情報としゃこせいが関連するのでは？</p>
<p>出玉の確認が容易に出来る遊技機においては、ゲームセンターと変わらなくなると思います。</p>
<p>出玉規制が遂行してはいますが、一部の依存問題に大きく反応して、普通のファンをがっかりさせるような規制になっていると思います。</p>
<p>出玉を規制したとしても、ギャンブル依存症の人は当たるまで投資するのではないのでしょうか。確率の収束は、1人の人間が数日間遊技する程度では成し得ません。</p>
<p>今回の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)」では、依存症誘発の最大原因であるマシン系ギャンブルである「パチンコ」「パチスロ」の台数を制限する施策が全く盛り込まれていません。これではギャンブル依存症の上流にある原因を放置したまま、川下の対症療法だけを行うことになり、依存症対策が骨抜きになってしまいます。是非ともパチンコ、パチスロ、カジノのスロットをはじめとするマシン系ギャンブルの台数制限を盛り込んでいただきたいと思います。</p>
<p>私は25年パチンコ、パチスロファンとして今回の内容に反対を申し立てます。出玉規制がのめり込み問題や依存症対策になってるとはとも思えず、既に機械の中身は適正の設計に落ち着き、私達も娯楽を満喫してた矢先に今回の規制がきました。ここでいう「過度」とは射幸心を煽る面では公営ギャンブルは如何なものでしょうか？これらとパチンコパチスロを同じに扱う気はないですが、現在多くのファンが趣味としての遊技の魅力を下させ、楽しみを奪い、参加人口を著しく減少させた責任について問いたいです。パチンコパチスロの内規を見ましたが、あまりにも酷いです。せめてパチスロで言えば5号機規則に戻す緩和を何卒ご検討ください。</p>
<p>今のところ行われている遊技機の出玉規制などは、依存対策にはならないと感じます。</p>
<p>パチンコ、パチスロは、演出も依存症になりやすいと思います 今の演出は、多すぎると思います 雑誌等で期待度が書いてありますが、そこまで期待できないのが多いです 隣同しで、リーチ演出ががっかり、片方が当たるなんてよく見ます どう抽選しているかわかりません 当たりそう演出が外れて悔しいからまた金を使う これも依存症にする一因ではないでしょうか？</p>
<p>「出玉規制を強化した遊技機の普及」について 基本計画で示しているのはパチンコ業界に特化している規制ですが、例えばアメリカ、カナダ、オーストラリアの事例を挙げると、ギャンブル依存の対策として払い戻しの規制を取り入れましたが、効果的ではなかったことが証明されています。 このような規制に効果がなかった要因としては、依存のあるギャンブラーに規制をかけると、かえってマイナスな行動に陥ることが多くなります。また、規制を避けるような方法を探そうとする傾向があります。依存のないギャンブラーも、規制をかけることによって不快感が生じ、全てを失うまでプレイするような行動を引き起こします。</p>
<p>ギャンブルにおける損失額・賞金額の制限 ギャンブル等機器の設計やゲームのスピード、操作、損失額・賞金額制限等の変更などにより制限を設ける場合、これまでの専門家による研究においては、かえって逆効果となるという結果も出ています。節度をもってギャンブルを行ってきたプレーヤーでさえも、これらの制限がかかることでギャンブル等依存症が疑われる行動に至る可能性があります。 このため、ギャンブル等機器の設計やゲームのスピード、操作、損失額・賞金額制限等の変更などにより制限を設ける場合には、国内外の研究結果等の科学的根拠に基づき、検討し実施いただくことを求めます。</p>
<p>パチンコホールは遊技1時間当たり売上5千円で遊技客に景品を4千円渡し、利益1千円の中から人件費や設備費などを賄うといったビジネスモデルで営業している。 そのためにはパチンコ1玉発射ごとに1円の売り上げパチスロ1枚投入ごとに2.5円の売り上げが必要。近年、射幸性の抑制といいながらこれらが維持できない指導がなされていた。 当たりまで数万円を要する特賞確率を抑えるなど射幸性の抑制は問題ないが、売り上げが減少する指導は行き過ぎだと思われる。 貸玉単価とは違うことに注意していただきたい。</p>
<p>出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入 平成33年春までに新基準に適合するものに入れ替える。とありますが、適合した機種が不足している為、経過措置期限の見直しをするべきです。 目標と具体的取組について、出玉規制の強化は依存対策として必要だと思いますが、遊技機平成33年春までに新基準に適合するものに入れ替えに対しては、供給がまだ不十分。その為機械の選択も出来ず適合した機種を期限までにやむを得ず導入する事になると考えます。コンスタントに入れ替える為にも特にパチスロの適合率がパチンコと同様50%ぐらい上がってから期限を決めるべきだと思う。</p>
<p>旧基準機の撤去期限は決まっているとは言え、いわゆる甘デジタイプの猶予期間を考慮していただきたい。</p>
<p>入替をする費用負担軽減、新基準機の適合が少なく入れ替えをしていく見通しが立たない為、経過措置を延期する。 新基準機が実際市場に出回り始めたのは平成30年度の11月以降です。実質33年春まで2年と4か月程度の期間で新旧の入替をする事になります。現在の身代価格は40万円を超える高額な物になります。さらに平成31年秋には消費税増税の話もあります。消費税を含む価格はすでに50万円を超す機会も出てきています。費用面でホール側に相当な負荷がかかる事は明白です。また限られた期間内に入替となればそれだけ集中して費用が発生する為ホールへの負担は計り知れません。 また新基準機の販売機種数が少なく、現在見えている新機種の販売スケジュールを見ても新旧を全て入れ替える見通しが立っていない状況です。 以上2点を踏まえて経過措置の延期をするべきです。</p>

「ぱちんこにおける施設内の取組」について、平成33年度春までに全ての遊技機が新基準に適合するものへ入れ替えるのはパチンコホールの負担が大き過ぎる為、射幸性が低い機械(ぱちんこ1/99以上、スロットAタイプ等)に関しては、撤去期限の猶予を設けていただきたい。

パチンコ店の営業は、メーカーが販売している機械次第と言っても過言ではないと思います。いくらパチンコ店が営業努力をしても、限度があります。これからの時代は、各人が各人の利益を求めているも、業界自体が衰退していく一方です。メーカーも売れる台を作るのではなく、業界の今後を見据えた台を販売して頂きたい。

#### 出玉規制を強化した遊技機の普及

##### 平成33年春までの新基準機への入れ替えについて

本規則改正における経過措置が終了するまでに改正後の施行規則及び遊技機規則に適合する遊技機に入れ替えることについては、ぱちんこ業界として進めているが、改正後の施行規則及び遊技機規則による射幸性基準そのものの適法性について疑義があり、再考すべきである。

##### 出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入について

「出玉情報等を容易に確認できる遊技機」については、誰が何のために確認できることを想定しているのが明確にされていないところ、客は台毎液晶端末にて、ぱちんこ営業者はホールコンピューターにて出玉情報等を各確認できるため、行政担当官等が警察行政の目的で確認できるためのものであると推察される。そうであれば、当該情報等を必要としないぱちんこ営業者やぱちんこユーザーがその設置費用を遊技機価格等に転嫁されて支払うことは妥当でない。

また、当該遊技機が導入される場合、施行規則及び遊技機規則の基準に準拠した営業がなされていることが容易に確認できることとなるはずであるから、一般財団法人保安通信協会等の試験組織や遊技産業健全化推進機構等の不正検査組織が不要又は大幅に規模縮小することになり、当該組織に係るぱちんこ業界の費用負担の大幅な削減や、検定申請費用の削減等が行われて然るべきである。基本計画案は、そのような事項についても現状や課題を把握し対策を検討した上で、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入を検討すべきである。

(22) ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組に関する御意見

【御意見に対する考え方】

業界においては、ぱちんこへの依存問題を抱える人が専門医等の治療をより身近で受けられるよう、依存症専門医療機関等の情報の周知を含め、環境を整備することとしているところであり、このような取組を通じて、総合的な依存防止対策が図られるものと考えています。

また、業界においては、リハビリサポート・ネットワークへの相談状況に応じ、適正な人員配置等の支援を実施していくこととしているところですが、その実施状況を適切に評価してまいります。

さらに、自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援等の取組を実施することとしております。

なお、ギャンブル等依存症対策推進基本計画においては、厚生労働省において、全都道府県・政令指定都市に相談拠点・依存症治療拠点機関を早期に整備することや、自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援の一層の活用を進めることも盛り込んでおります。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

意見

依存症と騒ぐことで医療関係の予算は増えるだろうが、専門医不在の中で却って回復を遅らせる事になりかねない。よって先の知見や経験を活かした取組みこそが最重要であり、計画にあるホールからの医療機関への紹介などは余りにも無知無責任な対応で、これは削除すべきである。

自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援

民間の自助グループにおいては、実態が不明な点が多く、援助が適切に運用されているかの確認は誰がおこなうのか？RSNをもっと支援する形が妥当。

依存症者や依存症が疑われる者が自ら相談に行くことは稀であり、医療機関や回復施設を紹介しても自ら受診することは、さらに稀であるため実効性がないといえる。

自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援について、事業者によっては既に民間団体に支援を行っている場合もあります。「実績を毎年公表する」という文言から想定すると、「業界全体の仕組みを整備せよ」とも捉えられますが、そのようなことであれば、そのように表現して頂きたい。

第4の2の「専門医等」の部分「RSN等の相談機関、厚生省の整備する相談拠点等」と訂正する。専門医の紹介は、経験のある相談機関若しくは医療機関が行うべきである。

ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医の紹介を反対します。

<p>ばちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介 なし ・既に取り組んでいる。 リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談体制の強化及び機能拡充のための支援 なし ・既に取り組んでいる。 ・今後もRSNと業界で協議を行うこと及び費用対効果が高い適切な支援を行うことが必要であり、過剰な人員配置等不適切な相談体制の増強が行われないよう要請する。 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援 反対 ・既に、公営ギャンブル等と比較しても先進的に取り組んでいる。 ・ばちんこ業界にさらなる費用負担を強いるものであり行き過ぎた規制である。</p>
<p>ばちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介 なし ・既に取り組んでいる。 リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談体制の強化及び機能拡充のための支援 なし ・既に取り組んでいる。 ・今後もRSNと業界で協議を行うこと及び費用対効果が高い適切な支援を行うことが必要であり、過剰な人員配置等不適切な相談体制の増強が行われないよう要請する。 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援 反対 ・既に、公営ギャンブル等と比較しても先進的に取り組んでいる。 ・ばちんこ業界にさらなる費用負担を強いるものであり行き過ぎた規制である。</p>
<p>ばちんこにおける相談・治療につなげる取組 パチンコ業界では依存症対策としてリカバリーサポートネットワーク等のグループに対して経済的支援を実施しています。また、営業所に依存症に関してのリーフレットを準備して相談があれば依存問題に詳しい専門医を紹介するなどの取組を行っております。</p>
<p>パチンコ店の現場からの意見として、現在の依存症対策(リカバリーサポートネットワーク)は機能していない。金額制限等の書類もあるが、こちらからの強制力はなく結局は本人の意思。 依存する方は、リカバリーサポートを受けることが出来るので、サポートを受けることを進めます。</p>
<p>第4「ばちんこにおける相談・治療につなげる取組」についての記述の追加、訂正 ア 第4の1に遊技業界によるワンデーサポート、または相談室等への支援について記述する。また、国・地方公共団体が支援グループ・自助グループ等への補助・支援を図っていくことが必要と思われるが、それを効果的なものとするためにも、自助グループそれぞれの考え方・活動内容についての評価や研修会の実施等による質の向上、それらを含めた一般国民への情報提供が必要である。</p>
<p>ばちんこにおける相談・治療につなげる取組～民間団体等への経済的支援 ばちんこが「平成31年度中に助成を行うなどの取り組みを進める」とあるのに対して、競馬が「33年度に開始する」とし、競輪が「補助事業としての周知を図る」に止まり、競艇が「他競技と連携して競技会の枠組みでの支援を検討する」としており、取り組みが消極的でばらつきが大きい。 本来、公営が先行して民間が後続するべきところ、これでは理解が得られないのではないかと。 できるところから支援を開始すべきとは思いますが、今後、足並みをそろえて、依存症対策自体に公平に支援が行き届くよう、統一的な体形・ルールが必要ではないかと思われる。特に、ばちんこは、今回の規制強化で、営業自体に大きなダメージを与えられていると考えられ、今後、どの程度利益を上げられるのかもわからないので、競輪・オートが示しているように、「営業に影響しないような「経済的支援」の在り方を考えるべきである。また、ばちんこについては、組合に入らないで営業している店舗がある、このような非組合員に対して、どこがどう対策を実施するのが不明である。</p>
<p>民間団体等に対する経済支援 反対 既に取り組んでいる会社は多くあり、敢えて強いるものではない</p>
<p>ばちんこにおける相談・治療につなげる取組 今後も引き続きRSN等の民間団体を支援していきたい。</p>
<p>リカバリーサポート・ネットワーク等、手広く対策抑制に努めていると思います。</p>
<p>ばちんこにおける相談・治療につなげる取組について。RSNの活動等は管理者講習等で周知されているが、一般を対象とした講習会等も開催すべきだと思う。</p>
<p>基本計画案が「現状」及び「対策」において記載しているとおり、ばちんこ業界は、RSNをはじめとする依存問題の予防及び解決に取り組む団体等への助成を行っており、その取組は、下表の公営競技と比較しても積極的である。もともと、ばちんこ業界は経済的に逼迫する状況下で、助成費用の負担額は年々増加している。それにもかかわらず、基本計画案は、ばちんこ業界が、今後は重層的かつ多段階的な取組を推進することとし、専門の機関を設置し、毎年度、公募に基づく審査を行い、回復施設への補助等、ギャンブル等依存症である者等が支え合って回復を図る活動等を行っている民間団体等に対する支援を実施するとともに、その実績について報告書を作成・公表することを要請しているものであり、ばちんこ業界にさらなる費用負担を迫られることが容易に想像され、行き過ぎた規制である。 また、ギャンブル等依存症なる医学的定義は存在しないものであり、むしろギャンブル等へののめり込み等の問題は、本人が抱えている生活障害等に起因しているものであるから、ばちんこ特有の問題としてではなく、広く一般的な社会問題として認識し、取組むべき事項であると料する。</p>

## (23) ぱちんこにおける依存症対策の体制整備に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

「安全パチンコ・パチスロアドバイザー」の効果的な活用については、引き続き、業界において適切に検討・実施されるものと考えています。

また、業界においては、既存の依存問題対応ガイドライン等を基にこれまでの取組の見直しを行い、新たに実施規程の制定を行い公表することとしているところであり、これによりぱちんこへの依存防止対策が一層推進されるものと考えています。

なお、業界においては、第三者機関から適切な評価・提言が行われることにより、業界におけるぱちんこへの依存防止対策が一層推進されるものと考えています。

また、第三者機関による立入検査については今後実施することを予定していますが、具体的な検査方法等については第三者機関において適切に検討されるものと考えています。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

### 意見

依存症であったとしても、その判断基準が曖昧な事や、本人の自由の尊重や営業所でのトラブル等が懸念されるため反対致します。

POPや声かけでは限界があると思います。

パチンコ屋さん、依存症の相談窓口や係員の配置を義務付けてください

そもそも、自己で抑制が出来ないのであれば、家族や友人等の第3者が介入して抑止する事が大切で、そういった場の経営者や従業員が関与する事は、難しいと考えます。もし、関与を可能にしたいのであれば、それなりのお墨付きをまず法整備することが先だと思います。

ぱちんこ依存性のお客様に相談を受けた場合の対策  
お客様の顔写真に加え、どのような機種を普段遊ばれているのか確認する必要があると思います。相談を受けた店舗はお客様の顔と個人情報(嗜好機種)を従業員に周知させて、万が一、お客様が来店してしまった場合、アルバイトのような末端の従業員にもわかるような対応が必要だからです。特に大型店舗で従業員が多数いる場合、相談を受けたにも関わらずお客様が再度来店して遊ばれても、そのような周知が徹底されていなければ再発防止は不可能だと考えます。

アドバイザーだの第三者機関だのはっきり言って全く意味がありません。どのような効果があるのか教えて欲しいです。完全に税金の無駄使いです。

ぱちんこにおける依存症対策の体制整備

営業店に数名おります安心パチンコパチスロアドバイザーについて、今後人員を増やすのか、アドバイザーの質を上げるのかを業界全体で協議しております。行政からの協力要請があれば直ぐに対応する体制は整っております。

<p>ばちんこにおける依存症対策の体制整備 パチンコ・パチスロアドバイザーの設置も営業許可条件に加えていただきたい。</p>
<p>アドバイザー講習会を都道府県単位で3年に1回の開催とし、実態調査結果や見直し対策もアドバイザーに知らせる</p>
<p>お世話になっております。ばちんこの取り組みP511についての賛成と更なる強化についての意見です。「相談機関を利用する」＝「依存症」と認識される、認識してしまう流れが現状、一般的な解釈と考えます。そのことからアドバイザーがユーザー(予備軍)に対して相談機関へ誘導することは、とても難易度が高い接客サービスになります。競輪等の取り組みにあるような、アドバイザーへの「定期的な研修」を警察庁の企画・実施のもと、各自治体で同一レベルの品質を作り上げることを目指して取り組みしていただきたい。「各自治体が同一の内容で」行うことがとても重要であると考えます。ご検討ください。</p>
<p>ばちんこ安心アドバイザーの活動内容、行動規範の明確な定義が必要と感じます。例えば、ヒートアップして台を叩く人などには必ず声掛けし退店と自助グループへの参加を促すなど。</p>
<p>依存症対策について 管理者業務に依存防止対策が追加されている。業界の取組についてアドバイザーの育成を図っており、アドバイザーが三万人を超えている。 このことから、自主的な取組に任せられるべきではないか。</p>
<p>安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化(平成33年度)[ばちんこ]のところへ、初めて遊技する人へのアドバイスなどのめり込みへの対策などがあれば依存症への未然対策へ繋がると思います。</p>
<p>安心パチンコ・パチスロアドバイザーについては店内にもっとアピールしても良いかと感じます。</p>
<p>「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化 なし・既に取り組んでいる。・依存症の定義や実態把握が未了な中で、基本計画により取組を強いることには不当であり、業界の自主的な取組に任せられるべき。</p>
<p>ばちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定 なし・既に取り組んでいる。・依存症の定義や実態把握が未了な中で、基本計画により取組を強いることには不当であり、業界の自主的な取組に任せられるべき。</p>
<p>業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置 なし・既に取り組んでいる。・依存症の定義や実態把握が未了な中で、基本計画により取組を強いることには不当であり、業界の自主的な取組に任せられるべき。・第三者機関による提言の合理性・具体性・効果等について、業界としてオブザーブする。</p>
<p>第三者機関(一般社団法人遊技産業健全化推進機構)による依存防止対策の立入検査 なし・既に取り組んでいる。・依存症の定義や実態把握が未了な中で、基本計画により取組を強いることには不当であり、業界の自主的な取組に任せられるべき。・推進機構による点検が中立性・公平性・効果について、業界としてオブザーブする。</p>
<p>・都道府県公安委員会による立入りは、「風俗営業等の営業所への立入りに関する規程(昭和60年3月25日公安委員会規程第2号)」に基づくよう要請する。推進機構による立入りも含め、中立性・公平性・効果について、業界としてオブザーブする。</p>
<p>ばちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善 なし・既に取り組んでいる。・依存症の定義や実態把握が未了な中で、基本計画により取組を強いることには不当であり、業界の自主的な取組に任せられるべき。</p>
<p>「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化 なし・既に取り組んでいる。・依存症の定義や実態把握が未了な中で、基本計画により取組を強いることには不当であり、業界の自主的な取組に任せられるべき。</p>
<p>ばちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定 なし・既に取り組んでいる。・依存症の定義や実態把握が未了な中で、基本計画により取組を強いることには不当であり、業界の自主的な取組に任せられるべき。</p>
<p>業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置 なし・既に取り組んでいる。・依存症の定義や実態把握が未了な中で、基本計画により取組を強いることには不当であり、業界の自主的な取組に任せられるべき。・第三者機関による提言の合理性・具体性・効果等について、業界としてオブザーブする。</p>
<p>第三者機関(一般社団法人遊技産業健全化推進機構)による依存防止対策の立入検査 なし・既に取り組んでいる。・依存症の定義や実態把握が未了な中で、基本計画により取組を強いることには不当であり、業界の自主的な取組に任せられるべき。・推進機構による点検が中立性・公平性・効果について、業界としてオブザーブする。</p>
<p>ばちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善 なし・既に取り組んでいる。・依存症の定義や実態把握が未了な中で、基本計画により取組を強いることには不当であり、業界の自主的な取組に任せられるべき。 ・都道府県公安委員会による立入りは、「風俗営業等の営業所への立入りに関する規程(昭和60年3月25日公安委員会規程第2号)」に基づくよう要請する。推進機構による立入りも含め、中立性・公平性・効果について、業界としてオブザーブする。</p>

<p>アドバイザーをもう少しうまく利用することに力を注いでとは感じます。</p>
<p>パチンコへの依存防止対策に係る実施規定の制定          依存症の定義や実態把握が未了な中で、基本計画により取組を強いることには不当であり、業界の自主的な取組みに任せられるべき。</p>
<p>・第三者機関(遊技産業健全化推進機構)による立入検査の実施や「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化にも国からの経済的支援は必要</p>
<p>業界の取組みについて評価・提言行う第三者機関の設置          反対          既に取り組んでおり、改めて定義する必要はない</p>
<p>第三者機関による点検について          点検方法についてですが相談員による実施結果の報告書や店内の告知物の点検をすることに加えて、一般のお客様を装ったRSNの指導員による抜き打ち点検等を実施して、相談員による適切な対応が来ているかどうかの確認が必要だと考えます。実施報告書等の文書のみでの点検の場合、不正に文書を作成して如何にも適正な対応をとっているかのような偽造が出来てしまうからです。抜き打ち点検の際に対応の不備があれば店舗に対して注意喚起を促し、再度講習を受けてもらう等の指導が必要になると思います。</p>
<p>健全化推進機構は業界の健全化の為に組織であり、依存対策の為に組織ではないと思います。</p>
<p>今回の規則改正により風営法施行規則38条管理者の業務に依存対策を追加したのだから、規則39条の管理者講習の定期講習を「選任からおおむね3年ごとに1回」から「全員3年ごとに1回実施・受講」にかえて管理者名の確認と依存対策の状況を共有させるべき</p>
<p>ぱちんこ業界に費用負担を強いる結果となる事項が多く、ギャンブル等依存症の定義が不明確で、ぱちんこへの依存者に係る実態把握や未了である現時点において、各取組の効果も不明なままに基本計画において取組を強いることは不当であり、ぱちんこ業界の自主的な取組みに任せられるべきである。</p>

## (24) 全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

相談窓口については、厚生労働省においては、ギャンブル等依存症である者等やその家族等が必要な治療や支援を受けられるよう、全都道府県・政令指定都市に相談拠点を整備するとともに、国民が地域の相談拠点等の情報を掲載している依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を上げるための取組等を実施することとしております。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております

### 意見

業界団体任せではなく国や自治体が相談窓口を設置して自主的に取り組むべき。

最寄りの精神保健福祉センター、保健所、医療機関を紹介するとありますが、彼らは依存症について知識のある専門スタッフでしょうか。

利用者の相談に対して、相談窓口にいる従業員や相談員を研修しているようですが、どのような資格が必要でしょうか。  
最寄りの精神保健福祉センター、保健所、医療機関を紹介するとありますが、彼らは依存症について知識のある専門スタッフでしょうか。

カウンセリング窓口については、業界団体による取り組み任せではなく、国や自治体が責任をもって整備と周知を担うことを謳うべきである。

ギャンブル依存に陥る前にその本人に家族や友人、知人がよく話をしたり、ギャンブル以外に打ち込める趣味などを見つけてあげることが一番その人のためになると思いますので、その方向に行政は力を入れるべきだと思います。

救急車や警察に電話するように、依存症に悩んだらここにかければいって言え電話番号をみんなが知るくらいにしてください

全てのギャンブルにおいてギャンブル事業者が直接資金提供する相談・支援体制を認めず、国や地方自治体が責任をもって実施すべきである  
本基本計画第二章「関係事業者の取組」において、それぞれの関係事業者の「相談・治療につなげる取組」の一環として、業界団体が設置しあるいは支援する団体（公営競技カウンセリングセンター、ギャンブル依存症予防回復支援センター、リカバリーサポート・ネットワーク等）が実施する相談体制の強化が挙げられ推奨されているが、そもそも利用者及び収益の拡大を目指す事業者団体が資金を提供して相談・支援を運営することは、ギャンブル依存症者や家族の利益と相反するものであり、認めるべきでない。相談・支援の取組は、国や自治体が責任をもって実施すべきである。

相談支援による自主的な相談受入れとあわせ、よりギャンブル依存症の危険性が高い兆兆者を分析し、コンタクトを促す仕掛けについても検討すべきであると考えます。

I相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係について、平成31年2月時点で67自治体中31自治体で、相談体制を設置済みであるというが、これによって依存症の治療が進んでいるとはどうも考えられない。  
相談体制がどの程度機能しているか、まずは検証すべきである。

現状の相談体制は、平成31年2月時点で67自治体中31自治体で設置済みというが、「形づくり」のレベルであり内容に乏しい。具体的な依存者を救い回復させるところはない。また、一概に相談窓口といっても免許や資格基準があるわけでもなく、その対応内容は機関任せで能力的格差がある。そして「全てこれから・・・やります」レベルが「他へまかせる」レベルのものである。病気の依存者や、借金だらけの多重債務者への相談も具体的対応はできていない。特にギャンブル依存者を生んだ事業者に対し、ギャンブル依存の「生産者責任」を問うところは全くない。

依存症という事であれば病気という診断がつけます。病気は治療の対象であり、健康診断の義務付けと同じように予防医学にも取り組むべきだとおもいます。



## (25) ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等へののめりこみによる被害から家族を守ることも重要であると考えており、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の議論も踏まえ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画案において、「ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化」として、家族への支援策を新たにまとめております。

具体的には、関係事業者において、平成31年度から、家族申告によるアクセス制限等を家族に周知徹底するとともに、家族を相談・治療機関に着実につなげられるよう、関係事業者が各地域の包括的な連携協力体制に参画することや、厚生労働省において、平成32年度中を目処に全都道府県・政令指定都市に相談拠点等を整備し、平成31年度から、自助グループをはじめとする民間団体が行う活動を支援する事業の活用を促進するなどにより、家族に対する相談・回復支援等を強化するなどの取組を盛り込んでおります。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

### 意見

依存症は、パチンコに限らず本人の意識の改革があるが、一人では、難しいと思う。本当に本人が止めたいのであれば、周りのサポートが必要だと思う。

一人じゃ、難しい。周りのサポートが必要。

行政の無料相談窓口などに関して広報をすることにより、依存症者本人のみならず、その家族にも情報が行き届くようにすべきである。

入場制限などの予防案が万全でないことは仕方がないとして、依存症者および家族の回復支援は、おろそかにしてはならない。

ギャンブル依存症に対する現状の問題や課題は何も解決されていない。

これでスタートされたら、さらなるギャンブル依存症に苦しむ当事者、家族が増えるのは目に見えている。今回の政策は誰のためにあるのだろうか？不信感ばかりがつのってしまう。

## (26) 相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成等に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策推進基本計画案に記載のとおり、司法書士が行うのは、多重債務事件の処理であって、ギャンブル依存症の治療については、精神保健福祉センター等の相談機関や専門医療機関等を紹介するなど必要に応じて他機関と連携するなどの取組を実施するものであり、司法書士自身が治療等を行うものではありません。また、日本司法支援センターに関する施策においても、精神保健福祉センター等の相談機関や専門医療機関等につなぐなど必要に応じて他機関と連携するなどの取組を実施するものであり、弁護士や司法書士がカウンセリングや治療等を行うことを予定しているものではありません。

### 意見

多重債務相談としての弁護士や司法書士について  
これらの専門家が存在することは良いのであるが、これらの専門職に、その専門外である依存症対策まで盛り込むことは、いかがなものか。あくまで法律の専門家は、法律の部分についてのみ対応するのが良いのではないか。でないと、中途半端な知識と経験で、法律家がカウンセリングや治療を行ってしまいかねない。

## (27) 治療支援に関する取組全般に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

治療施設について、厚生労働省においては、ギャンブル等依存症である者等が居住する地域にかかわらずその状態に応じた適切な医療を受けられるように、全都道府県・政令指定都市において依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備することとしております。

また、診療報酬について、厚生労働省において、ギャンブル等依存症に対する標準的な医療の確立に向けた取組を進めた上で、当該医療の有効性・安全性に係るエビデンスや医療現場における取組状況に応じ、適切な診療報酬の在り方について、検討してまいります。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

### 意見

遠隔カウンセリングについて

診療報酬を伴うカウンセリングについて、患者が住む地域以外での診療を希望する場合であってもスムーズに受信できるように、スマートフォンやPCを利用したTV会議によるカウンセリング受診を可能とする法整備を求める。

こちらからの願いは、しっかりとした治療体制をつくることと、発達障害＝依存症というレッテルを張らないで下さいということです。きちんと依存症の患者団体に対するヒアリングをして、発達障害に対する正しい理解と知識をふまえた上で本法案の承認をお願い致します。何卒よろしくお願い致します。

パチンコ屋や台による規制ではなく医療期間関係での対策が必要なのは。

ガンや心臓病みたく、どこでも治療に繋がれるようにしてください  
国の回復施設を作ってください

事業者にとりましてはギャンブル依存症に対する設備投資を強いるよりも、現在ギャンブル依存症で悩んでいる方々の完治を目指すための施設を作る法案にする事を求めます。

依存・嗜癖の回復は長期に渡るため、そこに常に医療が関わらないといけないとすれば、現行の通院集団精神療法の様に、6ヶ月以内の保険算定しかされない現状の変更も必要となろう。

私は精神科で依存症のプログラムを受講したことがありますが、何の役にも立っていないのが現状です。

(28) 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援に関する御意見

【御意見に対する考え方】

自助グループへの活動支援について、厚生労働省においては、平成29年度より地域生活支援促進事業において、ギャンブル等依存症の問題に取り組む民間団体に対して、都道府県等を通じ、ミーティング会場の提供等、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族が互いの悩みの共有や情報交換ができる交流活動の支援を実施しており、引き続き、精神保健福祉センター等を通じて、民間団体に支援制度を周知するとともに、自治体・関係団体のニーズの把握や民間団体支援事例の共有等により、支援制度の活用を促進し、また、事業の改善策を検討することとしております。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

意見

ギャンブル等依存症対策基本法案は、ギャンブル産業の業者への目線ばかりが感じられて残念だ。当事者の回復と家族の救済について本気で考えた痕跡がない。ギャンブルがある限り、一定の量の人がギャンブル依存症になる可能性がある。依存症になってしまった当事者への回復支援の具体案がもっとほしい。

ギャンブラーズ・アノニマス(GA)に11年参加している当事者です。こちらについては正しい記載ではないと思います。会場確保のために東京都の場合、区内の区民センター等で団体登録をしています。会場費が多少高いので、社会福祉団体の場合は割引があるという事で申請可能か問い合わせたところ、自助グループは社会福祉団体とは認められないとの10年言われ続けています。基本計画(案)に記載の通り、GAを含む自助グループの果たす役割は大きいと感じており、私もGAによってギャンブル依存症から回復したメンバーの一人です。会場を借りるにあたっては自助グループには優先的な部屋の確保を支援していただくことを強く希望します。他の団体(競馬、オートレース、競輪、ぱちんこ)が自助グループに対する経済的支援を計画していますが、本来自助グループは外部からの寄付を辞退しているので、GA自体は支援を受けない姿勢です。経済的支援よりはミーティングの会場を優先的に確保できる仕組み、各自治体の首長、職員への認知や啓蒙活動が重要だと思うのが当事者から見た意見です。今回の法案と対策案がまだ苦しむギャンブル依存症者に真に有効なものであることを願っています。

## (29) 就労支援に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

就労支援について、ギャンブル等依存症対策推進基本計画では、就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上、受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援を盛り込んでおります。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

### 意見

再就職をやすくしてください

人の脳をギャンブル依存にすると、その後で安易には治癒できず社会復帰をさせられないという考え方を取る必要がある。「大根をタクワンにすると大根には戻れない」という言葉にあるとおり、ギャンブル依存は未然防止以外に本当の対策はない。依存者の社会復帰は、本人のダメージ、家族へのダメージ、社会(就労先ほか)へのダメージもあり、不可逆的な被害の下での復帰であるから本人、家族周辺への負担が極めて大きいのである。この点、薬物依存と同じ難しさもある。だから薬物規制と同様の対策が必要である。受刑者、保護観察対象者への就労支援同様の対応も困難がある。ギャンブル依存は必ずしも刑罰が前提とならないだけに、本人にとって正しい選択ができない。

### (30) 依存症の理解を深めるための普及啓発に関する御意見

#### 【御意見に対する考え方】

依存症の理解を深めるための普及啓発について、厚生労働省においては、シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的に普及啓発するとともに、引き続き、依存症対策全国センターのポータルサイトで積極的に情報発信することとしております。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

#### 意見

今回の基本計画案は官庁も事業者もいっせいに「想定されること」に取り組んでいくというのですが、まず官庁が汗を流すべきだと感じます。議事録にも有りましたが、ギャンブル等依存症の問題であるのか、何らかの依存症でないし、それに近い症状の問題を抱えた人に対応してこうというには、ターゲットが不明過ぎます。政府からして、正しい知識がないのに国民へ啓蒙活動しようというのも無理があります。

日本が依存症対策の世界的な後進国である事実であり、世界のギャンブル対策が過去のモデルとしている医療主導の「疾病モデル」を基に当事者活動や他機関の「補完的協働」、接近や利用の法的制限や禁止というパターンリズムを組み合わせた依存症対策スタイルを、対策の中核に据えることは大変奇異に感じる。医療現場や相談機関に現れるギャンブル問題保有者は、介入システムが貧弱な場合、家族が主であり、重度化してからしか援助に繋がりにくい。対策が真に機能すれば、対策の主眼はいわゆる「重度依存状態」の人たちではなくなるのは明らかである。他の精神障害においても、精神医療の水準が上がるにつれて、自発的受診と軽症者の受診増加が生じ、かつての入院中心の医療が批判され、改善されてきている。世界ではギャンブル問題の対策は、医療を要しない水準の対応へとより中心を移している。これまで、アルコール健康障害においても、薬物嗜癖においても、医療や精神保健は重度化した人たちの支援に尽力してきたが、予防において明確な成果の実績は証明できていない。基本骨格を同じにして、同様の考え方・システムでは、対策の実効性と成果に大きな不安を感じる。

カナダやアメリカ、イギリス等では、「病氣」として啓発を行う初期の段階から、対策の中核に位置付けられる「病氣という烙印」を嫌って問題の支援から遠ざかる予防や簡易介入の効果が高い初期の問題ギャンブラーやハイリスク者に対して、「病氣という烙印(スティグマ)」を与えない啓発・介入の在り方が、重要な課題として取り組まれている。日本との落差はあまりにも大きい。

私は弟がギャンブル依存性です

とても辛い思いをしました

今も不安です

まだ日本ではギャンブルを始め依存症にたいする国民の認知が低く、相談する場所にたどり着くことも困難です

依存性かどうか判断するとともに難しくひどくなることも多いです

CMで依存症のこと流してください

ギャンブルする人はどういうメカニズムで依存しているのかなど多角的な視点から、統計学や科学、心理学的検知から依存症の人やまだギャンブルをしていない人に現状を伝える必要があると思います。

依存症を受け入れやすい環境作りと後ろめたさをなくすことが重要だと思います

各都道府県や政令指定都市の精神保健福祉センターに、ギャンブル依存についての相談窓口があります。地域の医療機関や自助グループについての情報も得られます。集団のプログラムなどが行なわれているところもありますが、まだまだ認知度が低いと思います。もっと広く知られればと思います。

広告に関しては、ギャンブル施設にあるのは勿論だが、そこから自主的に行く人間は少ないと思う。依存者の周囲にそのような政策があると知らせることに力を入れるべきかと考える。

全てのギャンブルを包括する厳格な広告規制を実施すべきである本基本計画第二章「関係事業者の取組」には、それぞれの関係事業者の取組として、「広告・宣伝の抑制」(7頁以下、18頁以下、29頁以下、41頁以下)が対策の柱の一つとして記載されているが、いずれも、ギャンブル事業者の業界団体が自主的に全国的な指針を策定すること及びギャンブル依存症の注意喚起を行うことを挙げるのみで、当会が「全くもって不十分と言わざるを得ない。むしろ、現状は積極的なギャンブルの広告となっており、有害というほかない」(2018年意見書・4頁)と指摘したとおりである。広告規制は、ギャンブル依存症発症の環境要因の一つと指摘されている近接性(物理的近接性・心理的近接性)に直結し、後述の未成年者のアクセス制限にも重なる重要な課題であるところ、ギャンブルにより利益を上げる事業者や、そこから広告収入を得るメディアの自主規制に委ねるだけでは、実効性ある規制は全く期待できない。したがって、国が責任をもって、全てのギャンブルを包括する思い切った厳格な広告規制を実施すべきである。

相談窓口や支援体制の情報発信を行う専用端末を、公営競技及びカジノ等の場外へ設置する必要があると考える。啓発週間等の情報発信、全国の相談窓口などは、国によって一元管理されるべきであり、自治体での縦割り、情報提供レベルが差別されるようなものであってはならない。日本全国のどの場所に行っても、国の情報、自らが住む地域の支援情報等を等しく手に入れることができるデジタルサイネージ端末を設置すべきと考える。本端末は一報できない情報発信にとどまらず、チャットボットや相談に関するやり取りを双方向で行えるものを想定している。また、利益相反とならないためにも、国または、少なくとも自治体での準備提供が最善と考える。相談窓口や支援体制の情報発信を行う専用端末を、公営競技及びカジノ等の場外へ設置する必要があると考える。

依存症対策に予防が入っていない

予防教育・普及啓発:基本法第14条関係について、これらは、既に厚労省、総務省、消費者庁、文科省、金融庁等が一定実施しているような口や建前ばかりの通り一遍のものである。「…を行っていく」レベルであり白々しい。

適切な対策を講ずる上で有害となる「ギャンブルが原因で引き起こされる病気」という偏った見方とらえ方を払拭する広報施策を行うこと。依存問題を有する人の背景・要因及びその対処方法の多様さを依存問題に携わる関係者の常識とするとともに、社会一般にも周知して、「医者に掛ければ治る」とか「ギャンブルがなければ問題解決」というような問題の克服の妨げになりかねない単純かつ有害な見方を払拭する必要がある。医療機関、相談機関の治療・相談事例の内容の収集・分析・評価を公平に行うこと。厚労省久里浜センターが医療面での中心であるが、これまでどのような医療をし、効果はどうであったのか、責任者の樋口院長は率直に実態と見解を公表すべきである。ギャンブル障害の診断を下したら、対象の適性にかかわらずGAなどの自助グループに送り込んでいるケースが多いのではないかと。「病気?だから医者が治す」「病気?と判明すれば治せる」という実情とかけ離れたイメージを払拭し、問題を抱える人の多様な相談事例をはじめ研究途上の依存問題の実情を関係者が広く情報共有し、国民にも積極的に広報することが必要である。

ギャンブル等依存症という概念を社会的に浸透させ、「治療の必要性」への認識を高めるべきである。このことは多重債務者が、一般的に「多重債務状態に陥ることを恥ずかしいことと認識していた状態から、リストラや連帯保証、事業の失敗等の要因により、誰にでも起こりうることだ」という認識へと変化し、専門家へ相談することが必要という認識が浸透し、多重債務者が減少したことから明らかである。ギャンブル等依存症者についても、生活環境の変化により誰にでも起こりうる、誰もが依存症になり得るという認識を浸透させ、早期の相談に繋げることが必要である。

最後に、依存症は回復できる病であることをもっと啓発していただければと思います。

個人の悩みに原因を矮小化せず、そもそもギャンブル等は依存性があり、依存症を生むしくみがあることを周知するなど実効性のある対策を望みます。

## (31) 学校教育における指導の充実等に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

学校教育における指導等について、ギャンブル等依存症対策推進基本計画においては、新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実、社会教育施設等を活用した保護者等への啓発を推進することとしており、これらの取組を着実に実施してまいります。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

### 意見

新大学生・新社会人等を対象としたセミナーの開催等の取組を実施。

ギャンブル主催者が若者への予防のセミナーを行なうべきではありません。かえって興味を持たせてしまう可能性もあるので、ギャンブル産業とは関係のないニュートラルな人や機関が行なうべきです。

依存対策も大切だが、教育や啓発など、予防につとめるべき。

18歳や未成年者への販売を回避するため、日頃より純粋に教育・学習をすすめる立場の者が、ギャンブル被害発生の危険について広告すべきである。

新大学生・新社会人等を対象としたセミナーの開催等の取組について、ギャンブル主催者が若者への予防のセミナーを行なうべきではない。かえって興味を持たせてしまったりファン獲得に動く可能性もある。あくまでニュートラルな機関が行なうべきである。

依存症教育の充実

子供の頃からそれを教えてください

ドラックと同じくらい危険だと教えてください

学校等の教育機関で未成年へ警鐘を鳴らしておくのも一つの手かと思えます。

学校教育における指導の充実に向けた取り組みの中に盛り込んではいかがでしょうか。

全般として、依存や嗜癖の問題を感染症の様な単一の原因によって発症する疾病モデルで考えてしまっている印象を受ける。それが強く印象付けられるのが教育の分野の記載である。情緒を保てる様な問題解決や対人関係での躰を乗り越えられる様なライフスキルを獲得するための教育や、ただ我武者羅に勉強や部活に励むのではなく、適度な休息や自身の欲求の解消やその代替をできる様な活動を身につけるための教育なども考慮して欲しい。アルコール依存や薬物依存についても同様のことが言えるが、疾病の存在をただ教えるといった形にしないで、その依存・嗜癖が生じるベースの「生きづらさ」、生きづらさを生むライフスタイル・ライフスキルを踏まえた形での対応も考えて欲しい。この様なユニバーサルなアプローチがされた上で、疾患教育をするのであれば良いが、それがなければ、今後、対策が求められる精神障害が増える毎に、保健体育に数行の病態説明が増え続け、学生の人生には全く役立たない。

ギャンブル産業の方々の予防教育ではなく、何のしがらみもない正しい中立な立場でものを言える方の予防教育でないといけないと思います。

既存ののいわゆるギャンブル以外にもFXや先物、株式、仮想通貨、ネットカジノなどもあるので、規制も大事かもしれないが対策や予防、教育にあたることなどが必要なのだと思う。



## (32) 各地域の包括的な連携協力体制の構築に関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター、日本司法支援センター等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなぐなどの取組を推進するため、関係機関が連携することが重要であると考えており、ギャンブル等依存症対策推進基本計画案では、各地域の包括的な連携協力体制を構築するための取組を実施することとしております。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

### 意見

現在まで司法書士は主として多重債務者への相談を通じて、様々な依存症問題に取り組んできた。また、成年後見業務を通じて高齢者の依存症問題、未成年者のネット依存の問題などに接している司法書士も存在している。そして、依存症当事者にとっては、借金問題を解決したという一時的な理由でギャンブルをやめたとしても、依存症から回復しなければ、根本的な解決にはならない。それぞれの現場における様々な専門家との顔の見えるネットワークでの有効な連携による当事者に寄り添う支援が不可欠である。このような点を踏まえ、今後、都道府県や政令指定都市においては、司法書士の関与も含めた、各機関の連携を深める実効性ある推進計画の策定を希望する。

「依存対策の基盤整備」において、都道府県等における地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築するための施策について記載がなされているが、ギャンブル等については、県域を越えてギャンブル等施設を利用する方も少なくないと予期されることから、対策の連携体制構築にあたっては、県域を越えた連携も視野に入れる必要があるものとする。そのため、主な関係機関に医療福祉分野で各ブロックを統括する地方厚生局を加えるなど、県域を越えたネットワーク構築に向けた検討・取組も含めることが必要なものと解される。

カウンセリングは独立した医療ケア、法律ケアも必要で、本人の依存防止に向けた家族、職場、社会にわたる積極的介入関与が出来なければ役に立たない。依存症対策の基礎基盤は一般的な現状の連携協力では足りない。例えば、現行公営競技での脱税を事業者、省庁、自治体が全て容認し見逃しているように、被害防止、抑制ですら最大限できることをしようとしていない。

関係機関による包括的な連携体制構築については、早期発見、支援サポートを充実させる取り組みとして賛同いたします。早期発見の為に、地域の事業者との密な連携と、一元的な情報共有データベースが有効であると考えます。具体的推進にあたっては、実証による実現可能な方策を策定していく必要があると考えます。

業界ごとではなく、すべての業界が協力して、互いに広報活動、依存症の防止、発見に努めなければ何ら解決にならない。

### (33) 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等の養成に関する御意見

#### 【御意見に対する考え方】

人材育成について、ギャンブル等依存症対策推進基本計画においては、保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師を養成する施策を盛り込んでおりましたところ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議における御意見も踏まえ、作業療法士についても、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を行うことし、その旨基本計画案に追記いたしました。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

#### 意見

基本法第21条 人材の確保として、医師、保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士の養成が言及されていますが、作業療法士については触れられていません。作業療法士の養成についてもご高配頂けますようよろしくお願い致します。

#### 支援者への教育に関して

作業療法士や自治体等の相談窓口対応における基礎的な知識や対応方法について、教育ツールなどをeラーニング形式で提供。相談窓口の担当者については、基礎知識教育がまだまだ足りていないと、ヒアリング時に自治体担当者や医療関係者などから指摘を受けており、現行ツールなどをより迅速に流布できる情報基盤やシステムが必要と考える。

依存に対する専門知識を備えた人の増員とそれに向けた教育の場の提供が 急務。専門家1人で賄える依存者人数は少ない。

まず、ギャンブル依存症に対して、このような形で基本計画が策定されることは評価します。

依存症は「否認の病気」であり、家族や周囲の人が本人の行為を注意したり、やめさせようとしたりしても、事実を認めず、時には暴言や暴力を振るうこともあります。また、依存症に対する世間の誤解や偏見が根深く、正しい診断や治療、適切な支援に結びつけることが難しく、診てもらえる医療機関も少ない状況です。そのため、家族が誰にも相談できず、問題が顕在化する時には、一家離散など後戻りができない状況になります。

このような現状を考えると、社会福祉士の養成カリキュラムを見直し、ギャンブル等依存症に対応できる人材の養成を行うとされたことを評価します。

人材育成として、保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の育成の推進について書かれておりました。そこに作業療法士を追加して頂きたいと思います。ギャンブル依存症をはじめ、依存症では脳内のネットワークおよび皮質の萎縮が生じます。そこから認知機能の低下や病的思考の増強が見られます。作業療法では認知機能の向上及び健康なネットワークの促進を行うことができます。作業を行うことで萎縮した皮質の回復についても言われています。今後、依存症のリハビリテーションをより効果的にするためには、作業療法士の育成は必要と考えたため、上記の意見を提出させていただきます。ご検討のほど、何卒宜しくお願い致します。

保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の養成について、作業療法士の職名記載がありません。

ご存知の通り、作業療法士は精神科リハビリテーションの中でも中心的な役割を担い、依存症のリハビリテーションにおいても多くの機関で、SMARPPやCRCTの直接の実施者として取り組んでいます。

しかしながら、現状は依存症対応に十分な人材が確保されている状況とは言い難く、これまで以上にギャンブル等依存症に関わる作業療法士の養成に尽力しなければならないと考えられます。

職名記載が無いということは、作業療法士が「充足しており養成する必要がない」が「ギャンブル等依存症対応にあたる人材ではない」ということと思われそうですが、上述の通りどちらもそのようなことはありません。

作業療法士が他職種と共にギャンブル等依存症対応にあたる職種である、という姿勢を国民に示すためにも、是非とも作業療法士の職名記載をお願いいたします。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)p98以降の、「IV依存症対策の基盤整備、第3人材の確保、3保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士の養成【厚生労働省】」に作業療法士に関する記述を加えていただきたいと思います。

依存症の専門治療への作業療法士の配置は国立療養所久里浜病院(現久里浜医療センター)アルコールリハビリテーションプログラム(ARP)において1981年から開始されており1)、現在は同センターのギャンブル治療研究部門にも配置されています。同様に、他の医療機関(岡山県精神科医療センター、札幌市の旭山病院など)でもギャンブル依存症の治療プログラムに作業療法士が配置されており、治療チームの一角を占めています。一方、作業療法士養成教育においては、精神科関連科目の中で依存症の精神病理や障害特性、治療・リハビリテーションに関する知識・技術を扱ってきました。国家試験の出題基準2)においても、病的賭博が含まれる「成人のパーソナリティ(人格)および行動の障害」や「精神作用物質使用による精神および行動の障害」の項目が記載されています。

作業療法士である自身も日本アルコール関連問題学会に参加し、依存症問題に関心を寄せてきました。他にも熱心な十数名の作業療法士が会員として活動しています。なお、当学会はアルコール依存症だけではなく行動嗜癖を含め広く依存症を扱っています。

依存症に限らないですが、疾患や障害を持つ人の支援には多職種からなるサポートネットワークが必要です。多くの作業療法士がネットワークへの参加動機を高め、きめの細かいネットワークを作りに参加し、有効な支援を行う必要があります。

以上から、現在策定が予定されている「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)」の「IV依存症対策の基盤整備、第3人材の確保」に作業療法士に関する記述を加えていただけますようお願い致します。

医師の教育を頭出ししているが、医師の臨床教育をする場である大学病院でギャンブル関連問題を扱っている機関が少なく、ギャンブル等依存症に対応できる大学病院を増やすことに国や県が介入する様な記載は見当たらないため、このままでは有効な医師への教育はなされないままになるだろう。

その対応ができる人を増やしてください

#### 1 相談拠点における公認心理師の配置のお願い

今回のギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)「第1 相談支援:基本法第17条関係」のなかで、「厚生労働省は、ギャンブル等依存症である者等やその家族等が必要な治療や支援を受けられるよう、平成32年度中を目途に、全都道府県・政令指定都市に相談拠点の整備を目指す」(P57)とありますが、公認心理師は医療機関などでは今後心理職として従事することとなりますので、このような問題を抱える方々の心理支援として相談活動を行っていることとなります。

ギャンブル等依存症対策の相談拠点に、公認心理師を含む心理職をぜひとも配置していただけますようお願い申し上げます。

#### 2 診療報酬上の心理職の関与について評価のお願い

「第2 治療支援:基本法第16条関係」の「ギャンブル等依存症に対する専門的な医療の確立に向けた研究の推進とそれに対する診療報酬での評価が課題」(P68)につきまして、公認心理師をはじめとする心理職は、医療の現場で個人精神療法・集団精神療法の一部を、医師をはじめとした多職種とともに担ってまいることとなります。今後、診療報酬のなかで公認心理師も医療チームの一員としての評価の対象としていただけますよう、お願い申し上げます。

#### 3 学校における普及啓発活動へのスクールカウンセラーの関与

「予防教育・普及啓発:基本法第14条関係」のなかで、「4 青少年等に対する普及啓発の推進」(P83)

ギャンブル等依存症の普及啓発、指導に関しまして、臨床心理士ともども公認心理師を活用していただけますよう、お願い申し上げます。

#### 4 受刑者に対する支援に対し公認心理師の活用をお願いします

「ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成」(P101)として、ギャンブル等依存症に特徴的な心理傾向や認知行動療法等、ギャンブル等依存症問題に特に焦点を当てた講義や演習、事例検討等の科目を設けた集合研修と医師や心理療法士によるスーパービジョンの必要性などが挙げられております。これらについて公認心理師は今後受刑者に対する直接支援も含め、取り組んでゆくこととなります。ぜひ公認心理師も臨床心理士ともどもご活用いただけますよう、お願い申し上げます。

「5 学校教育における指導の充実」(P85)ギャンブル等依存症の普及啓発、指導に関しまして、臨床心理士ともども公認心理師を活用していただけますよう、お願い申し上げます。

「6 各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進」(P86)とありますが、私ども公認心理師はスクールカウンセラーとしての任用がなされる法改正も行われ、今後臨床心理士ともども学校や大学においてスクールカウンセラーや学生相談室の相談員として児童生徒、学生に対する予防心理教育や心理支援を行ってまいることとなります。ギャンブル等依存症の普及啓発、指導に関しまして、臨床心理士ともども公認心理師を活用していただけますよう、お願い申し上げます。

1 相談拠点における心理職(臨床心理士・公認心理師等)の配置のお願い  
 今回のギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)「第1 相談支援:基本法第17条関係」のなかで、「厚生労働省は、ギャンブル等依存症である者等やその家族等が必要な治療や支援を受けられるよう、平成32年度中を目途に、全都道府県・政令指定都市に相談拠点の整備を目指す」(P57)とありますが、臨床心理士は精神保健福祉センターや医療機関などでこのような問題を抱える方々の心理支援に長年従事し、家族支援も含めて、相談活動を行ってまいりました実績がございます。

また、「潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識及び対応方法を向上させる」(P58)につきまして、アルコール依存症では、依存症になる前の多量飲酒者、あるいは問題飲酒者に対する簡易介入(ブリーフインターベンション)が有効であるとのエビデンスがあり、実施されています。例えば飲酒運転違反者に対する簡易介入等に関しましては、精神科医とともに臨床心理士が、警察や運転免許教習所教官等に対し簡易介入の指導を行い、効果を発揮してきた実績もございます。ギャンブル等依存症対策の相談拠点に、心理職をぜひとも配置していただけますようお願い申し上げます。

2 診療報酬上の心理職の関与について評価のお願い  
 「第2 治療支援:基本法第16条関係」の「ギャンブル等依存症に対する専門的な医療の確立に向けた研究の推進とそれに対する診療報酬での評価が課題」(P68)につきまして、臨床心理士をはじめとする心理職は、医療の現場で個人精神療法・集団精神療法の一環を、医師をはじめとした多職種とともに担ってまいりました。今後、診療報酬のなかで臨床心理士や公認心理師をはじめとする心理職も医療チームの一員としての評価の対象としていただけますよう、お願い申し上げます。

3 学校における普及啓発活動への臨床心理士・スクールカウンセラーの関与  
 「予防教育・普及啓発:基本法第14条関係」のなかで、「4 青少年等に対する普及啓発の推進」(P83)とありますが、ギャンブル等依存症の普及啓発、指導に関しまして、臨床心理士を活用していただけますよう、お願い申し上げます。

4 受刑者に対する支援に対し臨床心理士の活用を  
 「ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成」(P101)として、ギャンブル等依存症に特徴的な心理傾向や認知行動療法等、ギャンブル等依存症問題に特に焦点を当てた講義や演習、事例検討等の科目を設けた集合研修と医師や心理療法士によるスーパービジョンの必要性などが挙げられております。これらについて私ども臨床心理士は受刑者に対する直接支援も含め、長年取り組んできております。ぜひ臨床心理士をご活用いただけますよう、お願い申し上げます。

「5 学校教育における指導の充実」(P85)  
 ギャンブル等依存症の普及啓発、指導に関しまして、臨床心理士を活用していただけますよう、お願い申し上げます。

「6 各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進」(P86)とありますが、私ども臨床心理士は学校や大学においてスクールカウンセラーや学生相談室の相談員として児童生徒、学生に対する予防心理教育や心理支援を行ってきております。また、保護者への支援も行ってきておりますので、ギャンブル等依存症の普及啓発、指導に関しまして、臨床心理士を活用していただけますよう、お願い申し上げます。

専門家の育成

私は作業療法士として病院に勤めておりますが、当院ではギャンブル依存症の患者様に作業療法を提供する事によって、退院後の生活をどのように送っていく事が本人が望む未来を歩んでいけるのか?という人生の目標を考える等という大局的な視点だけでなく、ギャンブルをしなくなった際にどのような対処を取るのか?ギャンブルをしなないでいられる生活とはどういうものなのか?等という局所的な視点(対処技能の向上、生活リズムの整理、体力の向上等)からも治療を行なっています。またこうした作業療法による治療は対話はもちろん、様々な作業や活動を用いて行なうため、対話や講義を治療の中心としている他職種にはない「実感」を伴うものとなり、患者様にとっては受け入れ、生活に般化しやすいものだと考えております。そのため、是非とも作業療法士の人材確保が必要と考えています。よろしくようお願い申し上げます。

医師の教育を頭出ししているが、医師の臨床教育をする場である大学病院でギャンブル関連問題を扱っている機関が少なく、ギャンブル等依存症に対応できる大学病院を増やすことに国や県が介入する様な記載は見当たらないため、このままでは有効な医師への教育はなされないままになるだろう。

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)」98ページ依存症対策の基盤整備、第3 人材の確保:基本法第 21 条関係、3 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の養成の中で、人材として挙げられている専門職に作業療法士が含まれていないのですが、当院国立病院機構久里浜医療センターでは、ギャンブル等依存症の治療プログラムに対して、多職種チーム医療でかかわっています。作業療法士は、ギャンブル等依存症を含む身体、精神、発達、高齢期の障害や、環境への不適応により、日々の作業に困難が生じているもの、またはそれが予測される人や集団に対して、心身機能の改善、日常生活技能や社会生活技能などの参加スキルの向上および適切な環境の構築・再構築などに取り組むものであり、ギャンブルなどの行動嗜癖に対しては、具体的な作業活動を通して、治療・回復過程における健康的な日常生活活動、家事、仕事、趣味、遊び、対人交流、休養などの生活習慣や役割の回復プロセスを担っております。ギャンブル等依存症の方々の治療・回復に有益な関与を提供できると思います。ぜひ人材としてご認識いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)98頁以降の、「IV 依存症対策の基盤整備、第3 人材の確保、3保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士の養成【厚生労働省】」に作業療法士に関する記述を追記していただきたい(末尾に追記内容を提案いたします)。

依存症の治療においては、従来からアルコールリハビリテーションプログラム(ARP)の中に作業療法が位置づけられており、依存症対策全国センターである久里浜医療センター病的ギャンブリング治療研究部門においては作業療法士が診療の一領域を担っています(久里浜医療センターHPより)。赤木の報告1)でも、ギャンブル依存症における入院治療の構造に作業療法(運動療法、芸術療法など)が位置づけられているほか、依存症治療拠点機関である北海道の旭山病院を例にとっても依存症治療部門に作業療法士が配属されており、ギャンブル依存症患者対象の集団療法プログラムに治療者の一員として参加しています。また、当会が2019年2月に実施した会員向け調査においては、第7期医療計画においてギャンブル依存症を担う45病院に作業療法士が所属していることが確認できました。

一方、作業療法士の養成教育においては、国家試験出題基準2)において、ICD-10に基づき病的賭博が含まれる「成人のパーソナリティ(人格)および行動の障害」および「精神作用物質使用による精神および行動の障害」の項目が明記されているほか、日本作業療法士協会が編集する養成施設向けテキストにアルコール依存症等に関する基礎知識やリハビリテーション方法についての項目が設けられています。また、現職者も対象とする作業療法のマニュアル3,4)や現職者研修でも依存症が取り上げられており、依存症に対する基本的な知識やリハビリテーション技術の教育は卒前・卒後にわたり行われています。2017年度には重点課題研修として「依存症に対するこれからの作業療法」(2017年12月9,10日)を実施しております。

以上、既にギャンブル等依存症の対策に作業療法士が参画していることから、多職種による重層的で効果的な支援を今後も担保するうえで、今般策定が予定されている「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)」の「IV 依存症対策の基盤整備、第3 人材の確保」に作業療法士に関する記述を追記することが必要と考えます。

下記に追記内容(例)の提案を記載いたします。

【目標と具体的取組】

○作業療法士について、引き続き、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を推進。

(現状)作業療法士については、ギャンブル等依存症を含め様々な課題を持つ者に対し、保健医療福祉におけるリハビリテーションの専門職として、社会適応能力の回復を図るため、日常生活や就労環境への適応などの訓練を行っている。ギャンブル等依存症の回復には医学的知識を基に日常生活や就労環境への適応を促す専門職を養成する必要があるため、国家試験出題基準にはICD-10に基づき病的賭博が含まれる「成人のパーソナリティ(人格)および行動の障害」、および「精神作用物質使用による精神および行動の障害」の項目を盛り込んでいる。

(課題)作業療法士については、引き続き、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を行う必要がある。

(対策)作業療法士については、引き続き、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を行う。

依存症対策プログラムには作業療法士が必要。

その理由を以下に

・認知行動療法プログラムを実施するにあたり、ファンリテーターには作業療法士が必要。

・ギャンブルにいたるストレスを明らかにし、そのストレス対処技能を身に着けることを作業療法士が支援できる。

・ギャンブルにいたらないために、本人の得意なこと、本人の利点を見つけ出し、本人の役割をみつめる援助が作業療法士にはできる。

・ギャンブルに誘われた時に「断る」などの、対人コミュニケーションのスキルを獲得するなどの支援のために作業療法士が活躍できる。

(対人関係のストレスはギャンブルにいたるストレスにもなるため、対人関係を円滑化にするためにコミュニケーション技能を獲得することは大切である。円滑にする技能を作業療法士が支援できる)

人材育成の項目について意見を上げさせていただきます。

現在、久里浜医療センターではギャンブル依存症のプログラムを多職種チームで連携しながら取り組んでおります。プログラムの一環として、作業療法にも週に2から3回実施されております。運動や対処スキルを高めるsst、ギャンブルの問題を抱えながら今後どのように生活を送っていくか?というリカバリーの考え方をおきながらグループワークなどを行い、開始と退院前には個別での面接も行ってあります。ギャンブル依存症は退院した後、ギャンブルなしでどう生活していくかという悩みを抱えており、そうしあ生活を考えるにあたり作業療法士がチームに加わる意義は大きいと考えております。

98ページには今後ギャンブル依存症を担う職種について明記されておりますが、その中に作業療法士が記載されておられません。現状の取り組みを考慮し、作業療法士を追記して頂きたいと存じます。何卒、ご高配くださいますよう、お願い申し上げます。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)p98以降の、「IV依存症対策の基盤整備、第3人材の確保、3保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士の養成【厚生労働省】」に作業療法士に関する記述を加えていただきたいと思います。

依存症の専門治療への作業療法士の配置は国立療養所久里浜病院(現久里浜医療センター)アルコールリハビリテーションプログラム(ARP)において1981年から開始されており1)、現在は同センターのギャンブリング治療研究部門にも配置されています。同様に、他の医療機関(岡山県精神科医療センター、札幌市の旭山病院など)でもギャンブル依存症の治療プログラムに作業療法士が配置されており、治療チームの一角を占めております。

一方、作業療法士養成教育においては、精神科関連科目の中で依存症の精神病理や障害特性、治療・リハビリテーションに関する知識・技術を扱ってきました。国家試験の出題基準2)においても、病的賭博が含まれる「成人のパーソナリティ(人格)および行動の障害」や「精神作用物質使用による精神および行動の障害」の項目が記載されています。

作業療法士である自身も日本アルコール関連問題学会に参加し、依存症問題に関心を寄せてきました。他にも熱心な十数名の作業療法士が会員として活動しています。なお、当学会はアルコール依存症だけではなく行動嗜癖を含め広く依存症を扱っています。

依存症に限らないですが、疾患や障害を持つ人の支援には多職種からなるサポートネットワークが必要です。多くの作業療法士がネットワークへの参加動機を高め、きめの細かいネットワークを作りに参加し、有効な支援を行う必要があります。

以上から、現在策定が予定されている「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)」の「IV依存症対策の基盤整備、第3人材の確保」に作業療法士に関する記述を加えていただけますようお願い致します。

### (34) ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援に関する御意見

#### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対する支援については、精神保健福祉センター等の相談・治療を行う機関につなぐことで早期の治療につなげる必要性についてケースワーカーに周知するなどの対応を実施しているところであり、引き続きその研修を実施することで対応してまいります。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

#### 意見

生活保護を受けている人に対しての対策が見えてこない。

マイナンバーカードを利用した、生活保護受給者の判別による入場制限。

生活保護対象者への遊戯規制等のが出玉規制よりずっと効果的であり現実的に起こっている問題である

のめり込み防止の一貫として、生活保護の方の入店禁止を検討してはどうでしょうか？

生活保護を受けている方への禁止は、本人がきちんと管理できるようにするためにも、あえて禁止には反対です。

## (35) ギャンブル等依存症の治療プログラムに関する御意見

### 【御意見に対する考え方】

治療プログラムについて、厚生労働省においては、調査研究に着手し、認知行動療法に基づくワークブックを使用したギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの有効性を検証するとともに、標準的な治療プログラムの普及等を図ることとしております。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

### 意見

ギャンブル依存、中毒になる過程がわかればその反対をすることで依存を防止できる可能性が有る。

今後、ギャンブル等依存症の診療報酬の算定が目指されるとしても、一つの医療機関や研究所が開発した治療法を踏襲しなくてはならないのであれば、現在、ギャンブル関連問題の治療を行っている医療機関は手を引いてしまう可能性もある。

依存症は、薬で治るものではないのだが、その点が全く指摘されておらず、医療関係従事者を増やせばよい、といっただけでは、依存症の対応は難しいのではないか。

意思が弱く負けた、勝った理由を行政や店舗側に押し付けて考えてしまい、己の原因を追及出来ない。精神的分野も加味した上でのカウンセリングが必要だとも思います。

依存症の治療プログラムとしては薬物に対するSMMARPが有名であり、ギャンブルの治療プログラムはこの流れを組むものであるが、そもそもSMMARPは、そのプログラムをもって治療が完了するものではなく、あくまでも自助グループへの繋ぎを容易にするためのものである。したがって、治療プログラムそのものの評価も大事であるが、その後のGAへの定着率も評価すべき。また、なかなか治療の場に現れない否認の強い方のプログラムへの入りやすさなども評価の対象にすべきである。

(36) 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握に関する御意見

【御意見に対する考え方】

ギャンブル依存症患者の把握方法やその問題の実態把握ができる仕組みの方策について、厚生労働省においては、関係省庁の協力を得て、ギャンブル等依存症問題の実態調査の方策を検討し、ギャンブル等依存が疑われる者や多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等といったギャンブル等依存症問題の実態調査を行うこととしております。

基本計画に基づき、必要な施策を実施し、適時に、その達成状況を調査し、進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

意見
実態が分からないため対策の議論が過去の経験や主観で議論されている印象を受ける。
反対 依存性の根拠も曖昧なまま規制を強めているだけの為
まずはギャンブル依存症の実態把握をできる仕組みを確立することに注力し、施策の具体的な評価の手法の確立、適切なガイドラインを設けることが先ではないでしょうか。
依存の問題が大きく取り上げられているが、そのもとになっている536万人というデータも新しい数字がどんどん出ているにもかかわらず、最初の数字を大きく取り上げて騒ぎ立てているようにも見えます。
依存性の定義及び実態把握の魅了
依存者の定義とデータが不完全であり恣意的なデータが引用されているように思えます。
強盗や横領で得た金をギャンブル等に使用した事件簿を作っていたら、その犯罪者がその後どのように回復したかの追跡調査が見たい。どの程度回復につながるかの検証を行って欲しい
実態調査:基本法第23条関係、VII 多重債務問題等への取組みについて、ギャンブルによる社会的損失(多重債務、離婚、失業、時間的損失など多岐にわたる。)を明らかにする調査研究が必要である。
そもそもギャンブル依存症と思われる人数の数値的根拠がデタラメであり、例えば法律を制定したとしても、それによって依存症と思われる人数が削減されるとは思えない。
依存症の定義及び実態把握が未了。
依存症の定義及び実態把握が未了。
全国的にみれば、ギャンブルを理由とした業務上横領事件が多いと思われるので、そうした相関性等の実態調査を行うべきであると考えます。
「実態調査」については、各種施策を進めていく上での基礎データを収集するための重要な位置づけであると考え、調査の企画・実施等にあたっては、研究に知見をもつ、大学等の教育・研究機関の協力が不可欠であると解する。厚生労働省においては、「関係省庁の協力を得て、平成31年度中にギャンブル等依存症問題の実態調査の方策を検討する」とのことであるが、教育・研究機関を所管する文部科学省が当該検討へ参画するとともに、文部科学省が所管する教育・研究側の視点からのアプローチ(例:実態調査等への大学等の研究機関の関与、研究等を担う専門人材育成など)についても、計画に含めることが妥当であると考えます。
犯罪統計で何らかの依存や疾患が作用したケースがどのくらいあるのか、ギャンブル依存にこだわらず、全体が見えるような取組みを先行することの方が、今後のギャンブル等依存対策を推進していく上で、国民の理解が得られるものと考えます。そうでなければ効果があるのかどうか分からない取組みに、漠然と行政、事業者が労力を費やしていくことが非常に無駄と映ります。長く取り組めば道筋が見えてくるのかもしれませんが、我が国を代表する聡明な頭脳を持った政府・中央省庁が立案したものと言うにはあまりに拙速という印象です。今後はゲーム依存、スマホ依存など、病気じゃなくても病気として取り扱うものが増えるでしょう。その度に今回のような大掛かりな仕組みを作って居ては国が疲弊します。問題の程度にあわせた対策が現実的です。その程度を行政府はしっかり研究し、表明することが先決です。
厚生労働省の発表は発表する度に数字が下がっており信用ができませんがそれでも0.8%の推計で対応が必要となるのか無理やり規制を行いたいためのこじつけにしか見えない。
相談内容のギャンブルがすべてパチンコ遊技によるものだと感じてしまいます。その部分を細かく分けて数値化すれば、よりパチンコ遊技に関連する割合が少ない事がわかってと思います。
この法案は依存症との因果関係がはっきりしない中でのものなので意味がないのではと思う。しっかり根拠を出して欲しい。



<p>ギャンブル等依存が疑われる者の割合が、成人の0.8%であると、H29年AMED調査結果とあるが、過去一年以内のギャンブル等の経験の評価結果から推計しているとあるが、具体的な数値根拠に乏しく、成人の0.8%という数値に大きく疑念が残る。</p>
<p>政府が出した数字には誤りだらけと伺ったことがある。再度統計をきちんととり、誤った誤解のまま物事が進まないようにしてほしい。</p>
<p>データが信用性に欠ける。もっと長期で正しいデータを収集するべき。</p>
<p>既に取り組んでおり、依存症の定義及び実態把握が未了であり反対です。</p>
<p>ギャンブル全体による被害調査をしていないことは問題であり、ずさんな厚労省の統計調査、消費者庁の甘いアンケート調査、カウンセリング相談データの分析だけでは不足している。RSNデータによる警察庁調査は、パチンコ業界と警察との癒着を生む。</p>
<p>案にある消費行動等の実態調査については、同案の基本理念、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等と、どの程度、どの様に関連するのかを明確にしてこそ意味のある対策となると強く思うので、しっかりと行って頂きたい。</p>
<p>ギャンブル依存症に対するデータが非常に不正確であるので、本当にこの基本計画通りにやって依存者が減るとは思えません。これ以上の規制には賛成することが出来ません。</p>
<p>今出ている数値がどう算出された数値かもわかりませんし依存してる人がいるとは思えません。</p>
<p>統計的なデータの一般開示の可能性は、今後検討されますでしょうか？相談データと合わせ、本人家族申請の実績データや、行動データを組み合わせ、多角的に分析することで、行動特性、個人属性を明らかにし、共通的な特性により、相談活動の有効性を高めることが可能であると考えます。複数種類のデータを組み合わせることで分析することの有用性確認について、今後実施される予定はありますか？</p>
<p>本当に依存の数値が正しいのか、今一度しっかりとデータ集めをしてからでもよいのではないのでしょうか。</p>
<p>データが不正確な上に何の改善も見られない</p>
<p>自分の周りには、ギャンブル依存症の人はいません。依存性の定義や実態把握が出来ていない状態で規制をするのはどうかと思います。</p>
<p>依存症対策といいますが、まず依存症についてはっきりさせることからはじめないといけないと思います。その上で本当に依存性があるなら対策が必要でしょうしそうでないならそもそもこの議論すら無駄なことになります。これ以上無駄に税金を使う前に、まず、依存症についてはっきりさせ(都合のいいようにデータの書き換え等無いことが前提ですが)ることが急務であると考えます。なので、この段階での対策法案については疑問以外ありません。断固反対します。</p>
<p>今回の規制に反対である。今回の計画案は誤ったデータによって作成されたものである以上、この計画案は再度検討するのが妥当である。</p>
<p>規制強化に関して反対。データ資料は不透明なところも多く、昨年の統計不正もある為、参考にならない。</p>
<p>そもそも依存症の統計人数はあっているのか疑問。統計不正があり行政のいい加減が多い。結局の所、自己責任では。</p>
<p>ギャンブル等依存症対策としての法制ならば、因果関係をきっちりする調査にこそまずは力を入れ、そこで見た因果関係に基づいて対策を講じるようにすべきでは。</p>
<p>過去に、厚労省が、全国のギャンブル依存症者数、約536万人と発表していた。2018年には、約280万人に訂正、過去1年間に限れば、約60万人。人は、世間体の悪い事(数字)は、覚えている。約60万人という数字は、正しい数字であるにも関わらず、世間の人々は、500万人以上も依存症があると認識してしまった。今後は、正しい数字を世間の人々に公表するよう、努めてほしい。</p>
<p>依存性患者の定義及び患者数の把握方法はどのようになっているのか？</p>
<p>でたらめなデータを集めて審議する法案は意味が無い。</p>
<p>「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を成人の0.8%としているが、それは2017年における単年の有症率であり、生涯有症率の3.6%(約360万人) &lt;久里浜医療センターなどの研究班による&gt;を紹介しないのはおかしい。意図的な表記だ。</p>
<p>ギャンブルの負の側面だけが強調されているが犯罪抑止などにも貢献しているのではないかと思うのでそういったデータも公表すべき</p>

ギャンブル等依存症の定義が不明確で実態把握が未了である

基本法第2条は、「ギャンブル等依存症」を「ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義している。

しかしながら、「ギャンブル(等)依存症」という病名は、国内外の医学会においても定義されたことがないばかりか、この依存症はどのような病気で、どのような症状を有する者を指すのか、その対策とすべき者が明確でないという基本的な問題が存在している。

それ故、対象とすべき者が明確に特定されないため、かかる規制を強制すると不当不要な扱いを受ける者が多々出て来る恐れがある。

また、基本計画案は、最近の実態調査や国会での議論等を踏まえて、ばちんこ事業者を関係事業者として取組の対象としている。しかしながら、当該基本計画案自身が、ギャンブル等依存症問超の把握状況が必ずしも十分でないことを認めているのである。

加えて、認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワークが平成29年3月31日に発行した「2016年ばちんこ依存問題電話相談事業報告書」報告書1は、ばちんこ依存問題の実態が不明であることや、ばちんこ特有の問題よりも生活管理等の支援が必要であること等を指摘していること等からすれば、ギャンブル等依存症の定義は不明確で、状況把握は未了であるというほかなく、現段階で基本計画を実施してばちんこ事業者の自由とばちんこユーザーの娯楽を奪うことは拙速である。

ばちんこへの依存者に係るデータが不明確である

基本計画は、平成29年度、AMEDが行った調査が、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の0.8%と推計しており、このうち最もよくお金を使ったギャンブル等は、ばちんこ・パチスロが最多であったとのことである。しかしながら、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議は、平成29年3月31日付け「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」において、AMEDによる調査結果として、「ギャンブル等依存症が疑われる者」、かつ、「パチンコ・パチスロに最もお金を使った者(過去1年以内)」は、全体993名中の4名(0.6%)に過ぎないとのことであった。さらに、「直近1年間においてパチンコ・パチスロ遊技障害を有しているおそれがあると推定される人」は0.4%(18歳~79歳成人人口で換算すると39万9799人)である旨が報告されている。また、AMEDは、平成25年に、ギャンブル等依存症に関する全国調査の結果として、生涯を通じたギャンブル等の経験等を対象とした依存症が疑われる者の割合が成人の4.8%、人口推計536万人であると報告したが、平成29年には、生涯を通じたギャンブル等の経験等を対象とした依存症が疑われる者の割合が成人の3.6%、人口推計約320万人と報告しており、僅か4年の間に、1.2%及び216万人も減少したこととなる。当該調査結果については、ギャンブル等依存症の疑いがある者が急激に減少傾向にある、又は、調査自体の信用性に疑義があると評価するのが自然であるうえ、そもそも「調査時点」ではなく「生涯」における依存症の疑いのある者の割合及び人口推計が恣意的に報告されてインパクトの大きい誤った数値が一人歩きしてしまっている点で重大な問題がある。

以上のとおり、ばちんこへの依存者に係るデータは未だ不明確であり、そのような不明確な数値をもとに基本計画を実施してばちんこ事業者の自由及びばちんこユーザーの娯楽を制限することは許されない。

### (37) 関係事業者による実態把握に関する御意見

#### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策推進基本計画案においては、関係事業者による実態把握に係る取組として、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談データの分析等の取組を実施することとしており、具体的な実施方法を検討の上、計画期間内に適切に実施してまいります。

#### 意見

調査研究：基本法第22条関係について、ギャンブル依存症の発症原因を、医学的に研究すべきである。そのための資金は、ギャンブル事業者に負担させる必要がある。

分析結果を関係機関に提供、とありますが具体的にはどのような相手方を想定されておりますでしょうか？

### (38) 貸付自粛制度に関する御意見

#### 【御意見に対する考え方】

貸付自粛の実績の公表について、ギャンブル等依存症対策推進基本計画においても、金融庁がモニタリング等を通じ適切な運用を確保することとしていることを踏まえ、適切に対応してまいります。

#### 意見

貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施  
貸付自粛制度はあくまで努力義務であり、どの程度の効果があるのか明らかでない。そこで、その実績を公表することを求める。

### (39) 民間金融機関団体との連携促進に関する御意見

#### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策推進基本計画案においては、ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携を促進することとしており、民間金融機関等とも連携し、ギャンブル等依存症対策に係る取組を進めてまいります。

#### 意見

周知活動について ギャンブル等依存症、又はそのおそれがある者にとって、金銭に関する問題は極めて重要である。そもそも、ギャンブルのための資金が簡単に借入れできる環境自体が依存症に至る背景の一つであり、多額の借金により、本人はもとより家族の生活まで破綻してしまうことも多々ある。そのため、簡易な借入れができないように、銀行等の金融機関や貸金業者と連携して防止することが肝要である。

ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関との連携強化促進について、不適切な業界団体を相談拠点とすべきではない。

### (40) 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化に関する御意見

#### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策推進基本計画案においては、警察庁において、平成31年度中に、都道府県警察に対して、違法なギャンブル等の取締りの指示を徹底するなどにより、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進することとしております。警察では、違法な賭博店等の取締りを推進しているところですが、賭博事犯が依然として発生している状況にあることから、取締りを一層強化してまいります。

#### 意見

警察による違法ギャンブルの取締りは不十分で、特にパチンコの3店方式など積極的な法違反の癒着がある。

「警察においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進しており、平成30年中、警察では、店舗に設置されたゲーム機等使用に係る賭博事犯を42件検挙」引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施」とあるが、これら厳正な取締りの対象に、風営法第二条第一項第四号に規定される「まあじゃん屋」で行われる顧客同士の違法な賭博行為、もしくはそれら顧客による違法行為を推奨／もしくはそれに加担する違法なまあじゃん屋も含まれるという認識で良いか。また、当該記述はあくまで違法な賭博店等を対象とした記述であり、店舗等を有さずインターネット上で提供される違法な賭博サービスに関しては一切の言及がない。警察庁としては、インターネット上で提供される違法な賭博サービスは、当該施策に基づく厳正な取締りの対象としていないという認識で良いか。

遊技業に携わる者として法令遵守は当たり前の事で守って営業して行けば良いのですが、依然として違反行為が後を絶たないのも問題ありと思う。

#### (41) その他のギャンブル等依存症対策推進基本計画案に関する御意見

##### 【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策基本法第12条において、政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（ギャンブル等依存症対策推進基本計画）を策定しなければならない旨が、規定されております。

対策を総合的かつ計画的に推進するため、今般、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき内閣に設置された推進本部において、外部の有識者をはじめ関係者の意見を適切に聴取しつつ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画案を取りまとめました。

ギャンブル等依存症対策の目標は、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築することであり、対策の実効性を最大限に確保するためには、徹底したPDCAサイクルにより計画的な取組を推進することが重要と考えております。このため、基本計画に定める施策の目標については、適時に、その達成状況を調査し、基本計画の進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、これらの効果の評価や実態調査の結果を踏まえて、依存症対策の対象も含め、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしております。

また、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関連する取組を進めていくことが重要と考えております。このため、基本計画においては、これらの連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずることとしております。

さらに、ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があり、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要と考えております。このため、基本計画においては、教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、ギャンブル等依存症の予防等に資する広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援など、様々なアプローチによる取組を推進していくこととしております。

ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築するため、政府一体となって、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じてまいります。

<b>意見</b>
ギャンブルは、子どもたちの未来を奪い、家庭を破壊します。まじめに汗水たらして働くことを軽んじる風潮の中では、子どもはもとに育ちません。弁護士として、ギャンブルが原因となった離婚や破産、家庭崩壊を数多く見てきました。依存症対策などでは、このような地獄を避けることは絶対にできません。
どんなギャンブルでも、何がいけないのかと考えると、法律を作ることなのかと考えさせられます。子どもだけに留守番をさせてパチンコに行き、火災になって子どもが亡くなった。など、どう考えてもその人のモラルであり、ギャンブルがすべて悪いことかと思いません。競馬場で家族みんなで楽しい一日を過ごすことだってできます。お金と時間のある人がどんどんお金を使ったら良いと思います。
要約すると、ギャンブル等における依存症の対策に対して、国家機関の職員が「人材の確保」等では、日本の国家主権側における官公庁側が「医師、保健師、助産師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、臨床心理士」等の「人員(パーソン)」を「増員(インクリース)」を施行すると、無駄な財政コストが掛かるので、「競馬、競艇、競輪、パチンコ、カジノ」等のギャンブル等の施設を「削減(ディクリース)」する事が望ましいと、私は考えます。
そもそも依存とは個人の趣味趣向の中でおきるものであり、お金をかけすぎること批判するのはどうなのでしょう。個人の財産をどのように使うかを他人が口を挟むことが果たしてよいことなのか疑問を感じます。
最後にギャンブルに依存する理由は何か。いろいろな理由がある中で、社会的不安(生活・仕事)からの逃避が含まれれば、政治政策で解決できるのではないのでしょうか。国民が働くことに生きがいを感じ、将来に希望を持ち安心できる世の中にしてください。どうか一国民としての声を受取ってください。よろしくお願いします。
ギャンブル等依存症対策に関して、過度に反応し過ぎていると感じます。法律により規制をする事で、本質の解決に繋がるとは思えない事。そもそも、依存する事に対して店舗、業界自体に責があるのか？自己管理の責任では無いのか？と感じます。自己の意識次第で、いくらでも改善の余地はあると思います。また、業界の規制を改正する事により、少なからず、営業が厳しくなり閉店する店舗も出てくる事、それに伴いそこに関わる業者関係の停滞が起り、働き手の雇用口が減る事による雇用口不足による社会問題。税金に関しても、業界が収めている税金が業界停滞により減って行く一方でその分はどのように補うのか？国民からの税金を上げれば別の問題として厳しくなる一方だと思えます。その為、現状でも悪化している業界をさらに圧縮する今回の改正法案には見直す点、改善すべき点があると感じられます。
効果の定かでない施策の押し付けは止め、施策によっては一部実施にとどめ、効果を検証しながら進めるなど慎重かつ柔軟に対策を進めることをお願いしたい。これまでは放置されていたギャンブル等依存問題についてIRをきっかけとして問題として認識し、施策に取り組むのは評価できるが、医学的にも研究途上の観が否めず、その他の施策面においても手探り状態であり、国内外の各種施策の効果を見極めながら、進めて行く必要がある。データもエンピツもない思い付きの施策を並べ立てて性急に効果を求めては、適切で効果的な施策の前進は図れない。試みにやってみるがどうだろうかといった、後戻りもありうるという余裕を持った姿勢が必要である。成果を求めるあまり、拙速に陥らないようにしてもらいたい。各役所は、一生懸命やっておりますというポーズ作り、アリバイ作りに陥っていないか、自省してほしい。 今回の政府の取り組みは、相談体制の充実・周知など評価できる施策も多いが、カジノに対する反発をかわそうとするあまり、既存の公営ギャンブル、パチンコ業界に対して効果の定かでない施策についても性急に押し付け、闇雲に成果を求めようとしている。政府は施策をすべて全国一斉、一律的に押し付けるのは慎み、施策によっては一部実施、試験的実施などを柔軟に行って、相談機関が取り扱った個々のケースから、いわゆるギャンブル依存症と言われるものの実態を冷静に把握、分析し、対策の効果を冷静に見極める姿勢を持つべきである。これをやれば、効果があります、成果が出ます、こうやれば、依存は治りますというような安易な考えをふりまけるような分野ではないことは、この問題を少し勉強すれば、すぐ理解できる。
ギャンブル依存症はパチンコ等に限らないもので本人が抱える問題であると考えました。
ギャンブル依存の法をつくるなら、現場にかかる費用や問題にも向き合って欲しい。
ギャンブル依存症については、あくまでも自己責任でしょう。
カジノの解禁に引きずられた、合理性のない不要な規制を新たに設けることは賛成できません。
規制がかかっても依存症の人にはあまり関係がないと思います。規制がかかって依存症が治るなら既にパチンコはやめられていると思います。
計画に反対です。一部の人のために、多くのユーザーや労働者が不利益を被る本計画には反対です。規制ないようにに関して、再考すべきだと考えます。
カジノの解禁に引きずられた、合理性のない不要な規制を新たに設けることは賛成できません。
カジノの解禁に引きずられた、合理性のない不要な規制を新たに設けることは賛成できない。
ギャンブル依存は大袈裟だと感じる
お金はある人が使ったらいいと思います 国が個人のお金のことにまで関与しなくてもいいと思います
ギャンブル依存は規制をいくら設けても無くなるものではないと感じる。ギャンブルが好きなのは好きなので止められないと思う。
依存対策かもしれないが、以前のパチンコは楽しめた。短時間で遊べる娯楽が、長時間やらないと遊べない。勝てない。依存は色々ある。タバコなどもそうだと思う。結果周りがどう騒ごうと詮議は本人の意思の強さによる。生死に関わるドラッグは厳しくても良いが、大衆娯楽を奪う法律はやめて欲しい。
規制をかける事がギャンブル依存症の方への対策になるとは思えません。何か別の事にシフトするだけだと思います。規制をして止めさせる方向性では無くどうすれば正しくギャンブルと向き合えるのかを考えるべきです。
自己責任の一言、誘惑の多い世の中で選択するのは人の自由、元々の人間性がそうなら、違う形で問題になると思う、それより論議し優先する問題が他にあるはず。関係する家族や関係者立場によって見解は様々だと思うが、やはり自己責任の一言に尽きる。関連整備は必要だと思うが、規制についてはこれ以上必要ないと感じる。
カジノの解禁に引きずられた、合理性のない不要な規制を新たに設けることは賛成できない。

自己責任だと思います
ギャンブル依存症というのは、結局の所本人の問題であって、パチンコや競馬などに規制をかけた所で意味がないのではないのでしょうか？施設や各種業界に対して制限するより、対象となる人への支援を強化すべきではないのでしょうか？
依存症になるのは自制心の欠如からかと思えます。
現状のままでも十分規制されていると思えます。
ギャンブル依存は本人の意識の問題であって、周りが注意していても根本的には治らないと感じる。
カジノの解禁に引きずられた、合理性のない不要な規制を新たに設けることは賛成できない。
カジノの解禁に引きずられた、合理性のない不要な規制を新たに設けることは賛成できない。
カジノの解禁に引きずられた、合理性のない不要な規制を新たに設けることは賛成できない。
調査と並行して規制や政策を決める今回の案は、時間がないのは分かるが、無益な規制や対策を既成事実として実施し、本来の目的であるギャンブル等の依存に因果する犯罪や不幸を防ぐことに出来ないときの言い訳の為だけに制度を作っているのに見える。時間のかかる受け皿を複数用意するのが目的だと思うが、実際に各団体ごとの対策等が機能し始めた後に、効率よく情報や運用の統合をするには、足並み揃えてから運用を開始するより手間がかかり、本来の目的を果たせる体制が整うのがより遅れる未来が見える。
ギャンブル等実績依存症対策基本法も、今回の基本計画(案)もしょせんカジノIR設置に向けた布石であろう。
「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)」「本基本計画案」は、特に、新たなギャンブル依存症を生み出さないための予防の観点から見て、極めて不十分である。ギャンブル事業における依存症対策を事業者任せにせず、全てのギャンブルを包括する厳格な広告規制、未成年者のアクセス制限、実効性ある入場規制、インターネット投票制限、射幸性の抑制、資金調達制限、ギャンブル事業の売上の総量規制を国が責任をもって実施するべきであり、また現在具体化しつつあるカジノの依存症対策についても責任をもって口を出し基本計画に盛り込むべきであり、ギャンブル事業者が直接資金提供する相談・支援体制は認めず、国や自治体が責任をもって実施すべきである。ギャンブル事業における依存症対策が事業者や業界団体任せの縦割り計画になっている。少なくとも、広告規制、未成年者のアクセス制限、入場規制、インターネット投票制限、射幸性の抑制、資金調達制限等は、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」というべきであり、国が責任をもって共通した対策を実施すべきである。
基本計画(案)第1章について、現状の対策をほぼ肯定追認するところから始まっており、現状のギャンブル被害を小さくとらえ、現行ギャンブルに支障を与えない範囲で対応していこうという根本的欠陥がある。現状が如何に多くの被害者、そして多くの依存症、問題ギャンプリングを生んでいるかの反省がない。結局、具体的対策取組として計画案の7～55頁に記載する関係事業者の取組みとしているところは、実態は役に立たず無内容に等しいことをもともとらしく書き並べているだけである。依存症等への治療システムには、ケアや治療を開始した場合に、事業者がギャンブルを停止させる担保も必要である。事業者が「火」をつけ、医療・教育機関が「水」をかけるマッチポンプ方式は、国民の人権擁護や国家経済に反する。ギャンブル事業において客となる市民への収奪行為が維持続行される限り、ギャンブル依存は生まれ続ける。依存症対策は、ギャンブル事業の廃止・禁止と不可分であることを共通認識とささねばならない。ギャンブル依存を生む事業とシステムの“蛇口(邪口)”をストップしないで人的に手で押さえるような対応など許されない。今回の基本計画(案)には、世界の先進的依存症対策のような対応はうかがえない。例えば、高額賭金の禁止やプレイ時間には厳しい規制が必要である。北欧でとられているギャンブル規制には、①利用客のギャンブル投入金についてその客個人の所得収入に応じて一定割合以上のプレイを禁止するシステム、法的及び文化システムとして②ドレスコードの設定等により入場の人物審査、③広告禁止、④教育などが厳格に定められている。今回の基本計画(案)はこれらの点がなく不十分である。パチンコをはじめ公認ギャンブルが大量の依存症者を製造していることを確認することで、現行ギャンブルの縮小、無害化へのアプローチをすることがまず必要である。依存の病を作り出しつつ、その一方で治療プログラムを用意するなど本末転倒である。
ギャンブル依存症の対策を進めることは、重要かつ喫緊の課題であり、啓発に努めています。依存症の予防や患者への支援を推進するという基本計画の趣旨に対し、基本的に異論はありません。
政府は、効果の定かでない施策の押し付け、性急な成果の追求を慎み、施策によっては一部実施にとどめ、効果を検証しながら進めるなど慎重かつ柔軟に対策を進めることとし、その旨を基本計画において表明すること。これまで国レベルでは放置されていたギャンブル等依存問題についてIRをきっかけとして問題として認識し、施策に取り組むのは評価できるが、医学的にも研究途上の観が否めず、その他の施策面においても手探り状態であり、国内外の各種施策の効果を見極めながら、進めて行く必要がある。「これまで放置していた罪滅ぼし」だからと言って、データもエビデンスもない思い付きの施策を並べ立てて性急に効果を求めては、適切で効果的な施策の前進は図れない。「試しにやってみるがどうだろうか」といった謙虚で後戻りもありうるという余裕を持った姿勢が必要である。成果を求めるあまり、拙速に陥らないよう自戒してもらいたい。各役所は、「一生懸命やっております」「やらせております」というポーズ作り、アリバイ作りに陥っていないか、自省してほしい。今回の政府の取り組みは、相談体制の充実・周知など評価できる施策も多いが、カジノに対する反発をかわそうとするあまり、既存の公営ギャンブル、パチンコ業界に対してATMの撤去等効果の定かでない施策についても性急に押し付け、闇雲に成果を求めようとしている。政府は、拙速を自戒し、施策パッケージをすべて全国一斉、一律的に押し付けるのは慎み、施策によっては一部実施、試験的実施などを柔軟に行って、相談機関が取り扱った個々のケースから、いわゆる「ギャンブル依存症」と言われるものの実態を冷静に把握、分析し、対策の効果を冷静に見極める姿勢を持つべきである。「これをやれば、効果があります、成果が出ます」「こうやれば、依存は治ります」というような安易な幻想をふりまけるような分野ではないことは、この問題を少し勉強すれば、すぐ理解できる。あぶく銭を得ている業界には多少無駄遣いさせてもいいというような考え方は、結局は、貴重な医療資源や福祉資源の無駄遣いだということも強調しておきたい。

包括的で実効性ある対策を国が責任をもって実施すべきである  
本基本計画案第二章「関係事業者の取組」は、以下の「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」(2頁)とは異なるものとして、監督官庁ごとばらばらに関係事業者の取り組みが記載され(7頁以下)、「縦割り対策」(2018年意見書9頁)のままである上、ギャンブル事業者や業界団体任せの基本的姿勢も変わらない。  
しかしながら、少なくとも、広告規制、未成年者のアクセス制限、入場規制、インターネット投票制限、射幸性の抑制、総量規制、資金調達制限については、後述のとおり公営くじやカジノも含めた全てのギャンブルに共通して取り組まなければならないべきであり、全てのギャンブルを包括する共通した対策を、国が責任をもって実施すべきである。  
全てのギャンブル産業全体及びギャンブル産業ごとの売上の総量規制の導入を検討すべきである  
本基本計画案においても、ギャンブル産業の売上の総量規制への言及はない。  
「ギャンブル利用者を拡大促進しギャンブル産業を大きくしようとすればするほど、ギャンブル依存症対策は緩められ、ギャンブル依存症が増加する。」(2018年意見書6頁)。ギャンブルは、地方財政の健全化や税収の増加、公益事業の財源、地域活性化拠点として利用促進すべきものでないことを明確にし、ギャンブル産業全体及びギャンブル産業ごとの売上の総量規制(対GDP比)の導入が検討されるべきである。

- 本基本計画案は、特に新たなギャンブル依存症を生み出さないための予防の観点から見て極めて不十分である。  
少なくとも以下の各点について計画を見直し、実効性ある対策を追加するよう求める。
- (1) 全てのギャンブルを包括する実効性ある対策を国が責任をもって実施すること
  - (2) 公営くじもギャンブルとして基本計画の対象ギャンブルに加えること
  - (3) 具体化しつつあるカジノについて実効性ある依存症対策を求めること
  - (4) 全てのギャンブルにおいて厳格な広告規制を実施すること
  - (5) 全てのギャンブルにおいて未成年者のアクセス制限を徹底すること
  - (6) 全てのギャンブルにおいて実効性ある入場規制を実施すること
  - (7) 全てのギャンブルにおいてインターネット投票の制限を検討すること
  - (8) 全てのギャンブルにおいて射幸性の抑制を求めること
  - (9) 全てのギャンブル産業全体及びギャンブル産業ごとの売上の総量規制の導入を検討すること
  - (10) 全てのギャンブルにおいて実効性ある資金調達制限を実施すること
- (11) 全てのギャンブルにおいてギャンブル事業者が直接資金提供する相談・支援体制を認めず、国や地方自治体が責任をもって実施すること

「ギャンブル依存症のない社会をめざす宣言」が満場一致で採択され、国に対し実効性あるギャンブル依存症対策を求め、政府が立ち上げた「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」が2017年8月29日に決定・公表した「ギャンブル等依存症対策の強化について」に対しては、2018年3月27日付け「実効性あるギャンブル依存症対策の具体化とカジノの導入の見合わせを求める意見書」においてその問題点を具体的に述べ、国に対策を求めてきたところである。本基本計画案は、2017年決定をベースに策定されたものと認められるところ、多くの問題点についてはほとんど改善が見られず、特に新たなギャンブル依存症を生み出さないための予防の観点から見て極めて不十分である。

ギャンブル等依存症に陥る者が一定程度発生するものであることを認識し、これまでの対策では不足している規制をすべきである。

「内閣府内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局」が提唱している内容では、日本の構造に対し致命的な「矛盾点(パラドックス)」が有り、ギャンブル等依存症対策を施行する事で有れば、当初から既存の日本国における「競馬(ホース)、競輪(バイススクール)、競艇(ボート)、パンチンコ(スロットルマシン)、カジノ(ルーレット)」等のギャンブルでの構造を「削減(ディクリース)」する事が望ましいと、私は考えます。

はじめに、我が国で多くの人が健全にギャンブルを楽しんでいると書かれているが、何を持って健全と言うのか、ギャンブルをしている時点で健全な楽しみとはいえないと思う。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)は、ギャンブル等依存症の要因についてのエビデンスが乏しい中、緊急避難的に行いうる施策を並べ、よく取りまとめられていると思います。特に第一章の基本的な考え方で、PDCAサイクルによって対策をブラッシュアップしていくとしている点が優れていると思います。

依存症とはギャンブルだけではくれないと思います。アーティストの追っかけ・携帯ゲームの課金・お酒・煙草・旅行等々お金を使うものに関していったらきりがありません。

全部規制をしますか。できますか。答えはできませんよね。極論ですがすべて規制し排除していくのであれば民主主義など捨て共産主義の国になればいい。

私はそんな国に生まれたつもりも育った覚えもありません。自由に遊戯する時間を私にください。そう願うばかりです。ご検討の程よろしくお願い致します。

ギャンブルが存在する以上規制はあって然るべきではありますが、依存となると、個人が抱えている問題から産まれるウエイトが高くなるのでは。ギャンブル依存症という病名がないなかでギャンブル依存症という文字が一人歩きしているのではないのでしょうか？

諸外国の方法をしっかりと見習ってほしいです。

娯楽のギャンブルと依存を混同しないこと

ギャンブル障害という病気はあります。事実私は長い間たくさんの苦しむ家族を見てきました。愛好家と依存症者は全く違うのです。どれほど悲惨な状況があるのか・・・私たちの声を聴いてください。

用語や概念の整理も必要である。「ギャンブル等依存症」という政治・行政用語が、医学用語のように使用され、その領域が拡大されていくことは、世界では「依存症」の診断名が消失した流れから見ても、将来的な対策の発展において明らかに世界最高水準の対策の実現の障壁となると考えられる。法案名を含め、世界に正しいインパクトを与えられるように今後名称を変更すべきと考える。

ギャンブルではなく遊戯です

ギャンブル依存症が病気と確立されていないのに、ギャンブルの一切を反対されるのはおかしいです。



<p>のめり込みはほんの一部。</p> <p>こんな法をつくるからギャンブルの印象が悪くなる。実際はのめり込みしていない人の方が多い。</p> <p>依存の概念を定義する事は難しいと思いますが、競馬競輪やパチンコなどある種の文化として形成されているように感じます。今後の高齢化社会においても楽しみの一つではないかと思えます。しかし、このような娯楽を楽しむ人々を「依存している人々」と呼ぶことへは些か抵抗感があります。また、青少年育成の観点からと言うのもどうかと、ドイツでは飲酒の年齢が一律で決まっているわけではなく年齢や度数で制限しているようです。根拠も曖昧な制度を「依存の恐れ」と言うだけで一律で行うことの方が違和感を覚えます。</p> <p>確かに発達障害者の2次障害で依存症を経験している人もいます。しかし、依存症の経験がない人も多くいます。成人当事者(疑いも含む)の35%近くが障害者手帳未取得者でした。大人の発達障害は、2008年のリタリン事件(東京クリニックがうつ病患者乱用事件を起こし、製造元のノバルディスファーマが自主回収した)を受けて、ADHD患者への治療が経たれてしまうという悲惨な事件が起こっています。2012年ストラテラ、コンサータが相次いで承認されるまでは、有効な治療手段もなく、精神科医が積極的に成人の発達障害を診断していませんでした。現在はその付けもあり、都内の成人発達障害の専門医療機関の中には新患待機者が1000名のところもあります。都立病院に至っては、成人発達障害の専門外来が1か所ありません。私立の大学病院の専門外来に頼るしかない実態が続いています。</p> <p>韓国では、インターネット依存症治療にコンサータ(日本ではADHDの薬として承認)などが有効とされています。しかし、わが国ではコンサータはADHDしか使えません。そもそも発達障害を診断できる医療機関不足、医師不足の中、このようなザルな法案を作成し、しっかりと依存症患者対策が出来ていない、当事者団体へのヒアリングをしないというのは、とても問題があると感じています。</p> <p>依存症患者は、発達障害であるかのような発言は非常にまずいと感じています。</p>
<p>依存症はあくまでも病気ですから、本人がやめたいと思っても意志ではどうにもならないんです。社会の偏見・無理解が問題の解決をより困難にしている側面があります</p> <p>実際の治療ではどのようなことをするのでしょうか？</p> <p>医者は、治療の道筋を示して薬を出すだけ。あとは患者さんが自助グループへ積極的に通うことです。患者さん自身が自分の心に向き合い、健全な自尊心を確立することが必要なんです</p> <p>このように依存症が普通の病気として受けとめられ、すべての人が治療へつながることが出来る社会が実現するのを願ってやみません。</p> <p>またアメリカなどの先進国の取り組みを見ても全ての依存症問題は病気として捉えていて治療すれば回復すると考えてます。</p>
<p>依存症なんてない。</p>
<p>必要な事を精査する事、余りに一方的なやり方は良くないと思う</p>
<p>ギャンブル依存性対策実施後の効果測定はどのようにするのか？規制する事に重きをおきその効果検証をどのようにするか疑問である。規制内容に関して、依存性対策となる根拠を明確にする必要がある。</p>
<p>ギャンブルへののめり込み等の問題はパチンコだけの問題ではなく、一般的な社会問題として考えて取り組む必要があるのでは、と思います。</p>
<p>法案打ち立てられてから、どうして課題はわかっているのに具体的な数字や金額見えないのでしょうか。いつからやるは書いてもいつまでに終わるという目標はないのでしょうか。</p> <p>そんなことをしてる間に依存で家庭が壊れ生活を失い死ぬ人が増えますよう</p>
<p>ギャンブル依存症の対策というならそれこそ公営ギャンブルを含めた、一般的な社会問題として取り組むのが健全ではないか。</p>
<p>依存症はない。と言う医師もいるようですが、依存症はあります。</p>
<p>「ギャンブル等依存症対策」を「ギャンブル等被害対策」に変更すべきである。</p> <p>「依存症」という文言を用いると、対策の対象があたかも依存症という診断がなれた者に限定されるという誤解を生む恐れがある。本基本計画案は、早期発見、早期治療・回復をも目的としているのであるから、今後依存症になりうる恐れもあるような人も広く含むと一般人が一目で分かるような用語に変更すべきである。</p> <p>また、ギャンブル等にハマることによって困難を抱えるのは本人だけでなく、その家族、親族、友人、知人、勤務先会社など幅広い。これらの者へ悪影響への対策も併せて講じる必要があり、対策の対象を広く捉えられる用語を用いるべきである。そもそも、依存症者は、自らの嗜好のみでギャンブルにハマるのではない。射幸性の高いギャンブルの魅力に取りつかれ、自らではコントロールできなくなり、度を過ぎたギャンブルをするに至るのである。すなわち、ギャンブル等依存症は病気であり、自己責任論で片付けられるべきものではない。ギャンブルにハマった結果、家庭崩壊を招き、友人知人との関係が崩れ、失業し、自身の生活や家族の生活が破綻し、本人は失踪し、時には自傷行為等に至ることもある。ギャンブル等依存症になり、本人やその周囲の者が抱えることとなった困難は、ギャンブル等が原因となった被害と言えるから、ギャンブル等の被害に対する対策とすべきである。なお、日本には、すでに公営競技やばちんこ等が存在し、その被害者も既に多数存在する。また、公営競技やばちんこ等は今後も存在し続けるのであろうから、ギャンブル等の被害の対策は、今後日本へのカジノ設置の有無に左右されることなく、対策が講じられるべきものである。</p>
<p>本計画中で、論点として欠けている最も重要な点は、依存症者本人の生き方の問題に対するアプローチが全く存在しない点である。なぜ依存症になるのか？という点に触れることなく、対症療法的な記述に終始している点が、とても気になる。最も、現状では、依存症になる原因が特定されているわけではないので、しかたがないことではあるが。また、本計画全体を通して、教育や普及などが中心であり、依存症にならないような、小手先の対策となっている感がある。これでは、根本的な依存症撲滅にはほど遠く、依存症対策・治療が表面的なものにしかならない。依存症となる原因はさまざまであり、また現時点で確立された治療方法が存在するわけではない。こういった現状をふまえると、本対策推進基本計画は、依存症を防ぐ方策としては十分に機能するとは言えない。</p>
<p>第1章でギャンブル等依存症対策を基本的な考え方、目標を述べていますが非常に違和感を感じます。一言でいうとギャンブル依存症の実態把握が不十分であり対策の効果測定できる環境になっていないのにPDCAサイクルが回すといっていることが理解できません。まず、目標設定ですがP.4「ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築すること」を目標としているが、ギャンブルという原因が無くならない限り、ギャンブル依存の方は0にはならないのは明白です。薬物や犯罪なら0を目指すべきだが、0を目指すことは、違法性のないギャンブル業界を潰すと同意であり本基本計画の趣旨に反しています。目標としては適切なギャンブル依存症率を設定し、予防・再発防止策で、そのコントロールをすべきです。本当に依存症を0にしたいのであればすべてのギャンブルを犯罪に認定し無くすべきでしょう。</p>
<p>自らがギャンブル依存者で今は回復支援に長らく関わってきた方によれば、ギャンブル自体が要因ではなく、知的障害や発達障害、金銭管理が苦手とか将来の目標が無いとか、そういう人がパチンコや競馬に触れる事によってギャンブルから抜け出せなくなる。それを医者の所見だけで全て病気と決めつけるのは極めて危険と警告している。</p>

<p>ギャンブル依存症の家族です。もっと依存症の実態を見てください。ギャンブル依存症による犯罪、自殺、貧困によるDV そういうところにももっと目を向けてください。ギャンブル依存症対策をしっかりとやるとおっしゃったのではないですか！！</p>
<p>全体的にギャンブル依存症を生み出さないという予防の観点が乏しい。</p>
<p>関係者会議の議事録を拝読する限り、事を急ぎすぎている感が否めません。法律、施行規則でスケジューリングがあることは承知しています。それを忠実に履行する事も正しいと思います。しかしギャンブル等依存症というものがありにも、ふわっとして、それを官庁と事業者で退治しようというには、行動プロセスの順番が必要だと思います。</p>
<p>ギャンブル等依存症への対策は、従来のように、各関係省庁ごとに分断された縦割り行政の中で、各関係事業者の取組として、競馬、競輪・オートレース、モーターボート競走、ばちんこという各ギャンブルの種類ごとに、個別に対策を検討していくのでは不十分であり、「(ギャンブル等対策推進)本部をギャンブル等依存症対策の司令塔として、本部長のリーダーシップの下、関係省庁が一体となって、必要な施策を着実に推進していく」ことが必要である(本基本計画案4頁)。このような観点からすれば、ギャンブルにおける「アクセス制限」や「資金調達の制限」「射幸性の抑制」といった問題についても、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として、検討すべきである。</p>
<p>ギャンブル依存症者を家族を持つ者として率直に感じたのは、家族がいかに過酷な生活を送っているか、関係者会議の方々や策定に関わるの方々のご理解いただけているのか、という疑問である。依存症がいつ再発するかかわらない経済的不安、壊れてしまう人間関係の中で、幼子を抱えて窮屈な思いをして暮らしている妻子供がたくさんいる。経済的不安を解消するために振るタイミング勤務していたが体調を崩してしまったり、子供が不登校になったりと、周知の通りギャンブル依存症は様々な社会問題の原因になりうる病気である。その現実をぜひ受け止めて、支援や予防対策などを考えていただきたい。</p>
<p>ギャンブル依存症にならないのが一番だが、それは不可能である。故に2次予防3次予防はどのように考えているのか。</p>
<p>依存対策が進む中、そこで生活している人々の受け皿となるような取組がもっと必要であると考えます。現状の状態では、規制のみ先行してしまい、依存症の方々が他に依存するだけなので、こちらのフォローも行き、社会全体での改善策が必要だと考えます。</p>
<p>様々な対策が必要だと思いますが、現状の計画案には反対な部分が多いです。ギャンブル依存はあくまで個人の裁量に起因しているところが大きいと思います。どの様な対策を講じてもなる方はなり、規制などして遠ざける等しても限界があると思います。ギャンブルにも存在価値はあり、如何に共存させて行くかを考えて欲しいと思います。そしてどの様に社会が依存症をフォローすべきかを強化すべきです。</p>
<p>ギャンブルという産業がある限り、依存症の問題は必ずおきます。日本の未来のために、本気の対策を！</p>
<p>締め付けではなく楽しく遊べるようにして欲しい。</p>
<p>一般の優良なお客様の負担が増え、業界にも締め付けがくるので、反対です。</p>
<p>一般ご利用の方まで締め付けられるルールには反対です。優良な方は、今まで通りでもきちんとした遊び方を行えます。</p>
<p>計画案に対して反対です。ユーザーの立場としてこれ以上抑制を強くされたら楽しめなくなります！</p>
<p>このままでは困ります。規制緩和して欲しい</p>
<p>計画案に対しては反対です。ごく一部の人の為に、ユーザーや働き手が割をこうむる結果になる規制に対しては再考すべきではないでしょうか。</p>
<p>規制を強制すると不当な扱いを受ける人が出てくると思います。</p>
<p>規制を強化したところで、変わりません。</p>
<p>ギャンブル依存に関する問題に真剣に取り組んでいます。厳しくする必要はない。ストレス発散に遊びに行っているのに制限されると逆にストレスになる。</p>
<p>規制が非常に厳しく、業界全体がいつ倒産してもおかしくない状態です。この業界で働いている人達にも家族があります。生活が出来なくなってしまうので、規制の緩和を宜しくお願い致します。</p>
<p>規制ばかりで、普通に楽しめないと思います。</p>
<p>射幸心を規制してもあまり効果がないと考えられる為反対</p>
<p>規制がきつくなればなるほど依存してる人は依存するので逆効果だと思う</p>
<p>身近な娯楽なのに規制しすぎるのはおかしいです。</p>
<p>規制ばかり厳しくしてしまうと、お客様の減少などにより会社としての経営が成り立たなくなり従業員の生活にも影響が出てくる可能性もあります。これ以上の規制はどうかと思われれます。</p>
<p>依存症対策を理由として不要な規制により長年親まれてきた文化を圧迫するのには疑問を持ちます。</p>
<p>費用に関しては各事業者が負担するのではなく、政府が負担して実施すべき。税金と二重取りだと思います。</p>
<p>遊戯を趣味嗜好とする人々に広く周知されてない段階であるため、時期尚早であると思う。</p>
<p>ギャンブル依存性対策しても、本人は何としてもやるのでこの程度では意味がない。総量規制と同じ</p>
<p>依存に関する取り組みは各業界で取り組んでいるため新たな取り決めは必要無いと思います。</p>
<p>ギャンブルの種類により、規制と対策に差があるのでわかりにくいのではないかな？</p>
<p>最近のギャンブル依存に対する規制などは少しやりすぎなどがあると思う。</p>

規制には反対です。これ以上必要有りません
緩和を求めます！
取り組みについては理解出来ますが、過度に行う必要はないと思います
ギャンブル産業側が依存症対策費を負担すること、その割合等を明確にしてほしい。
ギャンブル依存症に対する規制を行うのであれば、それぞれの因果関係を明確にしてから、それぞれに応じた度合いの規制をきちんと考えるべきだと思います。
ギャンブル依存症対策について、他国の取り組みも参考にしてほしいです。
もうギャンブルを廃止したら？
次世代の人達の為にも正しいギャンブル依存症対策が出来る事を希望致します。
これ以上、規制が厳しくなると、毎日の楽しみを無くしてしまう高齢者が増えてしまうので反対です。
既存ギャンブルだけを規制しても抜け道的なことをギャンブラーは簡単に見つけ出して馳ごっこになってしまう。それよりはうまく観光や産業としての活用、ゲームsねた一とパチンコ、ギャンブルなどの規制などを見直して新しい日本の産業として育成、そしてイメージアップやクリーン化なども考えるべきなのだと思う。また仮にそれらを規制しても海外にギャンブルをしに行くのまでは止められないだろう。
自治体や行政で個人の管理をしっかり行い、依存症による多重債務者を減らす取り組みをするべき。金融機関が職場へ在籍確認を行うのと同じように、自治体・行政にも個人の債務状況の確認が取れる仕組みを作るなど。
今後の雇用や社会貢献等に影響が出るような気がします。
競馬やボートだけでなくパチンコも1円ぱちんこが選択肢に入り少額で遊べる状況になっていると感じます。適度な欲求を解消する為にも依存症という言葉は適切なのでしょうか？各業界の努力は感じます。
依存症対策骨子にはおおむね賛成いたします。ただ、相談窓口の充実以外は監視の強化・射幸性の抑制といった内容にまとめられると思います。ただ現在は深刻な携帯ゲーム課金問題なども抱えているなかでするのでギャンブル業界の監視・射幸性を抑止するのみでは他に逃げ場を求め他の依存症問題になってしまうイタチごっこになるのではないかと懸念されます。競馬・競輪・ぱちんこの射幸性には直接関係ない規制などの撤廃によりいまままでできなかったことを実施する。同時にギャンブル性ではなく楽しさを与え依存症と思われる層をその業界から離さず 現状よりもしっかりと監視され射幸性が低い中で遊ばせることこそ問題の根本解決につながると思われれます。
このような推進基本計画を定めることは賛成です。第1章の基本理念についても賛成です。
ギャンブル等依存症対策基本法には依存症患者の救済だけが取り沙汰されていて、公営ギャンブルやパチンコ店等に係わる数百万人の雇用や人権は無視なのでしょうか？レジャー白書でもギャンブルの市場規模は年々縮小していて、これらの施設に顔認証等の莫大な設備投資を強ければ、数多くの企業が投資に耐えられなくて倒産する企業が爆発的に増えます。それにより、税収の激減と地方の防犯対策は全て自治体が行わなければならない、公務員の業務が莫大に増えます。
依存症は、別の世界のものではなく、すぐそこにある問題。ぜひとも、現実を直視し、現実に則した基本計画にしてほしい。
依存症対策を真剣にやろうとしていない現状に不安を感じ、ギャンブル産業の既存継続を擁護するばかりの現状が疑問だ。
ギャンブル依存症対策推進計画をざっくりよみました。全く具体的な事柄もなく『なにこれ?!』が第一声！突っ込みたい箇所、文句言いたい箇所たくさんあるけれど支援、改善支、促進…そんな生ぬるい言葉で解決できないのがギャンブル依存だともう。
計画案が、長すぎて読みにくい。もっと簡単に分かり易くしてほしい。
なんでも規制かければ良くなるのはおかしいと思います
ユーザーの不満はどうするのですか？
この仕事している方への配慮はどのようなのでしょうか
楽しくなくなります。
現状の対策で完璧であるとは言えませんが、一定の効果はあり、不十分で追加対策が必要とは思いません。
ごく一部の人達のために、一般のユーザーや働き手が不利になるような規制は検討の余地があると思います。
計画案に対しては反対です ごく一部の人達のためにユーザーや働き手が割をこうむる結果になる規制に対しては再考すべきではないでしょうか
計画案に対しては反対です ごく一部の人達のためにユーザーや働き手が割をこうむる結果になる規制に対しては再考すべきではないでしょうか
ギャンブル問題も重要ですがそれ以上に取り組まなければならない問題が多々あると思います。
現状いろいろ規制が入ってますが、依存症を失くすための対策にはなっていない。まだ、以前のほうが良かったように感じます。規制規制で厳しくするのはあまり効果はないと感じます。

規制ばかりかけて依存症が直るとは思わないです。
計画案に対しては反対です ごく一部の人間のためにユーザーや働き手が割り込む結果になる
法の名の下にギャンブルに対して厳しい締め付けが行なわれる可能性を強く感じ、この法案に対して強く反対する。 もともと依存というものは、ある出来事に対して脳が強い快楽を覚え再び実現したいと欲求し起きる事だと考える。それであれば何もギャンブルに限らず、恋愛などにおいても起きうることだと思う。もし、恋愛依存症みたいなのが社会問題化したら『恋愛依存症対策法』なるものを起草したりするのだろうか。罰則等のかかる法制を整えるのではなく、依存症にならないような対策や一般人に対する意識改革に力を入れるべきである。今までも行ってきたであろうが、効果がないから法を作ってギャンブル自体にメスを入れようというのが言語道断。役所の怠慢である。 ギャンブル依存に対して、なにかしら対策を行う事に対しては、否定はしないが何も法を作成して行う必要はない。まだ、役所の努力が足りないだけである。例え、法が必要になったとしても現状の中身の薄い法ではなく、パチンコ団体など各種法人とじっくりと話し合いの末に練られた法制を敷くことが大事だと考える。 今回の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)」に関しては、取り下げを強く強く希望する。
反対です。
これじゃ対策になってないと思います 根拠が分からないです
何でも法にしてしまうのは嫌
規制ばかりかけても依存症には繋がらないと思います。
計画案に対する意見等はございません。実態に基づいた施策が施行される事を希望します。
反対します。
規制ばかりかけても依存症にはならないと思います
計画案に対して反対です。一部の人間に対してのために、ユーザーや働き手が損を被る結果になる規制は再考すべきであると思います。
企画案に対して反対です！ごく一部の人間のために、ユーザーや働き手が割りをこうむる結果になる
計画案に対しては反対です
依存すると自由に使えるお金が無駄になる。その使ったお金でいろんなことができると思う。
計画案に対しては反対です。他の人に合わせる意見には反対です 再考をお願いします
計画案に対しては反対です。ごく一部の人間のために、ユーザーや働き手が割りをこうむる結果になる。規制に対しては再考すべきではないのでしょうか。
計画案に対しては反対です。働き手が割りて、結果となる。規制に対しては参考するべきではないでしょうか？
計画案に対して反対です。一部の依存の人に合わせてしまうと、ただ楽しんでいる多くの人ばかり不利益になると思います。規制については再考すべきだと思います。
計画案に対しては反対です。無計画なユーザーのために規制を厳しくすることは、その他のユーザーの意見を蔑ろにしているからです。
賛同します
依存症への対策になると思えません
計画案に対しては反対です。ごく一部の人間のために、ユーザーや働き手が割ってこうむる結果になる。規制に対しては、再考するべきだと思います。
規制ばかりかけることで当たりそうで辞めなければいけないので緩和してほしい
反対です。依存性になってないユーザーのことも考えてください。
全てに対して反対です。取組に賛同した場合、従業員にも負担がかかる恐れがあるため。
規制ばかりかかると、その職場で働いてる私の働き場所を失ってしまいます。
賛成です。
ギャンブル依存は言い過ぎだと思う
反対です。新たなシステムを導入すら手間、費用を考えたら別の防止策があると思います。
お店が無くなるとスタッフも働き口が無くなって失業者が増えます。それは困ります。

<p>ギャンブル依存症が遊戯機の仕様によるものとは考えられず、余暇を本来の楽しみ範囲で遊戯される方の減少にしか繋がっていない。 ギャンブル依存症の対策にはまず精神的な人間性の向上を社会的に整備し、問題を提起する必要がある。</p>
<p>既に取り組んでいます</p>
<p>既に取り組んでいます</p>
<p>また、日本の文化として楽しむ外国人もいると聞いてるのでもっと良い方向で規制をかけて欲しいです。</p>
<p>既に取り組んでいます</p>
<p>良いと思う</p>
<p>依存症対策の前にもっとやる必要があると思う。反対します。</p>
<p>反対です。まずは子育てに対して政府としてもっとやる必要があると思います。</p>
<p>依存対策は必要だと思いますが、今の流れは、ごく普通のユーザーにとって魅力の無いものなるだけの思います。</p>
<p>反対します。こんなものを議論する税金があるなら子育て支援の充実に使ってほしいです。</p>
<p>既に取り組んでいる</p>
<p>私の知り合いの方にも依存症と見受けられる方がいます。遊戯程度に収まればいいですが、知り合いの方が心配になります 一人でも多くゆとりのある未来を送って欲しいです。</p>
<p>関係者の立場で話しかかわる問題、公平なとりくみを</p>
<p>依存症は病気です。理解のない人間が、病気の人を全てを否定する権利はない。</p>
<p>それよりも各都道府県担当で、各所轄で認識の違いにならないようにしてもらいたい。</p>
<p>すごくいい案だと思います。</p>
<p>ギャンブル産業の責任を言うなら業界と「可能な対策」を相談するのではなく、「必要な対策」を決め、業界に通知すべきです。</p>
<p>どこからが依存症かという明確なラインも決めてない状態での規制なんて有り得ません。店側もそうだし、遊んでる僕らにも迷惑です。やめてください。</p>
<p>予防教育・普及啓発：基本法第14条関係について、これらは、既に厚労省、総務省、消費者庁、文科省、金融庁等が一定実施しているような口や建前ばかりの通り一遍のものである。「・・・を行っていく」レベルであり白々しい。</p>
<p>競馬、競輪、オートレース、ボートレースと各公営競技で行われるギャンブル等依存症対策は殆ど横一線で共通する施策となっているにも関わらず、なぜそれぞれの公営競技が連携を行わず個別に対策推進を行う計画となっているのか？施策として共通している部分は個別に行うのではなく、ギャンブル等依存症対策推進本部が総合調整を行いながら同一の枠組みの中で共働して行う方がギャンブル等依存症対策として有効に機能するのではないか。</p>

(42) 本ギャンブル等依存症対策推進基本計画案に係る事項以外に関する御意見

【御意見に対する考え方】

ギャンブル等依存症対策推進基本計画案に係る事項以外にも御意見を頂戴いたしました。ギャンブル等依存症対策については、必要な取組を徹底的に講じてまいります。

意見

全てのギャンブルにおいて実効性ある資金調達制限を実施すべきである

2017年決定において公営競技について共通して記載されていた「資金調達制限」の項目が、本基本計画案では「ATMの撤去」の文言に入れ替わり、いわば矮小化されている。

手持ちのギャンブル資金がなくなったギャンブル利用者に対し、ギャンブル資金の貸付がされると、利用者は借金を取り戻すために勝つまでギャンブルを続けようとし、過度ののめり込みを誘発する危険がある。ATMの撤去は、こうしたギャンブル資金の調達制限の一環であり、ATMの撤去を含む資金調達制限は極めて重要である。そして、全てのギャンブルについて、実効性ある資金調達制限が実施されるべきであるが、カジノにおける特定資金貸付業務はこの資金調達制限と深刻な矛盾を来すことになる。カジノにおける特定資金貸付業務の詳細は施行令やカジノ管理委員会規則で具体化していくところ、のめり込みを予防する資金調達制限の趣旨に鑑み、実効性ある対策を求めていくべきである。

一攫千金というものは身を滅ぼすだけであり、他人の不幸の上に自らのしあわせはありえないことを、大人は子どもたちに知らせることが大切です。尊敬されるべき方々がギャンブル・カジノを推奨されている姿を見て、それが子どもたちに及ぼす影響を憂慮しています。カジノはやめてほしい、考え直してほしいと願っています。

この先カジノができます。国民にカジノに行かせその収益を国策に使うという事なのですが、パチンコ遊技に比べおそらく個人が使うお金としてはパチンコの何十倍何百倍と使え人生を一瞬で終わらせてしまうカジノをそこまで推奨する考えをお示しいただきたい。

大阪府民としてカジノなんか要りません。ただそれによって世界最高水準の依存症対策ができるなら仕方ないと思ってきましたが、どうやら間違いだったようです。

大阪のIR推進局が高校三年生に配ったリーフレット、もう最悪でした。カジノを推進する部局が作るから軽々しい内容のものができるのです。会議を開き、税金を投入して作ったチラシが誤解を与える内容であり予防教育にはなっていなかったのです。

カジノは依存症者がいないと儲からない、依存症対策はアリバイだけ

時期尚早のままカジノ建設を許可することに断固として反対します。

ギャンブル依存症対策がしっかりとできないのでは、この上新たなギャンブル産業を許可するようなカジノを推進することは時期尚早です。

また今後カジノが出来た場合、スロットマシン等と同じ規制をかけるのか教えてください。

カジノをつくることはギャンブル依存性対策ありきだと思います。カジノをつくりたいのならそれくらいはするのが国民に対して最低限のマナーではないのでしょうか？ガンになる可能性が高いと言ったばこを売りギャンブル依存性対策もせずにカジノをつくる。いったいこの国はどうなっているのでしょうか？国民の健康的な生活を守る気はあるのですか？

カジノの推進には反対である。

IR法案を通すための体裁にしか見えません。

今後、カジノ事業者が、カジノ利用者に対して貸付を行うこと(特定資金貸付業務)は、ギャンブル利用者に対し、できるだけ、ギャンブル資金の貸付が行われないようにしようとする本基本計画案の基本的な考え方とは明らかに矛盾するはずである。この点をどう考えるのか。ギャンブル等依存症対策推進本部は、ギャンブル等依存症対策の司令塔として、カジノにおけるギャンブル依存症対策はどうあるべきかについても、きちんと意見を述べるべきである。

今後、カジノ事業者が、カジノ利用者に対し、貸付を行うこと(特定資金貸付業務)は、ギャンブル利用者に対し、できるだけ、ギャンブル資金の貸付が行われないようにしようとする本基本計画案の基本的な考え方とは明らかに矛盾するはずである。この点をどう考えるのか。ギャンブル等依存症対策推進本部は、ギャンブル等依存症対策の司令塔として、カジノにおけるギャンブル依存症対策はどうあるべきかについても、きちんと意見を述べるべきである。

今後、カジノ事業者が、カジノ利用者に対し、貸付を行うこと(特定資金貸付業務)は、ギャンブル利用者に対し、できるだけ、ギャンブル資金の貸付が行われないようにしようとする本基本計画案の基本的な考え方とは明らかに矛盾するはずである。この点をどう考えるのか。ギャンブル等依存症対策推進本部は、ギャンブル等依存症対策の司令塔として、カジノにおけるギャンブル依存症対策はどうあるべきかについても、きちんと意見を述べるべきである。

今後、カジノ事業者が、カジノ利用者に対し、貸付を行うこと(特定資金貸付業務)は、ギャンブル利用者に対し、できるだけ、ギャンブル資金の貸付が行われないようにしようとする本基本計画案の基本的な考え方とは明らかに矛盾するはずである。この点をどう考えるのか。ギャンブル等依存症対策推進本部は、ギャンブル等依存症対策の司令塔として、カジノにおけるギャンブル依存症対策はどうあるべきかについても、きちんと意見を述べるべきである。

今後、カジノ事業者が、カジノ利用者に対し、貸付を行うこと(特定資金貸付業務)は、ギャンブル利用者に対し、できるだけ、ギャンブル資金の貸付が行われないようにしようとする本基本計画案の基本的な考え方とは明らかに矛盾するはずである。この点をどう考えるのか。ギャンブル等依存症対策推進本部は、ギャンブル等依存症対策の司令塔として、カジノにおけるギャンブル依存症対策はどうあるべきかについても、きちんと意見を述べるべきである。
カジノ開設は上記理由により、時期尚早である。
カジノ開設は上記理由により、時期尚早である。
近い将来開業するであろう国内のカジノについては、その立ち位置すら見えてこない計画案だ。売り上げや利益率もしくは許認可形態によるなどカジノが出来たら、その負担はどの辺に納まるのかを明確にしておかないと、カジノ導入に向けた法整備において、カジノを置いてけぼりにしており、目的がぼやけた内容は、法の下に平等とは言えないものだと感じる。
カジノはいいのですか？
カジノ法案の整備をしっかりと行うべき。
カジノ開設は上記理由により、時期尚早である。
カジノよりパチンコパチスロの方がギャンブル依存症は少ないと思います。カジノの方が一攫千金とかうたって、ギャンブル依存症になる確率が高いと思います。カジノの方が掛け金が高くなり現金入れ込む人が多くなると思う。
またいずれかは長崎県の佐世保市にカジノの誘致を行うようであるが、まさにこれこそ大衆娯楽なのではないかと感じる。規制うんぬんの前にこういった整備も進めていくべきであると考えます。
カジノも依存症はきつとでてくると思います。
カジノの方がよほどギャンブル
施行令やカジノ管理委員会規則が準備され、カジノが具体化されつつあるが、カジノで新たなギャンブル依存症を生み出さないため、その制度設計や運用について、ギャンブル等依存症対策推進本部が司令塔の役割を発揮し、基本計画の対象とし、責任をもって口を出すべきである。特に、他の既存のギャンブルについては資金調達制限を進めようとしているのに、カジノにおいて特定資金貸付業務を認めることは矛盾であり、その在り方について真剣に検討すべきである。
カジノ開設は上記理由により、時期尚早です。
カジノも同じように規制ばかりになるんでしょうか？
「カジノのスロット」の台数を制限する施策が全く盛り込まれていません。
カジノ開設は、時期尚早である。中止すべきだ。
明確な取り決めや実行された実績が無い中カジノができるということは、日本に更に依存症者を増やすだけです。
カジノ開設は、時期尚早です。
カジノ開設は、時期尚早である。
カジノ開設は、時期尚早です。
IR そんなに急がなくてもいいです！
カジノもギャンブルだ
カジノに、依存症の相談窓口や係員の配置を義務付けてください
カジノはそういった規制があるのでしょうか？
この計画案のままカジノ建設は時期尚早であると考えます。
楽しい日本にするにはあれはダメこれはダメで大変な世の中だなんて思います
パブリックコメントに意見しても反映されません。意味があるのか疑問です！
ギャンブル依存症の人をどうにかして社会の生産性をあげるより自殺またはブラック企業をどうにかしてほしいと切に願います。
取り組んでいるため
インタベンションの法的な問題。 1・自宅から連れ出し施設等で契約させる行為は特定商取引法のクーリング・オフを回避する脱法行為では。精神的、金銭的弱者を相手とした契約として、人道的、倫理的にはどうなのかと疑問。 2・長時間の説得や勧誘、再訪は特定商取引法第3条2の再勧誘の禁止に該当するのでは。 3・連絡を遮断する為にスマートフォンを預かったり、逃亡防止の為に車のキーなどを預かったり、契約するまで出入口を封鎖したりする行為は刑法220条逮捕・監禁罪、刑法第223条強要罪・脅迫罪では。 4・GA、回復施設からの反社会勢力の排除。

<p>I 責任あるゲーミング (Responsible Gaming、「RG」)</p> <p>II RG対策法 等</p> <p>私は、「特定複合観光施設区域整備推進」にかかるカジノ賭博解禁に反対します。</p> <p>○観光先進国としての日本を実現するためにカジノを合法化することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ頼みの国際会議や観光はまともではない。</li> <li>・観光先進国の実現を賭博解禁で実現する発想が貧困である。</li> <li>・安倍政権の新たな「賭け問題」である。</li> <li>・世界の人々を引きつける観光資源の創造はカジノなしで行うことができる。日本のすばらしい観光資源を見つめることなく賭博で「観光客」を集めることは「美しい国日本」のすることではない。</li> <li>・ハワイにはカジノは無いが世界の人々を惹きつけている。</li> <li>・人を不幸にしたお金を収益源にすることは許されない。</li> <li>・カジノに依存しないクリーンな観光立国を目指すべき。</li> </ul> <p>○ギャンブル依存症対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・依存症対策はカジノをつくらないことが一番の対策である。</li> <li>・入場回数制限など、いくつかの対策を掲げているが、発足当初の数年間はその規制が守られても、やがて入場者数の減少などに伴い、そうした規制が徐々に緩和されて行く可能性がある。</li> </ul> <p>○地域の経済振興に寄与することについて</p> <p>カジノ賭博解禁を含む「特定複合観光施設区域整備推進」の目的の一つとして、地域経済の振興があげられている。しかしIRに客足を奪われ、周辺の商店街が衰退した海外の前例がある。人を不幸にし、地域の環境を破壊することで事業者(胴元)は利益をあげても、政府並びに関係者が期待する「地域経済の振興」に寄与するとは考えられない。</p> <p>○カジノによる経済的効果について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノを導入した韓国では、利益よりも依存症問題など負の影響の方が大きいと指摘されている。</li> <li>・また、カジノ賭博場周辺の市民生活における環境汚染も社会問題になっている。・依存症対策や、そうした社会的環境汚染対策にかかる経費などを考慮すれば、カジノによる経済的効果はほとんどないとみるべきである。</li> </ul> <p>○「反社会的団体」との関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人を不幸にすることで金を稼ぐ方法は、古来、戦争・麻薬・売春そして賭博だった。かつ、戦争以外は例外なく反社会的団体と深く結びついてきた。</li> <li>・カジノは、やがてその道のプロである暴力団が絡め取って仕切ることになることが容易に推測できる。</li> </ul> <p>○「世界最高水準のカジノ規制」に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賭博を解禁しないことが世界最高水準のカジノ規制である。</li> <li>・報告書にある「世界最高水準のカジノ規制」には、さまざまな規制が掲げられており、それだけでもカジノがいかに危険な施設であるかが読み取れる。そのような危険な施設は日本にはいらない。</li> </ul>
<p>カジノについての施策も定めるべきである。</p>
<p>予算確保が全く出来ていない状況の中のカジノ開設は時期尚早であり反対致します。</p>
<p>やりましょう。</p>
<p>パブリックコメントに意味があるのか疑問です。</p>
<p>意見ありません。</p>
<p>データの改竄をまず辞めてから対応して欲しい</p>
<p>社会構造が古い為に新しく改革し向上による概略案、教育内容の改正による具体案、女性社会進出での改正による具体案等</p>
<p>安倍首相は、ギャンブル依存症等の弊害について「世界最高水準の対策」ととると国民に約束した。しかし、今回の基本対策案をみると、何処にもその対策の片鱗は見られない。旧態依然の対応を並べているだけである。</p> <p>本件意見募集は、3月7日に始まり3月26日締切と募集期間があまりに短期である。国民の意見を聞く格好だけで事務局案を強行せんとするもので不当である。また「意見提出が30日未満の場合その理由」も求められるが示されていないし、手続は拙速である。</p>
<p>こんな重要なテーマに関するPublic commentの募集をたったの3週間ほどに設定したこと自体が許されない。5月の啓発キャンペーン、4月の閣議決定に間に合わせるためと推量するが、順序が反対である。国民の意見を聞いたという実績づくりのためとしか言いようがない。意見書の声をどう捉え、どのように反映するのか説明もない。</p>
<p>社会貢献や支援団体とも連携し地域に必要、支持されるように努力。今のご時世に見合うちょっとしたシゲキを感じられ、それこそストレス解消、大衆娯楽と称される様に日々、努力を重ねていくしかない様に思います。</p>



#### ギャンブルにおけるアクセス制限について

ギャンブル施設において、利用者の入場チェック及び本人申告・家族申告による入場制限を適切に行うことは極めて重要である。本基本計画案が、これらの取組を明記したことは評価できるが、それが、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置付けられず、関係事業者の取組として、各ギャンブルの種類ごとに、個別に検討されるにとどまっていることは妥当でない。これらの取組は、全てのギャンブルを包括して行われるべきである。

また、特定複合観光施設区域整備法では、カジノについて、日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限しているが、このようなギャンブル施設への入場回数制限も、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」として、検討されるべきである。カジノについては、上記のとおり入場回数制限を定めているにもかかわらず、他方で、ばちんこについては、1か月間、毎日通っても問題ない、などということとはできない。カジノに限らず、既存のギャンブルも含めて、ギャンブル施設への入場回数制限を検討すべきである。

さらに、ギャンブルの性質上、過度にのめりこんでいくギャンブル利用者が必然的に生み出されるおそれがあることからすれば、賭け金額の上限の定めや、賭けに参加する前に自ら設定した上限額に達した場合には、以後の賭けに参加できなくなるといった制度(プリコミットメント)も検討すべきである。

#### ギャンブル資金調達制限について

ギャンブル利用者に対して、ギャンブル資金の貸付けが行われることを防止するための取組は、既存のギャンブルに限らず、カジノも含めて検討すべきである。カジノにおいて、カジノ事業者が、顧客に対して貸付けを行うこと(特定資金貸付業務)は、ギャンブル等依存症対策と矛盾する点についても、ギャンブル等依存症対策推進本部で検討すべきである。

#### ギャンブル資金調達制限について

手持ちの資金がなくなったギャンブル利用者に対し、ギャンブル資金の貸付けがされると、過度なギャンブルが行われ、その借金によるギャンブルにも負けてしまうと、もはや借金を返すためには、勝つまでギャンブルを続けるしかないということにもなりかねない。ギャンブル利用者へのギャンブル資金の貸付けをできるだけ認めないようにすることは、過度ののめり込みを防止するギャンブル等依存症対策として、極めて重要であり、不可欠な取組である。

この点、本基本計画案が、ギャンブル施設におけるATMの撤去等の取組を明記したことは評価できるが、それが、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置付けられず、関係事業者の取組として、各ギャンブルの種類ごとに、個別に検討されるにとどまっていることは妥当でない。このようなギャンブル資金の調達制限は、全てのギャンブルにつき、包括的な対策として検討されるべきものである。したがって、既存のギャンブルに限らず、カジノも含めて検討すべきである。

ところが、特定複合観光施設区域整備法によれば、今後、カジノについては、カジノ事業者が、カジノ利用者に対し、その利用者が預託した金額をも超えて、ギャンブル資金の貸付けを行うことが予定されている(特定資金貸付業務)。このような制度を認めることは、ギャンブル利用者に対して、できるだけ、ギャンブル資金の貸付けが行われないようにしようとする本基本計画案の基本的な考え方とは矛盾する。

この点、ギャンブル等依存症対策推進本部が真に必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていくためには、カジノにおける依存症対策についても指摘できるようでなければならない。もし仮に、カジノにおける依存症対策についてはカジノ管理委員会に委ねられるようであれば、ギャンブル等依存症対策推進本部は、依存症対策の司令塔となることはできない。

ギャンブル等依存症対策推進本部は、既存のギャンブルにおいて、ギャンブル資金の貸付けを制限しようとしている趣旨及び目的は何か、もう一度、確認すべきである。その上で、カジノにおいて、ギャンブル等依存症対策に逆行しないような形で、特定資金貸付業務を行うためには、どのような対策が必要とされるのか、そもそも、そのような形で、特定資金貸付業務を行うことの可否も含めて検討すべきである。

#### ギャンブルにおける射幸性の抑制について

本基本計画案では、ばちんこにおける施設内の取組として、遊技機の射幸性が過度に高まることを防止するための、いわゆる出玉規制について言及されている。しかし、ギャンブルにおいて、著しく射幸心をそそるおそれを払拭するために、どのような対策がとられるべきであるかは、「その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策」の中に位置付けられるべきである。

したがって、ギャンブルにおける射幸性の抑制についても、ばちんこに限らず、既存のギャンブルやカジノも含めて検討すべきである。